

平成22年第4回（12月）伊豆市議会定例会会議録目次

第 1 号 （12月2日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○開議宣告	3
○議事日程説明	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	3
○行政報告	4
○議案第86号の上程、説明	5
○議案第87号～議案第91号の上程、説明	15
○議案第92号～議案第96号の上程、説明	19
○議案第97号、議案第98号の上程、説明	25
○議案第99号の上程、説明	26
○議案第100号の上程、説明	27
○散会宣告	28

第 2 号 （12月6日）

○議事日程	29
○本日の会議に付した事件	29
○出席議員	29
○欠席議員	29
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	29
○職務のため出席した者の職氏名	29
○開議宣告	30
○議事日程説明	30
○一般質問	30
室 野 英 子 君	30

森 島 吉 文 君	3 4
梅 原 泰 嗣 君	4 2
内 田 勝 行 君	4 5
飯 田 正 志 君	4 9
大 川 孝 君	5 5
森 良 雄 君	6 0
木 村 建 一 君	7 8
○発言訂正について	9 4
○一般質問	9 4
関 邦 夫 君	9 4
○散会宣告	1 0 5

第 3 号 (12月7日)

○議事日程	1 0 7
○本日の会議に付した事件	1 0 7
○出席議員	1 0 7
○欠席議員	1 0 7
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1 0 7
○職務のため出席した者の職氏名	1 0 7
○開議宣告	1 0 8
○一般質問	1 0 8
松 本 覺 君	1 0 8
杉 山 誠 君	1 1 4
西 島 信 也 君	1 2 7
三 須 重 治 君	1 3 9
鈴 木 初 司 君	1 4 9
稲 葉 紀 男 君	1 6 3
○散会宣告	1 7 3

第 4 号 (12月8日)

○議事日程	1 7 5
○本日の会議に付した事件	1 7 5
○出席議員	1 7 5
○欠席議員	1 7 6
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 7 6

○職務のため出席した者の職氏名	176
○開議宣告	177
○議事日程説明	177
○議案第86号の質疑、委員会付託	177
○議案第87号～議案第91号の質疑、委員会付託	196
○議案第92号～議案第96号の質疑、委員会付託	197
○議案第97号、議案第98号の質疑、委員会付託	207
○議案第99号の質疑、委員会付託	208
○議案第100号の質疑、討論、採決	211
○散会宣告	212

第 5 号 (12月17日)

○議事日程	215
○本日の会議に付した事件	215
○出席議員	216
○欠席議員	216
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	216
○職務のため出席した者の職氏名	216
○開議宣言	217
○議事日程説明	217
○議案第86号の委員長報告、質疑、討論、採決	217
○議案第87号～議案第91号の委員長報告、質疑、討論、採決	231
○議案第92号～議案第96号の委員長報告、質疑、討論、採決	236
○議案第97号、議案第98号の委員長報告、質疑、討論、採決	240
○議案第99号の委員長報告、質疑、討論、採決	242
○請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	243
○閉会中の所管事務調査の申し出について	255
○日程の追加	255
○報告第16号の上程、説明、質疑	256
○発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	257
○発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	263
○発議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	270
○閉会宣告	272
○署名議員	273

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（杉山羌央君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成22年第4回伊豆市議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（杉山羌央君） 本日の出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（杉山羌央君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下関係職員の出席を求めましたので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（杉山羌央君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により、議長において指名いたします。12番、森良雄議員、13番、古見梅子議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（杉山羌央君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から12月17日までの16日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月17日までの16日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（杉山羌央君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より法に基づく例月出納検査結果報告がありました。結果につきましては、別紙のとおりです。

本日までに受理した請願・要望・陳情は、お手元に配付した写しのとおり5件であります。修善寺老人憩いの家に関する請願につきましては、福祉環境委員会に付託いたしました。

伊豆スカイライン（天城高原・冷川間）無料化の要望については経済建設委員会に、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書については福祉環境委員会に、住民の安心・安全を支える行政サービスの充実を求める陳情については総務教育委員会にそれぞれ審査を要請いたしました。

修善寺小学校の存続を求める嘆願については、写しを配付させていただきましたので、報告をいたします。

平成22年12月18日で任期満了となります伊豆市都市計画審議会委員の推薦依頼が市長からありました。都市計画審議会委員のうち、市議会議員から4名の委員の推薦を願うものであり、委員の任期は2年であります。

つきましては、前回の選出方法同様に、経済建設委員会の委員から推薦していただくよう、経済建設委員長にお願いをいたしましたので御報告いたします。

その他、会議、行事、出張等につきましては、お手元に配付の資料のとおりであります。

◎行政報告

○議長（杉山羌央君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

定例会冒頭に当たり、行政報告を申し上げます。

まず、土肥小学校の校歌制定について。

11月27日土曜日、土肥小学校において新しい校歌の発表会が行われました。

東京学芸大学出身で、現在東京都の小学校で音楽教諭をされている中山真理先生にお願いしたのですが、中山先生は5月に土肥を訪問され、子供たちから直接校歌に対する思いなどを聞き入れられ、本当に素晴らしい校歌をつくってくださいました。発表会では、157名の子供たちが大きな声で校歌を歌い上げてくれました。

校舎の改修も終わり、懸案であった八木沢小池地区のバス路線の一部変更も9月には実現し、土肥地区の小学校再編事業はほぼ終了いたしました。先生方、児童たち、そして保護者の皆様の笑顔がとても印象的であったことを報告申し上げます。

次に、国の予備費、補正予算の伊豆市配分について。

国の予備費の運用により、伊豆市内の砂防事業に約5億円、補正予算の配分として東駿河湾環状道路に16億1,000万円、天城北道路に8億2,000万円の事業費が増されたとの通知をいただきました。全市民の念願である両道路の整備が着実に推進されるものと、喜びをもって御報告申し上げます。

最後に住民訴訟について。

伊豆市が被告となっていた住民訴訟の控訴審について9月29日、東京高等裁判所の判決があり、市が勝訴いたしました。

平成17年12月19日に提訴されたものと、平成18年6月28日に提訴された2事件で、具体的には修善寺総合会館の改修、固定資産基礎資料更新業務、これは航空写真でございます。一般廃棄物資源ごみ収集及び運搬、し尿処理施設改良、そして土肥小学校屋内運動場建設の5事業における随意契約について、いずれも伊豆市の行政手続が正当なものであったことが確定いたしました。

市は、今後とも行政事務を一層公正に、かつ透明性をもって遂行してまいります。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 以上で行政報告は終わりました。

◎議案第86号の上程、説明

○議長（杉山羌央君） 日程第5、議案第86号 平成22年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第86号について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6億3,910万円を追加し、歳入歳出予算の総額を155億120万円とするものです。

詳細につきましては総務部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（杉山羌央君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

○総務部長（鈴木伸二君） それでは、議案第86号 平成22年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）につきまして補足説明をさせていただきます。

議案のほうは1ページからになります。ただいま市長のほうから説明がございましたように、歳入歳出の金額に6億3,910万円を増額とさせていただきたいと思っております。

2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。

第1表といたしまして、それぞれの款、項ごとの補正の額でございます。

市税につきましては、個人の市民税の減額ということで、補正額は8,000万円の減という形になっております。

それから、次の10款1項の地方特例交付金でございますが、5,594万9,000円の増。これは主

に児童手当の増額分、あるいはまた子ども手当の支給分、そういったものに対応します分、さらには自動車税の軽減措置、エコ減税とかそういったものがございましたが、そういったものに対応します補てん措置、そういったことで5,594万9,000円を増額をいたします。

それから、地方交付税でございますが、これは5億177万4,000円の増ということで、こちらにつきましては普通交付税、本年度追加がまだ予定されているようでございますが、交付決定済みの金額ということで、これだけの額を補正させていただきたいというものでございます。

15款2項国庫補助金、こちらのほうが2,525万4,000円の増となっておりますが、障害者福祉事業等に伴います事業費の増というものがございまして、それらの定額負担等の増という形になっております。

20款繰越金、1億4,005万3,000円でございますが、こちらのほう追加をさせていただくというものでございます。

歳入につきましては6億3,910万円の増ということで、また事項別明細のほうで詳細について御説明をさせていただきたいと思っております。

3ページのほう、歳出の補正でございます。こちらのほう総務費から教育費まで、それから裏の4ページのところに災害復旧費と諸支出金がございます。主なものにつきましては、別にお渡しをしております22年度12月定例会補正予算、こちらのほうに書かせていただいております。こちらにつきましても、詳細の部分はまた事項別明細のほうで御説明をさせていただきたいと思っております。

5ページに債務負担行為補正というものがございます。

まず1つ目が天城給食センター調理業務、こちらのほうは23年度、24年度ということで、今回2年度の債務負担という形になっております。

それから、それに関連いたしまして給食センターの配送業務、こちらのほうも2年間という形で債務負担行為をお願いをするものでございます。

金額につきましては、調理委託のほうは8,400万円、給食業務の配送のほうは2,800万円、以上のようになっております。

それから、3番目に伊豆市の地域観光情報発信事業、こちらのほうがございます。平成23年度1年の債務負担という形になっておりますが2,396万5,000円。こちらにつきましては、狩野川広域事業という形の事業でございまして、伊豆市、伊豆の国市、函南町、それから沼津市、こちらのほうで共同して取り組みを実施するものでございます。緊急雇用を利用して、情報発信のための職員を採用いたしまして、こちらのほうの職員をFM放送のK-MIXというほうに派遣をして、番組枠を買い取って市の観光情報等を週1回流すというような取り組みをするという形になっております。今年度補正予算の中にもございますが390万1,000円、それから23年度、ここにございます2,396万5,000円、合計2,786万6,000円の事業費という形で予定をしておるものでございます。

6 ページをごらんいただきたいと思います。

地方債の補正でございます。

まず、臨時財政対策債でございますが11億円を10億2,500万円に減額をさせていただきます。こちらにつきましては、歳入の15ページ、こちらのほうにございますが、財政融資を主に借入れをいたします。こちらのほうは一般財源相当額のみとなっておりますので、減額措置が必要になってまいりました。

それから、小学校の施設整備事業につきましては、南小体育館の国庫補助額の単価の改定がございまして、これが引き上げられたことに伴います調整を行うものでございます。

中学校の整備事業につきましては、天城中学の技術科棟、こちらのほう面積要件が多少変わってまいりまして、地方債事業分が増加すると。こちらにつきましては、国の予備費事業ということもございまして、全額が今年度の交付税措置がされる予算措置という形で、地方債のほうで調整をいたします。

したがって、補正前の地方債の額が14億4,150万円となっておりますが、補正後の合計額が14億4,000万円とさせていただきます補正でございます。

それでは、具体的に事項別の明細につきまして御説明をさせていただきたいと思います。

8 ページ、9 ページをごらんいただきたいと思います。

1 款の市税につきましては、先ほど御説明しましたように個人の市民税が対前年調定という形で見えておまして89.9%の調定額という落ち込みを示しております。このために減額をさせていただくということでございます。

地方特例交付金と地方交付税につきましては、先ほど御説明させていただいたとおりでございます。

13 款分担金及び負担金でございますが、農地災害費の受益者負担ということで、事業費の10%を予定をしております。

15 款国庫支出金でございますが、まず民生費国庫負担金の項目でございます。先ほど御説明いたしましたように、社会福祉費負担金が2,291万円増となっておりますが、これは負担額の2分の1が国庫負担分という形になっておりまして、障害者のサービス給付等の増という形のものに伴います増額という形でございます。2 節児童福祉費負担金、こちらにつきましては保育所措置費の負担金という形で、入所児童数が増加したことに伴います増ということで、これは私立保育園分の増額でございます。子ども手当負担金、こちらのほうは3,400万円ほどの減額となっております。これは、給付人数が確定をしまして、それに伴う減額が生じたということでございます。

2 項教育費国庫負担金でございますが、82万円ほどの増という形になっておりますが、これは先ほど申し上げましたように、南小体育館の単価の差額が発生しましたので増額をさせていただくという財源変更でございます。

続きまして10ページ、11ページをごらんいただきたいと思います。

1 項総務費国庫補助金でございますが、総務管理費補助金といたしまして4,000万円ほどの増額をさせていただきたいと思っております。無線システム普及支援事業ということで、これは地デジ対策でございます。中伊豆の地蔵堂、姫之湯、そして天城湯ヶ島の矢熊、この3つの中継所が電波を放送開始いたしますと、具体的に難視聴の地域がどれくらいというのが確定をしております。そういったことで、新たに共聴アンテナ等で受信するということが考えられますので、今年度最初の追加申請ということをお考えまして、その財源といたしまして4,000万円を追加をさせていただくと。歳入歳出同額で、これは後ほど歳出のほうでも同額が出てまいります。

それから、国庫補助金の中の民生費国庫補助金でございます。社会福祉費補助金でございますが地域生活支援事業国庫補助金、こちらのほうは日常生活給付事業、こういったものがございますが、こちらのほうの2分の1相当額ということで今回予算額の増という形になっております。

児童福祉費補助金でございます。次世代育成支援対策交付金につきましては、後ほど13ページのほうに出てまいります。保育対策促進事業、こういったものへの統廃合等が行われたという形で減額になっております。

また、児童育成事業補助金につきましては、逆に上の次世代育成のほうへの統廃合という形で補助金の整理が行われたための措置をさせていただくというものでございます。

衛生費国庫補助金でございます。こちらにつきましては合併浄化槽の設置事業の補助という形で設置件数がふえてまいりましたので、補助申請額を増額をさせていただくというものでございます。

教育費国庫補助金でございます。こちらにつきましては、南小の体育館の増額分が1,156万1,000円でございます。それから減額分といたしまして、天城中学校の技術科棟、これは面積要件と先ほど申しましたが、こちらのほうで補助対象から外れた分がございます。2,896万4,000円でございます。したがって、トータルしまして1,740万3,000円の減という形になっております。

災害復旧費補助金は、先ほど分担金のところでもちょっと触れましたが、農地災害のほうの補助と農業用施設災害、この2つがございます。農業用施設災害につきましては事業費の60%、それから農地災害につきましては事業費の50%、こういった補助率になっております。

続きまして、16款県支出金でございます。こちらにつきましては、民生費負担金でございます。先ほどの国庫負担金のところと同じような内容になりますが、それぞれの補助額を増額、減額をするものでございます。

続きまして、2 項県補助金でございますが、まず総務費県補助金で50万円減額をさせていただいておりますが、これは消費生活相談員が2年目になりまして、初年度のみ補助対象となるということで、2年目は対象にならないということになりましたので減額をさせていただくというものでございます。それから、民生費のほうにつきましては、地域生活支援事業

県補助金、こちらは先ほど言いました国庫補助金と同様の日常生活給付、こちらのほうに対します補助ということで、こちらのほうは4分の1の補助でございます。

児童福祉費補助金につきましては、母子家庭医療の助成、こちらは助成額、歳出のほうで申します助成額がふえたということに伴います補助額の増という形でございます。それから、多様な保育推進事業、こちらにつきましては、乳児分の保育対象者の増という形の支出がふえてまいりましたので、それに伴う歳入の増という形になっております。

次の12ページ、13ページごらんいただきたいと思いますが、同じ項目の安心こども基金補助金というものがございます。これは100%補助という形になっておりまして、後ほど歳出のほうで説明をいたしますが、AEDというものを地域の施設という中で保育所のほうに充実していくという趣旨のものでございます。

それから、先ほどちょっと触れました補助金の整理がございまして、4の児童育成事業補助金と13の保育対策等促進事業費補助金、こちらのほうが増減それぞれございますが、補助事業の調整に伴う補正という形で計上をさせていただいております。

3項衛生費県補助金でございますが、その中の保健衛生費補助金、乳幼児医療費補助金でございますが、これ助成額が増額を医療費等の増から増額をしております、それに伴う補助金の増というものでございます。

次の清掃費補助金、合併浄化槽につきましては、先ほど国のほうで申し上げましたとおりでございます。

労働費につきましては、緊急雇用の事業費の助成でございまして、先ほど債務負担の中でも触れました観光情報発信事業、こちらに伴います補助金でございます。

農業費県補助金、その中の1つ目が中山間地域等の直接支払事業の補助金でございますが、これは参加する地域がふえてきたために増額となるものでございます。

中山間地域の農業振興事業補助金、これはワサビ田のモノレールに対します補助という形で支出を予定しております、それに伴う県の補助金という形で収入をいたします。

林業費補助金50万円、こちらにつきましては、病虫害防除に充当します補助金50万円が増額となったというものでございます。

消防費県補助金1,831万2,000円ほど減額となっておりますが、こちらは先ほど申し上げました南小の体育館の国庫補助分の引き上げ等がございまして、それに伴いまして県費が削除されております。減額となっております。財源の変更でございまして、こちらのほうは2,000万円の減額を見込んでおります。逆に、天城中学の技術科棟、こちらのほうが県費の補助に変わってまいりまして、こちらのほうが168万8,000円の増ということで差し引きをしまして1,831万2,000円の減ということになっております。こちらのほうも財源の変更ということでございます。

それから、繰入金でございますが、当初予定をしておりました財政調整基金からの繰り入れ1,070万円につきましては、他の一般財源で充当が可能となったために取り崩しを取りや

めるものでございます。

繰越金につきましては1億4,000万円ほどの増という形で、前年度の繰越額から差し引きをしますと、残りが8,708万6,000円ほど残っております。こちらにつきましては、今後の追加経済対策の補正事業、あるいは国保医療のほうの医療費の伸び、そういったものが予想されておまして、それらに対応するために保留とさせていただいたものでございます。

それから、地方債の補正につきましては、先ほど地方債補正で申し上げたとおりでございます。

続きまして、16ページ、17ページから歳出の主なものについて御説明をさせていただきます。

まず、2款総務費、1項総務管理費、主に人件費の補正ということでございますが、この中の説明欄、下から4つ目になりますが、総合事務組合退職手当特別負担金でございます。9,516万2,000円でございますが、こちらは職員の勸奨退職に伴います特別負担ということでございます。19万円から740万円まで、退職する残りの年数に応じて、それぞれ発生をするものでございます。退職者24名おりますが、このうちの22名に対して負担金が発生をいたします。

これは特別負担金、一部には定年に達した退職であっても、18年の給与改正等がございまして、過去3年間の給与の平均の中で昇格等が発生をしますと、計算式に基づいて12倍するという計算式があるのですが、その中で若干発生するものはございます。そういった勸奨以外での特別負担金も当然含まれておりますので、御承知いただきたいと思っております。

次の18ページ、19ページをごらんいただきたいと思っております。

2-1-5財産管理費の中の工事請負費ということで、中伊豆温泉スタンド水中ポンプ入れかえ工事1,450万円というものがございます。こちらにつきましては、水中ポンプ、中にごございますポンプの入れかえを予定をしておったのですが、詳細について調査をしまして、ところポンプが落下しているということが判明をいたしまして、そのポンプを引き揚げないと工事温泉を揚げることもできないというような状況になっておまして、急遽ここでポンプの入れかえのための引き上げを行う事業費を追加をさせていただきたいというものでございます。

それから、支所費でございますが、天城支所費ということで110万円ほど追加をさせていただいておりますが、修繕料につきましては、電話及び火災報知機の切りかえ等が必要になってまいりまして、そちらのほうを行うための予算でございます。

また、廃棄物処理手数料につきましては、これまでの不良品等いすなど使えないものがございまして、それら残っておりますものを処分するというために手数料が発生するというものでございます。

企画費でございますが、負担金補助及び交付金でございますが、先ほど申しましたように地デジ対策ということで同額の4,000万円を追加をさせていただく。現在、申請をしております。

ますが、残り20地区を予定をしております、1件の支出額を200万円と想定しておりますが、合計4,000万円ということでございます。

ページのほうがちょっと飛びますが、22ページ、23ページをごらんいただきたいと思います。

社会福祉費でございますが、この中の3目心身障害者福祉費でございます。こちらのほうが補正額4,898万円ということでちょっと多く補正をさせていただいておりますが、まず、障害者福祉事業の中で、重度心身障害者の施設負担金、こちらのほうがございます。47万3,000円でございますが、こちらのほうは今、共同で沼津市のほうへ進めておりますが、その施設を整備するに当たって、スプリンクラーであるとか備品等が増額になったということで、負担金が増額になるというものでございます。

それから、3の障害者自立支援事業につきましては、先ほど歳入のほうでも説明をさせていただきましたが、サービスの利用者の増というものがございます。そういったことで、障害者福祉サービス費並びに療養介護医療費を増額をさせていただくというものでございます。

それから、地域生活支援事業で手話通訳の報償費、こちらのほうは講演会等の利用がふえたということで増額をさせていただくとともに、日常生活用具のほうは、障害者に対します地デジ対策の受信機、そういったものも対象になってきたということで増額をさせていただきたいというものでございます。

続きまして、26ページ、27ページのほうをごらんいただきたいと思います。

まず、一番上が児童福祉総務費でございますが、その中の児童福祉事業のほうが増額となっております。こちらにつきましては、先ほど歳入のほうでも説明をいたしましたとおり、月平均の単価といいますか申請金額がふえております。医療費の増という形になっておりますが、これらに伴う増額をお願いをするものでございます。

次の児童措置費の扶助費でございますが、こちらにつきましては当初、見込み人数で算定をしておりましたが、これが人数がほぼ決まってきましたので、それに伴います人数を減員いたしました関係上、減額という措置をさせていただくものでございます。

保育所費、保育園一般事業というものがございますが、こちらのほう3,468万8,000円の増という形になっております。臨時職員の賃金につきましては、3歳未満児が増員したという形で、急遽、人数の不足が発生をいたしました。それから、病気等の職員の欠というものもございまして、調理員、栄養士等を増員をいたしました。これに伴う増額ということで1,230万円を予定をしております。

13-46ということで、市外の委託児童につきましても、当初13名を予定しましたが22名に増員になったということで、こちらも人数の増に伴います増額補正ということでございます。

保育園エアコン設置工事につきましては、橘保育園の調理室でございますがエアコンが故障いたしまして取りかえが必要になったというもので、夏冬関係なく調理品の衛生管理が必要だということで、保健所からの指導があったというもので、急遽工事をさせていただきた

いというものでございます。

それから、備品購入費でございますが、先ほど歳入のほうで言いましたように、AEDを地域の施設という形の中で利用していくというもので、AEDを入れるというものでございます。

次の28ページ、29ページごらんいただきたいと思います。

修善寺保育園運営費負担金につきましては、私立保育園でございますが入所児童の増というものでございます。

特別保育事業費補助金につきましては、延長保育の補助額が改定になったというものでございます。

民間保育所乳幼児対策事業補助金並びにかしわくぼ保育園運営費負担金につきましては、入所児童の増というものでございます。

次のこども園費につきましては、こども園一般事業のところできくらこども園の屋根の改修というのがございますが、雨どいの取りかえが必要になったというものでございます。それからこども園のエアコンのほうは、先ほどの保育園と同じように調理室の取りかえというものでございます。

次の30ページ、31ページごらんいただきたいと思います。

その他の事務事業のところ、衛生費でございますが、保健衛生費の中でその他の事務事業の中で、市内公的病院等の補助金がございます。昨年度からスタートさせていただいたもので、日赤のほうで運営補助という形で7,700万円、中伊豆温泉病院のほうで医療機の購入、これは検診車でございますが、こちらの購入ということで2,000万円、合計で9,700万円の増額という形になっております。

32ページ、33ページをごらんいただきたいと思います。

清掃費の清掃総務費、合併浄化槽の事業費でございます。改築をいたしますと、現在ではすべて合併浄化槽という形になっておりまして、その改築に伴う申請件数が増加してきたというものでございます。694万1,000円の増という形をお願いをするものでございます。

それから、塵芥処理費につきましては、リサイクル事業で51万円ほどお願いをしておりますが、集積所のネットの補充分でございます。これをお願いをしたいというものでございます。

3項のし尿処理費の中で、4のし尿処理施設建設事業というものが1,400万円ほど増額となっております。

35ページをごらんいただきたいと思います。

新しい処理場建設に伴います地域住民の視察というようなことで、食料費とバスの借上料を補正させていただくというもの。それともう1つは建設委託料となっておりますが、ボーリング調査並びに測量という形で、これは新し尿処理場の建設候補地が決定をした後の措置という形で予定をしておるものでございます。

農業費のほう、農林水産業費でございますが、農業総務費、5の花木園施設管理事業、これは土肥でございます花木園でございますが、ビワの追肥、こちらのほうをしないとだめですよというような指摘がございまして、寒肥等の肥料を追加するものでございます。

3項農業振興費につきましては、先ほど歳入のほうでも申し上げましたとおり、ワサビ組合へのモノレール補助という形で、現在のところ上船原、矢熊のワサビ田のほうを予定をしているというものでございます。これは全体の事業費600万円で、その半分を補助するという形で、歳入のほう全額を先ほど説明した金額で補てんをするというものでございます。

38ページ、39ページをごらんいただきたいと思います。

観光振興事業、一番下になります。440万1,000円、うち390万1,000円というのがございますが、これが先ほど債務負担の中で申し上げました今年度の措置分でございます。

それから、次の40ページ、41ページのところに50万円というものがございます。2月に月ヶ瀬の梅組合のほうで予定をしておりますが、静岡県の太鼓祭り、こういったものが開催をされるということで、こちらのほうで仮設ステージ等をつくるというようなこともございまして、その事業費を補助するというものでございます。

観光施設管理費の中で、その下の8、修善寺自然公園管理事業、支障木等の枝の取り除き等を委託をするものでございます。70万円。それから圃場耕運が8万円出ておりますが、これはシャクナゲの圃場として旧修善寺町のときから借りておりました圃場がございましたが、これをもうほぼ使わなくなったということで返還をするために耕運を委託するという内容の委託でございます。

42ページ、43ページをごらんいただきたいと思いますが、道路橋梁費の中の道路新設改良費、国・県関連事業というのがございます。60万円の追加でございますが、測量のほうは80万円減額でございますが、土壌調査ということで奥野残土処理場の土壌調査をいたします。これが140万円でございます。

44ページ、45ページをごらんいただきたいと思います。

9款消防費の災害対策費でございます。無線通信設備の管理事業、同報無線リモコン設置工事ということで、今年度の補正で天城湯ヶ島地区の同報無線、これを本庁舎、修善寺から操作できるようにリモコン設置をするものでございます。なお、新年度で中伊豆、土肥について予定をしていきたいと思っております。

50のその他事務事業の中で、防災ヘリコプター運航連絡協議会負担金というのがございます。10万1,000円でございますが、こちらにつきましては静岡市と浜松市、これが単独運航という形になりまして、当初その穴埋めは県のほうでしてくれるというようなことでお願いをしてあったのですが、県のほうも厳しい予算というものがございましてどうしてもできないという形で、各市町村で見てくれという形になりました。そのための増額が10万1,000円でございます。

46ページ、47ページ。教育費の小学校費でございます。

小学校の一般事務事業につきましては、大見小、八岳小等の図書司書並びに大見小の事務、こういったものの人の異動をかけました。それに伴います中学校からの振りかえという形でございます。後ほど中学校費のほうは減額という形で同額が出ております。

それから、3の修善寺小学校管理運営事業1,041万円でございます。こちらは、維持補修工事ということで、障害者児童が現在1名ございますが、その子供が来年3年生になるということで、教室を上階に移動しなければいけないという形で、その子が移動するための階段へのリフトの取り付けというようなものを今回お願いをしたいということでございます。

6、7、9の修善寺南小、土肥小、湯ヶ島小それから次の月ヶ瀬小、狩野小、これの管理事業につきましては、地デジを受信するためのアンテナを設置するものでございます。

それから49ページの学校再編事業のところ、備品の購入というのがございます。こちらにつきましては、新しくなります中伊豆小学校職員室、図書室の備品購入ということで、当初、書庫等移設できるものという想定をしておったようなんですが、作りつけといいますか固定の書庫等ございまして移設ができないということから、今回備品を購入させていただくというものでございます。

学校再編事業の記念事業につきましては、大見小、八岳小、大東小、この3校を予定をしております。

続きまして、中学校の管理事業でございます。先ほど言いましたように、小学校への臨時職員の配置がえ、同じく中学校につきましても3中学校は地デジ受信のためのアンテナ設置という形で予定をしております。

幼稚園費でございますが、こちらにつきましても先ほど保育園のほうで御説明しましたようにAEDを購入するために備品購入費という形で88万2,000円を増額させていただくというものでございます。

54ページ、55ページをごらんいただきたいと思います。

補正のほうの一般会計、最後のほうになります。災害復旧費でございます。

まず農地災害、1項でございますが、工事につきまして600万円予定をしております。年川、徳永、梅木、この3カ所で発生をしました災害復旧工事でございます。

それから、2項の農業用施設、こちらのほうは工事費で80万円でございます。これは筏場のワサビ田の用水路という形で復旧をするものでございます。

最後になりますが、財政調整基金のほうに3億円をお願いするものでございまして、地財法等の剰余金の積み立てという形で、ここで最終的に3億円を追加させていただくという形になっております。前年度末の積立額が20億8,000万円ほどございましたので、今年度、最終的には25億3,200万円ほどの積立額まで持っていくという形で予定をしております。

56ページ、57ページのところをちょっとごらんいただきたいと思います。人件費の補正の中で、前回、臨時議会の中でお願いをいたしました給与改定等ございました。この給与改定に伴う金額、一般会計分で給与が551万6,000円の減という形になっております。

それから手当のほう、期末・勤勉手当が減額になるというような形がございまして、こちらのほうが3,254万3,000円という形でございます。

なお、その他の分の増という形では8,963万3,000円でございますが、増減等若干ございまして、こちらのほうは上の明細にございますように、退職手当含め特別負担金、こちらのほうが大きく影響をしておるものでございます。

以上、一般会計の補正予算について御説明をさせていただきました。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 以上で、提案理由及び補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第86号に対する質疑は、12月8日開催予定の本会議において行います。議案に対する質疑の通告期限は6日の正午となっております。

◎議案第87号～議案第91号の上程、説明

○議長（杉山羌央君） 日程第6、議案第87号 平成22年度伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算（第1回）から、日程第10、議案第91号 平成22年度伊豆市上水道事業会計補正予算（第2回）までの5議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第87号から議案第91号まで、一括して提案理由を申し上げます。

今回提案いたしました公共用地取得事業特別会計につきましては公共事業の代替用地取得のための増額、国民健康保険特別会計につきましては保険給付費の増額、下水道事業及び上水道事業につきましては繰上償還を実施するための増額、農業集落排水事業特別会計につきましては処理場管理事業の増額などをお願いするものでございます。

詳細につきまして、それぞれ担当する部長から説明をさせます。

○議長（杉山羌央君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、議案第87号について、総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

○総務部長（鈴木伸二君） それでは、議案第87号 平成22年度伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算（第1回）の補足説明をさせていただきます。

ただいま市長が申しあげましたとおり、公共事業の代替用地ということで、湯川橋のかけかえ工事を予定しております。これに伴いまして、NTTの用地を取得するというもので、面積につきましては1,216平米でございます。金額につきましては9,200万円ということで、議案の64ページ、65ページでございますが、歳出はこれだけになります。この財源といたしまして、土地開発基金のほうからの繰り入れ並びに繰越金を充当させていただく、こういう

補正でございます。

以上でございます。

○議長（杉山羌央君） 続いて、議案第88号について、市民環境部長。

〔市民環境部長 山本 潔君登壇〕

○市民環境部長（山本 潔君） それでは、議案第88号 平成22年度国民健康保険特別会計補正予算（第3回）の補足説明をさせていただきます。

議案書のページ67ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,612万3,000円を増額し、歳入歳出それぞれ43億6,401万2,000円とさせていただくものです。

初めに、歳出のほうから説明させていただきます。72、73ページをお願いしたいと思います。

まず第1款総務費ですけれども、これは給与改定によります職員給与の減額67万7,000円でございます。

第2款につきましては、保険給付費です。これは11月までわかった、医療費としては8月分までの給付見込みを見まして、今後の見込みをいたしまして、高額療養費につきましては、一般分を4,700万円、退職分を790万円それぞれ増額補正させていただくものです。

また、葬祭費につきましては100万円の増額を計上させていただきました。

それから、次のページをお開きいただきたいと思いますが、第8款保健事業費です。人間ドック委託料を90万円増額補正をさせていただいております。

それでは申しわけありません、70、71ページに戻っていただきまして歳入のほうですけれども、一般会計繰入金につきましては、先ほどの職員給与費の減額補正に伴う67万7,000円、それから第10款の繰越金につきましては、保険給付費の増額分を前年度の繰越金5,680万円を増額させていただいてこれに充てようというものでございます。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 続いて、議案第89号から議案第91号までの3議案について、建設部長。

〔建設部長 小川正實君登壇〕

○建設部長（小川正實君） それでは、議案第89号から議案第91号につきまして、補足説明をいたします。

職員給与費につきましては省略させていただきます。

それでは、77ページをお開き願いたいと思います。

平成22年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第2回）でございます。

歳入歳出2億7,145万9,000円を増額いたしまして、予算総額を18億2,877万2,000円とするものでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

第1表で御説明させていただきます。

最初に歳入でございます。

7款諸収入のところに、4項雑入がございます、これは消費税還付金が決定的にしまして70万円の減額となります。

それから、8款市債でございます。これにつきましては、先ほど市長からも御説明がございましたとおり、繰上償還をするための借りかえの市債でございます。内容を申し上げます。流域下水道事業債につきましては4,340万円、特定環境保全公共下水道事業債につきましては1億3,230万円、公共下水道事業債につきましては9,590万円ということで、合計2億7,160万円の補正をさせていただきます。

次に歳出でございます。

事業費をごらんいただきたいと思いますけれども、1項下水道建設費1,558万2,000円の減額でございます。この内容を申し上げますと、下水道工事をやるに当たりまして、上水道管の本管が当たります。この本管の布設がえが必要となりますので、これを補償工事費として予定しておりましたけれども、工事量が減少いたしましたので減額いたします。

それから、下水道管理費1,302万5,000円でございますけれども、これは東部浄化センターにおきます流域下水道維持管理費の当市におきます負担金が確定いたしました。そのために、これが1,302万5,000円の増額となります。

次に、公債費でございます。これが先ほどのお話、収入とも一体となってきますけれども、これが繰上償還分の元金でございます。内訳を申し上げます。流域下水道事業債分といたしまして4,893万2,000円、特定環境保全公共下水道事業分といたしまして、1億2,586万9,000円、それから公共下水道事業債分といたしまして9,921万3,000円。合計いたしまして2億7,401万6,000円の増額をお願いするものでございます。

結局、この作業というものが、繰上償還約6%以上の利率の起債を3%前後の利率の下水道事業債に借りかえるという作業でございます。

79ページをごらんください。

地方債の補正でございますけれども、先ほど申し上げました補正前が1億6,760万円から4億3,920万円に増額するものでございまして、これが歳入の8款市債2億7,160万円の増ということでございます。

次に、91ページをお開き願います。

議案第90号 平成22年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3回）でございます。

この特別会計につきましても、職員給与費の説明は省略させていただきます。

歳入歳出197万円を増額いたしまして、予算総額を1億3,916万1,000円とするものでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

歳入でございます。

5款の諸収入、これも4項雑入でございますけれども、これも消費税還付金が新たに発生いたしました。127万円を計上するものでございます。

それから歳出でございます。

これにつきましては、業務費、処理場管理費としての修繕料の増額補正をさせていただきたいと思っております。197万円になります。そのために歳入の繰越金、これを70万円補正計上させていただくものでございます。

次に、99ページをごらんいただきたいと思っております。

議案第91号 平成22年度伊豆市上水道事業会計補正予算（第2回）でございます。

まず、収益的支出のところをごらんいただきたいと思っております。

収入につきましては、補正はございません。支出だけでございます。

最初に、営業費用68万2,000円の減額でございますけれども、これは原水、浄水、配水・給水費のところ、水質検査の手数料が減額になったことと、総係費の時間外手当が不足が見込まれますので増額補正させていただきます。差し引き69万8,000円の減額をさせていただくものでございます。

それから、その下になります資本的収入のところをごらんいただきたいと思っております。

出資金ということで1,500万円の減額を予定させていただきました。これにつきましては、先ほど下水道事業特別会計で申し上げました上水道管布設がえ工事、これに対する補償金が減額ということになりました。これは先ほどのとおり、下水道事業における上水道本管関連の事業が減ったということでございます。

その下の資本的支出でございます。建設改良費につきまして1,320万3,000円の減額になります。これは結局、上水道本管関連の事業が減ったために、建設改良費を1,320万3,000円減額するものです。先ほど申し上げましたとおり1,500万円の減額でございましたけれども、田方地区消防署の南署の付近に、やはりこの上水道事業に200万円相当の工事が発生いたしましたので、相殺いたしまして1,320万3,000円という金額になりました。

第2項の企業債償還金でございます。1,829万5,000円の増額をお願いするものでございますけれども、これにつきましては歳入、資本的収入のほうに借りかえのための起債を予定してございません。これはなぜかといいますと、1,829万5,000円という金額が少額という多少語弊がございますけれどもそういう金額であるということと、これが償還期限が平成26年で完了いたしますので、今回は手持ち資金で繰上償還をするものでございます。そのための元金でございます。

それから、第4条をごらんいただきたいと思っております。

ここは職員給与費の補正でございます。これにつきましては、上下水道の企業会計におきましては職員給与費が流用禁止項目になっております。流用できませんので34万円ほど増額させていただきます。これは、先ほど総係費、収益的支出のところ、総係費の時間外手当が不足するということがございました。こういうことから、結局差し引き34万円の増額をお

願いますのでございます。

以上です。

○議長（杉山兎央君） 以上で、提案理由及び補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第87号から議案第91号までの5議案に対する質疑は、12月8日開催予定の本会議において行います。

各議案に対する質疑の通告期限は6日の正午となっております。

ここで休憩をいたします。

再開を10時40分といたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時40分

○議長（杉山兎央君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議案第92号～議案第96号の上程、説明

○議長（杉山兎央君） 日程第11、議案第92号 伊豆市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてから、日程第15、議案第96号 伊豆市簡易水道等条例の一部改正についてまでの5議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第92号から議案第96号まで、一括して提案理由を申し上げます。

今回提案するものは、条例を制定する1議案、一部を改正する条例3議案及び条例の廃止1議案でございます。

詳細につきまして、それぞれ担当する部長から説明をさせます。

○議長（杉山兎央君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、議案第92号、議案第93号について、総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

○総務部長（鈴木伸二君） それでは、議案第92号から補足説明をさせていただきます。

今回のこの条例につきましては、平成14年に制定をされたわけでございますが、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律、こういったものが制定をされております。その後、この法律が改正になりまして、短時間勤務職員の採用というもので拡大をさせていただきました。

現在、市の業務のうち保育園、あるいは図書館、こういったところ非常勤の職員を多く採

用しておりますが、これらの職員はほとんどこの短時間勤務職員という取り扱いに該当してくるものではないかという判断をさせていただいております。また、それらの職員について雇用期間であるとか処遇の改善、こういったものも考えていきたいということで、今回、提案をさせていただいております。

また今後、職員数の削減が進んでまいりますと、どうしても公務の能率的な運営、こういったものを考えたときに、専門的な知識を必要とする業務、こういったものに限定をして職員を採用するような必要性も想定をされますので、今回制定をお願いをすることといたしました。

109ページの議案の中で、第2条、職員の任期を定めた採用、ここがございますが、ここから具体的な採用の対象となる職員ということでございます。

まず第1項でございますが、高度の専門的な知識経験、またはすぐれた見識というようなことで採用する職員でございます。具体的には、現在で言われております公会計の改正というようなことも言われておりますが、民間的な経営手法、こういったものを取り入れるための公認会計士であるとか法制執務を充実、こういったために弁護士等を採用する場合、任期を定めて採用する場合ですが、こういった高度な専門職を採用するような場合に適用されるというようなことを想定しております。

それから、第2項で専門的な知識ということで、1項に比べて高度ではございませんが、条件づけをしております。ただ、この場合は、1号から裏の4号までございますように、条件が付されております。法令等の条件に準じて、条例で定めるというものでございます。

まず第1号のところでございますが、専門的な知識経験を有する者の育成に相当な期間を要するというようなことで書いてございます。第2号が専門的な知識経験が急速に進歩しているというような業務。また、3号といたしましては、専門的な知識経験を有する職員をほかの業務に従事させるような場合、その職員と同じような知識を必要とする職員をもとの職場の業務に従事をさせるのが欠員を生じる、そういったような場合の取り扱い。また、裏の4号のところでございますと、公務外の実務経験という形で規定がされております。

こういった専門的な知識を必要としているような場合ということでございます。具体的に申し上げますと、学芸員であるとか各種の専門的な相談員、あるいは急速に進歩するというようなことからいたしますと、コンピューターのシステムエンジニアですね、こういったような職業を一定期間必要な場合に限って採用するという形になっております。

110ページのところ、第3条でございます。

ここからが専門的な知識とかという形ではなくて、一般職員の任期付採用という形になってまいります。ただ、この場合も第1号、第2号でございますように、一定期間内に業務が終了することが見込まれる、あるいは一定期間内、特定の業務が増加する、そういったような場合というので限定的な任用という形で規定をいたしました。具体的に申し上げますと、大規模な長期の一定期間のイベントの準備であるとか、長期間のプロジェクト、こういったも

ので臨時的に職員の業務量が増加するといったようなことを想定しております。

それから、同じく第2項でございますが、こちらにつきましては内部の職員をそういったものに従事させた場合に、当然欠員が生じてまいります。そのための補充をするという必要がございます、それらも任期をつけて採用することができるという制度でございます。

第4条のところ、短時間勤務職員の任期を定めた採用ということで、こちらのほうがおおむね短時間ということでございますので、通常の職員の4分の3程度の勤務時間という規定が一般的にはされておりますが、おおむね6時間以内というような形になっております。こういった職員を採用する場合の条項でございます。これにつきましても、法律で規定をされております制限がございます、それと同じような制約を条例の中でもうたうという形になっておりまして、どういう場合かといいますと、第3条でいうところの任期を定めて一定の期間内に終了するだとか、一定の期間、業務量が増加する、そういった場合の採用というのがまず第1項のところ規定をさせていただいております。

それから2項のところ、住民に対して、職員により直接提供されるサービスについてという部分がございますが、その提供の時間を延長したりですとか、繁忙期に対する提供体制の充実、または提供した業務を維持していく必要性といったようなことから、採用する任期という形になっておりまして、ここで具体的には臨時的に業務の時間を6時とか7時まで延長してやるような場合の窓口職員であるとか、あるいは非常勤の保育士の処遇の改善にもこの条項が適用できるというようなことで予定をしておるところでございます。

それから第3項のところ、これ1号、2号ございますが、こういった場合というのも想定されておりまして、1つは介護休暇等をとった職員の補充というような場合、あるいは育児休業で部分休業をしている、前1時間、後1時間というような場合にも適用されるという条項が法律上も規定をされております。実際には余り該当がないかなとは思いますが、法律上規定がされておりますので、条例でも同じような規定をさせていただいております。

それから第5条のところに任期の特例というのがございます。この条例上は、任期をうたってございませんが、法律のほうでそれぞれ任期を定めております。具体的に申し上げますと、第2条のところ採用いたします職員については5年という規定がございます。それから、第3条、第4条で採用します職員については3年という任期の限定がされております。ただし、ここの5条で特例として設けますのは、第3条のところの一定期間内に終了することが見込まれるというような業務、こういったときに不測の事態等いろいろな状況がございます、これが一定期間内に終わらなくて延長されるというような場合がございます。そういった場合には、その業務の範囲内で任期を延長することができるというような規定が第5条でございます。

それから、任期の更新ということで規定を6条でしておりますが、そういった場合につきましても職員の同意が必要ですよという条項がうたってございます。これが第6条でございます。

第7条につきましては、第2条第1項ということで特に高度な知識経験等を要する職員ということで規定をいたしました。この職員については一般の職員の給料表ではなくて、ここに示します特定の給料表を使います。こちらにつきましては、国でも同じ金額で定めておりますが、人事院のほうで定めたこの金額に準じて定めるというような法律上の規定がございますので、条例でも同じ金額について定めさせていただいております。国のほうでは、もっと多い6号、7号、8号というようなこともございますが、私どもの場合、副市長等の職員の給与、特別職の給与を考えますと5号までで十分足りるという判断をさせていただいております。

それから、第8条のところで、給与条例の適用除外、これを規定をいたしました。上の第7条の給料表を使う職員、これは特別職に準じるという形の採用条件になっておりまして、当然、職員の給料表であるとか昇給の規定、また、第9条から第12条ということで各種の手当ですね、扶養手当とか住居手当、そういったものは対象としませんという形でございます。それから勤勉手当も同様に対象になりません。手当として支給されるのは期末手当、それと通勤手当相当額という形で規定をするものでございます。

それから第2項のところ、給与条例の第10条から12条ということで、扶養手当と住居手当になりますが、こちらについては先ほどの第4条でいうところの短時間勤務の職員については適用しませんという形になっております。こういった条例の整備を進めてまいります。

第9条のところに給与条例の特例という形で規定をしてございます。まず、短時間の職員の給料の算出につきましては、その勤務時間、これを通常の常勤の職員の勤務時間で割りまして指数が出ます。その指数を給料表の額に掛けて、その者の額を決定するという形になっております。

それから附則のところでございますが、ここで勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正というものをあわせて行います。これはどういうことなのかといいますと、この地方公共団体の一般職の任期付職員の採用というものを引っ張ってくる条文というものをあわせて改正する必要があるということから、ここでこの条例の制定にあわせてこちらの条例も改正するという形になっております。113ページのところに、この勤務時間、休暇等に関する条例の新旧対照表をつけさせていただきました。こういった文言の訂正が必要になるということで御理解をいただければと思っております。

以上が議案第92号のほうの補足説明でございます。

それから115ページ、議案第93号でございます。外国の地方公共団体の機関等に派遣される伊豆市職員の処遇等に関する条例の一部改正というものでございますが、こちらにつきましては、実は3月の議会で制定をさせていただいた条例でございます。この中で、当初、実際の派遣というものを考えておったのですが、対象は今おりませんけれども、国のほうでも同じような制度をつくっております。そうしたところ、実際に国のほうでも100分の70から100分の100というような不足分の支給をするというような規定を設けてございます。条文で

いきますと、新旧対照表のほうをごらんいただいたほうがよろしいかと思ひます。117ページをごらんいただきたいと思ひます。

第4条のところですね、派遣先から支給される報酬が、支給されないとかなり低い金額しか支給されない、こういった場合の補てん措置といたしまして、100分の70から100分の100を支給するというようなこれまでの条文でございました。ところが、100分の70以上を支給しなければいけないという規定になっておりますので、これを支給しますと、従前支給されていた給料を上回るというケースが発生するということがわかってまいりました。このために、100分の100以内という改正をさせていただくというものでございます。今回の改正は、この100分の100以内という改正をさせていただくものだけでございます。

以上で議案第92号並びに議案第93号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（杉山羌央君） 続いて、議案第94号について、観光経済部長。

〔観光経済部長 鈴木誠之助君登壇〕

○観光経済部長（鈴木誠之助君） それでは、議案第94号の補足説明をいたします。

119ページになります。

議案第94号 伊豆市天城温泉会館条例の一部を改正する条例の廃止について、詳細な説明を行います。

平成21年4月1日より温泉事業を休止している天城温泉会館でございます。民間活力の導入を図り、地域の活性化に寄与するため指定管理者制度の移行を昨年、6月定例会に条例改正の決議をいただきました。本年6月定例会において6カ月の延長をお願いし、指定管理者の募集を継続してまいりました。延長時、4月当初でございますが、2件の問い合わせがありまして、書類の作成をお願いしていたところでございますが、その中で1社の提出がありました。どうも指定管理料が6,500万円という形で非常に高額であったために1社は断念をしております。もう1社につきましては、温泉事業を関西のほうでやっている会社でございましたが、天城温泉会館の温泉事業ということで検討なされたようですが、詳細な申請の提出がございませんでした。そんなことの中で6カ月の延長をお願いしましたが、新たな応募もないため、一部を改正する条例は廃止するものでございます。

以上でございます。

○議長（杉山羌央君） 続いて、議案第95号、議案第96号について、建設部長。

〔建設部長 小川正實君登壇〕

○建設部長（小川正實君） それでは、議案第95号 伊豆市水道事業条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

それでは123、124ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思ひます。

合併より今まで給水区域、給水人口及び1日最大給水量につきまして、ごらんのとおり旧町ごとの施設名をつけまして伊豆市水道条例としてまいりました。このたび、給水料金の統合、これで改定ができたことから、本年度の状況をもとにいたしまして、まずは給水人口

を3万7,900人から3万650人に。また、1日最大給水量を3万9,000立方メートルから3万430立方メートルに見直しを行うものでございます。

また、給水区域につきまして新旧対照表をごらんいただくと一目瞭然でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり施設名が伊豆市ということで、伊豆市上水道でございますので削除いたしました。

それから、改正前でございますけれども、修善寺上水道につきまして、小立野地区の全部というような表現がございます。他の地区につきましては一部という表現がございます。これは小立野地区全部ということになりますと、城山の頂上のほうまで入ってしまいます。これは水道事業として非常に無理がございます。同じように中伊豆上水道につきましても、中伊豆各地区の全部ということになっておりますので、これも給水区域の表現として少し無理がございますので、それぞれ一部というような表現をさせていただきます。土肥地区につきましても、小土肥地区が全部で土肥地区が一部というような表現になっております。それから天城湯ヶ島上水道につきましては、宿、大滝、西平、それから茅野につきましては地区名でございまして、これは湯ヶ島という大字名に変えさせていただきました。

上水道事業に関しては以上でございます。

続きまして、簡易水道事業条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

127、128ページをごらんいただきたいと思っております。

簡易水道の場合につきましても上水道事業と同様に、給水区域の表示の仕方について見直しを行うものでございます。

施設統合につきましては、上水道とはちょっと事情が異なりまして、現状では大変施設が多いため、今回は八木沢、小下田にとどめ、段階的に進めていこうと考えております。

八木沢、小下田の簡易水道につきましては、かんがい排水施設を利用しながら水源並びに送配水施設の共用を行います。こういうことから、今回統合するものでございまして、同時に新たに計画給水人口と1日最大配水量を見直しました。

簡易水道の場合に、新旧対照表の128ページの最後をちょっとごらんいただきたいと思っております。

改正前のほうに、筏場新田専用水道、沢口飲料水供給施設というのがございます。この施設につきましては会計上は上水道に入っておりますので、今回、この2つの施設につきまして上水道に組み入れることといたしました。

以上でございます。

○議長（杉山羌央君） 以上で、提案理由及び補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第92号から議案第96号までの5議案に対する質疑は、12月8日開催予定の本会議において行います。

各議案に対する質疑の通告期限は6日の正午となっております。

◎議案第97号、議案第98号の上程、説明

○議長（杉山 晃央君） 続きまして日程第16、議案第97号 伊豆市沼津市衛生施設組合同規約の一部変更について及び日程第17、議案第98号 伊豆市沼津市衛生施設組合同規約の一部変更に伴う財産処分についての2議案を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第97号及び議案第98号について、提案理由を申し上げます。

今回提案するものは、伊豆市沼津市衛生施設組合が共同処理する事務のうち、火葬場の設置及び管理運営に関する事務を平成23年3月末日をもって廃止するための規約変更と、これに伴う財産処分についてでございます。

詳細につきまして、市民環境部長に説明をさせます。

○議長（杉山 晃央君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

市民環境部長。

〔市民環境部長 山本 潔君登壇〕

○市民環境部長（山本 潔君） それでは、議案第97号、それから議案第98号の補足説明をさせていただきます。

131ページの議案第97号ですけれども、伊豆市沼津市衛生施設組合は、昭和39年3月1日に火葬場の設置及び管理運営に関する事務について、旧土肥町と旧戸田村で共同処理する目的で、土肥町戸田村火葬場組合として発足をいたしました。その後、昭和59年4月にごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務が加わりまして、土肥町戸田村衛生施設組合ということで名称を変更いたしました。その後、平成16年4月に土肥町は合併いたしまして伊豆市となりまして、戸田村につきましては、平成17年4月に沼津市に編入されまして、その段階で伊豆市沼津市衛生施設組合という形で名称を変更し、現在に至っております。

この組合の火葬場とそれから中豆斎場2つございましたけれども、ともに老朽化が著しいため、伊豆市建設計画の中で、これにかわる新たな火葬場を建設し一元化することとし、平成18年度に着工し、平成20年3月に完成、4月から伊豆聖苑として供用を開始し、同時に中豆斎場は廃止をしております。

その間、平成19年11月27日に伊豆市から組合管理者並びに沼津市に対しまして、火葬場の今後の運営に関する協議を申し出、その後、三者で協議検討を重ねた結果、平成23年3月31日をもって火葬場事業を廃止する方針を決め、平成22年2月に両市議会の所管する常任委員会及び組合議会2月定例会に報告をいたしましたところでございます。

なお、規約変更後の組合で共同処理する事務としては、ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務ということで、ただし、焼却灰の処分に関する事務を除くという1つの事務に

なります。新旧対照表がございませんで申しわけありませんけれども、その1つにごみ処理施設だけになるということでございます。

次に、議案第98号ですけれども、133ページになります。

この組合規約変更に伴う財産処分でございますけれども、この組合財産のうち火葬場で使用している土地建物について、火葬場の位置するところが2つの市の境にありますので、伊豆市分の土地一筆、ここがございます923平米につきましては伊豆市のほうに、残りの部分につきましては、沼津市側にありますこの土地4つの筆とそれから建物につきましては、沼津市の側に帰属をさせるというものでございます。これにつきましては、一部事務組合で火葬場の運営を廃止した後に沼津市がこの施設を引き継いで単独で火葬場の運営をしたいという申し出がございましたので、建物についてはそのまま沼津市に帰属をさせるということでの案でございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（杉山羌央君） 以上で、提案理由及び補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第97号、議案第98号の2議案に対する質疑は、12月8日開催予定の本会議において行います。

各議案に対する質疑の通告期限は6日の正午となっております。

◎議案第99号の上げ、説明

○議長（杉山羌央君） 日程第18、議案第99号 市有財産の譲与についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第99号について、提案理由を申し上げます。

戸倉野区が地縁団体として認可されたため、土地名義を戸倉野区に変更したい旨の要望がありましたので、譲与するものでございます。

詳細につきましては、総務部長に説明をさせます。

○議長（杉山羌央君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

○総務部長（鈴木伸二君） それでは、議案第99号につきまして、補足説明をさせていただきます。

ただいま市長からも申し上げましたとおり、中伊豆の戸倉野区、こちらのほうが認可地縁団体の登記を終了いたしました。旧中伊豆町と、地元との間で覚書が交わされておりまして、この使用をしなくなった場合、また認可地縁団体になったときは名義を変更してくださいと

いう趣旨の覚書でございます。財産の表示にございます戸倉野166-1、166-4でございますが、138ページ、ここに図面がございます。赤で塗ったものでございます。166-1、雑種地、3,385平米というのが、このふれあい広場戸倉野公園というものでございます。それから166-4というのが右側の伊豆市消防団第5分団戸倉野班というものでございます。

戸倉野公園につきましては、地区が整備をした公園でございまして、もう1つの消防団のほうにつきましては、消防団の統廃合というものが行われまして、既にポンプ小屋としては使用されておらず、地元の戸倉野区のほうで自主防災倉庫として既にもう使用しているものでございます。

今回お願いしたのは、認可地縁団体というものが公的団体には含まれないということがございまして、議会の議決が必要だということになっております。このために、今回お願いをするものでございます。

場所等につきましては、先ほど説明しましたとおりのものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（杉山羌央君） 以上で、提案理由及び補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第99号に対する質疑は、12月8日開催予定の本会議において行います。

議案に対する質疑の通告期限は6日の正午となっております。

◎議案第100号の上程、説明

○議長（杉山羌央君） 日程第19、議案第100号 工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第100号について、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成21年9月定例会において、契約締結の議決をいただいた市道32190号線、通称でアクセス道路と称しているところでございますが、これの橋梁部の工事履行期間の変更が必要となったため上程するものでございます。

なお、この橋については、9月定例会の経済建設委員会で報告申し上げましたが、旭滝の旭に日向の日を合わせ旭日橋と呼称することにさせていただきました。

詳細につきましては、建設部長に説明をさせます。

○議長（杉山羌央君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

建設部長。

〔建設部長 小川正實君登壇〕

○建設部長（小川正實君） それでは、議案第100号につきまして、補足説明をさせていただきます。

履行期間を約2カ月延長するこの理由でございますけれども、当初、平成23年1月31日を期限としてございました。しかしながら、東京電力の電線等を歩道部分に埋設、それから上水道本管を添架しようというこういう工事の関連から、履行期間内の完成が難しいという状況になりました。舗装工事の履行期間、隣接するこの道路の舗装工事でございますけれども、工事の履行期間が平成23年3月25日ございましたので、これに合わせることにするものでございます。

結局、当該新設路線につきましての完成スケジュールにつきましては変更はございません。以上です。

○議長（杉山羌央君） 以上で、提案理由及び補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第100号に対する質疑は、12月8日開催予定の本会議において行います。

議案に対する質疑の通告期限は6日の正午となっております。

◎散会宣告

○議長（杉山羌央君） 以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、12月6日、午前9時30分より一般質問を行います。

よって、この席より告知いたします。

本日は大変御苦労さまでした。

散会 午前11時17分

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（杉山羌央君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成22年第4回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（杉山羌央君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（杉山羌央君） 日程に基づき、一般質問を行います。

質問は、議会申し合わせ事項に従い行っていただくようお願いいたします。

今回は15名の議員より通告されております。質問の順位は、議長への通告順位といたします。

なお、本日は発言順序1番の室野英子議員から発言順序9番の関邦夫議員まで行います。

これより順次質問を許します。

◇ 室 野 英 子 君

○議長（杉山羌央君） 最初に、15番、室野英子議員。

〔15番 室野英子君登壇〕

○15番（室野英子君） 皆さん、おはようございます。15番、室野英子です。

通告に従い、一般質問を行います。

伊豆市におけるジオパーク構想に向けて。

伊豆半島は、フィリピン海プレートが北上し、本州に衝突し、形成したものであり、4,000万年の歳月をかけた海底と陸上の火山噴火により、伊豆半島の大地が作り出されたと言われております。火山の活動によって、各地にもたらされた地形、噴出物、湧水、温泉、鉱床、石材などを利用し、私たちは生活の場や糧としてきました。

見なれた景色でもあったそれらのジオサイト（見学地点）に行き、説明を聞き、大変興味を覚えました。大地の遺産を生かす新しい観光を伊豆半島に加えるジオパーク構想の実現に向けて、伊豆市としてどのような方針を立て認定に向けて推進していきますか。

（1）新しい観光地としてのジオサイトは、地権者との関係などに早目の対策、対処が必要ではありませんか。

(2) 伊豆総合高校の地学講座の学生が企画し、修善寺南小の五、六年生にジオツアーを行い、好評だったようです。このような企画は、高校生にも小学生にも見聞したこと以外にも多く得るものがあると思いますが、これを推進していくお考えはありますか。

(3) ジオパークは、人が語り部になっていくことが重要であると、小山真人静大教授は言われています。小中学生から一般市民までのジオパークの理解と協力、関心を深めることについて、どう考えていますか。

以上です。

○議長（杉山羌央君） ただいまの室野議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

室野議員の質問にお答え申し上げます。

まず、地権者との関係などに早目の対処が必要ではということでございますけれども、現在県の観光政策課で指針書の作成準備が進められておりまして、これが作成されれば各市町のジオサイトが確定をいたします。これが明確になり次第、速やかに地権者の方々との協議を始めたいと思っています。

次に、地元地学講座の推進についてですが、伊豆総合高校と地元との連携は、地学講座を含めて幅広く進められておりまして、小中高生にも地元に対する誇りにもなりますので、積極的に進めてまいりたいと思います。

最後に、3番目についてですが、ジオパークの先行例について報道されているとおり、ジオパークの認定だけではお客様はふえません。地元市民みずからが学び、理解し、その思いを広げる努力なくして成功はないと思います。

私自身も最近、中伊豆体験農園や達磨山レストハウスからお客様に対して、大仁の城山のところですがけれども、あの城山は海底火山の根っこが残っているものなんですよという今までにはなかった紹介の仕方でもできるようになりました。

今後とも伊豆市内全域に対して、さらなるPRと盛り上がりを進めたいと考えております。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

室野議員。

○15番（室野英子君） 1番の県との兼ね合いを考えながら進めていくという答弁をいただきました。よくわかります。

ジオパークという言葉は比較的新しいので、御存じの方と余りなじみのない方といらっしゃると思いますので、御存じの方には復習というような感じですがけれども、伊豆市にどのようなジオパークがあるのかを少し調べてみました。

私たちがツアーで行ったところでは、下白岩の石灰質の砂岩。これは大型有孔虫の化石があって、県の天然記念物でもあります。白岩という地名、その字名もその起こりだと思いま

す。それから、鉢窪山と浄蓮の滝、それから滑沢溪谷の景観も大変すばらしいものです。それから船原火山のスコリア丘の採石場も非常に雄大です。地蔵堂火山の萬城の滝、それから城山の裏側に当たる熊坂の白鳥山の柱状節理も非常にスケールの大きい立派な景観、ジオサイトになるものです。また、狩野川の川岸にある、日向にありますけれども、湯ヶ島層の特徴と火山灰のしま模様の美しい地層を見ることができます。それから、伊豆市には、ほかに天城火山、手石火山、達磨火山などがありますし、天城峠の北側の林道沿いに見られる天城火山の溶鉄流、溶岩流と冷却時の収縮によってできた美しい板状節理も見られます。ほかにも棚場、猫越、長九郎火山とか、非常にたくさんのジオサイトがあるわけですから、それは上手に保全、保護して、これからも進めていってほしいと思っています。

ここで一つ提案というか、最近開通した東北新幹線ですけれども、新青森駅までの新幹線が開通して話題になっていますが、八戸市では自治体が市でキャラクターのようなマークを考えて、それをまず商標登録をしたそうです。その商標登録を無料で貸し出すことによって、観光振興に大変役立っているということを知りました。

今、奈良市でせんたくんという角のある仏様、かわいい仏像のキャラクター、ああいうような感じだと思うんですけども、ああいうようなものも伊豆市では、やはり民間が入る前に先にイメージキャラクターというのを商標登録して、それを無料で貸し出すということでジオパークの盛り上がりを持たせるというようなお考え、これはどうお考えになるでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 答弁を願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） まず、ジオサイトについて、議員御指摘のとおりたくさんございまして、学術的研究の中では伊豆市内21カ所となっております。ただ、これ全部そのまま整備するとすると、費用対効果の問題がございまして、6市6町の伊豆半島サミットで議論することになっておりますけれども、これを各市町が独自に精査すべきだというようなことを私は申し上げたいと思っています。

それを踏まえた上で、さらにゆるキャラといいますか、商標登録をつくってということですが、これは考え方として非常におもしろいと思います。ただ、伊豆市が独自にやるのではなくて、伊豆半島がジオパークでございまして、半島の中で、伊豆半島ジオパーク構想の中で、一つシンボルマークを決めるのであれば、そのような努力をしてまいりたいと思います。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

室野議員。

○15番（室野英子君） 子供たちへのジオパークの学習についてですけれども、私がジオパークに非常に興味を持ったのは、伊東に聞きに行きましたときに、大型プロジェクターに映し出された海底火山から生まれたばかりの伊豆半島の姿、航空写真で撮って、土砂とか、山

とか、樹木はもう全部取り外された生まれたばかりの海底火山の姿の生々しいというか、そういうものを見たときの感動とか、また現在も深海で時々起きているという火山活動が急激に海水によって冷却されて、まくら状になったり、丸くなったりして、こう海底にしたばっているというか、そういう実際では見るができないような映像を子供たちに見るチャンスを与えてほしいと思います。

火山のこういうところに生まれたということは、そのリスクもあるわけですがけれども、火山の石というのは大変すき間が多いし、そういうところに降り積もった雨水が地下水となり、それが地熱でマグマで温められた温泉としてわき上がってくるというようなことも、やっぱりその恩恵に浴している地元の子供たちは知ってほしいし、地震とか、そういう心配もあるんだけれども、この土地に生まれたということが、いかにプラスの面もあるということ、すべてを子供にも教えてあげたいと思います。そのような活動の意味も、これからどんどん子供たちにも普及して行ってほしいと思います。

伊豆総合高校でちょっと聞いたんですけども、伊豆総合高校の子供たち、学生がジオサイトに見学に行くときに先生が乗せていくわけにいかないから、タクシーで乗り合いで行ったりする費用が大変なようなことも聞きました。そういうようなときに、市のマイクロバスを時間がある場合でしたら貸し出しして、その運転のほうはもう高校とかという小中学校が利用するときには、そういう資格のあるシルバーさんを頼むとか、そういうような形で市のマイクロバスを利用するような考え、そういうようなことはできないでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 非常にジオパークというのは勉強していて楽しいものだと、私も思います。

将来、伊豆半島はジオパークとして進めるということになれば、伊豆市内に1カ所ビジターセンターが必要だと思いますので、そのときはそのような施設整備がなされればと思います。

生徒の移動について、これ非常に悩ましいところで、私は伊豆市立の小中学校に公用車を1台ずつ配置したいと思ったんですね。大体、公務員が20人ぐらいいて公用車がないところは学校ぐらいなものなんですけど、ところが先生方も子供さんを乗せたくないんですね。これ、もう本当に日本の社会的問題であります、何かあったら。それで、もう完全に萎縮しているんです。市の公用車を伊豆総合高校とか土肥高校に使っていただくことは、私は何らの問題もないと思うのですが、学校側の本当に今、そのような慎重な姿勢がございまして、もし御要望があれば二つの高校、特に今ジオパークについてございまして、ジオサイト研究に行かれる伊豆総合高校の先生方と話をさせていただきたいと思っています。背景には、そのような問題がございまして。

○議長（杉山羌央君） 再質問はありますか。

室野議員。

○15番（室野英子君） ジオパークというのは、人が語り部になっていくことが重要だというふうに聞いています。

現在、伊豆市にあるさまざま史跡とか名所とか、そういうものはもう皆さん観光に来る方も周知されているものでありますが、ジオパークというものはやっぱり人が言葉によって説明することによって、新たにその命が吹き込まれるような観光場所になるのではないかと考えています。

そのような意味からも地元の人にも、またこれから大人になっていく若い子供たちにも、ジオパークをもっと知ってもらって誇りに思ってもらえるように、市では進めていってほしいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） このジオパーク構想について、各市町での温度差が少しございまして、観光と切り口で見るか、いわゆる教育の観点で見るかということがございます。伊豆市としては川勝知事のもともとの御提案のとおり、観光振興策でいきたいのですが、やはり大人も子供も、これ勉強していて楽しいものですから、我々としては事業としては観光メインでいくものの、地元の子供たちにはこの伊豆半島のなりわいだとか、自分たちの地域の楽しさだとか、そういったものを勉強できるように、しっかり市としても環境整備のほうを進めてまいりたいと思っています。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。よろしいですか。

これで室野議員の質問を終了いたします。

◇ 森 島 吉 文 君

○議長（杉山羌央君） 次に、4番、森島吉文議員。

〔4番 森島吉文君登壇〕

○4番（森島吉文君） 4番、森島吉文です。

市長に2点ほど伺います。

1つ目、伊豆市の森林文化について。

①以前の行政報告、伊豆市森林文化の基本的な考えの中で、伊豆市の山林を木材生産の場と位置づけています。林業の振興策として、貯木場、林道、路網の整備等の構想も聞きましたが、その計画内容、進展状況を伺います。

②山林から伐採し、原木として処理するのか、市内の製材工場等を利用して製品化し、処理するのか、方針がありましたら伺います。

③生産、消費、販売、流通の中で値段との戦いがあると思いますが、そのコストプランがありましたら伺います。

2番目、伊豆市の鉱山跡地の危機管理について。

①10月、岐阜県の住宅地で、地盤が陥没する事故が発生と報道されました。金、銀、石炭、亜炭、大谷石の採掘と目的はそれぞれですが、原因は地下の廃坑に起因しています。特に、坑道が地表に迫った場所で多発するそうです。

伊豆市では土肥金山、清越鉱山、大仁金山、持越鉱山跡等が存在しますが、その危険箇所の把握、事故発生の予測、対応策などありましたら伺います。

②1978年（昭和35年）1月に伊豆大島近海地震が起き、持越地区で鉱山廃液をためていた池の堤防が決壊し、大量のシアン化ナトリウム、青酸ソーダですが、狩野川に流れ込み、その土石流で工場関係者が1名亡くなりました。その後の工作物の状況、現在の管理の状況などわかりましたら伺います。

○議長（杉山羌央君） ただいまの森島議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答えします。

まず、森林文化についてですが、林業の振興計画は本年度、市有林、市の財産である市有林62ヘクタール、これは土肥地区ほか3カ所で間伐事業を発注いたしました。そのうち中伊豆大幡野地区24ヘクタールについては、受託した田方森林組合において利用間伐を実施する計画でございます。

また、来年度計画では日本製紙と大平柿木報徳社との分収林140ヘクタールを利用間伐事業としてパイロット的に進めるため、現在、所有者や地元の皆さんと協議をしているところでございます。

進展状況ですが、間伐や利用間伐を積極的に進めるため、緊急雇用対策事業により、田方森林組合にて団地化による森林施業計画を立案するための基礎調査を、現在、進めている段階でございます。

次、活用の仕方ですが、市内で搬出された木材をサテライトに貯木し、やはりサテライト土場というのが必要なんだそうですけれども、そこで木の種類や太さなどに分けして、原木により市内や県内の木材の需要に対応できないか、これは検討したいと考えております。

製品化については、静岡県東部では富士木材市場に搬出するか、あるいは地元の製材業者さんでお使いいただくかは、そこは経済原理もあろうかと思えます。いずれにせよ、製品化は民間でお願いすることになります。

コストについてですが、全体像だけ申し上げまして、詳細御要望であれば後ほど担当の部長から回答をさせます。

伊豆市では実績がありませんので、非常に状況が似ている京都府日吉町での森林施業プランを参考にして算出をいたしました。それに基づくと、木材1本当たりの搬出の経費に1,905円かかるそうです。補助金が699円、原木の売上げが914円で、合わせて1,613円と算

出されまして、1本当たり292円のマイナスとなってまいります。これが現状でございますが、あくまで参考とする数値でございますが、これをどういかにビジネス化していくかが問題となりそうでございます。

次の鉱山跡地についてですが、現在、経済産業省関東東北産業保安監督部において全体を管理しております。一斉総点検や危険性の度合い、区分評価を国・県・市が、それぞれ実施し、静岡県商工業局地域産業課を通じて危険性の度合い区分評価調書の送付をいただいております。工事の必要がある場合には、国の補助金を得て、県及び市が工事を実施できるようになっております。これも詳細につきまして御要望でしたら、後ほど担当の部長から説明をさせます。

現在ございます工作物の状況ですが、持越川ののり面については、約2割ののり勾配、これは2段あるようで、小段には排水路が設けられており、のり頭については、表面の水が持越川に流れないように1メートルの段差を設けてあり、現在、亀裂等の異状は見受けられない状況にあります。

また、平地部分については、排水路を何本かつくっており、排水路の草刈り等を行っていて、会社側の管理は外見上できているように報告を受けております。

以上でございます。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

森島議員。

○4番（森島吉文君） 森林文化については、全体的に検討中ということで了解しました。

以前の新聞によりますと、11月9日ですか、伊豆市の農林業に高い評価ということで、新聞紙上で県から伊豆市のワサビ屋さんと林業従事者が表彰を受けましたけれども、その中で製材業者は、林業は景気の後退が激しく、著しく大工、職人も減る一方で、今からはハウスメーカーにおさめる材料をつくっていかねばならないと、そのように答えています。

つまり、大量に木材を使う在来工法ですね、大工さんが加工して建築するという、そういうものが減ってしましまして、ハウスメーカーの使う小物をつくるしかない。ハウスメーカーの製品は、今ロボットなんか使ってやっているわけですけどもね。人間がやるのではなくて、ロボット使ったりして夜中でも生産はできるという。そういう状況でありますので、非常に苦しいよと、仕事はなくなって苦しいよということを言っていましたけれども。

伊豆市の今までの昔からの林業のサイクルというのは、やっぱり森林の管理ですね。森林の管理、間伐、伐採、原木の生産と、そのようなことが一つで、二つ目が市内の製材屋さんとその原木を持ってきて製品化すると、角材をつくると、造作材をつくるという。そして、三つ目がそれを市内の大工さんが角材を加工して、そして効果といいますか、雇用というんですか、それが大分あったわけですけども、現在はその三つのサイクルが崩壊というんですか、壊れているわけですけども、現在は一つの植林、間伐、伐採のなり手がないと、林業従事者のなり手がいない。これも一つは、やはり3番目の職人さん、大工さん、左官、ブリ

キ屋さん等のなり手がないと。それで、大事なのは、大工さんとか、左官、ブリキ屋さんと、その他の人たちはテストを受けて合格したから次の日なれるというものじゃないわけですね。やはり、熟練工の親方に学校出たてのときに、3年、4年と言葉で覚えるんでなくて身で覚えていって、お礼奉公して、そして巣立っていくという。その循環があったわけですけども、現在こういうふうには仕事がなくなっていくと、やはり若手もなり手はない、熟練工ももうやめてしまうとか、ちょっと間があくと、やはりこのサイクルが崩れると、そういうような感じだと思います。

また、もう一つ問題なのは、これは参考ですけども、シカの食害による山林の荒廃というのがあります。

シカを駆除するハンターもなり手がないと。参考ですけども、60歳以上のハンターが65%を占めていると。それと50代から59歳が25%、それで20歳から40代、それが10%しかいない。要するに高齢者が90%を占めていると、そのような状況です。

また、ハンターの免許更新ですか、新たに公安委員会でつけ加えたのは、75歳以上の認知機能検査の義務づけと、それで技能講習の義務づけ、これは100満点で80点以上とらないと自然と取り消しになると。これは、こういう試験だけではなくやる気をそぐというんですか、なり手がなく、やめちゃうという、そういう効果のほうが大きいと思います。

ですから、食肉加工センターの年間800頭というのも、これらはもう着実に現在140名いるハンターが激減すると、二、三年後には激減するという現象になると思います。という状況ですけども、ハンターは別としても、林業従事者、職人後継者の育成、その人材育成については、いかがお考えでしょうか。お答え願います。

○議長（杉山弐央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議員御指摘のあった11月9日に報道された農林業への評価もさることながら、つい先日、静岡県の東部で林業の伐倒技術コンテストがありまして、田方森林組合の若いメンバーが優勝してまいりまして、市長室に報告に来ていただいたんですが、自分たちはきこりですからと言って、本当に誇り高く林業に従事しているんです。彼らが業として成り立つように、意欲がある若者がおりますので、行政側でも支援をしてまいりたい。ただ、そのときに単なる建築産業の振興だけでは、私は多分長生きはしないのではないかと。やはり、この地域の人たちがどういう生活文化をこれから切り開いていくのかというところに、原点があるのではないかと思います。

先日、出会い橋を解体しましたがけれども、その解体の状況の写真を見て驚愕したんですが、ぼろぼろだったんですね。アフリカの木を使ったそうなんですが、どうも地元の木を使っていればもっとよかったというようなことも、これは検証してみないからわかりませんが、やはり多分、建材はそういうものなのかもしれません。そこで、この地域に住む我々がこの地元の石や木を使って、この風土に合った生活を築くんだと、維持するんだということで、皆さん

がそのような生活文化をさらに広げていこうという意欲が浸透していけば、もっと使われるでしょうし、いや、もう金属、プラスチック、コンクリートで固めて、中はエアコンだということであれば、今までと同じような建築モデルなのかもしれません。そこは、やはり伊豆市としての、伊豆半島といいましょうか、私たちの将来の生活文化というものを、もう一度みんなで考えてもいい時期に来ているのではないかと。それによって、結果としてこの地域にふさわしい建築というものがふえていくのではないかとというような考え方もしております。

○議長（杉山晃央君） 再質問ありますか。

森島議員。

○4番（森島吉文君） 今、橋へ杉、ヒノキを使うとかという話ありましたけれども、現実としてはやっぱりT P Pの問題がありますけれども、あれ農産物ばかりだと思っていましたら、この林業による間伐材とか、杉、ヒノキ、それは合板に何か使って1,000円前後でもって流通しているわけですけども、それが今関税が10%ついて、その10%があるから、今、国内産の杉、ヒノキが使われていますけれども、それが10%撤廃されますと、とんとんになっちゃうわけですよ、1,000円は1,000円と。そうすると、材質を今度は見るわけです。そうしたら、材質を見ると、これが杉、ヒノキのやわらかさ、それで向こうの外国の広葉樹のかたい木、ベイマツとか、それらも使って一つの製品を同じ単価でつくると、かたくて丈夫なほうをとるに決まっているわけですよ。だから、当然として杉、ヒノキは負けてしまうと。だから、構造というんですか、やっぱりあの橋は向こうの強い木を使ってやったんだということ、何とか伊豆市の杉、ヒノキはちょっと構造面でもリスクがあるということだと思えますけれども。

それは、別として、県下でも盛んに今経済対策が行われていますけれども、前に一般質問でもやりましたけれども、しずおか優良木材の家事業というのは、それは静岡県の事業です。これは、もう平成17年から始まっているわけですね。林業の振興の事業として総合支援制度が進められると。条件として、1軒建てるものの45%以上を、要するに県内産を使いなさいと。それを優良木材ということで、ある程度の乾燥度とか、曲がりとか、ねじれとかがない、一定以上のJ I Sマークのようなものですけども、それらを使いなさいと。それで、あと住宅の見学会を開いたり、写真を提供したり、P R活動に参加するという、そういう条件です。これが1棟30万円の補助で、年間900軒用意しましたけれども、もう殺到しまして大体確率が50%、半分ほどの人が使えるというような状況です。

それで、静岡市では、杉やヒノキで構造の場合は、家を100本お贈りする事業と。募集がこれも多くて、約半年で募集を打ち切ったということです。来年は抽せんにするということです。100本贈ると市内の製材業者が効果があって、そして大体1軒分の建物の柱に相当すると思えます。

それで、もう一つ浜松市では天竜材の家百年住居事業という市内の材木を50%以上使用しろという、そういう条件です。155棟用意したそうですが、応募が殺到して、やはり来年

は抽せんにするということです。

以上のような振興策をとられているわけですがけれども、今、伊豆市の中でやっている定住化プロジェクトの100万円の補助というのがありますけれども、その補助は何件ぐらいあったのか、在来工法なのか、ハウスメーカーなのか、もし何件何件がわかりましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私が聞いた時点では9件ぐらいの申請があったように記憶しておりますが、今状況は掌握しておりません。

なお、工法は問うておりません。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

森島議員。

○4番（森島吉文君） わかりました。

このように県も各種強力に迅速に経済対策を進めているわけですがけれども、伊豆市も市長が言っておられる木材生産の場と、そういうような位置づけしている以上、伊豆市版支援制度を考えたらと思いますけれども、先ほどの100万円の補助の残りというんですかね、半分だったらその半分を利用したりして、このような全般に経済効果が循環ができるような伊豆市版支援制度をつくったらと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私も何度か市内の製材業者さんとお話をしたんですが、その中で具体的に御要望があったのは、やはり優良な木である、国有林の、これが前は地元で購買されていたんですが、今、ほとんど北関東に行っているということで、その一定割合をちゃんと地元で購買してほしいというのはありました。そうしないと、県産材を使った30万円の対象にならないものですから。それ以外について共同の乾燥機を置くとか、あるいは共同の土場を置くとか、いろんな話し合いしたんですが、まだ向こう、先方さんのほうからも具体的なそれ以外の要望はないんですね。やはり、私ども行政側が提案するよりも、事業者さんの皆さんからそれに合った、単なる延命策ではなくて、産業としてより強化されていく要望を整備をして御提案いただければと思います。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

森島議員。

○4番（森島吉文君） 伊豆市内の鉱山跡地の件ですがけれども、国・県で工事をするということで、状況がそのようですがけれども、鉱山跡は4カ所か5カ所あると思いますけれども、その占有者と管理者、それと市とのかかわりというのはどのようなものか。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 観光経済部長から答弁をさせます。

○議長（杉山羌央君） 観光経済部長。

○観光経済部長（鈴木誠之助君） 先ほど市長より答弁していただきましたが、経済産業省関東東北産業保安監督部というところで、現況、残っている会社の鉱山の調査、それから今御質問のあったとおり、もう所有者がわからない、閉山してしまったというところについても、ここで主管となって調査をしております。

県のほうは、商工業局地域産業課を通じまして伊豆市観光経済部観光商工課のほうで、3者で立ち会いをしながら現況調査というものをしてございます。3年に一遍くらいの割合で一斉調査というのをやっております、その調書の送付がありまして、そこで管理しているというような状況でございます。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

森島議員。

○4番（森島吉文君） 伊豆市にも、ちょっと調べたら事故例が幾つもありまして、市の面積率は83%が山林、4%かその辺が田畑、それで宅地が2.7%しかないものですから、やっぱり災害というんですか、陥没事故というものが山林に集中していますけれども。

1つには修善寺の横瀬で子供が縦坑に落ちて救助をされている、これは25年代の話ですけれども。それと、あと犬が落ちて帰ってこなかったと。同じような犬と子供が落ちたと。それで、2番目には昭和36年ごろですけれども、土肥金山の縦坑に中学校1年生が落ちて死亡したという。学校で飼っていたヤギのえさを1人でとりに行って、そこへ落ちて死亡したと、そのような例があります。そして、あともう一つは昭和40年代土肥の横瀬ですね、田んぼが陥落ということがあり、もう一カ所、同じところで別で10メートルぐらいの陥没事故があったと。これは鍵山議員の自宅のすぐ近くらしいですけれども、非常に危険なところだと思いますけれども。

がけ崩れ、地すべり、土石流などのマップは、対策といいますか、ソフトもハードも整備されていますけれども、市内に数多くあるこの鉱山跡の陥没事故、あるいは危険箇所の、簡単といっは何ですけれども、調査研究して防災マップ等できるように進めていただければと思いますけれども、その辺はいかがでしょう。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（鈴木誠之助君） 先ほど申しました調査の項目の中に、鉱山の保安法によります調査項目というのがございまして、公害防止、それから掘削のほうの鉱害防止というの項目もございます。それから、鉱業者がいるかいらないか、存在しているかいらないかというような調査項目、それから鉱山の廃水ですね、廃水の鉱害のあるやなしや、それから先ほど

言いました坑口から入る、進入する、進入できるかどうか、そんなような閉鎖工事がなされているかどうかというようなところ、それから実際に堆積土、鉾山からとった土砂を、どこに堆積しているのかというようなことの調査項目が一覧表になってございます。

そんな中で、防災マップという部分は少し研究する必要があるかと思えます。調書については、そういうような整備がございまして、閲覧できるような形で対処したいと思えます。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

森島議員。

○4番（森島吉文君） 調査資料があるということですから、当然災害が起きれば伊豆市の消防団が出るし、伊豆市でも対応すると。それは災害起きたときに迅速に伊豆市が対応する、そういう資料がありますから見てくださいという話じゃなくて、常時やっぱり簡単に子供にでもわかるようなマップ等、災害はこうしろとかつくったらどうかということを知りましたけれども、ぜひそれ進めていただきたいと思えます。

②ですけれども、持越鉾山の廃液の、当時こういう事故が起きて、我々も消防団として出動したわけですけれども、伊豆市に同じ状況のようなところ、あるいは持越もほかのようなところ等はあるのでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 市民環境部長に答弁させます。

○議長（杉山羌央君） 市民環境部長。

○市民環境部長（山本 潔君） 同じような場所があるかどうかは、ちょっと把握しておりません。ここにあるということは申しわけありませんが、現在のところ承知しておりません。

○議長（杉山羌央君） よろしいですか。

森島議員。

○4番（森島吉文君） 持越で、もう1カ所あるらしいといううわさは聞きましたけれども、今度よくちょっと調査してくださいよ。

それで、あの事故というのはなぜ起きたかという、やっぱり液状化現象というんですか、下から廃液をポンプアップして、山の上にあるため池の平らなところへ埋めたわけだね。堤防つくって、それから廃液を埋めて、それで表面に土をかぶして、それがさっき言った地震で液状化現象、要するに重たい石とかと土が下に落ちて、水が噴き出して、これ表面が池のようになって、さらに横揺れでもってそのエネルギーで堤防決壊して、どっと土石流になって流れたわけですけれども、今後、そういう現象が起こらないかどうか、確証がありましたらひとつ。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私は土木の専門家ではないので、そういったことは正直言ってわかりません。わかりませんが、素人として不安があります。

そこで、安全化対策が何かできないかと思ったんですが、これを純粹に安全化するためだけの事業というのは、正直言って難しいと思います。そこで、何らかの別の施設をつくることによって、その基礎工事として安全化できないかということも考えてみたのですが、なかなかそういったところに来る可能性があるのは、いわゆる一般的に迷惑施設と言われているものですから、構想を検討するところまでも至りませんでした。

議員御指摘の問題が存在することは承知しておりますけれども、なかなか解決策は難しいというところでございます。

○議長（杉山羌央君） これで森島議員の質問を終了いたします。

◇ 梅原泰嗣君

○議長（杉山羌央君） 次に、2番、梅原泰嗣議員。

〔2番 梅原泰嗣君登壇〕

○2番（梅原泰嗣君） 議席番号2番、梅原泰嗣です。

県道12号線（伊東修善寺線）修善寺駅付近の交通渋滞の改善策について質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

市内の基幹道路整備につきましては、約2年後に東名沼津インターから駿河湾環状道路が伊豆中央道路につながり、さらに天城北道路の延長が予定されており期待しています。

一方で、市内の一般道路に目を向けますと、観光シーズンは横瀬、大平付近の交通渋滞も耳にしますが、日常的に交通渋滞が起きているのは、伊東修善寺線の鮎見橋から横瀬交差点までの区間です。

この区間は、約250メートル内に4つの信号機があり、もともと交通の流れはよいところではありませんでした。さらに、最近交通量がふえたのか、朝夕に渋滞する状況が多くなり、中伊豆方面から横瀬に抜けるのに時間がかかるのはもとより、地元住民も横瀬方面へ出る際に県道へ出にくい等の不便を感じています。

歩行者の安全確保、交通整理の信号機は必要と考えますが、その範囲の中で交通渋滞を緩和する、また交通の流れのバランスを平均化する必要があると考えます。

一度渋滞状況の調査をしていただき、以前より交通量がふえているようでしたら、改善策として、区間の4つの信号機の青色の時間を長くしていただくとか、区間の信号機の青色を連動していただく等の要請を、管轄であります警察署にできないでしょうか。また、長期的な計画として改善案があるようでしたら、お伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（杉山羌央君） ただいまの梅原議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

県道伊東修善寺線については、交通センサスにて5年ごとに関野地区にて交通量調査を実施しております。

平成17年度に調査を実施いたしまして、1日1万2,000台でございました。本年度調査の年でございますが、まだ集計結果が出ておりません。

大仁警察署では平成22年、ことしの4月上旬に横瀬交差点信号機の改良実施をいたしましたが、渋滞緩和とはなっていないように見受けられます。これが現状でございます。

中長期的な対応策といたしましては、私は3つあるのだろうと考えております。

1つ目は、現在工事中でございます日向、大平のアクセス道路の完成と、それから清水、田代間の県営一般農道の完成、これによって中伊豆、伊東地区から横瀬を通らずに伊豆中央道に乗ることができる、これが1つ。

2つ目は、修善寺道路の無料化、これによって横瀬をバイパスする。

3つ目は、物理的に道路改良する、修善寺橋からおおむね交番にかけての3車線化。このような3つの対応策が中長期的にはあるのかなと考えております。

○議長（杉山 晃央君） 再質問ありますか。

梅原議員。

○2番（梅原泰嗣君） ありがとうございます。

先日、大仁警察署にお邪魔いたしまして、信号機、特に横瀬の交差点の信号機についてお話を伺ってきました。ただ、当日交通課の方が2名対応していただいたんですが、責任者の課長さんがちょっと不在でしたので、その内容については、ここではちょっと発表できないというか、適正かどうかわかりませんので、ちょっと伏せておきますが、お話を伺った印象では、これ私の印象なんですけど、横瀬の交差点につきましては、大仁署さんのほうでは、どうも国道136号線の流れを気にしているというか、そこにウエートを置いていると。ということは、大仁、三島方面から湯ヶ島、下田方面に流れる車が停滞しないように考えて、信号機を動かしているという印象を受けました。

これは、確かに一昔前は静岡県警の交通情報網等ラジオで聞いておりますと、「横瀬停滞している」というような情報をラジオで聞いていたような気がします。ただし、最近修善寺道路というんですか、トンネルができましたですね、あれができた関係で、私は交通量そのものがやはり有料道路とはいえ分散をしているのかなという気がします。

皆さんも恐らく多分御経験されていると思いますけれども、例えばカインズから湯ヶ島方面、横瀬の交差点に向かって車で出ますと、確かに車はずっと渋滞しております。ですが、意外とストレスがなく流れているんですね。ですから、意外と横瀬のところは、今は車つながっておるんですが、意外とストレスがなくこう流れて湯ヶ島のほうへ抜けられる、あるいは温泉場に抜けられるんですが、これが中伊豆方面から横瀬の交差点に抜けようと思いまし

て、鮎見橋を渡って左側に喫茶店がございまして、そこでつながっていると、かなりの運転手さん忍耐が要るんですね、すぐは流れないんですね、要は。ちょっと五、六台前行ったらまたとまってしまう、それでまたとまってしまうという状況なんですね。

ですから、正確に申しますと、先ほど市長さんのほうから17年度に1万2,000台の車が通るといふことで調査はしていますよ、5年に1回は調査をしていますよといふことで、またそれは継続してほしいんですが、私は正確に申しますと、これは交通量だけの問題ではなくて、恐らく渋滞の時間といふか、その問題だと思ふんですね。したがって、またその点も信号を国道と県道をイーブンにしてくれとは申しませんが、またさらに調査をしていただきまして、もし可能であればできる限りの調整を、はたまた大仁警察署の交通課さんのほうに行政としてのお願いをしていただければありがたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

それから、ちょっと1点、市長さんにお伺ひしたいんですが、先ほど市長さんのほうから長期的な改善策についてですが、3点ほど御回答をいただきました。

その中で、私も、これは私の全く個人的なイメージなんですが、先ほど市長さんから御提案をいただきました中で、一番私が、あ、これではないかなといふのが、中伊豆方面からの話なんですが、鮎見橋がございまして、あそこを左折しまして、今、加殿のセブンイレブン前の交差点がきれいに非常に整備されまして、右折レーン、直進レーンができました。したがって、あそこはかなりスムーズに通過できます。

それで、市長さんのおっしゃった今建設中で間もなく完成予定かもしれませんが、あそこの加殿の、私わかりませんが、あれに乗って、新しい消防署がございまして、あそこまで恐らく鮎見橋を左折してから3分かからないんじゃないかと思ひますね、あれが整備されまして。そして、それから今消防署の前に橋がかかっておりましてね、建設中ですね、あれが完成すれば、あそこから今一部開通しております天城北道路に乗れば、今現在ですと100円取られますが、迂回路としたら修善寺駅付近、または横瀬を通らないで狩野川公園の手前におられるといふ、これが僕は一番実現の可能性があると思ひますので、その辺はまた市長さんの、その件について再度お伺ひいたします。

○議長（杉山兎央君） 答弁願ひします。

市長。

○市長（菊地 豊君） 御指摘のとおりだと思います。

大変残念ながらいろいろな要因がございまして、アクセス道路も当初より少しおくれ、それから日向の合併支援道路が当初に要求していた時期よりも半年程度おくれ、そして県営一般農道が土地改良予算の激減によって、ちょっと停滞をしてしまったといふことで、全体を通して1年程度おくれそうな感じがいたします。本当はもっと早く完成することを期待していたのですが、それによって下田、河津方向から来る皆さんは出口、横瀬を通ることなく、消防署の前から伊豆中央道に乗って帰れる。あるいは、伊東、中伊豆方面の方々は同じように

横瀬を通らずに、伊豆中央道に乗っていただくことができるということに、流れは大分変わるのではないかと考えています。

そこで、当然修善寺道路の100円、200円の問題が残るんですが、これは知事のほうから起債残額の75億円と、これがどうにも痛いということで、これからしばらくはその75億円の対応の仕方について、伊豆半島の各首長と県との話がこれから継続されるかなというところで、それがフルセットで行われれば相当程度改良されるのではないかと期待をしております。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

梅原議員。

○2番（梅原泰嗣君） ありがとうございます。

横瀬の交差点を含みまして、歩行者の安全確保というのは大前提でございましょうが、行政としましてできる限りの改善をお願いしまして質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（杉山羌央君） これで梅原議員の質問を終了します。

ここで10分間休憩といたします。再開を10時40分。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

○議長（杉山羌央君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 内 田 勝 行 君

○議長（杉山羌央君） 次に、8番、内田勝行議員。

〔8番 内田勝行君登壇〕

○8番（内田勝行君） 8番、内田勝行です。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

件名、廃校後の施設利用について。

ことし4月、土肥小学校が開校いたしました。来年4月には中伊豆小学校が誕生をします。しかし、同時に土肥、中伊豆地区を合わせ3校が廃校になります。既に当該地区の関心事は廃校後の施設がどのように生まれ変わり、どのように利用されるかに移っています。利用方法は無限ですが、仮に企業誘致などが実現すれば波及効果が生じ、地域活性化の一翼を担うことが期待されます。

質問いたします。

①今後、施設利用に向け、どのような具体的プロセスで進めていくのか。

②既に、実現可能な構想があるのか。

以上2点、よろしく願います。

○議長（杉山羌央君） ただいまの内田議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

私の考え方もございますが、これまで準備会の中でも議論が出ていると承知しておりますので、後ほど教育長にも答弁をさせます。

プロセスについては、私は、まず地元の要望をいただきたいと、こう申し上げてまいりましたが、なかなか具体的な考えが出てまいりません。そこで、行政と、それから使いたいという意欲のある事業者がおられれば、そこで話し合いをして最も適切なものを地元提案していくと、そのような形をとりたいと思っております。

具体的な話になりますが、土肥南小については、これまでも地元の方々から意見をいただいておりますが、いまだ具体的な構想には至っておりません。校舎に耐震強度が不足していることから、体育館及びプールを除いて解体することが必要ではないかと、現時点では考えております。

八岳小学校及び大東小学校については、既に幾つか提案もいただいております。年を越えて1月には両地区での地元の皆さんとの意見交換会を計画したところでございます。

○議長（杉山羌央君） 教育長。

では、教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（間野孝一君） 合併、再編成の準備会のほうでもいろいろと跡地利用について土肥地区でも話をいたしました。土肥地区につきましては、連合区長さんを通して、連合区の区長さんにお話をおろしていただきまして、それぞれの区長さんから各区へとお話をおろしていただきまして、最初の跡地利用の話から2カ月後ぐらいになったかと思っておりますけれども、それぞれの区の要望を区長さん、それから連合区へまとめまして、準備会のほうの席上の部会の部会長のほうから御報告をいただいております。

そのときの具体的な内容は、1つといいますか、共通していましたのは、やはり広域避難所等に学校施設が御利用されていますし、また防災施設、拠点としての防災計画の中でも位置づけをしてございますものですから、校舎ではなくて体育館につきましては、広域避難所、それから運動場、グラウンドにつきましては、緊急時のヘリポートという利用上もございしますので、ぜひそれはそういう活用を継続していきたいということで、御要望がございました。

中伊豆地区につきましては、これからお伺いをしていこうと思っておりますけれども、私、教育委員会の立場、それから行政としての立場でいきますと、やはりどうしても土肥地区と同じように防災上の広域避難所という、そういう意味合いが位置づけられてございますので、それは同じような御意見が出てくるのではないかと思いますので、私どものその部分につきましては、変わらずにそういういざというときの拠点として利用していただけるような格好をとっていきななと思っております。

現在、今、市長からお話がありましたように、総務部が所管という中心になってでございますけれども、総務部、それから観光経済部、それから私どもの教育委員会、3部が跡地利用についての考えといたしますか、意見聴取を進めていこうということで進めてございます。以上でございます。

○議長（杉山晃央君） 再質問ありますか。

内田議員。

○8番（内田勝行君） 再質問いたします。

この質問は、ちょうど1年前の12月議会でも市長に質問をいたしました。そのときは、土肥の再編がまだ確定していないちょうどさなかでありましたので、明確な答弁はいただけませんでした。ただ、大筋で市長のこの跡地利用についての考えというのを伺いました。きょうは、かなり明快なはっきりとした今答弁をいただきましたので、なかなか質問しにくいわけですが、まず土肥小学校の、土肥南ですね、南小学校の現状は今聞きました。

それから、今後これを跡地利用を進めていく場合の所管はどこになるのか、これを教えてください。

それから、公募という言葉が出てきませんでした。私は公募で積極的にPRしたらどうかと、このように思っております。

それから、1年前にも質問いたしましたが、施設利用についての、なかなか話がスムーズにいけばいいんですけども、いかない場合が想定される。そういうときに委員会、あるいは審議会、協議会みたいなものを立ち上げたらどうかというふうな提案をしたわけですが、その3つについて説明をお願いします。

○議長（杉山晃央君） 答弁を願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 所管は、当面の間、市長のもとにありますまるごと室でやらざるを得ないかなというのは、どういう使い方をするか、まだ決めておりませんので、これは観光施設でなのか、あるいは企画でまちづくりとしてやるのか、そこはもし何かあれば、まるごと室のほうに御連絡をいただければと思います。

それから、公募がいいかどうかというのは、なかなか難しいところで、全くオープンに公募でというのもあろうかと思えます。ただ、他方、八岳小学校、大東小学校も、それぞれ地域の中のやはり学校ですから、中心付近にありますので、その地域の特性を生かした提案を行政がして、その枠組みの中で公募するというのもあるでしょうし、地元の皆さんがお使いいただければ、その地元の特産品とか食材を生かしたような地元の皆さんの職場になるようなことが可能であれば、それはあえて公募しなくてもいいとも思いますし、先ほども申し上げましたように、1月に既に日程も確定しておりますので、そのときに私のそのような基本的な考え方を申し上げて、地元の皆さんの御意向を伺いたいと思っております。

○議長（杉山晃央君） 再質問ありますか。

内田議員。

○8番（内田勝行君） 文部科学省から廃校の情報が出ております。実態調査、ちょっと数字を把握しておきたいんですが、平成21年度の廃校数526校、大体年間400校から500校が廃校になっているという実態です。それから、平成4年度以降、廃校になったトータル5,796校。このうち何らかの活用が図られているもの、利用しているものですね、これが69%。それから、図られていないもの、これが30.7%、それで100%になると。これ、活用が図られているといいますと、その内容なんです、隅から隅まで使っているわけじゃなくて、一部分でも使っておれば、これをカウントしているということです。ですから、全部使っているものもあれば、一部分ということもあるということです。実態はそのようです。

文部科学省としても、こういう状況を非常に危惧しております、新しいプロジェクトを立ち上げたと書いてあります。これは、みんなの廃校ということで、これは簡単に言いますと、活用方法がなかなか自治体では進まない、そういう場合にこのみんなの廃校、文部科学省のホームページに投稿していただいて、文部科学省のホームページで広く全国的に公表して募集すると。ですから、このプロジェクトへ私は参加したほうがいいかなというふうに個人的には思っておりますが、その辺の市長の考えをお聞かせください。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 既に今、伊豆市の中では具体的に、ちょっと土肥南小学校は解体が前提なんで別なんです、八岳小学校、大東小学校、それぞれ御提案もいただいておりますし、それから大東小学校の場合には敷地が借地のところがございますので、地主の方々の御意向もあろうかと思えます。

そこで、繰り返しになりますけれども、1月の両地区の意見交換会では、もう少し突っ込んだ具体的なお話もできますので、そのときに私は可能であれば地元の皆さんで意欲があるものについて、それを行政が支援していく形のほうがいいと思うんですね。そのほうが長続きもすると思えますし、地域の特性に合ったものもできていくと思えますので、それがいずれもマイナスが大きかったり、実現の可能性が乏しければ、部外の力を借りてということも当然視野に入れてまいりたいと思えます。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

内田議員。

○8番（内田勝行君） 最後の質問にいたします。

これもネットの情報なんですが、私、11月17日、ちょうどテレビを見ていましたら、群馬県みなかみ町、ここの猿ヶ京小学校というんですかね、この学校が廃校になりまして、その廃校を全国野球振興会というところと協定を結んだというふうな、テレビを見ました。それで、すぐネットで調べましたら、詳しく出ていまして、ちょっと読んでみますけれども、「猿ヶ京小学校の施設が来年4月、全国野球振興会に無償貸与されることになった。この調

印式があった」ということですね。「調印式には岸町長、それからプロ野球の巨人などで活躍した黒江透修振興会理事長らが臨んだ」ということになっていると、こうあります。

これは、ちょっと私考えたんですが、この調印式の無償貸与、賛否両論が当然あったと想像するんですが、私は伊豆市においてでも、この無償貸与、最初からこの無償貸与を全面的に出して募集するというのもいささか問題があるとは思いますが、企業などを誘致する場合に、その企業の持っている特性、あるいは特徴、そういうものが伊豆市の考えている構想と合致すれば、私は交渉の中での1つの手段といいますか、方向としてそういう無償貸与、そういうものも生じてもいいんじゃないかというふうに個人的には思っております。

偶然、これもネットで調べましたら、結構無償貸与をしている学校が多いんですね。ですから、そういう意味でも、いいか悪いか、さっきも言いましたように賛否両論あるかもしれませんが、一つ考えることも必要ではないかと。そこで唐突ですが、無償貸与について市長はどんなお考えか。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 無償貸与する場合には、当然貸付金額の減額になりますから、議会にはお諮りするんですが、私は個人的には無償でも構わないものは案件によってあろうかと思えます。その場所、それから使い方、それによって企業から有償でいただくこともあろうし、まちの活性化につながるの、あるいは将来の人材育成につながるの、無償ということもあろうかと思っております、それはケースごと判断をしていけばいいと思えます。私は、無償貸与が余り否定されるものではないと考えております。

○議長（杉山羌央君） これで内田議員の質問を終了します。

◇ 飯 田 正 志 君

○議長（杉山羌央君） 次に、16番、飯田正志議員。

〔16番 飯田正志君登壇〕

○16番（飯田正志君） 16番、飯田正志です。

2点について市長並びに教育長に質問いたします。

1番目、森林整備について。

有害鳥獣の被害により、伊豆市の森林が壊滅的な被害を受けていることは周知のとおりですが、その被害の修復については、思うように進んでいません。その一端として民有地であることが障害となっていることがあります。民有地であっても森林としての役割があるわけで、荒れたままにしているのはいいと思いませんが、行政として何らかの手を打つべきだと考えますが、市長のお考えをお聞きしたい。

2点目、文化財の発掘と保護について。

伊豆市は歴史的に見ても重要と思われる史跡や文化財といわれるものが多くあると思われ

ますが、それらの有効利用がなされていないように思われます。そのため、市民の中でもそれらに対する認識が薄く、文化財としての価値が認識できずに、朽ち果てるのを待つばかりというものがあるように思いますが、それらのものを新たに発掘し、再生し、有効利用することが今後の伊豆市の発展に寄与するものと考えますが、教育長、市長の考えをお聞かせ願いたい。

以上2点、よろしく申し上げます。

○議長（杉山羌央君） ただいまの飯田議員の質問に対し、答弁を求めます。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 文化財の数等を含めても、先に私のほうからお答えを申し上げます。

まず、森林整備についてですが、議員御指摘のとおり、民有地で管理されていないところ、これの対策は必要だと思っております。総論的に申し上げますと、共有林や振興会などモデルに有利な補助事業を積極的に導入し、団地化施業計画の立案や長伐期施業計画により、利用間伐手法による整備を提案し、要するに使えるように木材を活用できるように、間伐を推進していこうということでございます。

この場合に、この際にしっかり管理されていない森林、あるいは竹林、これをどのように、行政指導という言葉は余り使いたくないのですが、行政からお願いをして管理をしていただく、あるいは公費をもって管理をする。これがどのようなことが可能であるか、これらについては、現在検討しているところでございます。

なお、利用間伐事業には建設業等、他の異業種の方々の参入の検討もされているようですので、積極的な推進を図りたいと思っております。

文化財の活用については、現在、文化財保護審議会では新たに10件ほどの文化財を市の指定に向けて協議していると報告を聞いております。市内にある文化財は、私どもの共有の財産ですので、可能な限り使って活用して使わせていただきたいと思っております。

なお、今年の国民文化祭において、静岡大学の小和田教授が日本の中世は伊豆から始まったと指摘をされました。これは、なかなか心を打つ言葉でありまして、思えば柏久保、大見、狩野、丸山、旧4町に、それぞれ名のある山城があります。また、市内には、それ以外にも中世をしのばせるような足跡が多く残されておりますので、これらをしっかり活用してまいりたいと考えております。

○議長（杉山羌央君） 次に、教育長。

〔教育長 遠藤浩三郎君登壇〕

○教育長（遠藤浩三郎君） 文化財の発掘保護についてお答えをいたします。

先人たちが残してきた自然、あるいは歴史的文化遺産である文化財については、大変貴重なものであって、後世に残していくと同時に生活に生かすことで、文化的資質が向上するよう公開や活用を進めていく必要があると考えております。

文化財保護審議会においても、なおいろいろ種々検討していただこうお願いをしているところであります。

今後史跡めぐりなどを行い、子供たちを初め、広く市民が文化財に触れる機会を積極的ににつくりたいと考えております。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 再質問はありますか。

飯田議員。

○16番（飯田正志君） 先ほど、森島議員のほうから間伐とか、森林の整備ということで話をさせていただきましたけれども、私は有害鳥獣が、シカとか、あれが幹を食べて、非常に山が荒れて草木も生えなくなってしまうところに、植林をしていこうという一つの考え方の方面から質問をしたつもりであります。

と言うのはやっぱり私有地でありますから、そこに税金を投入することはできません。でも、やっぱり海外まで行って木を植えていって植林をするというようなボランティアが結構ありますんで、伊豆市の中でもそうやって植林をしていこうというボランティアの方々がいっぱいおります。それを支援して、やっぱり荒れた、木がだめになったところ、枯れたところ、要するに放作農地じゃない、放作林地というんですかね、そういうところをやっぱり木を植えていこうという気持ちのある方が多々いるんですね。ただ、私有地であるがゆえに入り込んで植えられないと。それをやっぱりある程度ボランティアとか、いろんな団体をお願いして、市のほうが、行政が所有者に、ちょっとこういうことで山が荒れているから、おたくのほうに木を植えたいよと。それについては、協力してくれないかとかいう、あとは高齢者で山林が守れないから、我々がやりますからちょっと木を植えさせてとかということで植えていかないと、これが小さな被害のときに直せばすぐ直るんですが、これが災害があつてがけ崩れがあつたとなつては、もうずっと直りませんから、なるべく早く手をつけて木を植えていくことも必要だと思います。

間伐も必要かもしれないけれども、ただ荒れているところの傷口を治すということで、ある程度、小学校、中学校の子供を使って植林をさせたり、そういうふうな方面からもしできればという、そういう方向に補助金をつけていこうとか、あとグリーンバンクを利用して木をいただいて、植えるのは皆さんにやっていただくとかいうふうな方策がありますので、その点について学校関係は教育長、行政のほうは市長のほうから答弁をお願いします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほどの私のお答えは、議員の御質問の趣旨とちょっと筋が違っていたようでございますけれども、ただいまの御提案は大変貴重なものだと思いますので、早急に検討させていただきたいと思っております。ちょうどいいタイミングで2年後に全国育樹祭、お手入れが西天城でございますので、可能であれば、このプレイベントに含める形で着手した

いと、このように思います。

○議長（杉山羌央君） 次に、教育長。

○教育長（遠藤浩三郎君） 今、小中学校は、田んぼの稲刈り、稲作については、かなりいろんな学校で取り組んでいます。おっしゃるとおり、林業、植樹等々については、一切やっている学校はありません。したがって、稲作と同じような考え方で協力できることはやっていければというふうに思っています。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

飯田議員。

○16番（飯田正志君） 非常に前向きな答えでありありがとうございます。

実は、この話は猟友会の方からいただいた話で、猟友会の方々が山に行くと、非常に山が荒れていて心配していると。それで我々は木を持って1本1本植えてくるんだよという話を聞きましたので、そういうふうな方々にもやっぱり応援をするという気持ちが必要だと思いますので、ぜひよろしく願います。

続きまして、文化財のほうにいきますが、確かに私も言おうと思った中世時代、伊豆から始まったということは、言っていかなければならないと思います。例えば、私の住んでいるところの松ヶ瀬では軽野神社というのがありまして、これは古事記に出てくる、日本書紀に出てきます軽野船というところから、非常に有名なところなんですけれども、どういうわけか神社を大事にしようとか、その史跡を大事にしようとかという意識が余りありませんで、どんどん朽ち果てていくと。

それを考えますと、伊豆市、伊豆半島全体にはやっぱり中世、その前からいろんな人たちが生活し、営んできたような跡。要するに我々は、県知事が言うジオパークというのは地球の歴史でありますけれども、人間の歴史もやっぱりしっかり踏まえて、先人が残したものを我々が引き継いで後に継承していくということも一つ必要だろうし、それを利用するといったらおかしいけれども、観光に結びつけてやっぱり自分たちのルーツというものを、何年か前にルーツというテレビドラマがはやりましたけれども、やっぱり自分が生まれ育った土地というのは、どういうふうにして、どういう人間関係で我々が今生まれているのかというふうなことを研究していけば、非常にそれが観光につながって、我々団塊の世代もウオーキングしながら、あ、ここにこういうのがあって、こういう人が住んでというようなこともつながっていくと思いますので、ぜひその辺の研究をしていただきたいと思いますが、ちょっと調べたら研究をする場所がないんですね。それで、文化振興室というのが教育委員会の下にあるそうですが、文化振興室のこし予算はどのくらいでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（間野孝一君） 22年度の予算額でございますけれども、文化財保護事業では214万8,000円余りということでございます。

それから、もう一つは、お話のありました軽野神社等々につきましては、先ほど市長が答弁いたしました中の10ぐらいに該当するという部分の中で、まず文化振興室のほうで史跡的な価値の調査を現在進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

飯田議員。

○16番（飯田正志君） その予算は文化財保護であって、新しく見つけるとか、そういうふうなことには入っていないんですね。企画というか、仕事をするのは文化財の保護とか、燻蒸とかいうので、新たに発掘して、それを自分たちが前へ出て、それを探しに行くという、そういうのは企画はゼロだと聞いたんですよ、予算は。それは、それで聞いた話ですけどもね。

それで、もう一つ、先ほど言うておりますように、いろんな我々は旧天城湯ヶ島町の中には、そういうふうな歴史の本をつくったりなんかしていました。多分、各市町も合併する前は、そういうものを編さんしていると思うんですね。それを全部まとめて一つ大きな流れの中で、どういうふうに伊豆半島とか、その中で今の伊豆市の中の旧4町が重なりが合って歴史ができたのかという編さんもしていただいて、ただ単発的にやってもしょうがないですからね。その当時、ここにこういうお城があつて、こういう戦争があつて、こっち逃げてこうだとかいうのがありますから、その一帯がわかれば、それも一つの観光の目玉になりますので、ぜひそういう研究のための予算をつけていただくようお願いしたいと思いますけれども、予算のほうは市長の権限ですので、やるかやらないかというのは教育委員会だと思いますので、両方のほうからぜひ気持ちのほうよろしくお願いします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

最初に、教育長。

○教育長（遠藤浩三郎君） その前に、軽野神社のお話が出ていましたけれども、今10件ほど新しく指定を協議というお話をしましたけれども、軽野神社そのものも全体が入って案にあるんです。ほかにもあるお寺全体を指定しようというようになっていまして。ただお寺を全部とか、神社すべてをとというのは、果たしていいものかどうかというのが、ちょっと議論のあるところで、その軽野神社の何々をとかというものかなと、私は個人的にはちょっと思っていたもので、少しそれは研究をさせていただきたいというように思います。

予算については、我々が計上して、これからヒアリングをしてというように順番がありますが、努力をしていきたいというように思っています。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 地名というのは非常におもしろいもので、なぜ山の中で船原なのかなと思ったら、あそこから原木を切り出したんだそうですね。軽野神社の殿淵あたりで多分造船をしたと。やはり、先ほどのジオパークと同じように、子供たちの地域に対する教育、あ

るいは誇りの涵養なども非常に有益だと思うんです。

特に、ソフトの整備、研究ですね、これは余り大きなお金がかかるとは思いませんので、市の予算のほうも対応していきたいと思っています。幸いにも静岡県はハード整備のほうは、狩野城とか大見城とか、県の補助もいただけますので、研究のほうは市のほうで手当をしていけるのではないかと考えております。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

飯田議員。

○16番（飯田正志君） 軽野神社の話ですけれども、これ私、別に軽野神社が目的で言っているわけじゃありませんけれども、たまたま教育長が軽野神社の話をしましたので言いますけれども、地元では有形文化財に指定されるのは、よそうなという話が出ております。なぜかという、予算は全然つかないし、縛りが多くて非常に使い勝手が悪いからよそうなという話にもなっています。それはそうですね。だって、修理はおまえたちでやれと、管理もおまえたちでやれと。そのかわり、何かあるときには教育委員会に話をしておまえたちでやれと。そのかわり、何かあるときには教育委員会に話をしておまえたちでやれと。えよとかという、そういう縛りだけではね、やっぱり地元の方だって、一生懸命今まで守ってきましたから、そういう有形文化財になって、お金も出なければよせよせという話になりますので、だからそこでやっぱり管理の小さな、それに雨漏りとか何とか、地元でやりますけれども、私はそういう文化財の偉いところでもらってきましたけれども、非常に大変なときには、これは神社庁からお金出ます。もう一つ、我々も中段的にありますから、それはそれでいいんですけれども。

少しは、何かそういう違った看板を立てるとか、そういう目的で観光のために、だから市長に聞いたのは、看板立ててこういうところにこういう文化財ありますよとかいうような看板ぐらい立ててもいいんじゃないかなという話で、何もお金をもらおうとかいうんじゃないで、軽野神社がどうしてできたかという、さっき市長も言いましたけれども、船原の上に林金という地名ありますよね。林金は林が金になるから林金とかという、そういう流れを、1つの流れが歴史の流れがありますから、そういう研究をするための予算をつけたらどうかなと。

だから、さっき言った柏久保城にしろ、丸山城にしろ、いろんなお城がありますよ、中世から。それが、どうやってどう絡んで歴史ができたのかという研究ぐらいはしたっていいじゃないかなと。そのために文化振興室というのかな、それがあつたのかと私は思っていますので、そういうためにぜひ努力をしていただきたいと思います。教育長でも間野局長どっちでもいいですけれども、答弁願います。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

事務局長。

○教育委員会事務局長（間野孝一君） 今、飯田議員がおっしゃられたとおり、無形文化財に指定したり、有形文化財に指定されますと、まさしく今の市のほうの条例でいきますと、縛りだけがきつくなって皆さんの自由がきかないというのが現実の内容でございます。

そこで、議員おっしゃるとおり、そういうものではなくてもいいけれども、史跡といえますか、歴史的なもの、そういうものを研究していくということは、それに該当するもの、それに近いものにつきましては、現在も文化財に指定をするしないは、これは最終的な結論の段階ですけれども、その段階までの審議会の委員さんと、そういう方に諮問をいたしまして、最終的に結論が出る出ない、その前段階での研究をしてございますので、そういうものは今現在も実はやっているというのが現状でございます。

ですから、それを予算的な措置をして、もう少し積極的に掘り起こしていけということ、大変私も有意義なことだと思いますし、市長のほうからもそういう部分であれば、ある程度の予算的なものも配慮していこうというお話でございましたので、前向きに進めていきたいと思っております。

○議長（杉山晃央君） 再質問ありますか。

飯田議員。

○16番（飯田正志君） すべて、これは未来への投資という話、先ほども出ましたけれども、最初のあれは未来への投資、山はですね。今の2番目の文化財は、先人の残した足跡を後世に伝えていくという意味合いがありますので、ぜひ積極的に進めていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（杉山晃央君） これで飯田議員の質問を終了します。

◇ 大 川 孝 君

○議長（杉山晃央君） 次に、11番、大川孝議員。

〔11番 大川 孝君登壇〕

○11番（大川 孝君） 11番、大川孝です。

私は、通告してあります県道349号線の安全性と整備の進捗状況に関して、市長に答弁を求めます。

県道349号線、修善寺天城湯ヶ島線は鮎見橋の新設と矢熊地内の拡幅により国道並みの交通量です。特に雲金地内のかの川ホテル付近より小川民宿入り口付近にかけて、道路幅が非常に狭く急カーブがあります。走行車の中には法定速度を遵守しているか、疑問を抱く車両も多く見受けられます。また、このような状況下では歩行者はもちろんのこと、ドライバーの安全性にも支障を来します。いつ大きな事故が発生してもおかしくない状態だと考えます。よって、路線整備の緊急促進と交通安全の啓蒙運動が求められていると思っております。

以下、質問をいたします。

①県への要望内容と、その最近の回答を教えてください。

②この349号線の整備に関しては、毎年のように関係地区より要望が出されていると思いますが、今まで交通量を調査したことがありますか。お伺いします。

③この路線の速度チェックはほとんどなされていないと思いますが、どのような指導方法

を考えているか、伺います。

④緊急な路線整備の促進が必要だと思いますが、今後県にはどのような整備要請を講じていくのか、伺います。

○議長（杉山羌央君） ただいまの大川議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、県への要望ですが、先般、県の交通基盤部長に要望を出してまいりましたけれども、その内容としては、国道136号線の土肥新田工区、あるいは県道伊東修善寺線の大見小学校前のバス停の改良、あるいは今御指摘がありました県道修善寺天城湯ヶ島線、あるいは大仁の伊豆の国市との国境にあります白坂橋、そして県営一般農道中伊豆修善寺線などなど、その他もございますけれども、要望し、県からは必要性は理解しているので、予算を見ながら着実に整備を進めると、このような内容の回答を口頭でいただいております。

市長としては、県道修善寺天城湯ヶ島線においては、唯一、軽自動車同士でもすれ違いうことができない雲金の嵩田下橋、狩野グラウンドの雲金橋の北側にございます一番狭い橋ですが、あそこの改良を最優先でお願いをしております。

2番目の交通量の調査ですが、これも先ほど梅原議員にお答えしたとおりで、5年ごとの交通センサスにて調査をしております、平成17年、これは日向での調査でございますが、12時間、昼間だけの調査で3,756台となっております。今年度の結果は、まだ出ておりません。

速度規制については、これはもう警察の専権事項でございますので、危険箇所をこちらから通報して指導していただくということで対応したいと思います。

なお、県への今後の整備ですが、県のほうも財源が限られておりますので、私ども要望を提出する側から優先順位、これは重要度の優先順位、それから時期的な優先順位、それぞれしっかり明確にして、引き続き県には要望してまいりたいと思います。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

大川議員。

○11番（大川 孝君） 私もこの349号沿線の雲金に在住している者でございますが、10年以上前、一昔前、行政地区長さんがもう今日のこの交通量を予測して、とにかく今言われたような付近を重点的に整備をしていただきたいという要望書を、毎年のように出しているはずでございます。

そういうことで、鮎見橋、そして矢熊の拡幅道路ということで非常に南北に通じるこの国道136と414、それにもう一本この349しかないわけですね。そういうことで、非常に交通量がもう国道並みなんです。そして、国道の路盤、基盤というものは非常に頑丈にできています。県道のほうは非常に安上がりなものですから、すぐ臨時議会でもありましたような、

そうした補修をしても、すぐその補修の剥離がすぐ出てまいりまして、穴がすぐまたあくわけですね。車両に損傷を来すというような面も多々、私ども住んでいる近くでもございまして、市のほうにも通報して修理をしていただいて今日に至っているわけでございます。

そういうことで、まず県への要望は、県道でありますから、県はやはり地元の要望を強く認識するということによって、優先順位というものも自然に生まれるわけです。そういうことで、平成12年のいわゆる交通量の調査、こういうものも毎年もうやっていただいて、そして県への要望も、とにかく第2国道と言われるぐらいの道路にもうなっているわけですね。そういうことで歩道も当然ないわけですので、道路幅は狭いわけですから、歩く人も非常に、子供さんたちも一部区間は、これは市道を通って狩野小のほうにも向かうわけですが、どうか要望というものは、その都度きちんとやはり一番高い優先順位にぜひしていただくようお願いしたいと思うわけです。

この要望について再度市長の答弁を求めます。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これは、県のほうもすべて県の予算で組むだけではなくて、当然国からの配分とか、裏づけとか、あるいは負担とか、いろいろありまして、県が去年マイナス20%、ことしも現時点で公共土木にマイナス20%のような方針で、2年間で半減近いというのは、もう大変に厳しい状況なんですね。その中で幾つかの事業については、伊豆市内でこれは優先的にやるというようなことを現時点では交通基盤部長から回答をいただいているわけです。

そのような厳しい中で全部一遍にやることはできませんので、そこで現在消防署の前まで工事が行われていますけれども、あそこから順番にやるのではなくて、必要なところからやってくださいという要望を出しているわけですね。そこで、民宿小川の前も承知しておりますけれども、しかし唯一軽自動車でもとまってしまうところが嵩田下橋、御承知のとおり。そこで、あそこはもう一つ問題なのは、天城北道路が今度着工しますので、雲金のあの作業用の道路のところにダンプが相当行き交うわけですね。そのときにあの橋が残っている状況では非常に危険な状況になりますので、まず優先的にそこは改良していただきたい。その次は、民宿小川になるのか、佐野の住宅地の前になるのか、やはり必要なところから優先順位をつけて、要望をしてまいりたいと思っております。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

大川議員。

○11番（大川 孝君） 要望のほうは、県は県の予算、国は国の予算を、市は市の予算というふうに、当然予算というものがかかってくるわけですが、やはり毎日の生活道路、そういう経済道路の一番のやはり道具、我々人が使う道具、車ですね、車の走るこの道路、これはもう一番の最小、最低限必要な投資というふうになるかと思うわけですね。でござ

いますので、県への要望に対しましても、やはり地元からも要望されているわけですので、ぜひひとつ力強い要望をお願いしたいと思います。

それから、この交通量も何年に一遍なんていうことでなく、やはり鮎見橋とか、矢熊の道路とか、それからこれから大平の旭日橋ですか、ああいうところもかかってくるのと、相当に車の数がこちらの349号線もふえてまいります。でございますので、この雲金、佐野雲金の地先が、この辺がまだ全然進んでおりませんので、特段の配慮に対して県に要請をお願いしたいと思います。この交通量の調査、これもぜひひとつ数年に一遍なんていうでなくて、年に2回ぐらいはやっていただきたいと思います。

そして、まずこの速度ですね、スピードが相当に出ているというふうに感じております。でございますので、やはりスピードのチェック、こういうものもほとんど警察署の職員がやっているようなことを、私はちょっと見ておりませんが、そうした交通課の仕事も、ぜひ349号線におきましてはチェックをしていただきまして、適正なやはり速度で安全に運転をしていただくということが、地元の方が歩行している場合も、安心してできるわけです。そういうことで、交通量の調査、そして速度チェック、これは当然警察署に、法律を動かす警察になるわけですが、警察に対してもやはり怠慢なく、やはりスピードチェックというものをやっていただくような地元から警察に対する指導を、ぜひ行っていただきたいというふうに思います。

この2点について市長の考えを伺います。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） まず、調査を毎年2回ずつということですが、私どもここに住んでおりまして、交通の実態は承知しておりますので、議員、以前行財政改革特別委員長で相当経費節減のことを主張しておられまして、さらに我々が実感として承知しているものについて、さらに調査というのは、ちょっとなかなか経費づけ、予算づけは難しいのではないかと思います。

それから、もう一つは速度規制のほうですが、一番物理的に容易なのは監視カメラなんですね。かつてよく高速道路にありました。これ、ドイツなんかでは地域に入ると必ず70、50、30となっていくんです。これは、規制はできますが、相当厳しいですよ。

私はつけたら、相当地元の皆さんから撤去要望が出るような気がするんですね。ですから、もしその民宿小川のところで、ちょっと地元の皆さんとも区長さんとも話をしてみますけれども、どうしてもつけてくれということが要望があれば、強ければ、警察署と話をしてみますが、これは正直な話、私の経験上は、かなり地元から逆の御意見も出るような気はいたします。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

大川議員。

○11番（大川 孝君） 監視カメラ、なかなか地元といいますか、人間なれないような、そうした高度な査察道具があるわけですが、警察の職員が出て、そしてやはり横断歩道の死角とか、そうしたスピードの出やすいような場所に置いて、一つ検問するというのも非常に運転する側から見ますと、やはり速度を守って走ろうという気にもなるわけですね。この日向の集落の中は30キロですね、そして私どもの雲金、佐野雲金のほうが大体40キロでしょうか。このようなことですが、とにかく見通しのいいところは相当に今速度を出しているような気がしておりますので、この辺についても大きな事故につながる前に、ぜひひとつ警察のほうに対しましても安全に運転ができるように、もう少ししていただきたいと思えます。

そしてまた、標識というものは法律で定められているものですから、思うように設置できないでしょうけれども、やはり公安委員会のほうとか、あるいは行政のほうでもそのカーブのところには、いろいろのそうした標識にかわるような看板を立てて、運転ドライバーに対して自制を促すというような、そうした看板も要所要所に立てられるようでしたら立てていただくことも非常にいいのではないかと思います。

また、集落の中には横断歩道というのがほとんど少ないというか、ないようにも思いますが、そうしたところも横断歩道もつくることによって、ドライバーさんも通行中には速度を落として注意運転をしながら通行するということにもなるわけですね。

いずれにしましても、佐野雲金というところの道路面、非常に狭いわけですが、また鮎見橋とか、あるいは矢熊の拡幅等によりまして、大型車両が非常に頻繁に通行するように、観光バスも含めまして、なってきました。

ぜひとも、安全に運転が安心して運転ができなければなりませんし、やはりそれには道路というものがやはり一番の問題になるわけですので、その辺の安全策というものを最優先にぜひお願いしたいと思います。でありますので、4番にもありますが、とにかく今後県に対しても要望していただくわけですが、こういうものもひっくるめまして、とにかく早くやっていたかと。

そして、かの川ホテルからのところは水路があるんですね、大きな水路がありますね。そこ、ふたをして、こうすればすぐできるというふうに地元の方々も言っているわけですね、もうこれ10年前からですね。でございます、他のところをちょっと参考ということじゃ失礼ですが、例えば長岡の江間のほうなんか昔のいわゆる市道と申しますか、町道なんか非常に半分もう大きな水路だったですけども、それをふたをして悠々に普通車が交差ができるというふうな道路にも、ずっと前からでき上がっていますね。そんなことも、ぜひひとついろいろに参考にさせていただきまして、とにかく交通量が非常に多くて、地元の者も歩行もままならぬような状況でございますので、ぜひともその辺の対応を、やはり緊急性をもってやっていくという、もう一度市長の決断、決意を聞かせていただいて、質問を終わりたいと思えます。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 国・県、警察、それぞれ道路の形状を非常によく調べた上で速度規制をしておりまして、雲金地区については、40キロということだそうでございます。スピードチェックについては、また区長さんともお話、御意向を伺いますが、地元の御要望が強ければ大仁警察署、静岡県警のほうに要望をしたいと思えます。

道路整備につきましては、これは我々ももう死に物狂いでお願いはしているんですが、やはり予算の制約が相当厳しいようございまして、繰り返しになりますが、市の中でも予算優先順位をしっかりと我々自身でつけて、引き続き着実に要望してまいりたいと考えております。

○議長（杉山羌央君） これで大川議員の質問を終了いたします。

◇ 森 良 雄 君

○議長（杉山羌央君） 次に、12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

○12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

株式会社グランバー東京ラスクへの与信について質問します。

株式会社グランバー東京ラスクについて、この会社の資力、信用、技術、経験等を評価して、伊豆市の土地や建物を貸すことにしたと思えますので、グランバーへの与信を主に伺います。

市長は、グランバーの責任者と初めて接触したのはいつですか。どこで会いましたか。

東京ラスク、いわゆるお菓子を初めて口にしたのはいつですか。どこで食べましたか。ラスクとはどんなお菓子でしょうか。特徴は何でしょうか。味はいかがでしょうか。東京ラスクについてのお菓子としての感想を伺いたい。

釜石市の工場は行ってみましたか。つくば市にも工場はあるのでしょうか。山梨県の甲府市にも工場があるのでしょうか。調査しましたか。那須にも計画しているようですが、どのような規模ですか。

事業内容についてはいかがですか。御承知でしょうか。

東京ラスクの25期の納税は5万5,000円のようなのですが、何かあったのでしょうか。

土地や建物などの所有資産はいかがでしょうか。御承知でしょうか。

天城湯ヶ島支所の事務所の片づけを進めたのは、いつですか。

株式会社グランバーが天城湯ヶ島支所を調査に来たと思いますが、最初に伊豆市に、そこを訪れたのはいつでしょうか。

株式会社グランバーに天城湯ヶ島支所を紹介したのはいつですか。だれがどのように紹介しましたか、伺いたい。

株式会社グランバーの信用調査をしましたか。財務内容は調査しましたか。財務内容をどのように評価しましたか。

取引銀行はどこでしょうか。取引銀行の評価はいかがでしょうか。

さて、株式会社グランバーに対する信用供与は大変大きいようですが、その根拠を伺いたい。

土地・建物を破格の賃貸料で貸すようですが、保証人や保証金を考えていますか。保証人はどなたでしょうか。保証金はいかほどでしょうか。

支払いが滞ったときは、いかがしますか。

次、訴訟リスクについて。

市長は、訴訟リスクを心配しているようですが、訴訟リスクとはどのようなものでしょうか。訴訟リスクは、なぜ発生するのでしょうか。考えたことはありますか。

正々堂々、政務をこなしていれば、訴訟リスクなどはあり得ないと思いますが、いかがでしょうか。コンプライアンスで市政を進めれば、訴訟など恐れる必要はあり得ないと思いますが、いかがでしょうか。常に、訴訟リスクをお考えということは、いつも市政がタイトロープを歩いているということではありませんか。正々堂々と市政を進めれば訴訟リスクはあり得ないのではないのでしょうか、いかがでしょうか。

過大な訴訟費用はなぜ発生したのでしょうか。市長が自分で招いたものではありませんか。

空き家情報について伺います。

空き家情報の経過について伺います。

現状について伺います。

空き家情報は、伊豆市が直接提供していました。次に、商工会に委託しました。そして、民間に委託しました。その経緯について伺いたい。その理由について伺いたい。

商工会では、その対応をどのようにしていましたか。

それぞれの期間はいつからでしょうか。紹介件数、あっせん件数、成立件数を伺いたい。

あっせん手数料を受け取っていますか。手数料の割合、金額についても伺いたい。

なぜ、このように変遷したのでしょうか。まるで行き当たりばったりの思いつきでやってきたものではありませんか。

介護予防について。

伊豆市の介護予防の現状と介護予防に対する考え方を伺いたい。

介護予防はお年寄りの高齢化が進むとともに、ますますお年寄りの人口が増加していることにより、介護保険制度を維持するために、介護を受けるお年寄りをできるだけ少なくするとともに、お年寄りがいつまでも元気で生活できるようにするためのものと考えますが、介護予防についての市長の考え方を伺いたい。

伊豆市の介護予防の現状を伺いたい。

伊豆市の介護予防に投入している財政はどのくらいですか。人員はどのくらい投入してい

ますか。民間の施設や人員もおりましたら、あわせて伺いたい。

熊坂の老人憩いの家は、介護予防のための施設ですが、市長の考えはいかがですか。

利用者の減少が心配ですが、原因はどこにあると考えますか。利用者の減少を防ぐ考えはありますか。対策はいかがでしょうか。

次に、いじめについて伺いたいです。

いじめの状況と対策について伺います。

群馬県桐生市の市立新里東小学校において、10月23日、小学6年生の上村明子さんが自殺を図り亡くなりました。本人も遺族もたびたびいじめを訴えていたようです。本人はもとより、遺族の無念さははかり知れないものがあると思います。12歳の少女が自殺をせざるを得なくなるとは、その心中を推しはかることはできません。さぞかし無念であったと思います。悔しく悲しかったことでしょうか。つらかったと思います。苦しかったことでしょうか。

この事件を桐生市教育委員会がいじめと認めたのは、自殺をしてから16日後の11月8日です。報道ではいじめと認めたのは、明子さんが複数の児童から心ない言葉を投げかけられた、1人で給食を食べていたことで精神的な苦痛を感じていたことから、いじめがあったと判断したとあります。

これを受けて文部科学省は、いじめの兆候をいち早く把握して迅速に対応すること。いじめの問題が生じたときは、隠さずに家庭、地域と連携するように通知を出すとありました。

静岡県教育委員会は、11月8日付で定期的なアンケートの実施や個別面談、交換ノートなどを通じていじめの把握と対応に努めるように通達をしたとあります。通達は受けておりますか。内容はいかがですか。これらの通達についての伊豆市での対応を伺いたい。いじめの調査状況と現状を伺いたい。

桐生市の問題は、早くからその兆候はあったようです。死の2日前には泣きながら担任以外の教師に、給食を1人で食べていることを訴えていました。また、このクラスは学級崩壊状況でもあったようです。担任や校長の対応にも問題があるようです。担任の指導力不足も問題のようです。

伊豆市には学級崩壊はありませんか、伺いたい。指導力不足の教師はおりませんか、伺いたい。校長の対応については、いかがでしょうか。伊豆市の校長の対応について伺いたい。

緊急時の連絡はいかがでしょうか。いじめが発生したとき、連絡や対応が速やかにとれるようになっていますか。

上村明子さんのお母さんは外国人ということですが、外国へ帰れなどとも言われていたようです。

伊豆市では、このようなことはないと思いますが、何か指導をしていれば伺いたい。

いじめの早期発見がいじめ対策としては重要だと思いますが、何か対策を立てていますか、伺いたい。学級の実態、状況の早期把握のための方策を実施しているようでしたら、あわせて伺いたい。

○議長（杉山 晃 君） ただいまの森議員の質問に対し、答弁を求めます。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

グランバーの責任者に初めてあいさつ申し上げたのは、ことしの9月3日市長室という記録が残っております。

東京ラスクを初めて口にしたのは、実は記憶がないのですが、かなり暑かったので、夏ではなかったかなと、記憶を、あやふやな記憶でございますが、ございます。

ラスクとはフランスパンをスライスしたものに味つけて焼き上げたものだそうでございます。

菓子の味、感想については、私は甘い物は得意ではないので、よくわからないんですが、大変若い方々に人気があるそうです。

釜石工場には行ってはおりません。つくば市の工場は、釜石工場に移転をされたそうです。山梨工場は、平成22年1月末で閉鎖をされたそうでございます。那須は販売店であり、工場ではないそうでございます。

25期の納税は、使用しない機械の廃棄等償却資産が減少したことで、会社員の養老保険入会、これは福利厚生の上昇だそうですが、これを実施したためによる納税額が減額になったそうでございます。

土地・建物の所有資産は、千葉県松戸市栗山にある自宅兼店舗だそうです。

天城湯ヶ島支所の片づけは、11月18日木曜日から随時実施をしております。

グランバーが最初に天城湯ヶ島支所にいらしたのは8月9日月曜日で、このとき大東小学校、天城温泉会館、天城湯ヶ島支所の3カ所をごらんになったそうです。

財務内容については、過去3年の決算報告書等で判断し、おおむね良好と評価をさせていただきました。

取引銀行は、千葉興業銀行、岩手銀行などだそうです。

グランバーへの信用ですが、その根拠は昭和59年の設立以来、時代に即した商品を考案し、着実に業績を伸ばしてきたことで、評価をさせていただきました。

定期建物賃貸借契約書を取り交わしますが、保証人や保証金はありません。

支払いが滞ったときは明け渡し済みまで、1日につき1万2,000円の損害金請求をいたします。

次に、訴訟リスクについて。

私が訴訟リスクと申し上げているのは、一般的な住民訴訟を起こされるリスクではなく、森議員によって訴訟を起こされるリスクでございます。

森議員の行動基準がまちづくりや市の活性化とかけ離れたところにあると推測できるためであり、その理由は、まず議員でありながら、議会では一度も問題を指摘することなく、直

接に訴訟を起こしているということ。

地元住民から取り下げ要求が出されるような住民訴訟であること。地元住民代表の取り下げ要求に対して、自分ではできないから弁護士に言ってくれとおっしゃったと、仄聞をしております。

真の原告がだれなのか、不明な訴訟であること。議会、議場外での政治活動において、伊豆市議会で暴力行為があったと繰り返し明言しているにもかかわらず、警察には訴えていない。行動基準が極めていぶかしい。

このようなことから、森議員が何に対していかなる理由で訴訟を起こすかは予測ができず、伊豆市におけるまちづくりのリスクであると言わざるを得ないと考えております。なぜ訴訟リスクが発生するのかは、これは議員が御存じだと思います。

正々堂々と政務をこなしていればということですが、正々堂々政務をこなしているのに、このようなリスクを負わなければならないことが、まちづくりを阻害していると考えております。

コンプライアンスで市政を進めれば問題はないではないかということですが、私は再三ここで引用させていただいておりますコンプライアンスの専門家でございます郷原信郎先生の著作の中で、「コンプライアンスとは単なる法令遵守ではなく、社会的要請に適応することである」というフルセット・コンプライアンス論、これを私はコンプライアンスだと考えております。

過大な訴訟費用はなぜということですが、これは森議員が訴訟を起こされたことによって訴訟費用が発生をしております。

次に、空き家情報について。

経過についてですが、空き家情報については、当初商工会建設部会で構想を策定し、市と共同で検討してまいりました。

平成20年5月に市役所内で定住化プロジェクトチームを発足させ、人口増加対策の一つとして、21年7月に市のホームページに空き家情報を立ち上げました。商工会としての空き家情報「きにゃんね伊豆へ」ですが、このホームページ立ち上げは、平成21年11月だそうでございます。市の空き家情報と商工会の「きにゃんね伊豆へ」は別のものです。

委託についてですが、空き家情報そのものについては、商工会や民間には委託はしておりません。

議員の御指摘された委託は、実際の契約やリフォームについてのことだと思いますが、市としてはあくまでも情報の提供までであり、契約は当事者間でお願いするものでございましたが、当事者間では困難な場合もあることから、商工会に仲介のお願いをすることとしました。商工会では仲介をしていただける事業者を募集したと聞いております。

今年度に入り、市内の全不動産取引事業者が参加する協議会を設立していただき、その協議会に物件の説明契約をお願いしております。

これまでの紹介件数は、賃借9件、うち商工会の紹介が6件、売買が4件、うち商工会での取り扱いが1件、成立件数も同数でございます。

あっせん手数料金額については、商工会内のこととなりますので確認できておりませんが、手数料の率については宅建業法で定めた報酬の額以内で、賃貸借については家賃の1カ月分、売買については契約額の3%であると聞いております。

次に、介護予防について。

まず、予算ですが、21年度の決算では4,128万円、22年度予算では4,634万円で、約40万円の増額となっております。

人員配置について、地域包括支援センターの職員が市の直営で8名、これは修善寺と中伊豆、法人委託6名、これは土肥と天城湯ヶ島で、合計14名となっております。

民間施設の関係職員ですが、特別養護老人ホーム、老人保健施設、社会福祉協議会の理学療法士、看護師、介護職員で実人員は22名でございます。

4点目の熊坂の老人憩いの家そのものについては、高齢者の教養の向上、レクリエーション等の機会を与える施設であると考えております。もって、お年寄りの心身の健康の増進を図ることとされております。

利用減少については、入浴施設の有料化が原因だと考えております。今後の対策としては、今後、状況を見ながら慎重に検討してまいりたいと思います。

○議長（杉山羌央君） 次に、教育長。

〔教育長 遠藤浩三郎君登壇〕

○教育長（遠藤浩三郎君） いじめの状況及び対策についてお答えをいたします。

議員御指摘の静岡県教育委員会通知「いじめ問題への対応について」は、11月8日付で受け付けました。後日、文部科学省からも同内容の通知が出ております。通知の趣旨は、いじめの実態把握と対応についてであります。

伊豆市内の学校ではアンケート調査、教育相談等を実施するなどして、万全を尽くしておりますが、調査においては小学校3件、中学校19件が、その際、各学校から回答がありました。いじめについては、人権侵害、差別行為、あるいは犯罪行為であるという認識を持って市内全校で取り組んでいるところであります。

次に、市内小中学校における学級崩壊ではありますが、現在はありません。また、指導力不足の教師も現在はおりません。学校長の対応については、いじめ認識時の指導及び連絡、対応について、市教委への報告等を含めて速やかにとる体制になっております。また、保護者のどちらかが外国人であることに起因した偏見、いじめ等の報告もありません。

いじめの早期発見は、いじめ対策に重要であるということはいままでのことであろうと思っております。市内各校とも、日常の観察及び指導及びアンケートや教育相談などで対応をしております。さらにこのほか、心の教育、人間関係づくりのためのコミュニケーション能力の育成などに力を入れて、積極的に健全育成の観点からいじめ防止の対策に万全を尽

くしているところでありますし、今後も引き続き努力をしまいにたいと考えております。

○議長（杉山羌央君）　ここで、森議員の質問の途中ですが、時間がまいりましたので、昼の休憩といたしたいと思います。再開を13時ちょうどとしたいと思います。

休憩　午前 11時54分

再開　午後 1時00分

○議長（杉山羌央君）　休憩を閉じて会議を再開いたします。

午前中に引き続き、12番、森議員の質問を受けます。

再質問ありますか。

森議員。

○12番（森 良雄君）　まず、グランバー東京ラスクについて質問させていただきますが、質問通告書では載せておりませんでした。議場での暴力事件について市長からお話があったので、せっかく市長さんが、なぜというようなことおっしゃってましたもので、これは市長さん御推薦ということで、ぜひ次の行動に移さざるを得ないと。議員の皆さんもぜひ承知してください。

この事件は、9月2日、4時20分ごろ起こったということですね、よろしいですか。

○議長（杉山羌央君）　通告書に沿って質問をしてください。

○12番（森 良雄君）　市長さんが答えてくれたんですよ。

それでは、グランバーについてお伺いします。

まず、市長さん、グランバーの信用調査はほとんどやっていないんじゃないですか。

この会社は、恐らく創立昭和50何年と言いましたから、30年になっていないと。企業の盛衰というのは、この30年が分かれ目なんです。これから伸びるか伸びないか。しっかり見きわめないと、あれですよ。何も与信とっていないんでしょう。あなたが、市長さん、我々市営住宅へ入るんだって、保証人必要なんですよ。ところが、あなた、市の施設を貸すのに保証人もとらない。万が一ですよ、倒産した場合取れないじゃないですか、これ。預託金ぐらい取りなさいよ。まず、取るかどうか、教えてくださいよ。

それと、この天城湯ヶ島支所を貸し付けるために、インターネットで公表したのはいつですか、お伺いしたい。ちゃんと教えてくださいよ。ほとんど答えていないんですからね、先ほどのあなたの答弁は。

次、グランバーと賃貸契約を、もうしたのかどうか、したんだったらいつ行われたのか。市長はサインをしたのか、グランバーの社長が来てサインをしたのかどうか。

件数がたくさんあるんで、もう一つ。

市長さんが暑いときにこのラスクを食べたと言っていましたけれども、いつですか。

入手したのは、入手方法はどうやって。笑い事じゃないですよ、市長。ちゃんと教えてくださいよ。

ださいよ。どうやって、買いに行きまして入手したんですか。向こうから持ってきてくれたんですか。持ってきてくれたんだしたら、どうやって持ってきたのか、答えてください。

○議長（杉山羌央君） 答弁を願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 契約については、ホームページはいつかちょっと、私、わかりませんので、これは後ほど観光経済部長に。預託金は、あえていただく必要はないと思います。

契約は、12月1日付。

私もラスクをいつ食べたか、ちょっとよく、暑かったような気がするんで、7月か、8月か、9月か、わかりませんけれども、私が東京ラスクを食べた日とまちづくりとは余り関係ないと思うんですが、どういう質問の御趣旨か、後ほど伺えればと思います。

○議長（杉山羌央君） 観光経済部長。

〔「ホームページ」と言う人あり〕

○観光経済部長（鈴木誠之助君） ホームページは、9月29日から10月8日でございます。

〔「すみません、もう一回、何日」と言う人あり〕

○観光経済部長（鈴木誠之助君） 9月29日。

○12番（森 良雄君） 29日。

○観光経済部長（鈴木誠之助君） はい。

○議長（杉山羌央君） 副市長。

○副市長（佐藤典生君） 今、観光経済部長の答弁の中でちょっと間違いがありましたので、私のほうから訂正いたします。

ホームページに掲載したのは9月25日です。9月25日にホームページに公募を開始いたしまして、応募の受け付けを9月27日から10月8日までにしたということです。9月25日にホームページに掲示をしたということでございます。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

森議員。

○12番（森 良雄君） 観光経済部長と副市長で話が全然違う、日にちが違う。なぜ、こんなことが起こるんですか。まず、それを答えてくださいね。

いろいろ聞きたいことありますからね。

この日にちが違うということは非常に微妙な問題ですね。いいですか、議員の皆さんもちゃんと襟を正して聞いてくださいよ。皆さん、言動には絶対的な責任を持ってなんてこと言っているんだからね。

さて、9月27日、経済建設委員会は、杉山羌央、飯田宣夫、大川孝、古見梅子、森島吉文、関邦夫、6議員及び職員1名が釜石市の東京ラスクを視察に行っている。この準備は、恐らく1カ月ぐらい前にもう行われているわけですね。それで、何とこの6人さん、ラスクの社長と工場長と飲食しているんじゃないですか。まだ、契約前ですよ。さっき、いつ契約した

か、答えてくれた。

[発言する人あり]

○12番(森 良雄君) いつ。

[発言する人あり]

○12番(森 良雄君) 聞こえないことだってあるよ。

[「12月1日」と言う人あり]

○12番(森 良雄君) 12月1日に契約したんですね。

[「そう」と言う人あり]

○12番(森 良雄君) じゃ、契約書、お持ちですね。いいですか、みんなの前で契約したと、今言ったんだよね。契約書、見せてくださいよ、すぐ。

議長、暫時休憩して契約書出させてください。

いいですか、あなたも釜石に行っているんだよ。契約書、見せてくださいよ、今。契約書、あるんでしょう。ないとは言わせませんよとは、ちょっと言い過ぎかな。

この件はプロポーザルで契約をしている。

市長は釜石も、どこへも行っていないんですね。訪問していないんですね。もう一度確認しますよ。議員が普通、通常は契約相手との交渉なんていうのは、まず市長が行われるものだと思うんですけども、市長はラスクの社長なんかとは飲食はしていないんですね。お菓子は、どうやってもらうのか。もらったの、もう忘れたとおっしゃっているようだけれども、自分で買ったのではないんでしょうね。

伊豆市ではですよ、市長はわからないかもしれないけれども、鳩サブレみたいなのをもらって、警察ざたになった市長さんもいらっしゃるんだからね。ラスクといえども同じですよ。

まず、市長に答えてもらいたい。議員が契約前の企業の社長と飲食をともにしたことに対しては、どう思うか。もう一つ、市長は職員が契約前の企業の社長と飲食をともにしたことに対しては、どう思うか、答えてください。

○議長(杉山 晃央君) 答弁願います。

市長。

○市長(菊地 豊君) 御質問の趣旨がどこにあるのか、私にはよくわかりませんが、一体、民間企業の方と、それは議員さんであれ職員であれ、会食してどこか問題があるんでしょうか。それが、契約に何らかの影響を及ぼしていれば別ですけども。

10数年前でしょうか。大蔵省スキャンダルから始まり、外務省スキャンダルから始まり、私も現役の国家公務員のころに、一切会食してはいかんとか、いろんなことありましたけれども、それは物事の本質ではないと思うんですね。

我々行政は行政マンとして、民間企業はビジネスのプロとして、それぞれの意見、いろんなことがあるわけですから、会食することそのものが悪いとは、私は全く思っていない。それが何らかの契約関係に影響を及ぼすのであれば、それはそれで問題はあろうかと思いま

す。

ちなみに、東京ラスクを私は自分で買ったことはありませんので、食べたときはいただいたと思いますけれども、ちょっと日にちは、あるいは場所は、記憶は定かではございません。最近になってもちろん、もちろんと言ったらいけないか、最近になって社長からいただいたことはありますけれども、お土産だと思いますので、それはあります。

○議長（杉山晃央君） 再質問。

○12番（森 良雄君） 東京ラスクとの契約書があるのかないのか、あるんだったら出さないよ。

○議長（杉山晃央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 12月1日付で契約をしておりますが、その契約書、向こうに、先方さんに行っておりますので、今手元にはございません。

○議長（杉山晃央君） 再質問ありますか。

森議員。

○12番（森 良雄君） 契約書、じゃ、まだ契約していないんじゃないですか。ちょっとこれ、質問回数に入れなくてよ。契約していないんじゃないのかな、ここにはないんだもの。契約成立というのは、両方がサインして成立するんでしょう。ちょっともう時間最後だから、おろしてよ。契約していないんじゃないの、まだ。成立していないんじゃないの。

○議長（杉山晃央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 12月1日付で契約するというので、手続しておりますが、今先方に送っておりますので、今手元にはございません。

〔「だから、それは契約といわないでしようとおれは言っているんだよ」と言う人あり〕

○議長（杉山晃央君） 再質問ありますか。

森議員。

○12番（森 良雄君） 市長、そういうことをあなたは契約というんですか。我々、テレビでもって首脳同士の調印なんかするときには、両方で交換するものでしょう。12月1日に市長がサインしたんですか。サインしたんでしょうね。それ教えてください。あなたサインしたんですか、それとも市長じゃなくて、副市長がサインしたのか、観光部長がサインしたのか。だれかサインしたんでしょう。それ、教えてくださいよ。

それと、今ラスクのほうは、グランバーになるのかな、グランバーのほうはまだサインしていないんでしょう。それは、契約が成立したと言わないんですよ。

私が極論をすればですよ、グランバーの信用はないと。だって、12月1日契約だと言っているのに、いまだに契約が成立していないんですよ。そんなところとなぜ契約するんですか、

市長。12月1日に契約しましょうと言ったら、両方の首脳が出てきて、または責任者が出てきてサインするのが本当でしょう。あなたの常識というのは、そんなものなんですか。教えてください。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 契約については、繰り返しになりますけれども、12月1日付で契約する手続を、今先方さんに送っておりますので、今そういう状況でございます。これは、御批判があれば、それは御指摘は甘んじて受けたいと思っておりますが、現状手続はそのような状況でございます。

どうしてこんなこういう工場を、じゃ契約するのかということでございますけれども、議員は御承知かどうかわかりませんが、出口の三差路にある出口の黒玉というのは、しにせの地元の菓子屋さんであって、その長男さんが修行で洋菓子を、修行に外に出られ、そして約30年たって年商17億円の企業になって、そして地元を雇用をつくりたいということでお帰りになったわけでございます。

私も地元の皆さんからいろんな方から、議会を通った後、お話を伺っておりますけれども、地元天城湯ヶ島地区で、私が聞いた範囲では全員がいい話だということで、非常に高い評価を得ていただいておりますし、17億円の売り上げは、ことは22年度末決算は20億円に近づこうかというような企業でございますので、そういったことを判断し、契約については、東京ラスクのグランバーでこれはいい話だというように判断をして、決心をさせていただきました。

○議長（杉山羌央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） 残念ですね。

いい話だというのはわかるんですよ、表面的にだけとればね。

しかし、現実の問題として12月1日に契約しましょうということになっていたんでしょう。なぜされないんですか。伊豆市は、月50万円でしたっけか、地代家賃をいただくことね。

〔発言する人あり〕

○12番（森 良雄君） 20万ですか。20万でも年間240万。私から言わせれば、随分安いねと、大盤振る舞いですねと思うんですよ。

何でみんなに知らせて、一番いい条件出すところへ出さないんですか。

信用調査だって、銀行へ行ってこの会社どうですかというようなことは、調べていないんでしょう。市長さんお好きな日本経済新聞、あそこでだって調べる方法あるんですよ。私、調べただけけれども、出てこなかったんだよね、この会社なぜか。私のパソコンの操作下手だからかもしれませんけれども。だから、日経のほうへ言って、これ調べておいてくれと言ってあるんですけども、いまだに来ないんだ。調べようと思えば、信用調査はできるんで

すよ。なぜしないんですか。それで、いい会社だ、いい会社だと。それは、いい会社でしょう。月に20万円で、あれだけの施設借りられるんですよ。いい会社じゃないと貸そうとは思わない。

しかし、市長、あなたがやっているのは、この1社に対して随意契約で貸そうとしているんですよ、あなたは。いいですか。

そして、何と観光部長が29日だと言って、副市長が25日だと言う。その間の27日に議員たちは、ここへ行って飲食したんです。私は市民感情としたら、こんなことは許されないと思いますよ。市長さんは、許されるかもしれませんがね。信用調査する気があるかどうか、教えてください。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 伊豆市の民主主義のあり方について、私は何度も何度も申し上げているんですが、きのう生まれた子から最高齢の方までが主権者であり、主権者から権限を移譲されて、私は行政として、皆さんは議会として、行政運営をしているわけです。

その市民の皆さんが少なくとも、私が聞いた範囲内ではありますけれども、皆さんがこれはいい話だと言い、そして天城支所はがらんどろになり、天城支所の半分ずつが何も使われていないわけです。そこに地元の、私も小さいころからよく知っています、大川社長は。私たちにとってあこがれの野球のエースだった方が戻られ、そして20億近い企業の社長となり、そこに工場をつくって、まずは20人から。将来、それが雇用はふえるだろう事業の企業の誘致なんです。企業誘致です、これは。

公共事業を発注するのであれば、公募をしてちゃんと入札をして、一番高いところへ発注して入札する、それは当たり前です。これは、公共事業ではなくて、こちらは競争する側ですね、企業誘致ですから。そこに対して我々は来ていただくわけです。企業誘致なんです。これは、公共事業ではないんです。公共事業ではなく、企業誘致の立場で探していたところに、ほかに話もありました。ホームページをごらんになったところは、300以上の会社があります。その中で1社が応募をしていただいた。それは内容がよかった。それが天城湯ヶ島地区のまちづくりにとって、議員、どこがマイナスなんですか。我々は、それはお互い政治家ですから、結果責任ですよ。いい会社が来てくれる。そして、それが成功するように一緒に闘っていく。それが、どこか問題があるんですか。

〔「ある。大ありだよ」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） 5回質問が終わりましたので、次に移っていただきます。

森議員。

○12番（森 良雄君） 質問、移りますけれども、議長さん。随意契約で公でインターネットで公募したと言いますけれども、幾日でやったんですか。資本金幾らですか、今市長1億円って言わなかったか。市民にちゃんとまともな説明をされていない……

○議長（杉山羌央君） 5回目を過ぎましたから、次の質問に移ってください。

○12番（森 良雄君） 議長さん、こんなでたらめ、あなたも関与しているからね。いいですか。

○議長（杉山羌央君） はい。

○12番（森 良雄君） 25日にインターネットに載せたと言うけれども、27日には釜石市に行っていて、あなた方は二次会ですよ、二次会。ちゃんと市民に向かって弁明しなさいよ。

○議長（杉山羌央君） 次に移ってください。

○12番（森 良雄君） 訴訟リスクですね、次はね。

ここでもって、市長さん、いいこと言ってくれたね。9月2日の暴力事件、なぜ告発しないんだよと。こんなこと言われたら、僕は告発せざるを得ないじゃないですか。だから、準備しますよ。

さて、市長さん、いろいろ言ってくれましたね。一方的に訴訟を起こしたと。あなた、住民訴訟というのは、住民監査請求を経なければできないんですよ。まず、知っていますか、そういうこと。答えてくださいよ、知っているかどうか。当然、知っているとは思いますがね。

それから、和解はしていると言っているけれども、原告はする気はないようなこと言っていたけれども、常識的に言ったら、和解というのは弁護士同士で話し合うんじゃないですか。そう思いませんか、市長。

それから、何、地元が取り下げるように言ってきたと。そこに地元の議員もいらっしゃるけれども、私のところへ書類持ってきただけじゃないですか。余り言いたい放題のこと言わないでくださいよ。

それは、地元と市の関係だって大変問題あるんですよ。上船原振興会にあそこを買ってくれることを依頼したなんて言っているんですね。上船原振興会がそんなの買えるわけじゃないじゃないですか。

さて、訴訟リスク、本題に移りますよ。

まず、1つの裁判は、顧問弁護士と年間契約で60万円なんですよ、そうですね。確認にも入りますからね。この1つの裁判の交通費とか、費用弁償は、どこから出しているんでしょうかね。これ出さないんですか。まず、それをお聞きしたいですね。それから、東京の弁護士には総額で377万円出しているんですね。どうして、こんなに差があるんですか。お伺いしたい。

○議長（杉山羌央君） 答弁を願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 当然、これは行政に対して裁判を起こされたものでございますから、公費から支出をしております。顧問弁護士は年間契約ですが、東京のさくら法律共同事務所は、これは裁判の依頼でございますので、当然経費は異なってまいります。

それから、私が申し上げたのは、住民監査請求から裁判に行きますね、その間に議員は4月7日、まだ議員でいらっしやったときに全員協議会で何ら異論はされていない。そして10月に当選され、私が市長になり、12月の議会があって、そのときに一度もこの件について御指摘されてないです。議会が公人であって、政治活動の場では指摘することなく、そして1月明けでしたね、訴訟を起こされているわけです。私はそれを申し上げているわけです。

○議長（杉山晃央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） 何か全協のことを問題にしているようですけども、全協で立場を明かさなければいけないんですか。

私は、そもそもですよ、あなた方のやっている随意契約そのものを問題にしているんだ。この裁判の当初は、修善寺総合会館ですよ。1億5,000万円ぐらいのお金でもって、亀裂を直すということで工事にかかっているんだよ。いまだに亀裂が残っているじゃないですか。あなた方のやっている随意契約というのは、そういう工事なんです。私がふだん言っているのは、品質と価格は業者選びだと言っているんですよ、私は。現実にそうでしょう。まるで記念品のように修善寺総合会館の入り口、2階ロビーの入り口には亀裂が残っている。あれが1億5,000万円の工事か。1億5,000万か、1億2,000万か、ちょっと定かではないですけども、そういうことなんですよ。

市長は東京の弁護士だから、377万でいいんだとおっしゃっているけれども、あなた勝つことしか考えていないんじゃないですか。先ほど私に和解する気がないとおっしゃったけれども、じゃ被告である市長は和解する気がないんですか。あなたが和解したっていいんですよ。その場合、あなた弁護士と相談してやるんじゃないですか。教えてください。

○議長（杉山晃央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 随意契約は、これ違法ではないんです。それは、この間高等裁判所で確定したわけですね。議員は、上告されるされると言われながら、上告されなかったわけですから、高等裁判所の判決を議員も受け入れられているわけです。

つまり、随意契約は伊豆市の行政手続は、私の前の市長さんですけども、正当であることのために5年の歳月と何百万の行政コストと、そして延べ何十人に及ぶ市の職員が、沼津の裁判でなくて静岡ですから、何時間もかけて、このコストかけて、5年かけて、わかったことは市の手続は正当であったと、それだけのことなんです。随意契約は違法ではないんです。

そして、この問題は不良資産処理なんです。これは、企業誘致ではありません。私が市長になったときには半分終わってましたから、私が船原ホテルの寮のもとの状態を見たのは、まだ選挙前ですが、あれを通るたびに、これは不良資産だと、市にとって。したがって、公費をかけてでも更地にしたいと思っていました。それは、普通の市民感覚だと思います。地元の方皆さんも、そういう御要望でした。

そこに、私が市長になった時点では、大きいほうの建物が地元の企業さんが使ってくれる。それであれば、何千万円かけて更地にしようとしていたところが、言うならば買っていただけるわけですから、これは私は半分契約は終わっていましたがけれども、これは不良資産の対策としていいことだと判断をして、残りの半分以上を契約したわけです。それが、議員から訴訟を起こされたわけですから、こちらは市長として行政の長として、その裁判を受けて、やむを得ず公費を使って貴重な税金を使って裁判を行う。これは、残念ながらやむを得ないことでございます。

○議長（杉山晃央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） 随意契約がどうこうと言っているんじゃないんですよ。あなた方のやっている随意契約は、はっきり言わせてもらえばいいかげんだと言っているんですよ。その証拠が修善寺総合会館じゃないですか。随意契約で仕事をさせた。しかし、結果はいまだに亀裂が残っている。小さい亀裂ならいいですよ。だれが見たってわかるような亀裂が残っているんですよ。そういう随意契約まで私は認めるわけにはいきませんよ、市長。

それから、市長は、あなたは総務教育委員会で何て言っていましたか。2人の議員と話し合ったでしょう。勝ったら、この訴訟費用は全額原告が負担するんだというようなこと言っていないでしたか。教えてください。

○議長（杉山晃央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 勝訴したら、これは判決の中に、訴訟費用は原告が負担するとなっておりますので、それは請求をさせていただきます。

○議長（杉山晃央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） 私は、そんなこと聞いているんじゃないんだよ。

あなたは、なぜこんなに裁判費用をかけているかということを行っているんだよ、そうでしょう。笑い事じゃないですよ、内田さん。そうでしょう、正志さん。笑い事じゃないよ。あなた、そのとき何て言っていたんですか。職員がこれだけたくさん費用かけているんだと、それも含めてと言っていたんじゃないんですか。いいことばかり言っていたんじゃないんですよ。みんな、聞いているんですよ。これ、インターネットで下手すると全世界へ行っているんだ。そういうつもりで、これだけ費用かけているんじゃないんですか。教えてください。

○議長（杉山晃央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 原告は森議員で、私は訴えられたほうですから、なぜ裁判費用が発生しているかは、これ森議員に伺わないと、私にはわかりませんし、伊豆市の原告・被告で、議員、どうして静岡で提訴されたんですか。職員が行きやすい沼津で裁判を起こされれば、静岡まで行く必要がないわけです。この訴訟は、原告は……

〔発言する人あり〕

○議長（杉山羌央君） 答弁をしているときには黙っててください……

○市長（菊地 豊君） 伊豆市長ではなく、原告は森議員ですので、なぜ裁判費用が発生したかは、ぜひ御自分で市民の皆さん、主権者の皆さんに、今せつかくのいい機会ですから、どうして伊豆市ではこんなに裁判費用が発生するのか。ぜひ森議員、主権者にお答えいただきたいと思います。

○議長（杉山羌央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） まだいいですか。4回、5回でしょう。終わって、もう6回目きているんだ。

だめだよ。そんなの、どこで裁判やらなければならないのかぐらい、市長、知らなければ。私だって、沼津でできるんだったら、三島でできるんだったら、そのほうがよっぽどいいんだよ。静岡と決まっているから、しようがない渋々静岡まで行っているんだよ。もっとまじめに仕事しなさい。

次、空き家情報へ移る。

まず、21年度の決算書に、2款1項8目13節に委託料というのがあるんですね。受入システム構築事業委託料で192万1,500円使っているんですけども、これは空き家情報とは関係ありませんか。

不動産の紹介、あっせんには資格が必要なため、伊豆市は空き家情報を商工会にお願いしたと思います。さて、商工会とは契約を、協定を結びましたか。どのような内容か伺いたい。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 総務部長に答弁をさせます。

○議長（杉山羌央君） 総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） 21年度の決算書に記載されております委託料につきましては、ホームページを立ち上げるための委託料でございます。商工会につきましては、委託はしてございません。

以上です。

〔「それ一回か。そうすると、商工会の答えをいただけない」と言う人あり〕

○総務部長（鈴木伸二君） していない。

○12番（森 良雄君） ちょっと時間とめて、もう一回言うから。いいですか。

○議長（杉山羌央君） 総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） 商工会には委託はしておりませんと申し上げましたけれども。

〔「そうなの」と言う人あり〕

○総務部長（鈴木伸二君） はい。

○議長（杉山羌央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） 商工会に委託していないとおっしゃっているんだけど、商工会がやっているんですね。

じゃ、次にいきますからね。

じゃ、商工会へ、いつ委託したんですか。委託していないんですか。

〔「していない」と言う人あり〕

○12番（森 良雄君） けれども、現実には商工会が動いているんでしょう。

〔「ホームページだよ」と言う人あり〕

○12番（森 良雄君） ホームページのこと言っているのか。

じゃ、空き家情報へ移りますよ、いいですね。

空き家情報について、あっせん等、商工会に委託しましたね。いつから委託しましたか。商工会とどんな協定を結んだんですか。伺いたい。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） 伊豆商工会、空き家情報そのものは、物件の情報を公表するという趣旨で、そのホームページ上で公表しているだけでございます。当初から、その契約については、個々でお願いをしますというお話をさせていただいて、市のほうはタッチをしないということでスタートをさせていただいております。

先ほど、市長の答弁の中にもございましたように、契約等でいろいろなトラブル等があるといけないということで、その契約等についての助言をいただくということで、お願いをしたという経過になっております。あくまでも、空き家情報につきましては、ホームページ上でその情報を公表するという部分までしか、タッチしておりません。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） いや、驚天動地というんですか、今までずっと市の職員の皆さん、私はこれ、情報公開まで追及して調べているんですよ。商工会が言っております。商工会が受けたというようなことに私は理解したんですけども、これはどうも理解、間違いのようですね。そうしますと、商工会は全くタッチしていないということでいいんですね。確認しますよ。市長、笑い事じゃないよ、これ。多くの市民が商工会がやっていたと言っているんですよ。

それから、私が調べた範囲とは全く違うもので、お聞きします。

じゃ、先ほどいろいろ数字並べましたね。220件弱の案件があったようですけれども。個々のあれがどうなったかということはわかっていますか。わかっているんだったら、公表していただきたいんですけども。

以上。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） どこが難しいのか、よくわからないんですが、空き家情報というのは、私が選挙で1軒ずつ回っていたら、余りにもいい空き家が多かったんで、これを情報一元化したらいではないかというだけのことなんですね。それを市のホームページで提示をさせていただいた。ただ、人様のものですから、勝手にやるわけはいかないので、これはいいですよという応募いただいた方のみをホームページで紹介をしたと。契約は個々にやっていただく。リフォームはリフォームで個々に商工会でやっていただくという事業でございます。それを、商工会のほうは商工会のほうで建築部会がありますので、リフォームか、何かのあっせんをしていたのかもしれませんが。それは、行政ではありませんので、私は承知しておりません。

先ほどありましたように、賃借と売買、それぞれ9件、4件ありましたが、個々の契約でございますので、どなたがどこでということは、ここでは差し控えさせていただきます。

○議長（杉山 晃央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） 先ほどの答えで商工会が何件と言いませんでしたか。確認しますよ。

○議長（杉山 晃央君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（鈴木 伸二君） これは、先ほど申し上げました賃貸9件、売買4件でございますが、これは市長が答弁した数字でございますが、市のホームページをごらんになって、市のほうに申し込まれた件数となっております。そのうち、商工会さんのほうに契約が、市からお願いということではなくて、商工会のほうで募集をして契約に携わっていただける業者を募集したところ、そういった募集をしていただいて契約のほうを進めているという状況になっておりまして、商工会さんのほうで、そのうち最終的に取り扱っていただいた報告を、私ども市のほうが受けるわけです。その受けた件数が賃貸にあつては6件、それから売買にあつては1件という、事後の最終的な結果の報告を市のほうに受けた件数でございます。

以上です。

○議長（杉山 晃央君） 5回ですので、次の質問をお願いいたします。

○12番（森 良雄君） 市のほうは、商工会に依頼したということはないんですね。いいですか。確認しますよ。

〔「ない」と言う人あり〕

○12番（森 良雄君） 続いて、老人憩いの家に移りますけれども、市長、ここでも全く答えていないんだよね。

伊豆市は介護保険特別会計というのをやっておりますね、26億円。この中で介護予防事業は4,100万円出しているんですね。じゃ、ついでだから、市長、22年度ではどのぐらいアップしたと思いますか。わかりますか。教えてください。

○議長（杉山 晃央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私は、予算の全額は頭に入っておりませんが、本答弁を作成するときに事務方から22年度予算で4,634万円と、このような報告を受けております。

○議長（杉山羌央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） 介護保険も介護予防も、いずれも1割以上上昇しているんですね。これ、これから毎年上昇するんでしょうね、恐らくね。市長、これからどのくらい上昇すると思っていますか。細かい数字はわからなくても、やっぱり将来予測ぐらいはしておいてもらいたいですね。まず、どのくらい上昇していくのか。

それじゃ、市長。市長の介護予防に対する考え方って余り答えてくれなかったですね。余りじゃない、全然答えていないと思うんですけどもね、どういうふうに思いますか。介護予防とは、どういうことするんだとか、これからどうしたいのか、答えていただきたいんですが。

○議長（杉山羌央君） 森議員につきましては、質問時間が終了しましたので。

答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 伊豆市の高齢化率が今30%ということになっておりますが、15歳から64歳までの、いわゆる統計上の現役世代を分母にして、分子を65歳以上にすると、54%になります。もう現役半分なんですね。半分の方を見なければいけない。そして、75歳上の方の介護にかかる確率は30%で、85歳以上の方は75%になるそうです。あくまでこれは数字なんですけど、このようなことを考えますと、相当程度将来この高齢者福祉というのは大きな負担になってまいります。

伊豆市は畑仕事をしたり、あるいはいろんな高齢者用のスポーツで健康だと思っているのですが、しかし国民保険の1人当たりの保険料が一番安い中で、医療費は1人当たり一番高いんですね。つまり、伊豆市は介護予防を一生懸命やっているんですが、どこかに何らかの問題がある。まず、この問題の本質をしっかりと掌握した上で、もうすぐ先に見えております少子高齢化の社会の中で、どのような負担のあり方、どのような政策がいいのか。まだ全く不透明でございます。そのような社会に入ったことがございません。数字ははっきりしておりますので、これをどうやって市民全員で支えていくのか。早急に具体的な検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（杉山羌央君） 22秒ありますけどやりますか。いいですか。

これで森議員の質問を終了いたします。

◇ 木 村 建 一 君

○議長（杉山羌央君） 次に、20番、木村建一議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

○20番（木村建一君） 20番、木村建一です。

4点にわたって市長及び教育長に質問いたします。

第1点目です。食肉加工センターの建設費、アルコール冷凍機導入検討経過状況、機械設備工事の入札結果などについてお尋ねします。

4点お尋ねします。

1つ目です。どれくらいの設計額の建物を建設しようとして、設計監理業務委託料350万円としていたのでしょうか。

2つ目、高品質の冷凍肉を提供できる新たなアルコール冷凍機の技術が出てきたとのこと前議会で答弁されました。どういう内容で進展してきたのか。また、当初考えていた技術との違いは何でしょうか。お答え願いたい。

3点目です。機械設備工事入札の落札率は幾つですか。

4点目です。予算編成の市長の権限と同時に、責任も同じような重さが当然あると私は判断しておりますけれども、食肉加工センター建設に当たって、どの程度市長自身が把握していたのか、お答え願いたいと思います。

大きな2点目です。老人憩いの家のふろの有料化の根拠は、厚生省通知にあるとしていましたけれども、前議会では温泉は特別な施設と市長が判断し、条例で定めればいいとした管理基準及び予算。温泉は特別な施設との見解は、国から県に通達し、県は市長に指導するとしたことが前議会の答弁でしたけれども、詳細説明を求めます。

2つ目、憩いの家の利用者が著しく減少している原因は何でしょうか。

大きな3点目です。

教育長にお尋ねします。

2学級と1学級という数だけ追うのではなくて、教育内容の検討をすべきです。

そこで、幾つかお尋ねします。

第1点目は、現場でどんな教育をしているのか。具体的事実を把握してこそ、未来に向けての学校のあり方が見えてくると私は思います。前議会でも、そういう意味では教育長に宿題ということで要求いたしました。きょう明確な答弁を求めますが、2学級の修善寺南小学校と、あと全部1学級です。1学級の学校を比較して、子供たちの人間的発達に何らかの違いはあったでしょうか、お答え願います。

2つ目です。教育委員会は2学級になれば、よりよい教育環境と主張していますが、どうしても私は何がよりよいのかわかりません。よりよいだけでは、抽象的でわかりません。具体的な答弁を求めます。また、何をもって教育の成果と教育長は見ているのか、お伺いします。

最後です。関連しますけれども、学校の再編成が関連していますが、教育委員会は学校統廃合問題で、天城地区住民の総意を把握する努力を、本当に私はすべきだと思うんですけれども、具体的にお尋ねします。

1つ目は、天城地区住民の総意を把握する努力を、どのようにしようとしているのか、どう考えますか。

2つ目です。関連します。この間の地域説明会で、6回やられましたが、住民との話し合いは、これでもう終わりだと。今度は統廃合、いわゆる再編成のための準備会を立ち上げていくことだというふうに考えているならば、私は地域に大きな混乱を招くおそれがあると危惧しております。なぜならば、それは再編成反対の声を退ける、また、条件つきで賛成するという保護者や市民の方、たくさんいらっしゃいます。統合するにしても、それぞれが自分の住む身近な学校が残れば賛成だよという声なんです。だから、準備会をつくる時期ではないというふうに私は考えますけれども、教育長の所見を伺います。

3点目です。湯ヶ島小学校に一つにしたいという学校にした場合、月ヶ瀬小学校にした場合、狩野小学校にした場合、教育委員会は、それぞれ解決しなければならない課題というのは、当然考えていると思うんです。市民に説明しなくても、今現在どういう課題があるのか、客観的に明らかかなことは見え見えですから、その答弁を求めます。

最後の点は、これ市長にお伺いします。市長が以前お述べになっていることですから。

通学の送り迎えの件についてですけれども、保護者負担をかけないという意味を、何度か答弁されておりますけれども、この保護者への負担をかけないというのは、財政負担だけでしょうか。ほかに、さまざまなこと考えているならば、御答弁願います。

以上です。

○議長（杉山羌央君） ただいまの木村議員の質問に対し、答弁を求めます。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、食肉加工センターの設計についてですが、当初では2,500万から3,000万円程度の設計額を予定し、設計の委託料を算出いたしました。

それから、アルコール冷凍機の技術ですが、現在のアルコール冷凍機は、冷凍処理後の付着したアルコールのふき取りがなどの処理が手動によるものだそうでございます。この作業を自動でできる機種が改良されているとのこと、あるいはアルコール冷凍ではありませんが、CAS冷凍——セルアライブシステム冷凍というんだそうです。このようなものも業界では今注目を集めていると。あるいは、ドライアイスや窒素ガスを使ったものなど、各メーカー機器があるそうございまして、そのようなものを現在比較検討しております。

設備工事入札の落札率は99.8%です。

当初予算、これは5,000万円の予算計上についてだと思っておりますが、当初、事務方、担当部局のほうからは、5,500万か、6,000万か、たしかあったように記憶しております。それを財政当局のほうで5,000万にしたというような経過であったと記憶しておりますが、そのようなときに、市長は5,000万か5,500万かというのは、そこまでさすがに口を出しませんので、

最終的に各部長が調整の上に上がってまいりました5,000万円というものを、諾としたわけでございます。

それから、老人憩いの家については、これは9月に既に木村議員にお答えしたとおりですが、厚生省社会局長通知の「第5運営基準」の「2、利用料について」の中の「特別の整備を設け、これを利用させる場合等にあつては、その利用のために必要な実費を徴収して差し支えないこと」とされており、その後の別紙「老人憩いの家管理基準の5」に「老人憩いの家の特別の設備を利用させる場合の利用料については、条例に規定しなければならない」とあることであるから、管理者たる伊豆市長が条例を整備し、利用される方々に応分な負担をお願いしたところでございます。

社会局長の通知により、県においても市町村に対し、その実施についての指導要領がなされております。県では、県内の同様な施設状況等を勘案した中で、特別な設備としての指導をいただいております。なお、これを有料にするか、無料にするかについては、これは制度の問題ではなく、そのときの管理者の判断であろうかと考えております。

ちょっと飛びますが、一番最後の質問の中で市長にありましたけれども、現時点で私は通学の負担については、通学費の財政負担を考えておりまして、もしそれ以外に父兄の皆さんから御要望があるようでしたら、それは承りたいと思います。

○議長（杉山羌央君） 次に、教育長。

〔教育長 遠藤浩三郎君登壇〕

○教育長（遠藤浩三郎君） 2学級と1学級の問題についてお答えをいたします。

数や量だけではなくて、質の面からも教育内容を検討していくことは、重要であると認識しております。子供たちの人間的発達をどのような視点でとらえるかにもよりますが、複数学級の児童は、同級生とかかわる人数が多くなることは明らかであります。また、学年が変わることで、クラスの構成メンバーが変わることにより、新たな気持ちで新学年をスタートできるというよさも考えられると思っております。

次に、よりよい教育環境についてであります。人数がふえたり、複数のクラスになったりすることで、お互いが刺激し合ったり、考え方や行動を相互に認め合ったりする多様な経験により、豊かな人間性や社会性など、生きていくために必要な力を培うことができるというぐあいに考えます。

教育の成果についてであります。昔から、知・徳・体と言われるように、全人的な教育を組織的、また継続的に計画実践するのが学校教育であるというぐあいに考えております。学校教育法第30条には、「基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養う」というぐあいに規定されておりますが、それぞれを成果の指標というぐあいに考えております。

次に、天城地区の問題でありますけれども、天城地区については、平成21年度のPTA役

員さんを中心にして、21年度から話し合う機会を持ち、22年度6月再編成検討委員会という会を立ち上げ、教育委員会に対して上申書という形で意見をいただいております。その間、各区長及び小学校の保護者、幼稚園、保育園の保護者の意見を集約していただいております。教育委員会としても7月に2回の保護者向けの説明会を実施、10月末より6回の地区説明会を開催し、保護者の方、各地区の方から直接御意見を伺ってきたところであります。

再編成の準備会については、検討会からの上申書において、おおむねが再編成に賛成であるということから、準備会を設置した中で再編成に関する御意見も含め、いろいろな御意見を広く受けとめながら検討していきたいと考えております。

再編成の基幹校の問題であります。湯ヶ島小学校、月ヶ瀬小学校、狩野小学校、それぞれに再編した場合について、課題を明らかにしていくことが重要であると思っております。校地及び校舎等施設の問題、児童の通学に関する問題等について、子供や保護者の負担にも配慮しながら検討を加えていきたいと考えております。

〔「答えてないのがあります」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） 木村議員。

○20番（木村建一君） 座ったままいきます。

○議長（杉山羌央君） はい。

○20番（木村建一君） 前回の宿題と言ったら失礼かもしれないけれども、宿題だよということで、2学級のほうがいいんだということですよね。南小学校とほかの学校と比べて、何か違いがあったのか、明確に答弁してください。

最初、聞いているんだから、何のために質問通告出しているんだか、わからない。具体的に質問しているんだから、具体的に答えてくださいよ。そんな抽象的に言われたってわからないよ。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（遠藤浩三郎君） 修繕寺南小が2学級、その他1学級の問題であります。先ほどお話ししたとおりのように、我々は理解をし、考えているところです。

○20番（木村建一君） 全然わからない。何の違いも話していないじゃない。何が違うのかと聞いているのに、だめだよ。

○議長（杉山羌央君） 木村議員。

○20番（木村建一君） 何回も、これ1年以上やっているんだからね、私は。

何か違いがあると言っているから、再編成だと言っているじゃないですか。だから、具体的な事実として、南小学校は2クラスですよ。ほかは1学級だから、何か一番身近なところの、伊豆市の中の学校の違いは何ですかと聞いているんですよ。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（遠藤浩三郎君） 抽象的と言えば抽象的ではありますが、集団教育のいわゆるダイナミックな部分が修善寺南小の子供たち、あるいは1学級の子供たちの間には差が出てきます。ということであります。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

木村議員。

○20番（木村建一君） 食肉加工センターの件に入ります。

1つ目、お尋ねします。

今、設計監理委託料が350万円、どんな建物を建てようとしているのかというと、2,500万円から3,000万円と言いましたよね。通常は、通常はですよ、10%ぐらいですよ。こんなに差があるんですか。建物というのは、そんなに設計額に差はないんですよ。これだと、2,500万、3,000万、1割ですよ。そういう要求したわけだ。じゃ、設計の会社に対しては2,500万から3,000万円の、こういう大きな枠の中での委託をしたから350万円というのか。お答え願いたい。具体的な2つにです。

振り返ってみますと、ことしの6月議会では観光経済部長は「建物と申しますか、小屋っておかしいんですが、それが3,100万ぐらい」というふうに答弁しているんです。9月議会では、私の質問に対して答弁は、建物の建設ですよ、「2,600万円と聞いたが、設計事務所に3,000万円で設計をといる部分については、存じていない」というんですよ。どういうことかと。6月議会では3,100万の建物と言って、9月議会では2,600万円の建物と言われている。明らかに矛盾した答弁ですから、説明してください。

それから、2つ目です。市長は、当初予定していなかった建物の天井が高くなった。基礎部の工事が新たに入ったとか、3点ほど当初予期していなかったことができたもので、ぎりぎりになったと言っているんですよ。そういう答弁でした。じゃ、ぎりぎりって一体全体何なのかよくわからない。当初の建物の金額は幾らなのか。いいですか、建物は幾らなのか、そして3点ほど加わったと言いました。その3点、それぞれの金額、幾ら上乗せされたから、幾らの建物になったのか、答えていただきたい。

4つ目です。アルコール冷凍機の技術は向上したんだということについて、いろいろとお話しなされましたけれども、いわゆる今聞きますと、アルコールが何か外に出るから、それをふき取らなくちゃならない技術が出たんだということですよ。

私、いろいろとあちこち調べてみましたが、何がどのように技術したのかわからないんですよ。というのは、より具体的に聞きます。10月7日に担当職員が私を天城支所の敷地内の倉庫に案内してくれました。何だと言ったら、アルコール冷凍機だということで、見せてくれました。それはどこのメーカーかは、わかりませんが、アルコールのにおいの中にはつかないんですけど、肉にはつかないで外につきますという説明だったんですよ。僕、化学出ているもので、中につかないで、外につきますということは考えられない。もうそのときはやりとりしたんですけど、わからないからと。だから、その対策を業者に依頼

してもらっているということが、10月7日の時点ですよ。

そうすると、当初、この機械を入れようとしたときというのは、ずっと前ですよ。そのときには、どんな冷凍機を入れようとしていたのか。何の差があるのか。どういうふうに技術向上をしているから、今回——今回じゃない、今回だめだけれども、金がなくなっちゃったから、出来ないのかお願いしたい。

5つ目、ちゃんとお答え願いたいんですが、落札率、今市長言うように、私零点でいきますけれども、0.998592という数字なんですよ。限りなく100%に近いんですよ。落札額と予定価格の差は、わずか0.001ですよ。まれに見る入札結果ですよ。通常は、90、せいぜい談合があるとかないとか言っているんだ、9割ぐらいですよ。0.9幾つぐらい。びっくりしましたね。これ、インターネットに出ているから、どのくらいの差なのかということ、見ればすぐわかるんですけども、入札予定価格2,193万879円。入札業者2,190万円。幾ら違うと思いますか。3万879円しか違わないの。私は、別に談合があるとか、私は証拠がないから言えないんですけども、まれに見る入札結果ですよ、本当に考えられないような。それについての見解を求めます。

最後です。どのように予算編成に携わったのかということか、部長が500万円の差で、市長はわからないという御答弁でしたから、具体的にお尋ねしますね。予算に対して1割カットだけれども、担当は相当厳しいけれども、できるだろうと言ったと、前の議会で言いました。食肉加工センターの建設事業というのは、市長の新たな政策の一つですから、さまざまな政策の中のまた重要な部分だというふうに私思っていますし、いい意味か、興味を持っていますが、そこで食肉加工センターの建設の責任者ですよ、実質的に責任者で、私、室長にその事実関係を聞きました。室長は何と答えたか。ここがわからないんですけどもね、「私には、何の話もなくて550万円を切られてしまいました。オーバースペックと言われれば、冷凍機がなくても他の施設と比べて、機能的には問題ないということでしょうかね」ということですよ。そうすると、建設の中心的立場の室長が知らされていない状況の中で、「1割カットは厳しいけれども、いけるだろうと何とかやってみよう」と言ったのは、一体全体どなた。担当部長か、その下にいらっしゃる杉山参事か、職員のうち3人のうちだれかですよ、このあたりは。具体的に担当するのは、室長を含めて4人しかいないはずですよ。だれがやっていけるだろうと判断したのか、お願いします。

以上、答えてください。

○議長（杉山 晃 君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊 君） 大半はこれ、部長から答弁をさせますが、落札率の99.8%というのは大変高い数字だと思っています。ただ、最近はいろんな計算、何かツールがあるんだそうで、伊豆市の公共事業を見ると九十七、八から100の間かなりありますので、確率として確かに高いですけれども、あり得ないという感じは、私は結果を見るたびに99.7、99.8ありますの

で、これもワン・オブ・ゼム、その中の1つかなと思います。

それから、予算の編成については、140億の中の全部、私もやりくりしているわけでもありませんので、室長、課長レベルでの調整というのは、これ部内で、あるいは企画財政当局とやったと思いますので、それも含めて観光経済部長から答弁をさせます。

○議長（杉山羌央君） 観光経済部長。

○観光経済部長（鈴木誠之助君） 最初に設計額の、私の報告等もありますので、設計額についてお知らせします。

6月の議会には、3,100万というのは建築工事の全体工事でふえた分で、執行額が上がるということでお答えしたかと思います。契約金額は2,800何がしですが、いろいろな中で建築工事は少し高くなりそうだということでありました。その中でふえたもの、ふえたものについての詳細については、ちょっと資料ございませんので、また提示させていただきたいと思います。

9月の議会のときに、私2,600万円で設計業者にお話ししたということ、担当から聞いてお話ししましたが、当時担当のほうは2,500万から3,000万という形で設計業者にお願いしたというふうに聞いております。これは、昨年度の9月以降になりますが、その中で契約が昨年9月の末ということになるわけです。

当初予算につきましては、設計ができたのは2月の末、3月に入ってかと思いますが、その中で当初予算の編成については、もう12月から始まっておりまして、設計が確定と言うのですか、設計未了時の予算編成だったかと思います。その中で当初予算の算出につきましては、部長に全責任があるかと思います。

以上です。

[発言する人あり]

○議長（杉山羌央君） 観光経済部長。

○観光経済部長（鈴木誠之助君） すみません、アルコールのふき取りのことについて、10月7日に議員さん一緒に見られたというようなことで、私担当のほうから聞いております。

その中でアルコール冷凍については、北海道あたりの視察の中で導入を考えたということ、当初そういうような形で普通の冷凍の前にアルコール冷凍をして、冷凍するといった工程の中で、アルコール冷凍機の導入が有効だろうということ、当初設計にのつけたということ、聞いております。

その中で10月7日、アルコールのふき取り、ちょっと外にそのにおいというんですか、アルコールが出る出ないというのは、ちょっと聞いていなかったんですが、担当の者からは肉自体のふき取りですね、アルコールのふき取りが手動になってしまったということで説明を受けております。その中で今アルコールを自動的にふき取れるといたしますか、そういう機器を開発しているということ、聞いております。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 木村議員。

○20番（木村建一君） 全然話が違うんですよね。

いいですか、もともとのアルコール冷凍機というのは、入らなくなったのは設計費が、建物の設計額が当初2,600万円が3,000万円になったから、そのお金が足りなくなっちゃったという説明だったじゃないですか。じゃ、9月議会で2,600万円と聞いたんだよというじゃないですか。何もその2,500万から3,000万の範囲の中で建物設計してくれなんていうこと言っていないじゃないですか。きょう初めて言ったんですよ、そうでしょう。3,000万円は聞いていませんと言っているんだから。設計者の方に聞きましたよ、ここ。2,600万から、2,500万か。きょう言ったの2,500万だね、また100万違ったんだけど。2,500万から3,000万円のこういう2,600万円ということで、建物をお願いしたんですかと言ったら、そんなこと聞いていませんと言うじゃないですか、前と同じですよ。今回、それを自分だと言ひ募るために、今度は幅を持たせました。2,500万から3,000万円。建物の物というのは、設計士はどういう建物が欲しいのかということによって、こんなに差が出てこないというんですよ。そういう把握しないの、本当に。いいかげんな設計じゃないですか、これじゃ。

それから、アルコール冷凍機。私は先ほど言った化学を出ているけれども、アルコール冷凍機というのは、どういうものか御存じですか、部長。窒素ガスと同じですよ、基本的にはね。アルコールのその中にぶくぶくしているところ、アルコール。上げたら、液体がつくとお思いますか、そこに。ふき取ると言うんですよ、担当職員は。すぐに蒸発しちゃうんですよ。アルコールがべたべたにつくのに、感じにするん——じゃ、そういうふうに思っているんだ。じゃ、今度新たに、当初はそうじゃなかったと。ふき取りをやるということは、どこの業者のどこを調べても、アルコール冷凍を入れたから、そのアルコールのにおいがつくから、それでふき取る作業をしなくちゃならないという、いかにもチンケなものをあなた方は、今調べて、どこの業者かわからないけれども、そのふき取り作業が完成すればオーケーという、そういう無駄な作業をやらせようという、そういう機械を入れようとしているのか。

有名な、業者名は言いませんけれどもね、いわゆるマイナス何十度の世界で、それをつけて、いかに中の細胞が冷凍したときに壊れないようにするのかというところで、やっている技術なんですよ。

それに、市長も言われましたけれども、アルコールをふき取らなくちゃならないような技術が、その前の段階であったということか。

それから、落札率は、市長はそういうふうを考えているんだなということはわかりましたけれども、別に私は談合がどうのこうのと、証拠、調べてみなくちゃわからないんだけど。でも、いきさつからいきますと、この最後に残った、第2回目やったんだけど、3社のうちの1社だけが落札額以下ですよ。だから、それでオーケーになった。今言った3万、ちょっとほんのわずか、3万円しか違わない。あとの2社は、その予定価格よりオーバーしているんですよ。どこ見たって、そんなの余り見たことない、私は。1社だけです。それは、

お答えいいです。そういう状況もあったということ。

そうしますと、最後の部長が全責任を負ってこれやったんだということですよ。やっていけるだろうということ。

もう一遍聞きますね。ちょっと私はこの関係について、オーバースペック、アルコール冷凍機というのはやっぱり重要なんだなというような気持ちでいます。詳細は省きます、時間がないから。アルコール冷凍機は、やっぱりそれなりの価値があるものだなと思うんですけども、技術が向上しているからというから、じゃ当初考えたときのアルコールのふき取らなくちゃならない状況というのは、当初予算を立てようとしたときに、それはまだあったということでもいいですね。それ、今解明しようとしているんだ、どこかの業者かわからないんだけど。

それから、最後にお尋ねします。

組織的な問題でちょっと気になるのは、来年早々にも稼働する胸突き八丁できている設備ですよ、今ね。もうすぐですよ、目の真ん前、来年越えれば。私は変な組織体制だなと思っている。なぜか。いわゆる室長は、今、天城支所にいるんですよ。たった1人の職員がどこにいるのかなと思ったら本庁にいるんですよ、こっちの別館のところ。それでも、仕事はできるんだ、市というのは離れ離れになっても。私はたった2人しかいない、具体的に動くのはね。今回は先ほど言った、市長が本当に1つの目玉としているところが、胸突き八丁の状況に来ているにもかかわらず、職員が別れ別れ。管理するほうと、それでちゃんと指導を受けて実質的に動く職員が二手に分かれるということは、市長及び部長、御存じですね。それについての見解を求めます。

○議長（杉山弐央君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（鈴木誠之助君） アルコール冷凍機について、私もちょっと立場なりに勉強しましたが、少しアルコールがつくという部分で、当初そのようなことがあったかどうかというのは、ちょっと把握してございません。

ただし、10月7日の報告を聞きますと、手動でやるとアルコールのにおいがつくということで、それを自動的にふき取るような機械が開発されているということで、そちらの導入を考えているということを聞いております。

それから、今の現体制でございますが、御存じのとおり、4月稼働を目指して、獣肉、シカ肉を確保しなければならないという中で、職員2人でございますが、建築工事については、室長が主でやっております。それから、2月の末くらいに仕事が完成しますので、その中で試験的な運用、捕獲したシカを部位で肉にするといった加工の試験といいますか、それは加工室、食肉加工センターで行うように室長にお願いしてあります。それから、もう1人の職員につきましては、何といたっても、シカを、獣肉を集めるといったような行為が非常に必要になります。その中で捕獲隊との調整、それから農林水産課でやっております鳥獣保護対策

事業との関連が非常に強いものですから、そういう中で本庁で事務をとらせているといった状況でございます。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

木村議員。

○20番（木村建一君） 再質問じゃない、答えてないじゃないか。何でこんな幅をつくったのですかと。最初2,600万円と3,000万円と、今度は2,500万円から3,000万円建ててるなんて、数字が行ったり来たりしているじゃないですか。ちゃんと答えてよ。だめですよ。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（鈴木誠之助君） 2,500万円から3,000万円くらいの予算で設計業者にお願いしたということ、私は聞いております。

○議長（杉山羌央君） 木村議員。

○20番（木村建一君） 部長、設計士さんと確認してください。そんなこと一つも言っていないと、2,600万円、一体全体何でしょうねということですよ。こんな幅のある、建物が2,500万から3,000万と。前は2,600万できょうはまた数字が違って来たんだけど、そんな幅を持ってやれと言ったって、私は設計できませんということなんですよ、結果は。そんなこと要求していないですよ。要求したわけじゃないということ、言っているわけですか。建物3,000万ということぐらいで、お願いしたいというのが350万円の設計委託料の根拠ですよ。

たった2人しかいないシカ肉加工センターの職員が二手に分かれて、それぞれ任務分担していますと、傑作な組織だなど、私つくづく思います。そうなったら、どこかで集まって一緒にするべきじゃないですか。本来は室長というのは、全部そうだけれども、皆さんもそうでしょうけれども、部長がいて、課長がいて、係長がいて、職員がいるんでしょう、それが1つの組織じゃないですか。じゃ、それができるんだったらば、皆さんここばらばらに別れてよろしいという組織ですか、ここの伊豆市というのは。担当部は、あ、いや、あの係はあっちに行っていますという、そういうことで運営できるということに、私はびっくりしますね。時間がないから、次へ進むけれども、本当にびっくりする組織です。

老人憩いの家に入ります。

1つ目。市長言われたように、基準があって、そしてそれに基づいて管理基準というのがあって云々。ここからちょっと違ってきているんだけど、温泉が特別な施設かどうかは、この辺は解釈を県がやっているということですね。当初、去年の9月にどんな答弁をされたのか、もう1回、事実確認をきちっとやりたいもので、お答え願いたいんです。

去年の9月の入浴施設の使用料徴収するという条例が提案されたときには、こういう見解説明ではありませんでしたか。多分、部長がお話しなされたと思うんですが、この委員会の

時点では、審議している時点では、議員には厚生省の通知がなかったんですね。担当部から口頭で説明を受けました。私が会議室はなぜ無料なのかと、ほかのところ全部お金を取っているのに、合併してから。なんだけれども、なぜここだけ無料なんですかと聞いたら、それは厚生省通知にありますということを答えました。ということなんですけれども、入浴施設には、そのときにどういう答弁をしたのか、お答えください。

それから、2つ目。県から温泉は特別な施設として解釈できる——きょうも市長が答弁なされました——との見解を受けたというのは、6月15日ですよ。市のほうから、どういう問い合わせをして、県からどんな話をしてきたのか、教えてください。

それから、老人憩いの家の利用が減少しているということに対して、いわゆる利用料、入浴料が200円になったからだとということで、他の議員の答弁だったですから、再質問しませんでしたけれども、当初で。市長は今後慎重に検討したいということなんです。それで、まさか市長判断、市長の指示に基づいて言っているとは、私は思わないんですけれども、部長は市民——全部じゃないですよ——に対して、行く行くはこの老人憩いの家は廃止するんだというお話をどこかでされましたか。

以上、お答えください。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木俊博君） 3点ほど御質問等いただいたのかなと思っております。

この条例化の議案につきましては、議員おっしゃるとおり、21年9月の議会にお願いしたという経過がございます、それでそのときに委員会等でもこの議案についての説明をさせていただきました。その中で入浴施設ということについてでございますが、これはそのときには温泉とは明言をしなかったのかなと思っております。したがって、普通の水を加温するという事の中で経費がかかりますよと、こんなふうなお話をしたような記憶がございます。されど、委員会の中でいろいろと議員から御質問のあった中では、はっきりは答えなかったと思っておりますが、温泉というふうな言葉も使ったのかなと記憶しております。

それから、県の特別の設備ということでございます。議員がおっしゃいましたとおり、厚生省局長通知には、しかと書いてはございません。したがって、県には改めて6月に御確認をして前にもお答えさせていただいたとおり、温泉を引湯するという施設、これは実費相当分を負担させるのは特に問題ないではないか、要するに特別な設備ということで見解をいただいております。

なお、我々が21年9月の議会に上程するときには、ここの確認まではちょっと記憶してございませんが、前任がこの有料化に向けての取り組みをしていく中で、当然ながら全国的にもこの憩いの家がございます、温泉を引いているところ、引いていない、お風呂もあるないはありますけれども、温泉を引いているところで有料化をされていると。事案もあつたことの中から有料化ということで話を進めてきた。そしてかつ6月には県にも確認をしている

ということで、特別な設備としての理解をしたということでございます。

それから、今後のこの憩いの家のあり方の関係でございますが、公の場では廃止とか、ということはした記憶はございません。ただ、議員、御承知のとおり、これからどんどん老朽化が進んでまいります。そうした場合に、どういうふうにして維持していくのかという問題もあろうと思いますし、また、49年建設当時のこの老人憩いの家の目的でございますが、それからしてみると随分時代がたってございまして、高齢者の憩いの場、教養の場として、随分と各地域でもコミュニティ施設が充足してございますので、そういった活用もできるのかなということの中で、廃止はクエスチョンでございますが、そういったことの中では、今後このあり方等について検討する必要あるのかなということは、公式ではございませんが、話をしたことはあるような記憶がございます。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 木村議員。

○20番（木村建一君） 老人憩いの家の集会室が去年の9月の委員会のときに、なぜここは無料なんですか、ほかのところ全部、何だかんだ言いながら、私が使おうが、市民が使おうが、お金取っているじゃないですかというお話を、私聞きましたよね。そうしたら、これは厚生省通知によりますという、さんざん論議して出てきたこの厚生省通知によるから無料なんですよというお話だったんです。そして、今こう分かれ、見解の相違云々というのに分かれて論議しているのがこういうことですよ。ちゃんと会議録見たら、私、委員会の持っているんだけど、「入浴施設については、それはそういう会合と交流とか、別じゃない。別として、そういうのは取っていいよという」もうここからが重要、「取っていいよという、もうこれが40年4月に来てございまして」という、こういう言い方しているんですよ。1字1句は違うかもしれないんだけど、そういうお話を常任委員会の席で部長はお話でなされた。集会室は無料。

そして、12月2日、私は介護保険課の施設整備班に電話でこの件について聞きました、県のその担当窓口。電話に出た職員の話、「どこからどんな問い合わせがあったのかは、担当部署内の職員の間で確認をして記録に残しています」ということで、やりとりした6月15日の記録がちゃんと保管されていますという話だったんです。いやに詳しい話をするなど、なぜかと。その2日に出たときに私と対応してくれた職員は、6月15日はその電話口には出ていないんですよ。だから、全く別の職員が私にそれを答えている。なぜ、正確に答えたのか非常に詳しい話をするから、記録があってその担当部署内でちゃんとどういう電話があったのか確認をして、メモに残しています。そのメモについて今からお話しします。

解釈できると言いましたが、どんな聞き方してきたのかと。市のほうからは、「温泉を引くに当たって特別な経費がかかる。利用料を検討している」という話だったというんですよ。いいですか、市のほうから、そういうお話だった。そして、ここからです。それが厚生省通知に違反しているかどうかと、答えです。そこで県の見解、「違反しているかと言えば、違

反しているとは言えないでしょう」ということを言いました。さらに重要なお答えをいただいています。6月15日のやりとり、「徴収するかどうかは、市において議論していただければという話をしました」という。そこで、私はすみません、市のほうでは温泉は特別な施設として解釈できるという、私は議会でこう聞いたんですけれども、そういうふうにご答えているんですかというふうにお聞きしたところ、「通知は国が出したものですから、県が特別な施設として解釈していると言っていないし、言えません」と言ったんですよ。事実関係、違いませんか。

それから、もうよそう、時間がないから。重要なところ。

○議長（杉山晃央君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木俊博君） まず、1点目でございますが、私のお話の中で、この憩いの家は原則無料だということのお話、これは通知にもございますというのは、原則そのとおりで無料ということでございます。

あと、有料にするかしないかの関係でございますが、特別な設備であれば条例を設けてすることはできるということは、先ほど市長が答弁しましたとおり、管理者たる市長が有料にするか無料にするかということの中で、49年建設当時からの有料化するまでの間、これについては、首長が無料ということの中の取り扱いをしたということで、御理解をお願いしたいなと思っております。

それから、議員と県とのやりとりでございますが、当方では課長が県の担当と話をしたと認識しておりますが、6月18日に介護保険課の施設整備スタッフの担当とお話をした結果のメモがございまして、通常のふろと違うと、温泉引湯の施設は、その実費相当分を負担させるのは、特に問題ないではないかということの御回答いただいてということで、改めて確認をしたということでございます。

以上です。

○議長（杉山晃央君） 木村議員。

○20番（木村建一君） 聞きますけれども、前議会、当然市長、その方針を受けて、こうお答えになったと思うんです。そういうふうに正式にあると思うんですけれども、解釈できると言っていたじゃないですか。これは、国から県へ市町村へ指導しているということ、前の議会で部長はお述べになったんです。解釈できるとは言ったんですね、じゃね。あなたのこれ、また後ほど県とのやりとりになっちゃうんだけれども、どうですか、その辺は。

それで、本当、前にも言いましたけれども、次から次へと新しい自分たちの有料化するその根拠の探し求めているという状況になっている。最初は、厚生省通知によりますと。いや、それは特別な施設、それは前の議会で市長が判断できると言いました。当初のところからどんだんこう言い方——言い方というんじゃないかね、新しい根拠を求めて求めてきているんじゃないですか。というふうに思わないですかね。

だから、私は県のお墨つき、解釈できるとなれば、ああそうか、県はそういうふうに言っているんだからと言って、それを掲げながら言えば、まあ納得できるのかなというふうに、市民も私も思うのかなと思ったんだけど、聞いたら違うというんですよ。通知に違反しているとは言えませんよというのは、地方自治の原則において県の職員がやっているから、市のいろんな施策について、ああしなさい、こうしなさいと言わないはずなんですね。裁量権の問題について言うならば、違いますか。解釈したと答えていますか。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これは、市長から直接答弁申し上げたいと思いますが、私はそこにこれからのまちづくりのあり方の本質があると思うんです。当初から、国は温泉施設だ、特別施設で有料だから有料化にしますとは一度も言っていない。これはもう議員、御承知のとおり。

それで、我々がこのような、局長通知というのは行政指導ですから、自分たちのまちのあり方をどうするかについて、お上に聞くということは、もうないと思うんですよ。いや、むしろやってはいけないと、私は思っているんですね。ですから、これは市長の責任において熊坂の老人憩いの家については、温泉の部分については、それは公平にほかの地域と同じように御負担いただくということで、公平にしたいことを私が提示し、そして同じように市民の代表である、つまり主権者の代表である議会にお諮りをして条例化したということで、これが私は本筋だと思うんですね。

当初から、国とか県が有料化にせよと言っているから有料化にするとは言っていないわけでありまして、それを根拠にしようとして、根拠探しをしているわけではありません。ただ、議員がいつも上はどうなっているかと言われるから、仕方なく上のことは御説明していますけれども、私はここの議論の本質は、市長と議会がどのように判断をして、介護予防であるとか、高齢者福祉とか、あるいは負担の公平性とかを議論するのが、この案件についての本質だと思います。

○議長（杉山羌央君） 木村議員。

○20番（木村建一君） 私たちは常に上はどうだということは聞きますよ。でも、今回の件については、私一言も聞いていない、それについては。県はどういうふうに言っているとか。あくまで通知に基づいての論議じゃない、最初の有料化するかしないかというのは。ならば、私はいわゆる次から次へとプラスアルファを持ってきているんじゃないですかということですよ。その辺できょうはとめておくけれども、またちょっと若干違うみたいだから、県の資料を今度は私はちゃんといただいてくるから、また論議しましょう。

学校統廃合について。1分ですから。

全く抽象的ですよ。時間がないから、残念ですけども。具体的に前議会では調査してくださいと言っていたじゃないですか。それについて何にもやらない。1つだけ聞きましょう

うね。

聞きますね。こんなこと言っていましたよね。田舎に住んでいるから、何かこう子供たちが劣等感を持っていると。自尊感情がないということで、ずっと言っていましたけれども、天城地区は天城中学校の賞をいただいたこと御存じですよ、持続発展教育というの、教育長。それは、自尊感情をいかにつくっていくのか、なかなかないと言っている。それは、どこに求めているかという、地域の人たちと連携しながら本当に自分自身が大切にされているなという、そういう人間を育てていこうということなんです。序列化とは全く違う方向性で天城中学校が歩んでいるから、ユネスコの全国で一つ、表彰をいただいたんじゃないですか。序列化の問題と自尊感情は全く別問題ですよ、教育の方針では。違いますか。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（遠藤浩三郎君） 序列の問題で学校再編成云々ということは、我々考えているわけではありませぬので、この天城中のことは我々も参加はして評価もしているところです。ぜひ進めていきたいと考えています。

それから、先ほど修善寺南小のことで大変失礼いたしました、少しだけお答えをさせていただきます。

ことし修善寺南小がコミュニティスクールという県の教育委員会の指定研究校になってまして、私も4度も5度も授業のあるたびに、ほかの学校よりたくさん訪問して、幾つかは気がついていることがあります。一番感じているのは、低学年の子供たちはそんなに感じませんが、特に5、6年生の授業を見ていると、修善寺南小の子供たちというのは、非常に子供同士で多様な発言をしたり、子供同士で授業をつくっていく、あるいは練り合っていくという意味での彼らの成長というのは大きいなと。これは、単学級の子供たちにはなかなかできにくいところだなというのが一つ感じているところです。それから、大きい2クラスの学校、3クラスの学校でもなおいいんですけども、こう集団をかえることができる。少人数授業をやりたいときには、少人数授業ができる。それから、体育の授業、運動会の前には全員合同でできる。そういうかなりいろいろな、授業方法が可能だという意味では、2クラス、3クラスの学校というのは魅力があるなというように思います。

それから、これはある大きな小学校から来た教頭の話ですけども、1クラスの、これは修南小の話とは違いますが、先生のところへ行くと、「先生」と言うだけで、じいっと、こう指示を待っている。大きい学校にいたときは、それじゃとても通用しなかったことが、その単学級の学校ではどの先生もあの子が来て「先生」と言うとみんなわかってしまう。なかなか子供たちが、先生何の用でこういうふうに来ましたという発言が、ゼロとは言いませんが非常に少ない。というので、この教頭は大変嘆いていた事例があります。これは修南小ではない例でありますけれども。

これは、もう一つは余分な話かもしれませんが、修善寺地区は小学校陸上大会というもの

を修善寺地区だけでやりました。これは、圧倒的に修南小が強かった。これは、量が大きいからということ、当たり前であります、それ以上に彼らの活動的な、活発な動きは大変特徴であったなというぐあいに思います。そういうことから考えても、2クラス、3クラスの学校が、単学級で6年間、幼稚園から10年間、同じ子供同士で生活するよりも、成長は著しいなというように考えているところです。

○議長（杉山羌央君） これで木村議員の質問を終了します。

ただいま2時35分ですので、10分間の休憩をします。45分より再開いたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時45分

○議長（杉山羌央君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎発言訂正について

○議長（杉山羌央君） 市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○市長（菊地 豊君） 私の答弁の中で2つ誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。

まず、1つ目の森議員に対する答弁の中で、訴訟の裁判所、これは行政訴訟は沼津支部ではできなくて静岡地裁のみとなっておりますので、これは訂正させていただきます。

それから、もう一つ。これは、木村議員の答弁の中でしょうか。公共事業の発注は入札一番高いところと言ったようですが、工事の場合には一番安いところで、売り払いの場合が一番高いところで、これも訂正させていただきます。

◇ 関 邦 夫 君

○議長（杉山羌央君） 次に、9番、関邦夫議員。

[9番 関 邦夫君登壇]

○9番（関 邦夫君） 9番、関邦夫。

1、高波対策と港湾事業は切り離さなければならないのではないかと。

高潮対策は、昭和35年のチリ沖地震を契機に行われてきましたが、いつ来てもおかしくないと言われている東海沖地震が叫ばれるようになり、見直され、今日に至っています。

屋形地域を除き、伊豆市の高潮対策はできています。土肥地区の海岸端の観光施設の方々から、高い防潮堤では海が見えにくくなり、景観が損なわれるとの理由で反対され、低い防潮堤がつけられました。1メートルぐらいなのです。この防潮堤の建設で、反対、賛成でもめることは終わり、この地区では高潮対策は完了したとしていました。しかし、北海道南西沖地震（1993年）やスマトラ沖地震（2004年）で大きな被害が報道され、土肥地区でも見直し

が行われ、土肥山川の沼津側の大藪、中浜地区は最近完成しました。

屋形地区でも見直しが検討され、多くの方が早期建設を望んでいますが、費用の面で、はかばかしく進まない港湾事業と一体では、いつになっても生命にかかわる大事な事業対策が進展しません。土肥町時代にけりをつけられず、伊豆市になっても時間だけが過ぎていきます。

質問します。

1、土肥の海に関する総合計画は、いつ着工し、いつ完成するのかについての確約があるのか。

2、土肥港みなとまちづくりが予算の関係で延びるなら、人命にかかわる高潮対策だけを早期に完成させる必要はないか。

2番目、T P P参加で伊豆市はどのような影響を受けるか。

世界貿易の自由化は、W T Oにおいて多国間の交渉で進められていました。しかし、この交渉が進まないため、2000年代に入って2国間で協定を結ぶF T A（自由貿易協定）が主流となり、それが世界に広がっています。F T Aは物の関税やサービス貿易の障害を削除、撤廃するのが主眼であるのに対して、T P Pはこれを発展させ、「ヒト、モノ、カネ」の移動の自由化までを対象にする。関税も例外品目なく撤廃されなくてはならない。さらに、2国間でなく多国間の枠組みであるところに特徴がある。T P Pについては、このように言われています。

御案内のようにT P Pとは環太平洋戦略的経済連携協定（T r a n s P a c i f i c P a r t n e r s h i p）の略称で、太平洋周辺の広い地域の国、例えば日本、中国、東南アジア諸国、オセアニア諸国、アメリカなどが参加し、自由貿易圏をつくろうという構想です。アメリカ大陸では、既にN A F T A（北米自由貿易協定）という自由貿易圏があります。N A F T Aはアメリカ、カナダ、メキシコの3国だけの自由貿易協定ですが、この3カ国だけは関税などなしに自由貿易を行うことができている。このような自由貿易圏を太平洋周辺の広い地域でつくろうというのがT P Pの構想です。菅政権は、我が国もT P Pへの参加を検討すると表明しました。農水省は他国の農産物が日本に入ってくるのをおそれ、加入は日本の損失になるとし、経済産業省は加入は利益になる面が大きいとしています。

質問します。T P P加盟で伊豆市の産業はどのように変わるか。農業、水産業、林業、観光業、製造業について、メリット、デメリットを数値で答弁を求めます。

3、市内の活断層について見直しを。

3月議会で、伊豆市は活断層について、どのような対応を考えているかの答弁をいただきましたが、時間がなく再質問ができませんでしたので、答弁について質問します。

市長の答弁は、北伊豆地震から80年を経過し、脅威意識が薄まっているという認識は共有している。東海沖地震対策の中で被害を可能な限り狭めていく対策が必要。観光業の皆さんや、家庭の状況もあり、行政から公表することは、はばかられる。活断層は、あるかないか

にかかわらず、急傾斜、川の近傍等、危険なところは防災対策を啓発していくしか当面はないのではないか。このように答弁されました。

北伊豆地震は前ぶれがあり、その当時、伊豆半島で地震が群発していた。山崩れ、家屋の倒壊による下敷き等で多くの方を亡くしました。今は、べた基礎、布基礎で大丈夫ですが、当時の基礎は連結のない独立基礎が多く、これが倒壊の原因とされ、基礎のしっかりした家屋はほとんどが無事だとされています。耐震対策のできていない活断層地域での取り組みは、答弁のような対策では不十分で、さらに積極的対策が必要だと思います。

最近では、昭和49年の伊豆半島沖地震で南伊豆町中木地区では死者30名、行方不明者8名を出しました。この地震以降、伊豆半島は地震活動が活発になり、昭和49年河津地震、昭和53年伊豆大島近海地震が発生しています。

質問します。1、現実に活断層があり、過去に大きな災害が起きているのだから、活断層の危険を知らせ、いかにすれば災害から被害を最小におさめられるか、啓蒙したほうがよいと思います。

2、耐震化促進に対して市と県で40万から60万、60万は高齢者、障害者の助成だけですが、余裕のない方は対応ができず、家屋倒壊を阻止できないと思いますが。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（杉山 兎央君） ただいまの関議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、1点目の土肥港みなとまちづくり構想のことですが、議員の指摘された土肥港の総合計画とは、平成17年度から進められている土肥港みなとまちづくり構想のことではないかと思えます。これは、現在、市や県で協議されてきており、地元の皆さんと話し合いの場が持たれております。地元の方々にもいろいろな御意見があるようで、今、それは市を挟んで県とも話をしているところですが、これが進まないのは予算がないからではなくて、屋形地区の防潮堤について、屋形の区長さんからは御要望が出ているのですが、地元の方々との話し合いがまだ具体的に進んでいないというのが現状であろうかと思えます。

次に、TPPの件ですが、私はTPPは絶好のチャンスだと思っています。メリット、デメリットの数値はございません。農業生産物で国際的な競争力があるのは、例えばアメリカやオーストラリアで乾いた土地に飛行機から種をまいて、そして日本のように雨量が多くありませんので、水をまいたところだけに野菜ができていくようなシステムなんですね。これは日本には合いません。そのようなやり方で、おいしい米、ましてや伊豆のワサビ、シイタケは絶対にできませんので、かつて日本の工業製品が世界を席卷していたころ、1トン7,000円の鉄を輸入して、1トン100万円の車にして輸出したわけですね。ですから、国際競争力のない、飼料とか肥料を輸入をして、そして付加価値の高い農産物にして輸出する、あ

るいは国内で消費するというのは、私は日本人の英知を持ってすれば、必ずや実現されるものと思い、TPPはチャンスであろうと個人的には考えております。

最後の活断層についてですが、日本の中に約2,000の活断層があると推定されているそうでございます。伊豆市においても約60の活断層及び推定断層があるとされていますが、いつどこでどのように地震による被害が発生するのかは、その予想は非常に難しいものとされております。したがって、予測は非常に難しいのですが、いつ起きてもおかしくないということを前提に、災害を減らす「減災」について市民みずから日ごろの努力を積み上げることが必要ではないかと考えております。

耐震補強については、県が実施した県民意識調査によりますと、費用がかかるからという理由で実施しない方が57.9%、約6割だそうでございます。耐震補強工事は、筋交いによる耐震壁の設置、基礎の補強等が一般的で、平成20年度の耐震補強工事費の実績で、中央値、平均値は155万円だそうです。今、助成額が40万円から60万円ですから、おおむね平均値ですが、100万円ぐらいが差額となっていて、その耐震補強に100万円をでは市が出せるか、あるいは出すべきか、ここは必要性はもちろん否定はいたしませけれども、なかなか判断が難しいところであろうかと思っております。みずからの命は自分で、地域で、そして必要なものは行政でというバランスを、これから改めて検討してまいりたいと考えております。

○議長（杉山晃央君） 再質問ありますか。

関議員。

○9番（関 邦夫君） 完成の確約はないようですが、市長は前に「屋形区長から地元の要望を十分にしんしゃくすることを条件として、建設計画を進めてほしいという要望を改めていただいた。21年度に県も調査を開始する運びとなり、今後、市と合同で具体的な調整、構想づくりに着手してまいります。平成17年に審議会を立ち上げ、ようやく計画づくりの第一歩がスタートし、これで客がにぎわうまちづくりを目指したい」と答弁でした。

完成期日の確約があればいいですが、大きな予算を必要とする大きな事業にすると、完成までに時間がかかるようになります。早期着工、早期完成ができるなら、一体工事でもいいですが、港湾事業はとにかく、命にかかわる高波対策はほんの一部の反対で、この区だけができなかった。

質問します。

高潮対策の完成は、地元の多くの方の強い要望であっても、行政が賛成、反対のある防潮堤問題を回避していたので、おくれにおくれた。他地区は皆できているのだから、急を要するのではないかと思います。

答弁願います。

○議長（杉山晃央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 決して行政がちゅうちょしているわけではないのですが、まだ地元の

皆さんの話し合いが進まないようでございます。

そこは、土肥支所長に任せてございますので、現状を土肥支所長から答弁をさせます。

○議長（杉山羌央君） 土肥支所長。

○土肥支所長（潮木 信君） 屋形地区の関係の防潮堤の話でございますけれども、これにつきましては、最近のものを申し上げますと、20年10月30日から屋形地区の防潮堤をとということで、海岸隣接者、あるいは区の役員の方、あるいは住民の方等々を対象に、防災面からの説明、あるいは景観上の問題の説明等々行いまして、その後、平成22年1月28日ですか、そこから土肥港屋形海岸整備検討会というものを立ち上げております。この中では、地域の方、あるいは観光関係者の方、あるいは漁業関係者の方等、入っていただきまして、1月に第1回目、2月17日に第2回目、3月に第3回目と行っておりまして、最近では5月11日に第4回をやっております。今まで土肥支所のほうでやっておりまして、今年度から、私支所長ということになりましたけれども、ことしから工事を実際に行う県の土木事務所のほうの港湾課のほうにも入っていただきましてやっております。

そうした中で、現在、県のほうで予算をとっていただきまして、津波に対するシミュレーションと申しますか、3次元映像を使ったシミュレーションをつくるというふうなことで、そのための資料づくりということで、現在、現地の測量をやっているというふうな状況でございます。これは、県におきまして予算を確保していただきまして、年度途中でございましたけれども、県の土木事務所のほうで予算確保していただきまして、こういった調査の事業をやっているというふうな状況になっております。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

関議員。

○9番（関 邦夫君） 土肥港みなとまちづくり事業は、土肥町時代にも委員会をつくり、立派な計画ができました。伊豆市になっても委員会をつくって、そして進めたわけですが、もう何年も前に計画書が、伊豆市になってももう8年ですか、できています。県と合同で具体的な調整、構成づくりに着手するとしていますが、どれだけ進んでいるのか、今の答弁では、まだシミュレーションをやるとかのようですね。

費用のかかる土肥港みなとまちづくり計画と、もともと目的の違う高波対策の事業を一緒に行うのでは、今の国の財政からして時間がかかり、津波対策が大きくおくれると思われま

す。

質問します。

港湾防潮堤親水公園の一体化構想は、市の要望でそのようになったか、県の要望か、伺います。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これは、一体的に議論してくださいというのは、私のほうで地元の皆

さんに要望しておりますが、これは1つの事業ではございませんので、今、県も市も人命に最も影響のある防潮堤、私は当初は防潮堤という、この土肥の皆さんは聞いてくれなかった、背の高い遊歩道と言っていたんですが、現実の問題、屋形地区の防潮堤を最優先に、私どもも県のほうも考えております。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

関議員。

○9番（関 邦夫君） 今、市長が最優先という答えをしてくれましたけれども、実際は市の考え方で、港湾防潮堤親水公園の一体化でやろうとしているようです。

八木沢でも土肥のように堤防を整備し、津波に川をさかのぼらせるか、それとも水門でふさぐ方法になるのか、問題になりました。早期完成には堤防を改修する方法だと、つぶれ地の問題等があり、時間がかかりますので、水門方式に八木沢では決めました。堤防方式なら、橋のかけかえ、堤防の公園化等、八木沢にとってはよいことづくめでしたが、いつ来るかわからない災害に備えるには早期完成を選択し、水門でまとめました。早期着工の署名運動をし、国に早期着工を陳情しました。タイミングもよく早期に完成し、安心しています。

今までの土肥町長は1人を除き、津波と関係のないところに住み、その1人は海岸端でホテルを営み、反対だった。

質問します。

市長の津波の怖さの認識が甘いので、今のような一体化計画を進めるというようになったのではないかと思います。質問します。

○議長（杉山羌央君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 同じことの繰り返しなんです、一体化ではない。議員、私がさっき申し上げたことに、まだ誤解されているんですが、全体的に考えてくださいと言ったのは、防潮堤を土肥の皆さんはせっきの機会なので、遊歩道とか、親水公園的に使いたいというふうに防潮堤を活用したいということなんですね。そこのデザインが洋風になるのか、和風になるのか、どのような形状にするのかというのは、ランドデザインがないとできませんので、一緒に考えてくださいと言ったんですが、しかし港湾整備はもっとずっと後です。公園整備なんかは市でもできることであって、今、繰り返しになりますけれども、人命に直接影響のある防潮堤を最優先で考えてくださいと、私たちは土肥の皆さんに投げているんです。その回答が、まだここに返ってこないだけなんです。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

関議員。

○9番（関 邦夫君） 津波災害に対する大きな被害予想を報道されても、実際に津波が来るのか来ないのか、過去の記録でも八木沢では数人が亡くなりましたが、土肥の屋形地区では目の不自由な方が1人亡くなったとされているだけで、大きな被害の記録はありません。そ

の当時は、海岸端に家がなかったのではないかと思います。ほんの一部の反対のため、こじれにこじれ、県に土肥の津波対策については、今後取り合わないと言われ、屋形地区の津波対策です。この総意が決まったのだから、近代科学のいつ来てもおかしくないという情報を信じ、津波の来る前に早期完成をするように努力していただくことをお願いして、次に移ります。

T P P参加をめぐり、経済の衰退に直面する日本は、平成の開国と、その前提となる農業改革が待たなすです。農水省の試算ではすべて関税を撤廃すれば、国内1次産業の生産額は4兆円以上が吹き飛んで半減する。小麦や砂糖は、ほぼ消滅、牛肉なども壊滅的な打撃を受けるといふ。逆に不参加なら、10年後に国内総生産の約2%に相当する10兆円余りが失われると経済産業省は反論しています。T P P推進農業急進改革派とT P P慎重漸進改革派の激突の場になっています。941加盟の全国町村長会は、反対を決議するとし、全国農業協同組合中央会の会長は、開国と農業再生は両立できないとしています。日本農業は、この30年、衰退の一途をたどってきました。耕作放棄地は埼玉県の面積に匹敵し、農業従事者は平均年齢66歳、農業従事者は3分の1に減り、260万人になっているそうです。この先、10年間で、さらに100万人の退出が予想され、農村の荒廃は拡大しています。2009年の農家以外からの就農者は、全国でわずか1,850人とのことですが、伊豆市はこれに対抗しようとしています。日本の農業は米の77%など、高関税で守ってきたが、T P P参加しなくても衰退の道をたどっています。

質問します。

日本においても伊豆市においても、T P P参加で大きく変わるのには農業だと思いますが、伊豆市の農業政策は今後どこに力点を置くつもりか、伺います。

もう一つ、製造業はとにかく、観光業はどのように変わるとおもいますか。伺います。

○議長（杉山晃央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 農業も観光も私は影響は同じだと思っていますけれども、これいろんな場で再三申し上げているんですが、もう日本人は伊豆も含めて、やっぱり自分たちで考えて自分たちで決めて自分たちで実行する時期なんですね。

農業生産高は、日本は8兆円だそうです。これは、数字だけ見ると世界で5番目なんだそうですが、これにはいずれも多くの自営、うちの母もそうですけれども、自分で食べる農業、あるいは家庭菜園は入っていないそうです。それを入れると12兆円ぐらいのようなんです、他方11兆円ぐらい、きのう平塚で食のシンポジウムをやったときに、東海大学の先生がおっしゃっていたんですが、11兆円が廃棄されているというんです。物すごい金額を輸入をして、そして日本国内の総生産と同じぐらいのものを捨てているわけですね、食べないで。これ、やっぱりどこかおかしいわけです、全体のシステムが。

そのような状況にある中で、伊豆の農業じゃなくて、産業をどういうふうにかんがえるかとい

うと、やはり農業も観光も、この伊豆らしさ、伊豆のよさ、伊豆の本物のよさに磨きをかけるという点では一致だと思いますし、そういった意味では農業と観光の連携というのも必要だろうと思っています。したがって、伊豆にふさわしい本物の最高質の食材となり得る農産品、ワサビ、シイタケ、黒米以外に、どのような物を生産し、そして我々自身もそれを食べ、そしてそれを観光客の皆様に提供し、あるいは物によっては、在庫があるものは首都圏に、あるいは輸出するというような伊豆らしい産業構成というものが将来模索されるべきものであろうと思っていますし、それに向けて、ことし、来年、歩を進めてまいりたいと思っております。私は、T P Pはむしろチャンスだろうと考えております。

○議長（杉山羌央君） 関議員。

○9番（関 邦夫君） 読売新聞は11月30日、この間ですね、農業衰退か改革かの大きな見出しを1面に掲げた。同時に攻めの農政へ体質転換を急げという社説を掲げ、T P Pに関する問題となる農政についての関心を国民にただしました。T P Pの問題が起きる前に日本の農業が衰退の一途をたどりつつあるのは明らかです。巨額な補助金や高関税という内外の手厚い保護によって守られ、すっかり足腰が弱くなってしまったと言われていました。国際競争力を持つ農家に生まれ変わるように政策転換をすべきだ、これがT P P参加の条件となろうと言われていました。農家の6割は農業以外に安定した収入のある兼業農家。中核的な専業農家に支援を絞らなければ農業の体質強化につながらない。選挙を意識し、族議員や農業団体が政策をねじ曲げ、改革を拒んできた。政治が重視すべきは水田であり、粟田ではないと、社説は結んでいました。

質問します。

市町村会は反対の立場をとるようですけども、伊豆市はT P P参加に賛成の立場か、反対の立場か、伺います。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど議員は、農業の衰退化と農業従事者が減ったことと同列に考えていましたけれども、これは私は違うと思うんですね。当然、農業従事者は数は減ります。私なんかも小さいころは、駆り出されて親戚じゅう集めて、日曜日ごとみんなで田植えをやっていた。そのときと、コンバインやトラクターがもう発達して、非常に小型の性能のいい農業機械が入っている現代では、当然生産効率が違いますので、農民の数は減っていきます。これは、実はイギリスでも、フランスでも、ドイツでも、イタリアでも全部で起こっているんですね。その農業従事者の人数が減った率、減少率を見ると、イギリスのほうがはるかに高い率で農業従事者、実は減っているんです。そんなことを考えますと、私は農業従事者の数は減っているけれども、農業そのものが、日本が農業国として衰退しているとは思いません。

カロリーベースでですが、これが販売額ベースであればもっと変わりますし、主食である

お米、茶わんに1杯30円ですから、これがじゃ10円になったから安いもの、質の悪い物食べるかといったら、日本人はやっぱり10円のもの食べないで、おいしい30円のもの食べるんだらうと思うんですね。それがやはりほかの産業と同じように、品質の競争力なんだらうと思います。

したがって、私は先般台湾に行ったときも、ワサビとシイタケ、あるいはヒノキを輸出できないかと、日本から台湾に。そんなことも伺ってきた中で、いかにもっと日本の中に本物を普及していくか。そして、環境を整えば、むしろ輸出していくか。そんなことも視野に入れた中で、TPPというのは、個人的には日本全体にとっても本当はチャンスなんだらうと思っております。

○議長（杉山羌央君） 関議員。

○9番（関 邦夫君） 最近、オーストラリアとのFTAに関し、3年ぐらい前でしたか、伊豆市議会は反対の意見書を政府に出しました。今回のTPPは農業が障害になっているようですが、農業の総生産高はパナソニック1社と同じだと言われています。一昨日、12月4日にはアメリカ、韓国間でFTAが結ばれました。

質問します。

農政が不確実な中で、今回のTPPは避けられないのではないかと。避けられなくなった場合、伊豆市の農業は現状と余り変わらないようにいくのか、どのような方向に進めるのか、伺います。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 繰り返しになりますけれども、農業を余り特殊な産業として考えないほうがいい。むしろ、もう既に事実としても国際マーケットになっているわけです。それで、国際市場がより開放的になったときに、一体、日本に何が入ってくるんでしょうか。小麦、ソバ、それから飼料としてのトウモロコシ等々、既に入っているものですね。ここに、じゃ、日本と同じ品質の米が入るか、ワサビが入るか、シイタケが入るか、黒米が入るか、ヤーコンが入るか、非常に考えにくいですよ。私は、もう少し冷静に個別具体的に、どのような影響があるのかというのを、私も含めて、私も本で読んだことしかございませんので、冷静に統計だけ見ると、そういうことがやはり読み取れるわけですから、ここはこういう機会に、日本国民一人一人が事実と来るべき将来像というものを、しっかり見ていくべきだらうと思っております。

○議長（杉山羌央君） 関議員。

○9番（関 邦夫君） 農家は食料生産の傍ら、里山を守り、きれいな川の水を守り、環境保全等のために尽力してきましたが、時代の変遷で生活のため離農はとまりません。自然環境は大きく変わると思います。

質問します。

市長は、常々生産高も上がらない農地が転用できないで、活性化の障害になっていて困るというような発言を繰り返していますので、T P P参加は伊豆市の方向転換に朗報ではないか、伺います。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私が農地転用について今まで申し上げましたのは、ちょっと趣旨が違いますので、ここだけは少し強調させていただきますが、伊豆市の農地が生産効率が低いから転用すべきであるといっているわけではなくて、私は農業は守るべきだし、より活性化すべきだと思っているんです。ただ、インターの隣だけ、せっかく沼津からずっと伊豆縦貫道が来るわけですから、そこに隣接した土地だけは別の使い方をしたほうが、市の将来像にとってはプラスではないかと申し上げているわけであって、今の休耕地の活用も含めて、やはり伊豆というのは米だけではありません。米も当然おいしい米を我々自身も、あるいは旅館のお客様にも出すべきだと思うけれども、伊豆のこの気象、風土、土地に、水に合った第3、第4、第5の特産物を開発するというのは、伊豆の未来にとっても、そしてこれから我々の後に続く若い子供たちにとっても、非常にチャレンジablないいまづくりの種子だと思っております。

○議長（杉山羌央君） 関議員。

○9番（関 邦夫君） 次、移ります。

市内の活動断層について見直しを。

通告書を出した25日の次の日、11月26日に伊豆日日新聞は、北伊豆地震、きょう80年の見出しで警鐘を鳴らす貴重な体験、痕跡と題し、1面全部に掲載し、2面にも寄稿が掲載されました。伊豆市湯ヶ島付近の水抜・与市坂断層も明確重要であるが、活動が全く不明なので、門野断層、松崎町門野付近同様に注意が必要とつけ加えられました。永久活断層として1,000年間の平均変位速度が10メートル以上、それが南海トラフ断層、南海地震、永久活断層、100年間で1メートルから10メートル未満に丹那断層が入っています。地震が起きる前にすることと、起きてからすることを事前に研究しておくことが重要だと思います。

伊豆市佐野梶山地区は地すべりで15人、修善寺では堤防の決壊で22人を亡くしています。何万人の中の何十人が亡くなるのを重大だとするか、災害で仕方がないと見るか、危険意識は大きく変わると思います。

質問します。

啓蒙して不安を与えるより状況を見守る立場を取るようですが、正しい情報を与え真剣に対応したほうが、私はよいと思います。

質問の2、耐震化を指摘されても費用の面で改築できない方が多く、対策はできていないように思われます。より多くの耐震化促進の手だてを考えていますか、伺います。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 御質問は2つだったように思いますが、啓蒙は恐怖心を与えるということは全く考えておりませんで、地震の被害予測でありますとか、ハザードマップだとか、あるいは毎年の防災訓練等々で、市民の皆さんには理解を深めていただく努力をしているつもりでございます。

耐震化については、これも繰り返しになりますけれども、個人の責任とのバランスで非常に難しいと思います。今、私が住んでおります、柿木の私の実家も、0.1だったかな、ほとんどつぶれるというようなことなんです、検査をすると。しかし、こんな太い昔の大黒柱がありますから、私はペしゃつといかないだろうと思っているんですね。そうすると、それを覚悟した上で住んでいるわけです。恥ずかしながら、私も今、自分の母が住んでいる家を直す財力もございませんので、母が一人のときは不安もありますけれども、ペしゃつとはいかないから、揺れたら太い柱の横にいてというのが、もう現実なんです。ただ、この間、旧山古志村の前村長さんもおっしゃっていたとおり、やはり家具が凶器となるんですね。もう、テレビが飛ぶ、たんすが飛ぶ、これは防げますし、自分の責任、あるいはちょっとした市の補助の中で極めて効果が高いものですから、家具の固定については、既に市の補助制度は終わっておりますけれども、これは復活して100%に近づけるべきではないのかなと考えております。

○議長（杉山 晃央君） 関議員。

○9番（関 邦夫君） 市長の考えと少し違うと思いますが、先月の27日、NHKで活断層の危険性評価の対象拡大へとの見出しで、政府の地震調査会は15年前の阪神・淡路大震災をきっかけに、各地の活断層の調査や評価を開始し、これまで地表で断層が20キロメートル以上、マグニチュード7以上に相当する100余りの活断層について公表したが、今後は地表での長さの短い地下の活断層も含め、マグニチュード6.8以上を対象に調査を進めることとなり、対象になる活断層は、これまでの2倍から3倍にふえる見込みだと報道され、5年以内に公表するとしています。

伊豆市の場合、断層の存在は知っていますが、災害から80年という平穏を過ぎ、活断層に関する危機意識が低下しています。

質問します。

国での活断層についての研究が進んでいます。伊豆市は体験を生かし、活断層災害の最小化に努める計画が何もないのではないかと伺います。

○議長（杉山 晃央君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議員は前から何度か御質問なんですが、活断層に限定されてとなると、それに限定した対策というのは、取り立てて立ててはおりません。公表というのは、これたしか前も申し上げたと思うんですが、地価がどんどん下がっていく中で、さらに活断層を具

体的に、ここと公表することが市民の皆さんの要望に合うのかどうか、慎重に判断しなければいけませんし、またやはり伊豆市にとっての、確率はともかくとしても、最大脅威というのは、東海、東南海地震の連続発生ですので、その中では既に被害予測というのは出ておりますから、その枠組みの中で対策をとることが、結果として活断層による地震の対策と同じだと私は思いますので、あえて活断層だけを抽出して、対策というものを市民に普及することもないのではないかと考えております。

○議長（杉山羌央君） 関議員。

○9番（関 邦夫君） 最近ジオパークが話題になっていますが、丹沢から伊豆半島にかけては複雑な地形です。予測がある程度できるとされている東海沖地震の対策で備えることと、活断層を抱える地理的条件で暮らす地域では、それに応じた対策を立てなければならないと思います。

今、国を挙げて活断層の危険区域を拡大してまで公開しようとしているのに、過去に大災害を経験した伊豆市は、東海沖地震と同じ対応というのでは、活断層に関する危機意識が甘いと思います。何千年か、何百年に起きるかもわからない地震に対し、やみくもに不安をおおるでなく、正しい認識を啓蒙する必要があると思います。質問しました。

地震の被害があると、必ずその後に活断層の指摘があります。これで終わります。

○議長（杉山羌央君） 答弁はよろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

○議長（杉山羌央君） これで関議員の質問を終了いたします。

◎散会宣告

○議長（杉山羌央君） 本日は議事の都合により、これにて散会いたします。

次の本会議は、明日7日午前9時30分より再開し、引き続き一般質問を行います。

本日は御苦労さまでした。

散会 午後 3時30分

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（杉山羌央君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成22年第4回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（杉山羌央君） それでは、昨日に引き続き一般質問を行います。

◇ 松 本 覺 君

○議長（杉山羌央君） 初めに、5番、松本覺議員。

〔5番 松本 覺君登壇〕

○5番（松本 覺君） 5番、松本覺であります。

一般質問を通告に従ってさせていただきます。

件名は1つであります。休耕地解消に向けた自走草刈り機の購入助成やレンタル化を考えていますが、市長のお考えを伺います。

伊豆市のみならず全国的な大問題として、遊休農地の加速度的増加が上げられます。現在、伊豆市の遊休農地は約300ヘクタールと言われていますが、このままでは減る要素が見当たりません。それは経営の難しさ、つまり農業をやってももうからない。したがって農業従事者の減少、有害鳥獣被害による耕作意欲の減退、そして農地の荒廃、こういう悪連鎖はなかなか断ち切れません。それが現状です。

休耕地、休耕田・休耕畑は数年すると原野となり、さらに数年すると雑木林となります。それは休耕地ではなくて、死耕地となるわけで、300ヘクタールは、それがどんどん進行しております。

さて、この「休」を「死」に至らしめない方法がないわけではないと、私は思います。完全ではないにしろ、この進行を著しくおくらせる方法は、田で年2回、畑で年4回の除草、草刈りです。これを繰り返していけば、さらに年1回の耕うんをすれば田は田、畑は畑として機能を維持できます。それに果樹の苗を植えれば、5年で収穫が期待できます。

しかし、この草刈作業が大変な重労働です。現在ほとんどの農家が使っている刈り払い機では、60代では2時間、70代では1時間も作業をすれば、へとへとになるのが現状であります。農地荒廃の主因はここにあると、私は思います。

しかし、朗報が1つあります。それは先ほど申しました自走草刈り機が存在であります。幾つかのメーカーからさまざまな機種が目的に応じて販売されています。外見は耕運機やトラクターと同じです。土を耕すかわりに草を刈って粉碎するもので、作業スピードもそのトラクターと同じぐらいのスピードで刈り上げていきます。刈り払い機の10倍、20倍の作業能率です。60代でも半日、1日の作業は可能でしょう。問題は、価格が30万から80万、大型のものになりますと、百何十万という高額であることです。それに加えて、果樹園の下草刈り以外は生産性がないこと、個人ではそれほどの作業量がないこと等の理由で、普及していないと考えられています。私も近隣の農家に聞いてみましたが、その存在を知る人すらありません。

そこで、国土・郷土の保全、景観を守り、農業の振興や過疎化対策という公共の利益の立場から、その購入資金の助成、農協とのタイアップ等でノウハウを検討し、レンタル方式での貸与を早急に実現する施策の必要性を感じますが、市長のお考えを伺います。

さらに、国・県の耕作放棄対策事業との連動の可能性もお聞かせください。

以上です。

○議長（杉山羌央君） ただいまの松本議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの御質問にお答え申し上げます。

自走草刈り機の購入助成についてでございますが、県が来年度予算において、乗用草刈り機購入に対する補助金を創設する可能性があるとの情報を得ておりますので、市としましてもそれを活用して、来年度予算に購入費用を計上させていただくことも視野に入れて、その実現の可能性について検討をさせていただきたいと思っております。

ただし、運用につきましては、なれない方々への貸し出しは危険性を伴いますので、直接地元住民の方に貸し出すことがよいのか、あるいは専門の方に使っていただくのがいいのか、松崎町において導入実績があるそうでございまして、そのような先行例を研究させていただきたいと思っております。

なお、国・県の耕作放棄対策事業との連動でございますけれども、これも国・県も耕作放棄地についていろいろお考えはあるようですが、やはり何といたっても我々が伊豆市の農業をどこで、だれに、何をつくっていただいて、そしてビジネスとして成立するのかと、そのあたりをやはり一度しっかり考えた上でなければ、効果が長続きしないと思っておりますので、地に足をつけた振興策を検討してまいりたいと思っております。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

松本議員。

○5番（松本 覺君） ちょっと具体的な、私も知らなかった新しい県の事業というものもお

示いただきまして少し安心、大分安心をいたしました。さらにお願いをしたいのですが、私もネズミの額ほどの田畑を持っておりまして、土地所有者の心情はわかっているつもりであります。自分の田んぼや畑が荒れているということに対して、先祖に申しわけない、近隣の方々に迷惑をかけている、あるいは醜い景観をさらしているわけでありますので、地域の方々や観光という面でも申しわけないなど、こういうふうに思っていることは事実であります。しかし、先ほど申しましたように、刈りたくても刈れないと。まじめに刈っている方は、私の知っている限りではみんな修善寺駅前の整形外科の医者に腰痛で通っているのが現実であります。それを、コルセットをはめながら草を刈っていると、こういうことなんです。60代の後半ですと、ほとんどそのような状態であります。これはなれも、もちろん危険も若干あるにはあるとは思いますが、やりたくてもやれないという実情をぜひ行政のほうでお手伝いをしていただくと、それから機械の啓蒙についても、ぜひあわせてやってほしいと思います。それによって、気持ちはあるのだけれども体力的にできない、技術的にできないということでありますから、援助をしてやれば、休耕地は減っていくのではないかとことを考えておりますので、先ほどのお答えでいいとは思いますが、そういう農家の心情を、市長思いがあればお伺いをしたいと思えます。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 休耕地の活用について、伊豆市では、今具体的には2つ動いております。1つは大平地区におけるシルバー人材センターさんによる自主事業、これは将来性があるわけですね。それから小下田地区の遊休地については草刈りだけであって、この先どうするかということは、めどが立たないままやっているわけです。ですから予算をつければ草を刈ること、これは物理的には可能なんです。しかしその先がないわけですから、先ほど申し上げましたように、小下田であればどういう農業がふさわしいのか、八木沢であればどういう植物がふさわしいのか、そしてどなたにやっていただくのか、後継者はどうするのかというところまで視野に入れて考えていきたいと思えます。

過去、私も申し上げたと思えますけれども、伊豆市において一番畑づくりが得意で、実際にやっておられるのはシルバー人材センターさんですから、そこに若い方が研修で入っていただく、このようなやり方が、一番実現可能なのではないかと考えて、ただどのような野菜がいいのかについては私どもではわかりませんので、そこはJAとか県の技術指導もいただきたいと考えております。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

松本議員。

○5番（松本 覺君） それまでの、つくる作物が決まるまでに、既に荒廃して、開墾しなければならぬという畑が実は多い、それが先ほど申し上げた原野であり、雑木林だと。もともとは畑だったものが、数年たつと、10年たつと確実に雑木林になる。これは草刈りなんか

ではとても間に合わない。それこそ重機を持ってきて、開墾をしなければならないという状態になりますから、私はいち早く耕地は耕地として、休む、生きている、畑は畑として生かしておかなければ、後作はできないと、こう考えているわけですので、急ぎますよと、こう申し上げているわけですが、市長さんは、そこら辺はわかっていると思いますので、そういう見地で、後に何をつくるから始めるんじゃないかと、何かできればすぐできるようにすると、こういう考えをしていただきたいと思います。それが1点。

もう一点は、害獣のますますののさばり方であります。私が言うまでも、もうここで申し上げる必要がないと思いますが、イノシシ・シカの害というのは、もう手がつけられない。ある専門家の話によりますと、現状を見ると、休耕地が、いわゆるここらで言うぼさになっているというのは、けものにとっては、安心して下ってこられる、すんでいられるスペースである。そしてその先には作物があるから、絶好のおいしいえさがある。我々の意に反して、イノシシ・シカにとっては、我々が今やっていることは、えづけをやっているのだと、こう指摘する専門家の方の話を聞きました。そうしますと、休耕地は大体山すそから休んでくるのです。畑が小さく、不便だから。それがだんだん里に近くなってきますから、必然的に動物のすみかがどんどん下になってくる。自家菜園をその下につくりますから、うまいえさがいっぱいあると。ますますイノシシは里へおりてくる。

先日、船原峠ではありません、船原石材という石材をつくる工場がありますが、あその国道でシカが出て、車に衝突をしたと。修理賃が30万だか40万だそうですが、もう既にあそこまで出てきているわけですから、人家よりよっぽど下でしょう。そういう現状であります。したがって、鳥獣対策についても、実は非常に関連のある仕事であるわけでありまして。きれいに草を刈って、畑は畑にしておけば、動物にとっては警戒エリアになるわけですから、里におりてくるということはかなり阻止できる。考え方によっては転作や何かよりも、はるかに積極的な鳥獣対策になると私は考えておりますが、そこら辺をどうお考えになりますか。もう手をこまねいている段階ではないと、私はそう思います。とりあえずそこまで。

○議長（杉山莞央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 原野、このままでは原野になってしまうというお話ですが、まさにそのとおりです。ただ、一つ心配というか気がかりなのは国の方針が、これ正確に私記憶してなくて、たしか食料農業農村整備基本方針だったと思うのですが、世帯所得で目標が、農業所得の1,000万円なんですね。ビジネスとして成立しないところは原野に戻すと書いてあるんです。今議員が御指摘になったような方向に、使えないところはそちらに戻すんだというようなのが、国の基本方針の中にあるんです。ですから私申し上げるように、我々としてどういう農業をやっていくのかというものがなくて、ビジネス化できないものは、国はいつまでも補助しませんよと、そういうところは原野に戻すですよということに対して、我々が主体的にどのような農業振興をするかというのが、今問われていると思っているんで

すね。したがって、今ワサビやシイタケでさえ食べられているものを、新たな農産物をつく
ると思うと、まさにシカとイノシシがもう、これをやらないことには次に進まないわけです
から、これも繰り返しになりますが、加工センターをつくったからといって減るわけではな
い。ただ、食肉加工センターをつくって、少しでも猟友会の皆さんの負担を軽減して、そし
てせっかくいただいた命を活用して、そして日本人としての倫理観を示しつつ、イノシシと
シカを使っていく。ただしこれからの問題は、それをいかにとるかに行くわけですから、今
いろいろなところで私がお願いしているのは、わなをふやしてくださいということなんです
ね。食肉加工センターのスタッフには、猟銃免許を持った者も置きますので、銃と軽トラで、
とりに行きますので、わなをふやしてください。その中で、先ほど議員が御意見としていた
だきました草刈り機の貸し出しと同じように、箱わなの貸し出しも、これから考えるべきか
なと思っています。箱わなも市で、かなり規模持って、被害が大きいところ、あるいは頻繁
に出るところにかけていただく。そのかわりその見張りのほうは、入ったという見張りのほ
うは、地元の方々にも当然お願いをしなければいけないのですが、やはりわなをふやしてい
きませんと、今度はとるほうが進まないであろうと、このように考えて、今あちらこちらで、
市民の皆さんにはお願いしているところでございます。

○議長（杉山 晃央君） 再質問ありますか。

松本議員。

○5番（松本 覺君） 私が今、害獣のことを申し上げたのは、土地の荒廃についてという視
点で申し上げたのですから、けものそのものの、わな云々の話ではちょっとないので、少し、
ちょっと私の聞いたこととはずれていると思いますけれども、ただ気になるのは、1,000万
円の収益がなかったら原野に戻すというのは、それは国の考えだろうと思います。5反歩百
姓というのは、貧乏百姓の代名詞だったのですが、今伊豆市で所有している一軒の田畑どの
くらいあるかといったら、平均5反歩ないじゃないですか。その5反歩ないところから
1,000万円の収益を上げるなんていうことは、私はできないと思いますよ。できないところ
は原野に戻せといったら、伊豆市のほとんどの田んぼや畑は原野に戻せということと同じな
ので、そんな国の言うことを聞いていたら、伊豆市は原野に戻っちゃう。それでいいかどう
かという話になりますから、ちょっとその話とこの話と、ちょっとあんまり乗り入れないで
いただきたいと私は思いますよ。一緒にしないでいただきたい。だから市で施策を設けてや
ってくださいと。刈り払い機ではもう無理だから、自走草刈機を導入してください、こうい
うことを私は申し上げているつもりですから、少しその視点で御意見、所見があればお願い
したいと思います。

これで4回目、もう一回あるわけだ。回数にこだわりません。そのことと、もう1点は、
シルバーセンターで、今国道沿いの草刈りをやってくれております。聞くところによります
と、大変な経費がかかっているようですが、私が勤めているときには到底できませんでした
ので、シルバーセンターに自宅の田んぼを頼んでおりました、草刈りを。年に2回。1回、

2万円か3万円かかっていた。それ2回ですから6万円ぐらいかかる、何にもしないで。そうして維持してきたんですが、維持する人はそうしてきたのですけれども、それがどんどんふえていきますと、もう申しわけないという気持ちも、しようがないかという気持ちになっちゃって、それもサボっているのが現状であります。国道沿いの草刈りは、多分観光とか見てくれとかというようなことも、多分あるだろうと思います。だから国道近くだろうと思うのですが、総額幾らなのか、どれぐらいの経費が、多分市での事業だと思えます。県もひっくるめてね、どのぐらいかかっているのか。それも機械を導入すれば、単価が安くなるはずですよ。はるかに安くなるはずですよ。私が知っているのは二、三万だというふうに承知していた。どうもちょっとけたが違うような、お金がシルバーセンターに払う。それはそれでいいですよ、いいのですけれども、それらに導入すれば、はるかに安い単価でお願いができる。そんなところもひっくるめて、4回目の質問といたします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 後段のほうは、観光経済部長から答弁をさせます。

前段のほうは、先ほど申し上げましたとおり、私が言っているのではなくて、国はそのような基本方針を示しているところです。ただ、じゃ伊豆市で1,000万円なければ生きていけないかということ、そんなことはないわけであって、市の職員で1,000万円以上もらっているのは市長だけでございますので、それは当然都市部と市では変わってきます。したがって、繰り返しになりますけれども、伊豆市としてどのような農業振興をやっていかなければいけないかを、市長として考えていきますということでございます。

後段については、観光経済部長より答弁をさせます。

○議長（杉山羌央君） 観光経済部長。

○観光経済部長（鈴木誠之助君） まず、松本議員さんの言われたのは遊休農地解消事業、シルバー人材センターにお願いしている、ことしの計画は5町歩でございまして、総額が680万ぐらいを予算どりにしております。八木沢地区についての単価が、10アール当たり13万7,000円という中で、遊休地の草刈りと片づけ、これをお願いしているわけでございます。昨年に引き続きやっているといった状況でございます。

以上です。

○議長（杉山羌央君） もう一回ありますか、すみません。

では松本議員、どうぞ。

○5番（松本 覺君） 市長の、当局のお考え、おおむねわかりました。県の施策を待っていないで、ぜひ市としての積極的な取り組みをお願いしたいと。するののかしないのかという、でない質問になりませんから。一応するののかしないのか、お尋ねします。

もう1点ですね、遊休地の草刈りではなくて、転作として、私の知っている限り、私も若干やっているんですが、畑としてはそんなに要らないと、野菜をつくってもそんなに要らな

いんで、果樹の苗を植えております、果樹の苗です。土肥のほうはミカンが多いんですけども、ほかのところではクリとかやっているんですが、これも最初の5年間は収益全くゼロですよ。で仕事はといたら、一番農作業の中できつい草刈り作業です。年やっぱり4回やらないと、木よりも草のほうの方が勝ってしまうから育たない。私はちょうど5年たちますけど、まだ実がなっておりません。というのは、私は2回ぐらいしかやっていないから。というぐらいに正直なんですね。この仕事も、ある程度の大きさのものを選択すれば、これも使えるんですね。なれるなれないはちょっと、責任は本人に持たしてもらえばいいわけですから、そうしますと、果樹園がふえていくという、要するに転作もかなり可能になってくる。現状見ますと、5年間もたない、草刈りがつらくって。だから、植えたけれども収穫ができないというのが非常に多いですよ、私が見て知っている限りでは。その解消策にもなるものですから、ぜひ進めてほしいというのが私の意見であります。そんなに長くは要りませんけれども、そういう利用の仕方もあるので、あえてお願いをしているという次第です。

以上です。お願いします。

○議長（杉山羌央君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 当初の答弁に戻りますけれども、自走草刈り機については、市での助成か、あるいは市が直接購入して貸し出しするのか、その選択肢、あるいは台数等はまだ決めておりませんが、ぜひ市の施策として取り上げてまいりたいと思います。

○議長（杉山羌央君） これで松本議員の質問を終了いたします。

◇ 杉 山 誠 君

○議長（杉山羌央君） 次に、7番、杉山誠議員。

〔7番 杉山 誠君登壇〕

○7番（杉山 誠君） 7番、杉山誠です。通告に従い一般質問を行います。

初めに、定住自立圏構想について伺います。

少子高齢化が加速する中で、日本の総人口は今後都市部も含めて急速に減少が見込まれています。特に地方圏において大幅な人口減少が見込まれます。国立社会保障人口問題研究所の日本の将来推計人口によると、2035年の総人口は約1億1,068万人と、2005年に比べて約13%減少するとされています。中でも地方圏は、3大都市圏と比べて減少幅は2倍強に拡大する見通しが示され、地方圏の自治体ではコスト高によって単独で行政サービスを完結すること自体が、困難な状況になりつつあります。

定住自立圏構想は、3大都市圏以外の地方圏で、一定の要件を備えた中心市と周辺市町村が互いに協定を結び、新たに圏域を設けることで、圏域ごとに生活に必要な機能を確保して、生活機能を地方圏の中に完結することにより、地方圏から大都市圏への人口流出を食い止め、さらには中心市の都市機能と周辺市町村の農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞ

れの魅力を生かし、活用して、都市圏からの移住を促すのがねらいです。

定住自立圏構想の手順は、まず一定の要件を満たす中心市が中心市宣言を行い、中心的な役割を担う意思を表明した上で、周辺市町村との間で議会の議決を経て、1対1で定住自立圏形成協定を締結して、相互の役割分担を決めます。

次に、中心市が民間や地域の責任者、住民で構成する圏域共生ビジョン懇談会の検討を経て、協定締結した他の市町村と協議の上、おおむね5年を想定した定住自立圏共生ビジョンを策定し、具体的な取り組みを展開します。

なお、このビジョンは、成果を勘案して、毎年度見直すとされています。共生ビジョンの具体化に当たっては、国から特別交付金など、一定の財政支援を受けられますが、この取り組みの最大の特徴は、圏域設定や事業内容の設定は、すべて自治体にゆだねられており、従来ありがたい国への事前申請や承認を必要としないことです。あくまでも地域主導の試みを間接的に支援するものであります。

しかし、本年10月8日現在、中心市の要件を満たす全国243市のうち、58市が中心市宣言を行い、46定住自立圏域が形成されました。間接的支援にもかかわらず、本格的に始動して1年半で着実な進捗が見られるということは、この構想が自治体のニーズを、ある程度つかんだものであることを示していると思われま

す。12月1日には静岡市で定住自立圏構想推進シンポジウムが開かれ、自治体職員が約200人、参加したとの報道がありました。また、先月9日には、駿豆地区広域行政連絡会が発足した中で、定住自立圏構想についての意見交換が行われたとのことですが、この定住自立圏構想は地域主権の新しい形を示す取り組みと思いますが、市長の所見を伺います。

次に、高齢者が安心して暮らせる社会づくりについて伺います。

日本は、2006年から総人口が減少に転じています。そして目前には2012年問題が、その先には2025年問題が待ち構えています。団塊世代がいよいよ労働市場から引退し、高齢者に大量に突入していくのが2012年であり、2025年問題は、その団塊世代が75歳以上になり、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合が30%に達し、高齢化のピークを迎えます。

当伊豆市では、既に高齢化率が30%を超えて、超高齢社会に入っており、医療・介護を初め、高齢者ができる限り住みなれた地域で安心して暮らせる社会づくりが求められています。しかし、近年核家族化や地域における人間関係の希薄化が指摘されるように、都市部ほどではないにしても、社会から孤立する高齢者がふえています。今後このような人たちを地域で支える仕組みの構築が欠かせないと思いますが、現状どう取り組みがいかになされているでしょうか。

また、見守りと同時に、高齢者が生きがいを持って生活できるような支援も必要です。介護予防の取り組みや健康維持のためのさまざまな事業とともに、外出や買い物支援を求める声も多く聞きます。少子高齢化や過疎地域の拡大が進んで、車の運転ができず、家族の支援も得られずに、食料品など生活必需品の買い物に困る、買い物弱者といわれる高齢者もふえ

ていますが、このような人たちに対する支援はどのように考えているのでしょうか。

さらに、住宅の安全対策も必要です。火災警報器の設置状況や、対象となる木造住宅の耐震診断と耐震化工事の実態はいかがでしょうか。

最後に、地籍調査の迅速な実施について伺います。

地籍は土地に関する行政活動、経済活動の最も基本的な情報であり、地籍調査は自治体が将来へ向けて発展していくための大事な基礎です。地籍調査の未実施は土地の境界をめぐる隣人トラブルや災害時に境界確認が困難になり、復旧に支障を来すなど、さまざまな弊害をもたらします。地籍調査の進捗は実際に事業を受け持つ自治体の動向にかかっています。当市の現状について伺います。

以上です。

○議長（杉山羌央君） ただいまの杉山議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、定住自立圏構想についてですが、これは、私は大変期待をしているのですが、先ほど議員が御指摘されましたような国の構想の枠組みに、余り過度に制約を受けなくてもよいのではないかと、こう思っているのですね。私はこれをもう少し地方分権とともに、幅広く国民主権のあり方について、ちょうど考えるいい機会だと思っております。これからの日本人が、その地域の中で、自分たちでどのような暮らし方、生き方をするのか、そういうその幅広い歴史的な社会変遷期、移行期の中で、定住自立圏あるいは地方分権というものを考えるべきではないかと思っています。

実際、伊豆の市民の皆さん方は、我々が、行政が指示しなくても、新幹線の三島駅を使われるわけですね。そして伊豆市、伊豆の国市、函南町でやっている田方消防の救急車に乗って、伊豆の国市の順天堂病院に行っているわけです。

先般、田方消防で伺いましたところ、即死の事故を除いては、救急車の中で、時間が足りなくて息を引き取った例はないというんですね。つまり救急体制は、この2市1町の中で機能しているということなんです。それを既に市民の皆さんは使われているわけですね。あるいは伊豆箱根鉄道の修善寺駅と三島駅の間に、いろいろな高校が散在をしていて、お互いに通っているわけです。そのような共有している生活空間、生活圏域の中を、より市民の皆さんが生活しやすいように変えていく、そのような中で考え方を整理して、改善策を具体的に練っていけば、余り定住自立圏構想というものを、何ていうのでしょうかね、難しく考えなくても、進展していくのではないかと。市町村合併に直結しないで、そのような市民の皆さんの生活の利便性向上という観点で、これは着実に進めてまいりたいと考えております。

それから、安全・安心の高齢化社会実現に向けてですが、まず孤立化防止にかかわる対策ですが、現在脳卒中予防、あるいは転倒予防などの普及啓発や、元気はつらつ事業への参加

を勧奨するなど、介護予防や閉じこもり、また認知予防などに取り組んでいるところでございます。私が市長として気になるのは、毎年9月に敬老感謝祭をやっておりまして、旧町の4地区で、来られる方々には大変人気を博しているのですが、問題はそれに来られない7割の方々、そのような方々がどのような状況にあるのか、そしてどのように社会全体で見守っていくのか。そこについては、さらに目を向けていく必要があると思っております。

それから、外出、買い物支援などにつきましては、地域包括支援センターを中心に、地域のネットワークを強化し、見守りや異常の早期発見、早期対応ができるように取り組んでおります。

また、希望される方々には食の自立支援事業として、1日1回の配食サービスの実施やヘルパーなどの派遣、緊急通報システムの設置、掃除などの軽度の生活援助、またそれぞれの状況に応じた介護保険サービスの提供などが現状でございます。

3点目の火災報知機の設置につきましては、平成21年度に限り、国の地域活性化経済危機対策臨時交付金を活用し、火災事故に巻き込まれやすい高齢者等の住宅に、火災報知機の設置費を補助する制度、ちょっと長いですがこれを設け、設置の普及に取り組んだところでございます。この結果は、市内で75歳以上の高齢者のいる市民税非課税世帯の方々、おおむね1,000世帯ですが、このうち358件の申請に対し、補助を実施いたしました。

住宅の耐震診断、耐震工事については、きのうも申し上げましたけれども、現在最大40万円補助する事業を行っております。伊豆市においては、この木造住宅耐震補強助成について、事業開始当初から、ことし9月までの実績は59件。そのうち割り増し補助、割り増しはこれ65歳以上の方の割り増しですが、20万円の割り増しですが、そのうち割り増し補助を受けられた件数は17件となっております。

最後の地籍調査についてでございますが、平成21年度末の進捗率は5.99%、約6%で、県内35市町のうち、20番目となっております。これは議員御指摘のとおり、非常にまちづくりに大切なことですので、予算の確保と職員の維持確保を図り、できる限り早期の調査を行いたいと思っておりますが、なかなかこれも専門の職員と、それから予算が必要なことで、一気にこの6%を大きく進展させることは難しいとは思いますが、途中でやめることなく、着実にこの事業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（杉山 晃央君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山 誠君） まず、定住自立圏構想ですけれども、国の枠組みにとらわれずということなんですけれども、一応これは総務省から、地方の裁量を重視する形で、地域でそれぞれの実情に合った策定をしてくださいたいということを出されておりますので、かなり自由度はあると思います。市長の答弁にもありましたように、現在ある程度圏域で、住民生活に対する広域化というものは機能しておりますけれども、私が一番思うのは、やっぱりこれから人口減少にいかにか立ち向かうという観点からいきますと、やはり伊豆市だけが努力してもなか

なかそれは、それなりの努力したなりの成果はあるとは思いますが、より国土全体が、日本全体の人口が減少する中で、安心して暮らせるような地域づくり、圏域づくり、そういうものは、やっぱり魅力を高める上で必要であると思います。そういった意味から、この定住自立圏構想であると、都市機能と地方のよさ、自然環境であるとか、農業であるとか、歴史・文化であるとか、そういうよさを、両方のよさを生かして、魅力ある地域づくりを進めていけるという構想でありますので、より一步この構想に近づけるような取り組みが必要ではないかと思ひまして、質問をいたしました。

具体的なんですけれども、最初の質問でも述べましたように、先般5市3町、駿豆地区広域市町村協議会に参加していた5市3町が、この定住自立圏構想について意見交換を行ったということ、また静岡市でシンポジウムがあつて、自治体職員が参加したということで、伊豆市でも職員が参加されているという前提で質問しているんですけれども、その報告を市長は受けておられるでしょうか、またその報告を受けた上で、より具体的に、今市長、最初の答弁されましたより、一步深めた具体的な構想というものが、市長も考えがあると思いますので、それをお答えいただきたいと思ひます。

○議長（杉山晃央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 定住自立圏の勉強会については、10月の全国市町村サミットに私も参加しましたし、それから、先般静岡市で行われたものも、私自身も、職員と一緒に参加をしておりますので、両方の状況をよく勉強してまいりました。また、長野県飯田市で定住自立圏構想全国市町村サミットがあつた際には、飯田市の南隣りの下條村も拝見をいたしました。全国で珍しく3,800人まで減った人口が、4,200人までふえているところでございます。ですから、我々が新幹線の駅から30分、これだけの、これから道路も整備をされ、そして順天堂大学まで、近いところで10分、遠いところでは1時間弱、中には日赤、中伊豆温泉病院等もあり、高校もあり、中学校も小学校もあり、これで人口を減らしているというのは、やはり我々自身の中に、まだ足りないものがあるのではないかと感じております。それを踏まえた上で、議員御指摘のとおり、やはり伊豆市だけでは効率的な生活圏を形成できませんので、定住自立圏構想も含めて、より効果的な広域協力というものをやっていきたいと思っております。

例えば医療連携については、まだ順天堂大学に何を期待するのか、日赤と中伊豆温泉病院はどういう機能を担っていただくのか、なかなか整理していないところがございます。ここはもっと進めるべきだろうと思っております。

また他方、高校は、それぞれ特色ある、昔の修善寺工業高校のような高校が、それぞれでできればいいと思うのですが、逆にそれぞれが総合高校になってしまつて、余りどこに行こうかというのが、なかなか個性のある学校ができにくいのかなと。そういった意味では、むしろ伊豆市内の中にある、伊豆総合高校が修善寺工業高校のときの技術学校としてのよさを残

しながら、特色ある高校になって、この地域の一翼を担っていただく、そのようなことも行政として応援してもよいのではないかと。伊豆市の地域に対する貢献も含めて、来年度以降、具体的な構想というものを進めてまいりたいと考えております。

○議長（杉山 晃央君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山 誠君） 一步、具体的な答弁をいただきました。私が思うには、やはりもう一つ、職員の広域的な交流、これが効果があるのではないかと思います。現時点でもいろいろな情報交換はされていると思います、確認しておりますけれども、より同じ圏域であるという共通の認識に立って、この地域のために住民福祉、また産業の育成のために、より効果的な職員の能力を高める、そういった交流もできるのではないかと思いますので、そういうことも含めまして、この取り組みをより積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次に、移ります。

高齢化が進んでおり、さまざまな問題が今取り上げられております。やはり私は住民同士の結びつきというか、助け合いを前提にして進めていかないと、なかなか行政だけでは手が尽くし切れないという現状を、よく認識しておりますので、今後はやはり住民がより社会参加できるような、そういった応援を行政に求めたいわけなんですけれども、まずは孤立化防止という観点から、1つには老人クラブという組織があるわけなんですけれども、近年老人クラブの組織が、参加者が減ったり、組織が減少しているという実情が指摘されております。今後、そういった老人クラブの活性化をよりさせていくためにも、行政としての後押しが必要だと思いますけれども、まず1つには、今後老人クラブに加入を促す取り組みとして、あと住民の方たちは大きな組織に、老人クラブの大きな組織というか、実際に接しているのはその地域の小さな組織に直接加入しているわけですので、そういった単位クラブですか、そこに対する、より厚い支援というか、そういうものが必要だと思うんですけれども、現状老人クラブの補助金ですか、それがなかなか、単位クラブに十分に行き渡っていないというか、活動するに足りないというような声も聞きますけれども、その辺の現状はどのようになっているか伺います。

あと、これは老人クラブの活動内容になるものですから、行政でどこまで言えるかわからないんですけれども、ちょっと市の、高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画・平成21年から23年度、これをちょっと引用させていただきますけれども、ここに、第3節で老人クラブ活動の活性化ということがありますけれども、その一番下の施策として、「老人クラブ各種手続きの簡素化を検討します。老人クラブ会員が増加するよう働きかけを行います。また老人クラブによる地域の子育て支援活動への参加など、地域で生きがいを持って活動できる体制づくりを検討します」ということがうたわれておりますけれども、これらの進捗状況について、一つ伺います。

○議長（杉山 晃央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 老人クラブの予算の問題と最後の進捗状況、これについては健康福祉部長から答弁させます。総論のほうですが、伊豆市の15歳から64歳までの人口、先ほど確認しましたら2万人、65歳以上が1万人なんです。ですから2万人で1万人を支えるのはやはり無理ですので、かつてのような現役世代が、経済的に高齢者世帯を支えるというのはもう期待できない。そこで、高齢者の方々も含めて、どのような社会をつくっていくかということになるんだろうと思います。そこで、私も老人クラブの加入率が低下していることに対して、これは老人クラブの役員の皆様は大変な危機感を持っていて、地域によっては大分会員の皆さんがふえたところもあります。ただ、かなり温度差がございます。それを一様をお願いするのがいいのかと考えますと、私はやはり地域によって違いがあつていいのではないかと。そこで来年度検討をして、24年度から採用したいと思つていますが、他の市町で幾つか成功例があります地域委員会、去年の小学校区、土肥小学校があつたときの、12小学校区程度がいいと思つているのですが、その地域の中で、地区ですか、地区の中で、どのような社会のあり方がいいのかを考えていただき、それを市が支える形が多分、より地域特性に合った現実的な施策がとれるのではないかとと思つておまして、市からの予算配分は、社会福祉協議会に今700万円ぐらい入れてありますので、それをどうさわるかはまだ検討しておりませんが、なるべく地域は地域の皆さんに判断いただくことがいいのではないかとと思つて、現時点で私としては、総論として検討していることはございません。事業については、部長から答弁をさせていただきます。

○議長（杉山 晃央君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木俊博君） それでは、1点目の単位老人クラブへ、市から県の補助金も受けながらでございますが、補助してございます。それについての状況でございますが、現在63の単位老人クラブが、市内にはございます。そうすると、議員承知のとおりでございますが、やはり多くの会員がいるところと、やはり少ない会員の方はございますが、この補助金につきましては定額ということで、5万7,600円が支給してあるというところです。そして、これが多いか少ないかにつきましては、先ほども言いましたように、会員の多い少ないによりまして、またその事業の内容もある単老につきましては、一生懸命社会奉仕をしたりとか、スポーツ的な、軽スポーツなどに取り組んでいるとかということで、かなりの費用も使っているということで、この差異はございます。ただ、総じて足りているとは認識をしてございます。

それからもう1点の、現在ございます高齢者の保健福祉計画、この進捗の状況ということでございます。その中で、具体的に議員がおっしゃいました手続の簡素化等への支援、これにつきましては、今言ったように、補助金を出しているわけでございますが、この申請行為があつたり、実績報告があつたりと、この辺が大変難易と聞いてございます。それにつきましては、当方でもマニュアルをつくりながら、こういった形でというふうな指導もしており

ます。それでかなり会員になっているのではないかなと思ってございますが、またそういう御意見がございましたら、違う支援策をして、取り組んでいきたいと思ってございます。

それから、会員の増強につきましては、ことしの夏ですか、やはり県からも、行政支援お願いしたいという要請も来てございます。そうした中で、またこれから改めてでございますが、老人クラブ連合会がございまして、そういったところと協調しながら、増強策については取り組んでまいりたいと思ってございます。

それからもう一つが、子育て支援とかへの事業活動というふうな計画があるということでございます。これにつきましては、先ほども申しましたように、各単位老人クラブでの取り組みが違ってございます。聞いたところによりますと、お飾りつくり等を指導しながら、子供たちとの交流をしているということもあつたりと、そのクラブそれぞれでございまして、それぞれそれなりに対応しているということで聞いてございます。

以上でございます。

○議長（杉山 晃央君） 杉山議員。

○7番（杉山 誠君） 今の老人クラブの活動の支援なんですけれども、最後にありました老人クラブによる地域への地域活動、ここなんですけれども、やはり今高齢化が進んでいる中で、孤立、高齢者のみの世帯であるとか、ひとり暮らしの高齢者が多く、見守りの重要性が社会的に言われています。そんな中で、やはり高齢者、その中にシルバー等の団体、高齢者も参加して、地域ぐるみで見守る体制づくり、こういったものが、効果があると思うんです。

確かに機械的な見守り方法は、全国でいろいろ、今実施されているところもありまして、家の中にセンサーをつけて、1日必ず通るところにセンサーをつけて、それに反応しないと、何か異常があるのではないかというような通報が行くようなシステムを、実際に行われているところはあるんですけれども、一步間違えると監視されているというような印象を受けますし、また機械的にそれらをやるといっても、場合によっては必要なんですけれども、その前にもう少しみんなの協力、力を合わせて取り組めることがあるのではないかとということで、老人クラブも含めて公的機関が、あるいは民間、企業、ここまで広げて、見守る体制づくりに取り組んでいる地域もあります。

これは埼玉県鳩山町ですね、地域見守り支援ネットワークということで、地域住民と一緒に民間企業、あるいは民生委員児童委員協議会などの公的機関、そして警察署、あるいは消防組合、あるいは社会福祉協議会、先ほど言いました企業というのは、郵便局とか電気・ガス・水道事業者、それから新聞販売店などの、頻りに家庭を訪問する機会がある事業者なんですけれども、そういった方たちと協定を結びまして、覚書を交わして、昼間郵便物がたまっているであるとか、昼間でも雨戸が閉まっているというようなことがあれば、町へ連絡をいただいて、職員が確認をすとか、そういうような取り組みをしている事例があります。ただこれは、私がこういう提案をすると、行政としては必ず個人情報ということが出てくると思うんですけれども、確かにむやみに個人情報を広げるということは懸念がされます。し

かし一方では、個人情報重視の余り、余りにも孤立化を深めているような、より助長しているようなこともありますので、個人情報は個人情報として、その御当人に了解をいただく、あるいは見守りグループの会員になっていただく、そうすれば問題はないわけですので、そしてさらに言えば、防犯上からもよりそういう注意を、注意というか、被害に遭わないような支援もできるのではないかとということで、犯罪被害に遭わない取り組みも兼ねて、そういう地域で見守りのネットワークをつくるということが、効果があると思いますので、伊豆市の場合に、現在そういう、それに近いような機能をされている地域もあるとは伺っておりますけれども、行政としてこれらを後押しするようなお考えはないでしょうか、伺います。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） ちょっと私から、私の考え方を申し上げまして、もしもう少し具体的なことが部長にありましたら、部長からも答弁させていただきたいと思います。

つい先日も、テレビで民生委員さんの不足というのが話題になっておりましたけれども、伊豆市のほうも決してたくさん適任者がおられて、十分だということではないのですが、しかし、いろいろな方々を、適任の方々を区から推薦していただいて、現在民生委員さんはしっかり活動していただいております。その中で当初、私が市長になった当初は、とにかく個人情報で何も動けないということもあったのですが、国も大分運用を緩めてまいりましたし、やはり私たちの生活とか、場合によっては生命に直結することがございますので、余り過度に個人情報の制約を受けなくても、現時点では民生委員さんもかなり効果的な活動ができるように聞いております。そこで、伊豆市では宅配の方々とか、郵便事業の職員さんにもお願いすることも、選択肢としてはあるのですが、現状はそこをお願いするほどの状況ではないのではないか、地域の地域力もまだ十分ある中で、きょう、あした、さらに広げる状況まで至ってないのかなというのが私の実感でございます。できれば、現在頑張っておられます民生委員さんを含める地区の役員の皆さんに、引き続き御尽力いただければと考えております。さらにあれば、部長から説明をさせます。

○議長（杉山羌央君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木俊博君） 基本的には市長が申したとおりでございますが、今、事務方で考えてございますのが、議員おっしゃったとおり、もう少し見守りの地域のネットワークが組めないかというふうなことで、現在取り組みをしようかということで考えてございますのが、まず早期発見見守りネットワークということの中で、民生委員さん、それから地域の住民、または学校の関係者、それから老人クラブとか、自治会、または駐在所まで含めた中で、このネットワークが組めないものかということを考えてございます。

それから、支援対応ネットとワークということの中では、医療機関であったり、この高齢者のサービスをするところの事業所だとか、または弁護士さんなんかも入っていただいて、いろいろと、その権利擁護なんかの関係も含めた中で、大きいネットが組めないかと、こう

いうことの取り組みをしてみたいなということで考えております。

また、細かい部分ではございますが、老人クラブとして老人クラブの2つの目的がございまして、友愛活動ということと、社会奉仕活動がございまして。その友愛活動ということの中で、やはりクラブ会員相互の、ちょっと事案がございまして亡くなられた方がいたとか、孤立化しているとかというもの、また戸籍の問題等もございまして、そういった状況を受けながら、県でも、県の老連でも、やはり見守りをし合おうということの、強化をしようということの取り組みをしてございます。

また、もう一つは社会福祉協議会におきましても、先ほど市長が、各小学校区ごとに、その地域委員会云々という話がございましたが、福祉でも社会福祉協議会で取り組んでございまして、議員も御承知のとおり、やはり小学校区単位で、地域福祉委員会というものを立ち上げながら、地域で福祉を享受し合うというふうなことの取り組みをしてございます。そんなことも含めながら、取り組みをしていきたいということで考えております。

○議長（杉山 晃央君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山 誠君） このような、地域ぐるみで見守る体制、これは大事だと思います。市長も答弁の中で申されました民生委員さんなんですけれども、やはりなかなか、全国的にはなり手が不足して、定員が達成されていないという、そういう問題があります。現状はやはり、民生委員さんの、私も見ていて、負担が少し重過ぎるかなという感じがしています。

民生委員さんの待遇改善ということになると、これは、報酬は国で決められているようで、なかなか改善は難しいと伺っていますけれども、負担軽減という面からすると、やはり地域の方たちで、それぞれが協力し合って、見守り体制を構築していく、これが非常に効果があると思います。さらに民生委員さんに対する情報提供、これも活動に障害とならないように、法の許す範囲で、また法の運用ができる限りしていただいて、情報提供をしていく必要があると思いますので、その辺のところは、今後とも進めていっていただきたいと思います。

さらに見守りについて、次に、やはり生きがい対策ということについて、外出であるとか、買い物、特に買い物ということは、高齢者の方にとって物品の調達という、生活必需品の物品調達ということ以外にも、やはり買い物の楽しみというのが、これはすごくあるそうあります。やはり自分で見て、財布と相談しながら買い物をする。これはやはりすごい生活感、生活しているんだというそういう実感を伴うもので、非常に買い物をしたいという思いを強く伺っております。そういった意味で、車の運転ができずに、ひとり暮らし、あるいは若い人たちと別居していて、買い物に不自由を来しているそういう人たちの支援、これも行政で取り組んでいる状況が各地で報告されております。それで、そういう地域生活の、これは経済産業省の研究会なんですけれども、地域生活インフラを支える流通のあり方研究会というところで、いろいろなセミナーを開いたそうなんですけれども、その中で、提言として、やはり地方自治体に対してということでもありますけれども、「地域のニーズを吸い上げる仕組

みづくりを通じて、地域住民の視点に立った施策づくりを行うとともに、定期的な民間事業者との情報交換の場づくり等を通じて、住民のニーズを積極的に発信していくことが重要である」と。「また制度を実際に利用する地域住民や事業者の立場をかんがみ、過度に厳しい運用がなされているけれども、柔軟化も図っていくべき」ということで、これはやはり市長のリーダーシップで、部署や担当の壁を越えて、そういった支援、例えば移動販売であるとか、また公共施設に、そういう買い物の注文するシステムを導入しているところもあるそうです。そのような行政として買い物支援、これが伊豆市としても取り組めることがあるのではないかと思いますので、その辺のところの考えを1つ伺います。

これはもう一つ、やっぱり住民に対しても、行政の支援ではないのですけれども、やはりそういう支援を受ける以上は、採算性が合うように、住民もやっぱり協力をしていきましょうということが言われています。やはりそういうシステムができて、売り上げが少ないと、やはりそういうのは採算が合いませんので、できる限り地域住民もそれを利用しましょうよということも提言されていますけれども、それはそれとして、行政として、買い物支援がどのように、できないかなということも1つ。

それから、あと仲間づくり、高齢者の。そういった意味で、いろいろなサロンが今、社会福祉協議会で行われておりますけれども、それらも含めて、これは視察で伺ったときに、視察してきたんですけれども、武蔵野市で健康体操と浴場開放を行って、一定の時間、高齢者にそこで介護予防の運動をしていただいて、その後浴場を開放して入浴していただく。この浴場開放には、やはりコミュニケーションを深める、裸のつき合いじゃないのですけれども、仲間づくりという意味が非常に含まれているようであります。せっかく伊豆市、温泉に恵まれておりますので、こういう温泉を活用した高齢者の健康づくり、あるいはコミュニケーションづくり、仲間づくり、そういった取り組みができないかなと思いますので、考えを伺います。

もう一ついきます。買い物支援ということでは、1つ参考までに、ニューライフ区で、組織をつくって、自家用車で買い物支援にボランティアの方が、足のない方を乗せていき、有償運送になると問題がありますので、ガソリンの減った分だけ、使った人に給油をしてもらって、そういう取り組みをやっているところがあるそうです。ですからやっぱり地域でやろうと思えば、いろいろできるものですから、そういう情報を流して、それらの取り組みが普及するような、そういった行政としての支援ができると思いますので、それも伺います。

じゃ、それをお願いします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 買い物支援についてですが、これはちょっと私も仕組みづくりがなかなか難しく、問題は承知しているのですが、まず伊豆市の市内を走っているバス、御承知のとおり補助金の総額が5,000万円超えているわけですね。なかなかお客様は使っていない。

これをこのまま継続していいのかと。私はやはり縮小整理すべきだと思うのですが、その代替措置として、どのようなコミュニティバスが必要なのか。この仕組みづくりが今、ちょっとできないのですね。各地区で伺いますと、地区ごとに買い物される場所が違って、中伊豆は圧倒的にスーパーカドイケさんが多いんですね。土肥の方だとアピタまで来るからといって、かえってサントムーンまで行かれる方もいて、遠い方のほうが遠くまで行くような傾向があって、それから中伊豆の方の買い物バスを、例えばカドイケまで出すのか、カドイケから中伊豆温泉病院を回して返したほうがいいのか、それはそのループにするのか、往復にするのがいいのか、今こういうことを具体的に検討しているのですが、これならというところまでいっていない、研究はしているというのが現状でございます。

それから、最近私も知ったのですが、デマンドバスが物すごく効率的に動かせるコンピューターシステムがあるんだそうですね。これがクラウドコンピューティングで、こちらにソフトがなくても、そういったソフトが何かどこかに置いてあるらしくって、そこを使うとなんか物すごい安い経費で、デマンドバスの最効率経路をすぐに出せるんだそうで、そのようなデマンドバスがいいのか、もうちょっとわかりやすいコミュニティバスがいいのか、そのようなことも含めて、今検討はさせていただいております。

それから仲間づくりは、これは区によって違うものですから、私も自分のところ以外はあんまり、詳細は承知していませんが、やはり行きなれた区の会合というのは行きやすいようですね。ですから、そういった区の機能が残っているところは割と、定期的に、月に1回集まっているようです。それを、私のところでは、いつも本柿木公民館でやっていたところを、たまには湯の国会館で、これはもう大いに結構なことで、近傍にもし市営の温泉があれば、それはお使いいただきたいと思えますし、もし近傍に民営の温泉しかなければ、そのようなことは市でどのような支援ができるのか、もし具体的なお話があれば、検討させていただきたいと思えます。

○議長（杉山 晃央君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山 誠君） 時間がないものですから、具体的なことは今後の課題にしたいと思えます。

最後に、高齢者支援の最後なんですけれども、住まいの安全ということで、火災報知機、警報器、これは高齢者のみの世帯の普及率というのがわからないでしょうか、先日はわからないと言われましたけれども。あとは耐震化、耐震補強の対象とされる木造住宅の耐震化率で、今回補正、国の補正、2010年度の補正予算で、耐震補助が国のほうからも出るということなんですけれども、これが今年度限りということで、耐震診断から耐震計画までやっていると、ちょっと時間がないもので、今現在耐震診断を受けてある世帯があると思えます。この方たちは間に合うと思えます。静岡新聞から引用させていただきますけれども、10年度末までに市町に申請し、補助金交付決定を受けた人が対象ということで、国から補助金を受け

るための制度整備を各市町が進めていて、早い自治体では来年1月半ばから申請を受けつけるとありますけれども、やはりこれはチャンスですので、大体150万円ぐらいかかるそうなんですけれども、それを、補助を受けると、高齢者の場合60万円ですよ。この新聞報道によりますと、最大90万円とあるのですけれども、これちょっとわからないのですけれども、65歳以上の世帯で、最大110万円の補助が受けられるとあるんですけれども、この詳しい内容について、ちょっとお教えいただけますか。それで市の取り組みとしてこれをやはり、今からでも可能であると自分にとらえておりますので、やはりせっかくのチャンスですので、ぜひこれを取り組んでいって、より耐震化を、工事を促進していただけるような取り組み、これをやっていただきたいと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 国の追加策が、今議員御指摘ありました高齢者、障害のある方に、現状60万円のところを30万円上乘せして、90万円とするということだそうですが、これが3月末までの制度のため、そして23年度は制度がないということでございますので、恐らく通常の行政手続上、ほとんど対応できないのではないかと。これ、ここ二、三年の経済政策、いつも困るのですが、単年度でやってしまえ、すぐに執行しなさいということが余りに多くて、これが福祉政策なのか、経済政策なのか、ちょっと私は承知していませんが、すぐに使いなさいということであれば、これは経済対応なのかなという気もしますが、せっかくやるのであれば、福祉政策として年度を超えてやっていただければもちろん、少なくとも半年ぐらいあれば実現可能なのかも知れませんが、今から普及をして、3月末まで、そして4月1日以降ありませんというのは制度としてあるようですが、恐らくほとんど対応できないのではないかと考えております。

○議長（杉山羌央君） 杉山議員。

○7番（杉山 誠君） これ質問でないですけれども、一般紙に、このように報道されていると、市民は受けられるのかなという印象受けますので、ぜひこの辺のところ丁寧な説明と、できる限りの努力をしていただきたいということを申し上げておきます。

あと、最後の地籍調査なんですけれども、現状として予算と職員の不足ということは、自分も確認をしております。ただ、今回やはりこれも国の制度改正がありまして、2010年度の予算で法改正があつて、自治体をより支援できるような法改正があつたということを知っております。これらを伊豆市として非常に低いという答弁がありましたので、これをぜひ、そういったあらゆる国の支援を探っていただいて、行政としてしっかりこれに取り組んでいただきたいと思っております。やはり地籍が不確定でありますと、さきに申しましたような、いろいろな障害が起こります。そして何よりもやっぱり災害時の土地確定ができなくなって、もとの土地が、自分の土地がなくなってしまったというようなことも聞いておりますので、やはりこれ、本当に住民にとっては戸籍と一緒にですから、地籍、非常に大事なものであるという

認識を市長持っていただいて、積極的に、早期に進めていただくように、これを求めたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 地籍調査については、私も県の協会のほうの役員になっておりまして、その重要性というのは認識しているつもりですが、ただ最新の国の対応については承知しておりませんので、建設部長がもし承知をしていれば答弁をさせたいと思います。

○議長（杉山羌央君） 建設部長。

○建設部長（小川正實君） 申しわけありません。私のほうも承知しておりませんでした。

○議長（杉山羌央君） これで時間になりましたので、あと8秒ですから……

○7番（杉山 誠君） 紛れ込んでしまいまして、また、今後担当とお話しをさせていただきます。

以上です。

○議長（杉山羌央君） これで、杉山誠議員の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開を10時55分、再開といたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

○議長（杉山羌央君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 西 島 信 也 君

○議長（杉山羌央君） 次に、6番、西島信也議員。

〔6番 西島信也君登壇〕

○6番（西島信也君） 6番、西島信也です。

私は発言通告書に基づき、一般質問をただいまから行います。

まず初めに、広域廃棄物処理施設建設事業の進捗状況について伺います。

伊豆市、伊豆の国市の2市で進めている広域廃棄物処理施設の建設候補地は、地元住民の反対により、いまだに決定しておりません。

1点目の質問、堀切地区への建設の候補地撤回から2年半、こんなに時間がたちながら、当該住民を説得できない要因は何かお伺いします。

2点目、今後地元住民の同意を得る見込みがあるのか、あるとしたらそのタイムリミットをいつごろまでと設定するのかお伺いします。

3点目、伊豆の国市の望月市長は、本年9月定例議会に、伊豆の国市の定例議会におきまして、スポーツワールド跡地の環境影響調査を実施すると答弁いたしましたが、いつごろや

るのか、費用はどの程度予定しているのか、お伺いします。

次に、廃棄物処理施設の処理方法、炉の方式について質問します。

昨年12月定例会の私の一般質問の市長の答弁では「平成19年3月に策定した施設整備基本構想で、焼却施設プラス灰溶融施設、あるいはガス化溶融施設を暫定案としている。今後は施設基本計画において検討する」と言っております。灰溶融施設、ガス化溶融施設には大きな問題点が幾つもあると私は思っておりますが、どのような検討がなされたのか。また、今後どのような検討をするのか、お聞かせいただきたいと思っております。

次に、大きな2番目、市長の常任委員会への欠席理由は何かというものでございます。

本年9月定例議会の常任委員会での議案審査の折、執行部側への出席要求があったにもかかわらず、市長みずからは総務教育委員会及び福祉環境委員会を欠席したように記憶しております。委員が議案提出者である市長に説明を求めようとしても、あるいは質疑を行おうとしても、欠席しているのでは話になりません。

そこで質問ですが、1点目、前定例会の委員会審査において、なぜ市長は、2委員会へ顔すら見せなかったのか、理由を伺います。

2点目、市長はこれからも委員会審査を欠席するつもりなのかどうなのか、答弁を求めます。

次に、大きな3番目、修善寺老人憩いの家に関する請願について。

修善寺老人憩いの家、熊坂にあります。これは地域の高齢者の交流による仲間づくりの場として、また温泉入浴によって心身の健康の増進を図り、生き生きと老後を過ごす場として、多くの住民が利用してきました。そして温泉入浴の効果は予防医療、介護予防の一環として、長年にわたってその機能を果たしてきました。

しかし、有料化になって半年、利用者は昨年の半数以下に落ち込んでおります。多くのお年寄りが経済的理由により、温泉入浴をあきらめざるを得ませんでした。生活弱者であるお年寄りに対し、余りにひどい仕打ちではないでしょうか。

そういう状況の折、去る11月22日に、老人憩いの家の料金減額などに関する請願書が、伊豆市民から市議会議長に提出されました。

請願内容は、1つ目、本年4月から有料化になった入浴料金200円を100円に値下げすること。2つ目、老人クラブ主催の行事のみ無料とする不公平さの是正。3番目、利用者増のための諸施策の実施。この3点を求めているものであります。

請願は議会あてのものですが、市長はこれらの市民の切実な声に対して、どのようにこたえていくつもりなのか伺います。

4番目、旧天城湯ヶ島支所の減額貸し付けについて。

旧天城湯ヶ島支所の減額貸し付けの件について、疑問の点があるので質問を行います。

地方公共団体の財産管理に関する基本原則については、地方財政法第8条において、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も

効率的にこれを運用しなければならない」と規定されております。

平成22年第1回臨時会におきまして、「旧天城湯ヶ島支所をどのように使用するのか」という質疑に対し、市長は「可能な限り自由にお使いいただきたい」と、こう答弁しております。これでは、地財法8条の条文とは全く一致しないと思いますが、まずこの点について伺います。

次に、昭和38年自治省の指導では、「適正な対価によらない普通財産の譲渡または貸付は、他の地方公共団体その他公共団体において、公用もしくは公共用、または公益事業の用に供するため譲渡し、または貸し付けるときに限定すべきである」としてあります。

2点目の質問です。市の財産を民間の営利企業へ減額貸し付けすることは、国の指導に従わないことだと思いますが、市長の見解を伺います。

以上です。

○議長（杉山羌央君） ただいまの西島議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず1つ目の、広域廃棄物処理施設ですが、これは現在、伊豆の国市のごみ処理施設のあ
る場所での、その隣接地であり、伊豆長岡町時代から現在に至るまで、25年間以上の長い
期間の中で、さまざまな歴史問題があったようでございます。そのようなことから、反対の
方々の意見が根強く残っていると聞いております。2市の、現在の施設は老朽化が進んでお
りますので、一刻も早い時期に建設をしたいと考えております。

環境影響調査につきましては、伊豆の国市長が準備会でなくて、伊豆の国市の事業として、
速やかに進めたいということで、時期はまだ確認はしておりませんが、費用については全体
で約3,300万円を予定しております。

それから処理方法、炉の方式についてですが、これは議員御承知のとおり、基本計画を策
定する中で、処理方式の検討を行います。

焼却灰の扱いについては、今さまざまな議論が起こっておりますので、その基本計画策定
の中で、改めて検討がなされるというように考えております。

それから次の、常任委員会への欠席ですが、これは前回から始まったことではなくて、私
が市長になって以来、政策については私のほうで答えをさせていただきます。しかしこれま
で同様、議案質疑についてはほとんどが、委員会においては事実事項の確認でございませ
ぬので、市長が出ることはないであろうと。政策について市長のイニシアチブで出すよう
な議案の場合、あるいは明らかに政策に関する事項が議論になるような場合には、私みずか
ら出させていただきます。

それから、老人憩いの家につきましてですが、これは請願をいただいております。その請
願の内容等、それからこの8月に事業評価会の中でも、幾つかの御議論をいただいております。

すので、そのようなことを総合的に判断させていただきたいと思います。

それから、天城湯ヶ島支所の減額貸し付けについてですが、1つ目の御質問は、これは使用しなくなった市の施設の活用でございますので、地財法8条とは抵触はいたしません。

2つ目の、昭和38年自治省の指導ということですが、これ文書が残っておりませんで、インターネットで調べるしかないそうですが、昭和38年自治省の指導というのはどういうものなのか、具体的にございませんで、議員、もし御存じでしたら、政令、省令であれば残っていると思うのですが、次官通知なのか、局長通達なのか、どういう内容だったのか、もし御存じでしたらお示しいただきたいと思います。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

西島議員。

○6番（西島信也君） 1番目の広域施設と2点目は答えてないから、タイムリミット。要するにタイムリミットをいつまでにするのかということ、答えてありませんから。違うの、タイムリミット、いつまで地元の説得をやるのかということ、それに答えてください。いつまで待つのかということですよ。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 一刻も早くということで、いつまででなければ、そこをあきらめるといような意味でのタイムリミットはございません。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

西島議員。

○6番（西島信也君） まず最初に、広域廃棄物処理施設ですけれども、今タイムリミットの話が出たわけですが、タイムリミットは設けないということですね。要するに、地元の説得にタイムリミットを設けないということですね。それではこれ1つ質問ですけれども、5年でも、10年でも、20年でも待つのかということ、どうなのかそれをお伺いします。

それから、環境影響調査は、確認ですけれども、伊豆の国市でやるということなんですね。環境影響調査、伊豆の国市の金を使ってやるということですね、それ確認します、2点目。今のその2点聞きます。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 一つ訂正がございます。先に訂正のほうをさせていただきますが、環境影響調査については、2市の枠組みの中で実施をいたしまして、3,255万円のうち、伊豆市費用負担が47.2%となっております。訂正をさせていただきます。

タイムリミットのほうですが、これは再三準備会において、伊豆市、伊豆の国市2市でやる枠組みは変えない。そして伊豆の国市長は、報道されておりますとおり、場所、予定地、

候補地の候補地ですね、を変えるつもりはないということでございますので、粘り強く地元住民の方々の御理解を得られるように、努力をしていくということでございます。

○6番（西島信也君） 5年でも、10年でも、20年でも待つのかということを知っていますから、それ答えてください。

○議長（杉山晃央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 一刻も早く、地元住民の方々に御理解をいただけるように、頑張ってみます。

○議長（杉山晃央君） 西島議員。

○6番（西島信也君） 市長さんですね、ちゃんと私が通告書で出していることですからね、ちゃんと答えてくださいね。

じゃ、タイムリミットについては、何ら、今にちゃくったような答えだったですけども、5年でも、10年でも、20年度でも待つと、そういうことで理解してよろしいですね。

それから、環境影響調査を、最初ね、伊豆の国市の事業でやって、すぐまた、1分もしないうちに変わるなんておかしいじゃないですか、そういうのは。建設候補地の、地元合意のオーケーが出せれば、待たなしの状況になりますね。その前に、しっかりとした方向性を、焼却炉の、炉の方向性を決めておかなければなりません。ガス化溶融炉あるいは灰溶融炉は、大変な問題点が幾つもあるということを、ひとつ市長は認識されているのかどうか、お伺いしたい。

つまりこれは、私が先ほどどういう方式でやるかと聞いたら、基本計画でどうのこうのって、さっぱりお答えになっていないようですね。ガス化溶融炉あるいは灰溶融炉でやるということは、基本的には決められているようですけども、このことについて市長は、ガス化溶融炉、灰溶融炉の危険性について認識されているかどうか、お伺いします。

○議長（杉山晃央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私は専門技師ではありませんので、技術的なことはわかりませんが、特にガス化溶融施設の技術的な危険性について、議論がなされていることは承知しております。

○議長（杉山晃央君） 西島議員。

○6番（西島信也君） 想定しているじゃなくて、ちゃんと認識をしていただきたいと思いますのですけども、市長は溶融炉の問題点について、何も御存じないようなので、私がかわりにといいですか、言いますとね、まず第1に運転管理に金がかかり過ぎることなんです。電気代、修繕工事、人件費、ひっくり返して、今柏久保でやっているストーカー炉に比べて、恐らく5倍から、物によっては10倍くらい高くなるですね。金がかかり過ぎることなんです。これは将来的に伊豆市、伊豆の国市の財政をひどく圧迫すると思うですよ、もしそ

うなったら。溶融炉の最大のメリットは、灰は溶融して、ほかに何か使うので、最終処分場が要らないというのが最大の触れ込みになっているわけですね。ですけれども、実際には溶融スラグというのが出るわけですね、一番最後に出るわけですね。どれくらい出るかというのと、機種によって違うんでしょうけれども、大体6%ぐらいは、焼却物の6%ぐらいは出るわけですね、6%ですよ。伊豆市の柏久保の焼却灰は大体10%から十二、三%、ですから半分くらい出るわけなんです。何が困るかという、最終処分場はつくらないんですよ。最終処分場はつくらない。それがために、その溶融スラグをどうやるかということに皆、溶融施設を導入したところは、みんな困っているんですよ。どの自治体も全く困っているわけですよ。最終処分場をつくらないがために弱っているのです。その他にも、大小の事故が絶えないとか、問題点は次から次へと、いろいろ発生しているわけですね。例えば大気中に、高温で、千数百度から2,000度の高温で溶融するわけですからね、金属類も大気中に気化して、大気中に放散されるとか、そういう問題も出ているということですね。燃焼方式の選定というのは、将来にわたっての問題ですから、市民の不利益につながらないような選定をしてもらいたいと思うんですけれども、一つここで市長に質問です。今後、市民あるいは有識者を含めた、その炉の選定の検討会議などをつくると、開くという、そういうお考えはあるのかどうなのか。執行部だけで、みんな勝手に決めちゃうんでなくて、そういう市民の声を聞いてやるのかどうなのか、それをお伺いします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど、基本計画を策定する中でと申しあげましたけれども、この基本計画策定に当たっては、検討委員会を設置して策定に当たることが一般的であるとされておりまして、2市における検討委員会の予定も、同様の方法をとることを想定しております。

○議長（杉山羌央君） 西島議員。

○6番（西島信也君） はい、わかりました。

それでは、次の問題にいきます。市長の常任委員会の欠席理由は何かということですね。市長の先ほどの答弁ですと、市長は政策について出ている議案については行って説明するけれども、そうじゃないものについては行かなくてもいいんだよという、そういう答弁だったですね。これはまことにおかしな答弁だと思うわけですね。例えば条例にしたって、予算にしたって、みんなこれ政策から来ているわけですよ、政策から。それは電気料が足りないから幾らとか、消耗品が足りないから幾ら補正予算を取る、それは政策ではないかもしれませんが、多くの予算とか条例については、全部政策ですよ。それを、こんなのは政策じゃないなんて言うのは、非常におかしな問題ですよ。委員会で質疑をやりますよね、本会議でもやりますけれども、委員会で質疑をやると。質疑はどういうものかといいますと、質疑は議題となっている事件について賛否、または修正等の態度決定が可能となるよう不明確な点について、提出者等の説明や意見をただすためのものであるのですよ。提出者はほと

んど大方のものは市長なんです。市長に直接聞かないで、事務方がどうだこうだ言っても、さっき言いましたように、ほとんどの予算とか、条例改正と、そういうのは政策なんです。何で提出者が出てきて説明しないんですか、おかしいと思いますね。じゃ大体委員会をどう考えているんですか。議会ですよ、議会の一部なんです、委員会っていうのは。いいですか、地方自治法の121条には、普通地方公共団体の長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、いっぱいあって並べてありますけれども、その他法律に基づく委員会の代表者、または委員並びにその委任または囑託を受けた者は、議会の審議に必要な説明のため、議長から出席を求められたときは、議場に出席をしなければならないと、こうなっているわけです。議長からこういう出席要求書が出ていると思うのですけれどもね、市長とは名指しして書いてない、だれだれと、副市長とか書いていないと思うのですけれども、これが執行部側のそういう執行機関に来たからには、出るのが当然じゃないですか。どうなんです、市長、そこをちょっと答弁してください。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） まず、提案の趣旨も本会議で説明しておりますし、本会議の中で議案質疑の時間もございます。そしてその委員会で求められているのは説明員ですので、説明できる者が出席すればいいであろうと。国会でも同様に、大臣、総理大臣をどう拘束するべきかという議論がなされて、大体どちらも与党になったときには、大臣も自由にさせてくれと、こうおっしゃっていて、それをバランスをとるために、国会では副大臣を採用して、副大臣の答弁でも構わないと、委員会においてはそういうことになっているわけですね。私は政策の目的でありますとか、骨格でありますとか、本会議で市長が説明すべきだと思いますが、副市長が具体的なことは説明できますし、個々の事実については各部長、課長、担当でも説明できると思っております、その委員会の目的は委員会の審査であって、市長との意見交換ではございませんので、委員会の皆さんの機能が満たされれば十分だと思います。

ただ、これは民主主義の根幹にかかわることだとお考えの方もいらっしゃるでしょうから、もし議員の皆さんが、市長を全部拘束して、委員会に出すべきだとお考えであれば、それはそれで従いますし、あるいは議員の大方の方々ですね、いやその時間は、市長はほかのことをやれとおっしゃるのであれば、引き続き同じようにさせていただきたいと思えます。

○議長（杉山羌央君） 西島議員。

○6番（西島信也君） いいですか、今市長は、さっき言った繰り返しを言ったわけですが、国会の話までしてくれたわけですね。いいですか、よくテレビでやっておりますね、国会中継、予算委員会なんてあるわけ。あのときは、総理大臣以下全閣僚が出てきているんですよ。総理大臣以下、予算委員会ですよ。そのほかの委員会には大臣が出ているかも知れないけれども、とにかく予算委員会。委員会というのは、詳細にわたって審査するところなんです。審査には、質疑も説明も入っているんですよ。ただ議員同士で話して、いい悪

いだなんて言ったって、提出しているのは市長なんですから、市長の話を聞かないで、いいだ悪いだなんて言えないじゃないですか。私は議長を通じて言いますが、こういう大事な委員会に、大事な委員会に、この前の委員会では、重要な用があるから出られないと、そう理解していたんですけれども、この前の総務教育委員会ときは、午前中は市長室にいたんですよ、あなたは。午後からラフォーレへ行っちゃったと、そういうことですよ。何で市長室にいながら顔すら見せないんだから、それは失礼きわまりないですね。全然やる気が、説明しようという、この法案を、予算なり、条例を通そうという、そういう気がないんじゃないかと思うのですけれどもね。そこら辺どう考えます。今後どうやったら、私は出てもらいたいと思うのですけれどもね、どうやったら出る気になるのですか、言ってください。さっきの答弁では、みんながそう言えば出てもいいよというようなことを言ったですけれども、どういうことですか、ちょっとお伺いします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私が小さいころ、父が町役場に勤めておりました、何で国会で予算委員会だけこんなにいろいろな話をして、総理大臣がいるのか聞いたら、予算委員会というのは国の政策、施策の基本方針を話すので、全部の大臣がいて、そしてこうやってテレビ中継するんだと。議員も、もと町役場、市役所におられましたので、国の予算委員会と、ほかの委員会とはそういう違いがあるということは御承知だと思いますので、予算委員会はあのような、ちょっと異常な、異常なというか、イレギュラーな状況になっていることは御承知のとおりだと思っております。

後半の本論部分につきましては、私は繰り返しになりますけれども、市長というのはいろいろな責務を負っております。そこで委員会審査に、市長が欠席であれば機能しないということで、議員の大多数がそのように御主張されるのであれば、私はその議会の御意思に従いたいと思います。ただし、委員会が必要なときは市長を呼ぶけれども、そのほかについては、市長としての公務を果たせということであれば、そちらの方向で、これまでどおりやらせていただきたい。私は議会の御意思に従って対応させていただきたいと思います。

○議長（杉山羌央君） 西島議員。

○6番（西島信也君） 何でも議会の意向に沿っているということですからね、それはそれでまた考えますけれども、11月26日に、議会運営委員会というのが開かれたと思うんですけれども、それに市長は出ているわけですよ。これは、議会運営委員会というのは、大体議会の運営を審査するところであって、予算の審査とか、条例審査、議案の審査がないわけですよ。もう市長とのかかわり合いを通じれば、議会運営委員会は、出る必要は全然ないものなんですけれども、何でこの議会運営委員会なんかに出るんですか。これをひとつお伺いします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議会運営委員会はそのときの目的に応じて出席することはありますし、欠席することもございます。

○議長（杉山羌央君） 西島議員。

○6番（西島信也君） じゃそれは、議長からの要請ということですか、あるいは運営委員長からの要請ということですか、伺います。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 市長の出席は議長から求められているわけですから、その目的に応じて出席する場合もございますし、欠席する場合もございます。

○議長（杉山羌央君） 西島議員。

○6番（西島信也君） それでは、何かよくわけのわからない答弁でしたけれども、次へ移ります。

老人憩いの家ですけれども、先ほど市長から、何かよくわけのわからない、検討するとかいう、老人福祉を全く理解していない答弁があったわけですね。それで、市長は前から主張して、市長は公平性がどうのこうのということをよく、このことについても、値上げについても、前に言ったですよ。市長は本来比較してはならないものを、同じように考えている。この辺は一つ、大変な問題ですよ。いいですか、青年・壮年の方とお年寄りを同じように扱えというのは、根本的に間違っているわけなんです。働き盛りの人と年金暮らしのつましい生活を余儀なくされているお年寄りとは、財政的に、収入に大きな違いがあるわけなんです。私は、先月老人憩いの家に行って、管理しているおばさんから話を聞いてきました。有料化になったら、4月から有料化になったら、姿を見せなくなった人は何十人もいます。修善寺の横瀬や柏久保から来た人も、姿を見せない。全く人数が減って、ただお湯だけ、温泉だけざぶざぶ流れているだけです。そういうお話を聞きましたよ。この請願の、修善寺老人憩いの家に関する請願書の写しが前回配られまして、議員の皆さんもごらんになっていただいたと思うのですが、これの一番最後のところに、修善寺老人憩いの家の利用者数というのが書いてありますね、左側が22年度、右側が21年度、左側の有料温泉利用者数と右側の個人利用者数、これはほぼ温泉に入った人と対比できるのです。それで、例えばですよ、先々月の10月を見ますと、21年度は、昨年は2,471人入っている、ことしは1,007人と、半分以下になっちゃっているわけなんです。まさに利用者数が激減していると。それで、このうちの一般質問の答弁の中に、利用者が減ったのは有料化したせいだということを市長はおっしゃっていたわけですが、この請願の内容、入浴料の100円値下げ、それから無料入浴者の拡大、利用者数増のための諸施策の実施、これは例えば巡回バスを走らせるとか、そういうことはどうですか、検討するというようなお考えは、これは、請願は議会に対する請願ですけれども、市長としての、政策としての話で、こういうことは検討する、やろうか

と、そういうようなお考えはありますか。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 8月に行いました事業評価会の中で、この熊坂の老人憩いの家についても議論がございまして、その中では公平性が保たれてはいないのではないか、それから自主財源の確保にもっと頑張れというようなことがございました。したがって、私が先ほど申し上げましたように、請願の内容も拝見いたしますけれども、事業評価会の御意見も検討させていただき、総合的に判断をしたいと申し上げているわけです。

また、仮に週2回、同様の施設を使うとして、月額1,600円。この1,600円の温泉入浴料を払えない方がいらっしゃるとしたら、そしてそれが経済的な事情で入れないとすれば、それが熊坂だけなのか。どうしてそういった方々が熊坂に偏在して、集中しているのか、あるいは熊坂だけでないとしたら、その方々はどうするのか。そのような観点から、やっぱり総合的に考え、判断していくべきだろうと考えております。

○議長（杉山羌央君） 西島議員。

○6番（西島信也君） 今、市長ね、熊坂のためだけなんて、そうおっしゃってましたね。何で熊坂、熊坂の人は近いから行く機会はあると思いますよ。ほかのところはない。いいですか、何でほかの地区にもそういう施設をつくって、お年寄りのためにやってやろうという、そういう気がないんですか。全く市長はお年寄りに冷たい、後ろ向きの、老人福祉を全く理解していない。いいですか、隣の伊豆の国市では、大仁の水晶苑、あるいは葦山めおと湯の館、みんなお年寄りにはただにしているじゃないですか、ただですよ。それで巡回バスも走らせていると。何で伊豆市はそんなやる気がないんですか。何で伊豆市ではそういう、伊豆市というか、市長はそういう考え方ができないのか、全く不思議ですね。

先ほど、杉山議員さんの一般質問でもおっしゃってましたけれども、もっと健康づくり、介護予防のために、温泉の入浴をもっとどんどん進めるというそういう御発言もあったわけですね。そういうことを、どう考えているんですか。今の答弁だと、考えていないと聞こえるわけですが。結局、熊坂の老人憩いの家をどうしたいのですか、どういうふうにご利用したいのですか。まさか利用者数が少なくなったから、入浴施設を廃止するとか、そういうことを考えているのではないのでしょうか。どうですか、お伺いします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど杉山議員に申し上げましたのは、市内にはいろいろな温泉施設がございまして、それを介護予防であるとか、健康増進のために使われるのであれば、それはいろいろな市の支援策も考えますので、ぜひ御活用くださいということでございます。新たに、各地区に、じゃ無料の温泉施設をつくるのかと。これはただというのは世の中にございませぬので、だれがそれを、財源を負担するのかということでございますけれども、既

に議会で何度も何度も申し上げていますが、現在の年金方式は積み立て方式ではありませんので、現役世代が今の年金を支えているわけですね、きょう、今日の。そうすると現役世代、現在年金を受領されている方、私の母も含めて、おおむね支払われた額の6倍以上を受け取られているわけです。それを今支えている現役世代は、1.5から2倍ぐらいと試算されているわけですね。さらに所得移転を現役世代から現在の年金世代に、さらに所得移転をすることが、一体それが世代間の総合的な施策として正しいのかどうか。私は繰り返になりますけれども、きのう生まれたゼロ歳児から最高齢の方々まで、地域を含めて小峰から冷川までの全、すべての主権者の代表ですから市長というのは、そこは総合的に判断をさせていただきたいと、こう繰り返し申し上げているわけでございます。

それから、将来につきましては、これから利用状況について見てまいりますけれども、一方的に、利用されている方々の御意見を伺わずに廃止するということはございません。

○議長（杉山晃央君） 西島議員。

○6番（西島信也君） 廃止することはないと言いましたけれども、一方的に廃止することはないと。じゃ廃止するというのも考えているんですか、それを伺います。

○議長（杉山晃央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 将来、伊豆市の合併もどうなるかわかりませんから、伊豆市役所の存在も含めて、すべて廃止されるかもしれませんし、残るかもしれません。

○議長（杉山晃央君） 西島議員。

○6番（西島信也君） 全く何をおっしゃっているんだかよくわからないわけですが、次に移ります。

減額貸し付けについてですけれども、市長は、前の臨時会でも言ったわけですが、企業誘致、企業誘致と、こう言っているわけですね。企業誘致、まるで錦の御旗のように言って、企業誘致が出ればみんなははあとと言って、官軍に対してあんた、幕府軍は、ははあとと言って、恐れ入りますといった、そんなもんですかね。じゃ企業誘致というのは、この伊豆市の例規集ありますけれども、どこに書いてあるんですか、この企業誘致ということは。それ一つ答えてください。

○議長（杉山晃央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議員には、ぜひ本質的なところをしっかりと整理整頓していただきたいのですが、市が行政事務を行うために行政財産として持つものと、船原ホテルの寮のように、かつて所有したけれども不良資産になっているものと、それから天城支所や八幡グラウンドのように、現在持っていて利用価値があって、それをまちの活性化のために使いたい企業誘致と、それぞれ目的が違うわけです。ですから対応は違ってくるわけです。企業誘致は、もともと行政財産として使うわけではありませぬので、当然そこは市長としての政策判断にな

るものでございます。

○議長（杉山羌央君） 西島議員。

○6番（西島信也君） 今これ違いますよ。どこにこれ書いてあるかということ聞いてあります、例規集のどこに書いてあるかということ。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 書いてございませんので、政策判断だと申し上げているわけです。

○議長（杉山羌央君） 西島議員。

○6番（西島信也君） いいですか、伊豆市のやっている中、これが1巻と2巻とあるわけですが、これにすべて網羅しているわけなんですよ、やろうということは。何にも、書いても何にもないことを勝手にやって、それはただ市長の思い込みだけでないですか。そんな書いてもないことを、何も承認されていないことをやるなんていうのはおかしいと思いませんね。

それでは次に、事務方の最高責任者であります副市長さんにお伺いいたします。

いいですか、よく聞いてくださいよ。普通財産の減額貸し付けは、減額部分については借受人に経済的援助を与えるものなんです。実質的には減額貸し付けの、その減額部分というのは、補助金の支出と同じことなんですよ、補助金の支出と。減額部分の、減額されたものについては、そういう点から減額貸し付けは客観的に見て、公益上の妥当性を有することが条件となるのは補助金と同じように、当然のことです。企業施設なんていうのは、何にも関係ないですよ。したがって、その相手方の対象範囲は他の地方公共団体、その他公的な団体が公益性を有する事務事業に当該普通財産を使用される場合に、限定されるようになってるんですよ。さっきも限定されると言いましたよね。いやしくも営利法人に対して、その利益のために普通財産の減額貸し付けをするということは、絶対に避けなければならないことなんです。いいですか、市長。例えば、国有財産については、国有財産特別措置法第3条というのがありまして、それには地方公共団体、または特定の法人が普通財産を次のような施設、地方公共団体の医療施設、保健所、社会福祉事業の用に供する施設、公立学校、公民館、公立図書館、公立博物館、このような施設の用に供する場合にのみ、時価からその5割以内を減額した対価で貸し付けるということを認めているんですよ。これは法律でそういうこと書いてあるんです、国有財産特別措置法。静岡県では……

○議長（杉山羌央君） 西島議員、質問中ですが、時間が来ましたので、その辺で質問時間が終了しましたから、しめていただきたいと思います。

○6番（西島信也君） もうすぐ終わります。

静岡県では、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例というのがあるというのは御存じだと思いますね、副市長さん。いいですか、読みますよ。「第4条、普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償または時価よりも低い価格で貸し付けることができる。1、他の地方公共団体その他公共団体において、公用もしくは公共用または公益事

業の用に供するとき」その他普通財産の貸し付けを受けたものが、地震、火災、水害等と書いてありますけれども、要するに県の条例でもそういうふうになっているんですよ。副市長は県から来て、またいずれは県に帰るでしょう。これについてどう思いますか、伺います。副市長に伺います。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

副市長。

○副市長（佐藤典生君） 今、西島議員からるる御説明がありましたが、まさしくのとおりでありまして、地方自治法第237条に、減額貸し付けとか、無償貸し付けができる場合ということで、条例もしくは議会の提出による場合でなければできないという規定がございます。その中の条例という中で、今県の条例もそれにのっとって、いわゆる公的団体等について貸し付ける場合は条例で定めがあるから貸し付けることができるという条文がございます。それは県も市も同じであります。ですから伊豆市においても、やはり普通財産の無償貸し付けとか減額貸し付けの条例の中で、公共団体にはできるという規定がございます。ですから、そういう団体に貸し付ける場合については、その条例に基づいて貸し付けを行います。ただし今回は、その条例に適合しない場合でありました、営利企業ということですので。ですから議会の議決を経て減額貸し付けという形で、議決を経て行いました。それ以上のものでもありませんし、それ以下のものでもございませんので、事実としてはそういうことでございます。

ですから、議員の質問としては、伊豆市の条例にそういうのがありますということを明示していただきましたので、それはそれでありまして、今回の場合は議会の議決が必要でありましたので、議会の議決をお願いして、執行したということでございます。

以上です。

○議長（杉山羌央君） これで、西島議員の質問を終了いたします。

◇ 三 須 重 治 君

○議長（杉山羌央君） 次に、19番、三須重治君。

〔19番 三須重治君登壇〕

○19番（三須重治君） 19番、三須重治です。

通告に従い、2件質問いたします。

最初に、企業誘致と公共用地の売却、貸し付けについて。

1つ、公共用地の売却、貸し付けにおいては、特定の相手へ便宜供与や利益供与にならないために、入札や公募による選定が不可欠と思いますが、市長の所見を伺います。

1つ、いつ何時でも公平公正な契約をするには、前もって適切な条例や規則を設け、それを基準に進めることだと思いますが、所見を伺います。

1つ、不動産売却は、鑑定評価価格をもとに、入札をする方法が公平公正を維持しつつ、

市民の利益をも確保できる最良の手段だと思っておりますが、貸し付け、特に公共性を有しない民間への貸し付けは基準の作成や貸付金額の算出に、非常に難しいものがあると思っております。したがって、多くの自治体は原則売却の方法をとっていると思っております。そのところを市長はどのように考えているか伺います。

1つ、企業が民有地を取得または借り受け進出する場合は、市場経済の中で用地を確保し、建物を建設します。したがって、企業が公共用地へ進出する際も、市は市場価格を念頭に入れた同様の概念を持って契約することが官地、民地に差を生じない平等性の確保に当たると思っておりますが、市長の所見を伺います。

次に、天城支所への企業誘致ですが、この件は既に11月1日に議決を見ております。私も上程から採決まで、時間のない中で、企業誘致の名に引かれ賛成しましたが、後日いろいろ調査したところ、この議決は市民に損害を与えかねないものではないかとの疑念を抱きましたので、ここで一般質問を通じてその検証をしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、質問いたします。

1つ、企業誘致により市民にとってよりよい結果を得るには、公募期間を十分とり、公募方法もより広く知れ渡る方法が必要だと思っております。しかし、今回は市のホームページで10日間の公募しかせず、だれが見ても事前に企業が決まっていて、「公募しました」と後日の理由づけでやった程度にしか思えません。このような手法は、まさに特定の相手への便宜供与と誤解を招く危険性をはらんでいると思っておりますが、市長の所見を伺います。

1つ、「入札に向かないからプロポーザルで行いました」と説明がありましたが、プロポーザルとはそもそも複数の相手方に提案をしていただき、それを査定し、一番すぐれたものを採用することだと思っております。今回の公募は、「1社あったからそれで公募は締め切り、内容がよかったから採用しました」。これはプロポーザルではなく、「早い者勝ち」という方法です。公共財産の利用に早い者勝ちはないと思っております。このような方法をもって、プロポーザルにより公平公正さが保てたとはいえないと、私は思います。同時に、後日市民に疑惑さえ持たれかねないとも思います。市長の所見を伺います。

1つ、伊豆市にも公有財産規則があり、その中に貸付期間がうたっておりますが、今回の10年間の貸付契約はどこに該当するのか伺います。

1つ、減額貸し付けの制度は設けず、市場経済の中で積算された額を契約の基礎として、その上で企業にとって魅力ある補助制度を設置することが、より公平性も高まり、企業側にとっても理解しやすいと思っておりますが、所見をお伺いします。

以上です。

市長、できるだけゆっくり答弁をお願いします。

○議長（杉山 兎央君） ただいまの三須議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

すいません、興奮すると早口になるものですから、なるべくゆっくり申し上げたいと思います。

まず1つ目の公共用地の売却、貸し付けについてでございますけれども、入札や公募によるべき。一般論としてはそのとおりでございますが、企業誘致を目的とする場合は事情が異なると考えております。

次の、前もって適切な条例や規則を設けておくべきであるということですが、これも一般論としてはそのとおりでございますが、企業誘致においては、対象企業が不特定で、また使用施設の状況もそれぞれであるため、普遍的なルールを定めることが有効であるか、一概には言えないと思っております。したがって、市長が判断し、提案し、議会に諮ることが、私は、現時点では妥当だと考えているわけです。

原則販売のほうがということでございますが、市民生活に影響の少ない物件は販売が望ましいと思っておりますけれども、天城支所や八幡グラウンドなど、それぞれの地区の中心部にある土地利用につきましては、地元皆さんの使い方に関する御要望もございます。むしろ貸し付けが望ましい場合もあろうかと考えております。

官地、民地の平等性についてでございますけれども、これも企業誘致においては、これは公共事業の発注と異なり、主体がこちらではなく企業のほうにあるわけです。そして伊豆市は物件の提供ということで、経済活動、経済競争に参加する側でございます。したがって、ある企業さんが工場なら工場をどこに出そうかなという中で、複数の市町の中で、競争する側がこちらになるわけですから、民地が競争力を有して、その競争に入っていけるのであれば、あえてこのようなことをする必要はないのですが、残念ながら今の伊豆市では、合併後施設が、余剰があることと、立地的に競争力が低いということで、このようなことも必要かと考えております。

次に、天城支所につきまして、まず公募期間ですが、これは10日間ございましたけれども、9月に218件、10月に100件のアクセスがありました。合計で318件のアクセスがあったわけですので、期間の長短がことの本質ではないと考えております。

「早い者勝ち」ではないかということですが、利用目的をこちらが決めて、どこかに提示し発注するものとは違いますので、まず提案をいただくプロポーザル型がベターだと思いますし、早い者勝ちという言葉がいいかどうかわかりませんが、提案いただいた中で、ああこれならというものであれば、その時点で、ビジネスはタイミングですので、市民の利益になるものについてはじっくり待つ待たないということは、政策判断としてあるだろうと思います。私はそのタイミングの早いことが、それをもって不適切だとは考えておりません。

次、期間の10年間にしましては、9月に規則を改正し、20年まで可能といたしました。

減額貸し付けよりも魅力ある補助制度をとということでございますが、一般的に最低限の共通の補助制度を設けるべきであるということはそのとおりだと思います。しかし、他市町の

状況を見ておりますと、企業誘致を図る場合、多くは工業団地等安価に販売した上で、さらに補助制度を設けるのが一般的となっております。全体として、市民の利益になることが最も肝要であろうと考えております。

以上です。

○議長（杉山晃央君） 再質問ありますか。

三須議員。

○19番（三須重治君） 相当公共用地の売却あるいは貸し付けについて、市長と私自身がいろいろ勉強したことと認識に相違があるなど、今の答弁を聞かせていただいてそう思いました。というのは、やはり他の自治体では、やはり企業誘致、ぜひ来ていただきたいとアプローチはどこの市でも企業向けにアプローチをかけますよね、市側から。それを企業のほうが、その立地条件とかもろもろをやはり検討した中で、手を挙げてくるという。しかしながら、やはりそこに市がお願いして、来ていただくためにお願いをしているのだからということ優先するのではなくて、それはそれとして、やはりその中で今度は、やはり公平公正さを保つために、市もまず条例なり、規則要綱に照らし合わせて、まずそれを理解していただく企業は入ってくださいよ、それに該当しないところは申しわけないがということで、そこでそれは御遠慮願うわけですよ。ですから、まず規則があって、それに該当するかしないか、そしてそこで競争もしていただくと、競争することによって、やはり公平性が保てると。ですから俗に、一般競争入札するのが一番取り入れられている各自治体の方法ですよ。それで、1社しかない、応募がなくて、1社しかなかったんだといったときに、そこで初めて随意契約というのが発生してくるわけですよ。ですから、初めから、きのうの市長の答弁の中でも、非常に疑問に思ったことが、こちらからお願いしているんだから、公募をする必要はないのだと。入札をする必要がないと言っているから、そこと直接相対取引でいいんだという。それで市長は、その中の理由に、地元の出身の方がふるさとへ恩返しをするのだから協力もしたいし、また野球部の先輩で、立派な人物だから安心でもあるといった、そういった答弁ありましたよね。情緒的にはわかりますけれども、しかし公の財産を扱うときに、その情緒というのは絶対に持つべきでないと、私は思うわけですよ。ですから先ほど、やはり副市長が県の条例を説明してくれたわけですが、西島議員のときに。いわゆるそこで市のほうはそういうものがないから、市長が議会に諮って、そこで議会の承認を受ければ、それが一番民主的なやり方で、それでいいんじゃないかというその方法が、今回の方法なんだという言い方をしたわけですが、そもそも私どもは、私どもと言うけれども、皆さんはわかりませんから、私自身は、まず提案されたものというのが、まず市の条例、規則に該当しているのかなというのが、まず第一に考えますよ。そこから、やはりこれがなおかつ、この事業が、提案された事業が、市民の利益につながるかといったものを判断するわけですが、やはりそこが私の政策判断で、ケース・バイ・ケースという市長の考え方に、非常に疑問を持つわけですが、そのこのところもう一つ、今の私の疑問に対してのお答えをしていただ

きたいと思います。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） まず、企業誘致で一般競争入札が普通であるというのは、これは違うのではないかと私は思います。普通伊豆市、どこの市町であっても、使いたいところ、あるいはあいてしまったところ、それを必死で来ていただける企業を探しているのが、ほかの市町を私も拝見はしておりますけれども、通常より多いのではないかと思いますし、まして一般競争入札で企業誘致というのは、仄聞したことはございません。それで、より本質的なお話は最後のところなんです、ぜひそこを、私は議員の皆さんに御理解いただきたいのです。今までのように国が定めて、県が定めて、市がルールをつくって、それにのっとっていけばオーケーでは、私はこれからの産業がどんどん縮小していく、人口も減少して行って、全く新しい社会をつくらなければいけない。そして伊豆らしい、伊豆市らしい、全く新しい産業も起こさなければいけない、その中に今あると私は、歴史的状況判断をしているわけです。したがって、1つルール、条例、規則をつくったから、それに当てはまるかどうかではなくて、その都度主権者からゆだねられた市長と議員で話し合って、判断基準は何か、規則や条例ではなくて、判断基準は議会にある、皆さんお1人にあるというように、自信を持って議論をしていただきたい。私はこういう不透明な社会情勢においては、既に過去につくった規則とか法令よりも、法令を違反するわけではありませんけれども、いつも申し上げますように、私たち自身、主権者の代表である私たち自身が、状況判断の基準であるべきだと、私は思っておりますので、繰り返しになりますけれども、私が提案させていただきますので、その都度議会にお諮りします。そこで主権者の代表である議会に御判断をいただきたい。このやり方100%いつもそうするわけではありませんが、私はそれが新しい社会の作り方だと考えております。

○議長（杉山羌央君） 三須議員。

○19番（三須重治君） 条例、規則よりも議員それぞれの考え方、それは全く、僕ら一議員として、そういう任せ方を、市民から託されたとしても、私個人はとてもしは、そんな負託にはこたえられないと。やはり市長、行政サイドから提案されたものを、それを一つのチェック機関という見方をしたときに議会が、そのときには何をチェックするかといたら、規則であり、条例であり、そういったものと照らし合わせるというのは、もう当たり前のことであって、それになおかつ市民の利益につながるかということが、それにプラスアルファされてくることであって、私はそれを今、市長が我々に、議会に求めたことというのは、私はその市長の負託にはとてもしこたえられないと思います。規則・条例より、それより優先してもっとという、そこを踏みかえたというのは、我々に果たして、そこまで求められているのかなと、それだけの権限を与えられているのかなという、非常に疑問を感じます。それが、ここで市長と私が見解でぶつかり合っても、これ以上してもしようがないから……。

もう1点伺いますが、減額貸し付けですね、減額貸し付けで、湯ヶ島の天城湯ヶ島支所を
やると。それで八幡グラウンドのほうは減額貸し付けはしないんだと。まさにもうこれ同時
点でやる、目的は企業誘致という名のもとでも、まさに違う2つの条件の中でやるわけです
よね、その説明をしていただきたいと思います。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 前半のほう、私、本当に本質的な話だと思うんです。国会は立法機関
ですが、地方議会は議事機関と書いてあるんですね。この議事機関というものはどういうも
のなのか、ぜひ、すみません、若輩の私が先輩の議員さんに申し上げるのは何ですが、この
議事機関というのはどういう存在であるべきか、どういう機能を果たすべきか、私はそこは、
これからの地方分権において、本質的な問題だと思います。監視機関、つまりチェック機関
に限定すべきだ、それも一つのお考えだと思います。それであれば、市長というのは、権限
はより大統領的な立場にありますから強くなり、そして議会のほうは監視、チェックに限定
する、これも一つのお考えであろうと思います。あるいはほかの、幾つかの市町でやってい
るように、議会と話し合って、新しいまちづくりを行政と議会が一緒にやっていく、これも
私は一つのやり方だろうと思います。ぜひ私は、問題の本質部分だと思いますので、お考え
いただければと思います。

次に、天城支所と八幡グラウンドについては、まさにこれも繰り返しになりますが、場所
も違いますし、それから企業さんと引き合わせていただいた経緯も違ってまいります。した
がって、こちらが当初グラウンドでそのまま維持しようとして、新たなことを考えていなか
った、できれば、転用するとすれば、宅地なのかなとぼんやりと考えていたところに、外か
らお話があって、その幾つかの中で八幡グラウンドはいかがでしょうかという成り立ちと、
天城支所を、とにかく4月からがらんどろになってしまう。地域で、民間の土地ですが、い
のしし村、天城温泉会館、天城支所と、どんどん施設がなくなっていつてしまっている。何
とかしたいという中であった東京ラスクの話とは、全然背景も施設も違いますので、した
がって私は、それぞれ対応が違いますので、その都度議会にお諮りしますということを申し上
げているわけです。

○議長（杉山羌央君） 三須議員、ちょっとすみません。12時になりましたので、まだ三須議
員の質問時間17分ございますから、じっくりやるのでしたら午後からということにしますけ
れども、どうでしょうか。

○19番（三須重治君） はい、結構です。

○議長（杉山羌央君） よろしいですか。

○19番（三須重治君） はい。

○議長（杉山羌央君） では、ここで昼の休憩といたします。

再開を13時といたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（杉山羌央君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

三須議員の再質問中でありますので、再質問ありますか。

三須議員。

○19番（三須重治君） 今まで、この企業誘致と公共用地の売却、4点ほど挙げて、最初の市長の答弁の中で、原則論はそのとおりだと思うという、しかし伊豆市はその原則論でやっていくとなかなか発展しないと、だからやはり規則や条例等を飛び越えた中で、いろいろ市長も判断して提案するから、それを議会のほうも、責任持ってそこで、是非を判断してくれというふうな内容だったのかなという気がします。それを私は、自分はやはり議員としては、条例、規則が優先されて、それが整備された中で判断するのであれば、判断できないということで、その辺のスタンスが違う中ですが、次の天城湯ヶ島支所の企業誘致についてのほうへと、移らせてもらいたいと思います。

初めのほうは原則的な部分の話で、後段は具体的なという思いでやりましたが、少し両方にまたがったところがありまして、答弁者に迷惑をかけたことをおわびいたします。そこで、先ほど八幡グラウンドは減額をしないと、それで天城支所は減額をした、その根拠ということで、少し聞き取りにくかった点があります。そこを一つ再度お伺いしたいと。

それともう1点がプロポーザル、競争入札が適さないからプロポーザルでやったという、そこも少し私としては、答弁ちょっと聞き取れなかったというか、理解し切れなかったところがありますから、その2点を再度お伺いします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 最初の御指摘のところも事実とは異なりますので、ちょっと私のほうから再確認をさせていただきますが、一般原則としては入札、公募でやるが、伊豆市はそうではないのではなくて、伊豆市が発注する公共事業の場合と、企業誘致とか、あるいは定住者の移住促進、このようなものは性格が異なるということを申し上げているわけです。公共事業を発注する場合、あるいは公共土木を発注する場合に、入札、公募、これは当然であって、基本的に一般競争入札、もしくは制限つき競争入札をやっているわけであって、それはそれで全く別であって、今私が申し上げているのは、企業誘致をする場合とか、あるいはきょうは議論になっておりませんが、外から定住促進をする場合には、それはそのような事業とは異なるということを申し上げているわけです。そこで八幡グラウンドの場合には、まだ契約が済んでおりませんので、個別の具体的なことは差し控えさせていただきますけれども、同様にこれからも対象となる企業は異なってまいりますし、こちらが、伊豆市が提供

する物件もそれぞれ異なりますので、共通の補助制度というのは必要だと思っておりますけれども、個々の条件というのはそれぞれ異なるほうが通常ではないか、普通ではないかと。そして経済活動に伊豆市も入っていくわけですから、そこは先方とのやりとりも当然あるだろうということで、その都度議会にお諮りいたしますということを申し上げているわけです。

○議長（杉山晃央君） 三須議員。

○19番（三須重治君） 最初のは、市長が企業誘致は別物だと、公共事業、例えば道路をどこかにつくるとか、それによる入札をというのとは別だということを言っておりますが、これは、しかしどこでも広く公募をかけて、ほかの自治体も、やはり1社との利益供与にならない、便宜供与にならないために、公募をかけますよ、一定の期間、どこもかけていますよ。それを、このところが声をかけてくれたから、じゃわかりましたって、そんな契約を結んでいるところはないと思いますよ。それは、私は、市長は今、これは企業誘致とは別、ほかの一般競争の入札とは別物だって言いましたけれども、私は全く同じだと思いますね。そこでもし御異論があったら指摘をしてください。

それから八幡グラウンド、そこに限らずですよ、これからやはりこういったケースが出たときに、市長はどの判断をもって我々に提言してくるか。例えば減額貸し付けですね。一つの基準の中で、いろいろな条件の中でこれは、この企業がここに出てくるにはこういうものに該当するという、例えば企業立地なんかの場合で、じゃ補助金制度でやっているところは、これくらいの規模の企業が来たときには、またいろいろな条件がありますよね。資本金幾らだとか、地元の雇用がどれだけあるとか、いろいろなそういう条件がうたわれていますけれども、それに対しては1億円出しましょうとかそういうもので、一つの枠組みが設けられていますよね。ですから私は、入れるときには市場経済で入れ、来ていただいて、そこで補助制度は一定の、共通の補助制度を設けて、来てくれた、契約を結ぶ企業がどの欄に、補助制度のどの欄に該当するかというところで、速やかにそこに該当したら、それだけの補助を与えるというそういう制度のほうが、全く出てくる企業もわかりやすいし、そういう減額貸し付けではなくて、特に民間企業が民間の土地へ来るときに、減額貸し付けなんていうそんな契約はないわけですよ、絶対に、減額貸し付けなんていう。ここが企業と、それじゃ私が地主だったとすれば、地主との間で、高いじゃないか安いじゃないかという、その中で決まっていく話ですよ。そのときに官地、公共用地へ来たときにだけ、それで減額制度ということになると、民間の土地と、民間のそういう経済と、官に来たときの経済が、アンバランスが生まれると思いますよね。民間に、極端に言えば、民間のほうには、両方に、あそこに官の土地もあると、向こうへ行けば減額貸し付け制度があると。ここに、近くだけれども民地もあるけれども、そっちは減額貸し付け制度がないからやめようよ。そうじゃなくて、そこは同じ市場経済の中で契約して、それで民地に来て、同じ補助制度が受けられる、官のほうへ行っても受けられるという、それがやはり公平性だと思いますがどう思いですか、お伺いします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これ何度も繰り返しになりますけれども、前提条件、現行制度がすべて正しくて、そのとおりやればということでは、私はその企業誘致とか、人口対策は違うと、こう申し上げているわけです。

先ほど申し上げました、ちょっと例に引きましたけれども、飯田市の南側で、人口がふえた村というのがありました。議員の御主張どおりに従えば、国の補助金をもらって、国のルールに従った家賃を設定すれば、その村は補助金を得た村営住宅ができたんですね。それをあえてやらずに独自の財源で、つまり独自の財源ということは、村民の負担を大きくして、さっき議員がおっしゃった言葉を使えば、要するに村民の損害という言葉がいいかわかりませんが、より負担を大きくして、そして家賃を自由にして、若者世代にターゲットィングして、そして人口がふえているんです。つまり国のルールから自分のルールを変えて、負担を大きくしてまでやっている、村づくりでやっている、成功しているのですよ、人口ふえているんです。ですから企業誘致とか、人口対策の場合には、お上のルールではなくて、我々が自分で新しいまちづくりを判断してやるべきではないかということを申し上げているわけです。例えば、企業誘致でも県の基準がございます。御承知のとおり、先端産業の工場なんですね。伊豆市にシャープとかソニーとか、そういった工場のパーツメーカーをここに誘致することがいいのか、ここに合った食材を使った別の工場がいいのか、それは我々が、我々で判断すればいいと思うのですね。ですから国と県の基準に合って、あるいは自分たちで基準をつくって、それに当てはまるものだけということではなしに、やはりその状況とか手を挙げてくださる企業さんの業種とか、業態とかを見ながら、それぞれ判断したほうがいいのではないかと私は申し上げ、そこで市長が独断専行にならないように、都度議会へお諮りしますということを申し上げているわけです。

議員御承知のとおり、例えばよく話題になる例では、すみません、また早口になっちゃいまして、よく話題になる例では、全国で何千の学校統合が起こっているようでございまして、廃校になった校舎の活用策として減額で、あるいは無償で活用されている例もございまして、市有施設全部調べているわけではございませんが、余剰になった市有施設の減額、もしくは状況によっては無償貸し付けというのは、当然検討の範囲に含めるべきであろうと、私は考えております。

○議長（杉山羌央君） 三須議員。

○19番（三須重治君） 私が言っている条例、規則、法令というのは、国、その上位法のもとに条例があるわけですがけれども、そこを言っているわけではなくて、市自身がつくって、それに準じてやっていかないと、難しいんじゃないですかと。それは市長も繰り返しの答弁かもしれませんが、私も繰り返しの質問になってしまいますけれども、そのときのさじかげんで変えていくと。じゃそれを、そのさじかげんを議員もさじかげんで判断する。そんなこ

とってできるのかなど。それで伊豆市には貸し付けに対する一つの要綱もないわけですよ。だからこの場合でも、じゃ何をもって、それは確かに進出してくる企業は、私はいいか悪いかという、そんな話のレベルで言っているわけではないわけですよ。どこが今回の場合来ている、1つにはまず要綱、規則、条例を整備して、それに基づいてやっていかないと、行政というのはやはり公平感というのは、絶対的なものだと思いますよね。民間企業ならそれはもう当たり前、もうかるほうでということでもいいんでしょうけれども、行政の場合は絶対に、副市長は県議会でもお詳しいだろうし、いろいろなそういった知識も多いと思いますので、私は今回のケースというのは、副市長に答えろというのは、見解を求めると、非常に立场上無理なのかなど。先ほど、それ以上でも以下でもないということでしたが、私はまず法の整備をしてからそれに準じて、やはり企業に来ていただくという方法をとるべきだと、絶対とるべきだと、個人的にはそう思います。その見解に対して、さにあらずというもしお考えがありましたら、少し申しわけない、見解をお聞かせください。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

副市長。

○副市長（佐藤典生君） 非常に立場的に難しい部分もございますけれども、企業誘致というのは、やはり伊豆市にとっては必要なものだという事は皆さんと考え方は同じであります。その手法として、どういう手法を持ってくるかという中で、私の考え方とすれば、やはりいろいろな手法、ですから今、三須議員から言われた補助制度の問題もございますし、減額貸し付けというケースもあってもいいかと思えます。私は、逆に言うとその部分は、手法は広くとったほうがいいのではないかと思います。そういった中で、もちろん議員が言われたとおり補助制度をつくる、それは要綱ですね、それをつくることも必要ですし、場合によっては、市として企業誘致の指針というか、方針ですね、それをしっかり定めた中で、その中で補助制度、そして減額貸し付け、場合によっては無償貸与というケースもあるかもしれませんけれども、いろいろな手法をその中にちりばめていって、市民のためになるような企業誘致を進めていくというのが、本当は必要なんじゃないかなと思っております。ですからちょっと答弁、市長の答弁、それから三須議員の御質問の内容、半々みたいところがございましてけれども、基本的には企業誘致は必要である。ただやり方として、やはりある程度企業誘致に対する市の方針、考え方を整備していくことは、当然必要だと思っておりますので、それは、今すぐにといいわけにはいきませんが、市の考え方を整理していきたいと思っております。

○議長（杉山羌央君） 三須議員。

○19番（三須重治君） 私も公共のものを扱うというときに、やはり広くその情報を提供して、そこでやはり、それも公募になるんでしょうが、やはりよく船原ホテルの、先ほどの例が出ましたけれども、船原ホテルにしても、僕ら賛成しましたよ、処分について。そのときは説明が、公募にかけましたという説明があったわけですよ。それで、ないで、1社の方

が希望がある、それと随契でやる。それは何ら意見を挟む余地ないから賛成した。私も賛成したわけですが、やはりそこで、後に問題になって、いや本当に公募してあったのかというようところが、また1つ問題に、事実かどうかわかりませんからという話が出たという程度にしますけれども。ですから、そういうことで公の財産をどうするかといったときに、広くやはり募るということが、非常に私は大事なことだと思っております。特にこの額貸し付けというのは、他の自治体でも減額に貸せる、先ほど市長が言ったような学校にしても、やはり公共性のあるものに対しては、ゼロ円から貸し付けもありますよね、確かにね。ですからそれはそれでいいんですよ。でも100%民間の利益に供するといったときには、それは減額貸し付けの対象にしているところは、私はないと思いますよ。その辺のところをぜひ配慮していただいて、それからまた、どんな企業が来たときでも、やはり公平な、やはり先に来たところが得だったとかそういった、いつ来ても伊豆市には一定の基準の中で、補助制度の中で、企業が来るというそういったレベルの、やっぱり要綱内容を整備していただいて、ぜひ企業誘致を進めていただきたいと、そんなことをお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（杉山晃央君） これで、三須議員の質問を終了いたします。

◇ 鈴木初司君

○議長（杉山晃央君） 次に、1番、鈴木初司議員。

〔1番 鈴木初司君登壇〕

○1番（鈴木初司君） 1番、鈴木初司です。

発言通告書に従い、市長、教育長に答弁を求めます。多少抜かすんで御了承ください。大きい4点でございます。

まず第1点、旧船原ホテル寮及び跡地に関する事件の事実関係についてでございます。

平成19年6月、上船原区より伊豆市長あてに建物の解体と周りの草刈りの要望が出されています。伊豆市は平成20年4月と平成20年8月に、旧船原ホテル寮の建物と跡地について、256万と8万8,700円で、民間企業にそれぞれ売却してございます。森良雄氏は、市は建物を取り壊さずに利用する計画を把握していながら、土地価格に不要な解体費用を建てつけ減価した低価格で、なおかつ随意契約によって売却したのは違法などと主張し、適正な売却額と実際の売却額の差額を契約当時の市長2氏に賠償請求するよう市に対して求め、住民監査請求が10月1日と、監査結果は11月21日に棄却された経緯があります。その後、12月22日に契約を結んだ大城前市長と菊地市長に、総額で1億524万6,981円の損害賠償をするように市に求める訴えを静岡地裁に起こしたものでございます。金額の内訳は、大城前市長は土地・建物で9,754万6,598円、菊地市長は770万333円でありました。

質問でございます。20年4月21日、20年8月11日、民間企業2社と売買契約を行っておりますが、契約以前のことは、私は議会におらないので知りませんが、売り払いの公募を実施

した事実はありますか伺います。

2点でございます。伊豆市はこの訴訟に何人の弁護士を雇っていて、今までに費やしたトータルの費用の総額を伺います。

3つ目です。判決で損害賠償が確定した場合の支払い義務、これは法律上でございます。どのようになるか伺います。

大きい2つ目でございます。

平成20年4月21日、前市長大城氏と東海部品工業株式会社との間で締結された市有財産売買契約書の内容について質問いたします。これは起案日、課で判こを、いろいろ出されたときのものでございます。平成20年4月16日、標題は旧船原ホテル寮用地及び建物売却処分についての伺いとあります。地元上船原区からの敷地管理及び建物解体の要望を受け、民間の事業利用等の用途を前提に売却先を探してきましたが、南側4階建物及び一連の土地を市内に事業所を持つ企業が購入意向を示したことから交渉を重ねた結果、売買契約書の締結及び契約内容の確認書を取り交わしたということになってございます。この売買価格が256万円でございます。算定価格の根拠としては、近傍の固定資産評価を平米1万5,000円、現況宅地を1万5,000円平米、雑種地が平米7,500円、のり面が平米5,000円、トータルで2,380万円というものでございました。それで内容ですが、使用不能な建物解体費を建てつけ減価とし、2,124万円を差し引き256万円の価格の売却条件となつてございます。この中に売却条件は7つございました。

1つ目でございます。2年以内に従業員宿舎、野菜栽培及び展示販売施設の用途に供するというのがございます。これから最後、2、3、4、5とありまして、6とありまして、7番目に、その他契約書、確認書によるということになってございます。

まず1つ目です。東海部品工業株式会社と交渉を重ね協議した結果、契約書が整った内容です。売買価格256万円、土地代と建物等はゼロ円のうち、土地価格2,380万円とし、使用不能な建物解体費用を建てつけ減価2,124万円、差し引き256万円と、価格としてあるが、売却条件の1に、2年以内に従業員宿舎、野菜栽培及び展示販売施設の用途に供するとあります。また皆さんにお配りしている契約書にありますが、第7条乙は、この契約締結後2年以内に、当該物件を従業員宿舎、野菜栽培及び展示販売施設の用途に供さなければならないとあります。一般的な契約書には、不利益になる事項は書面にしないのが通例であります。上船原区の要望書は、解体を望み、市も使用不能な建物としておきながら、2年以内に上記用途に供さなければならない。私の中では理解できないし、整合性、論理に矛盾がないことが成り立たないんです。論理に矛盾がないことの説明を求めます。

また、使用不能な建物と市は記してありますが、固定資産評価額が、今現状あったら示してください。

2つ目でございます。第7条、平成20年4月21日から2年ですと、平成22年4月20日までということになります。第7条は、履行されたか伺います。これが履行されていないという

ことであるならば、契約不履行で第1条、甲乙いずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手方はいつでも契約を解除することができると思います。伺います。契約は解除されましたか、違約金は発生しましたか、幾らですか。また事件、訴訟は取り下げられたでしょうか。

次でございます。平成20年、大きい3つ目でございます。8月11日付、伊豆市長菊地氏と有限会社ウエダの間で締結された市有財産売却についてでございます。

平成20年8月7日、標題旧船原ホテル寮用地及び建物売却処分について、下記条件について決議されています。売買価格8万8,700円、算定根拠概要は近傍の平米1万5,000円、面積を掛けて475万円でございます。これも使用不能な建物解体費用を建て付け減価とし、940万円差し引き、マイナス465万円を評価としてございます。ただし、協議により売却する敷地の分筆に要する費用相当額を土地価格とすることから、測量分筆業務に要する費用を面積案分した8万8,700円を売買価格とするということでございます。

売却条件でございます。1つ、契約締結後、2年以内にペット用ホテル及び倉庫等の用途に供する。2、契約、所有権移転費用は取得者負担とする。3つ、その他契約条項によります。

こちら、皆さんの手元に配付させていただきました契約書でございます。まず最初に取り上げなければいけないのが、契約の書式であります。私は、今までこのような書式は見たことがございません。しかも行政がかかわる公文書であります。私がこれから取り上げる第7条は、この契約締結後2年以内に当該物件をペット用ホテル及び倉庫等の施設の用途に供さなければならない。同じ第7条が2つダブリまして、所有権移転登記完了後における当該物件の公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担しなければならない。同じ書式の中に第7条が重複してございます。

契約するときは、売主・買主双方読み合わせまでし、確認して書名、押印するのであります。伺います。書類作成及び契約に何人の職員がかかわりましたか。契約書の第7条の部分は、この後どのように処理をされますか、契約書としての効力はどうなりますか。このような著しく適当でない書式が一般的に決裁されている事実に対して、当局はいま一度検証すべきではないでしょうか。

2つ目でございます。第7条は、この契約締結後2年以内に、当該物件をペット用ホテル及び倉庫等の施設の用途に供さなければならないとあります。こちらの物件も、市は使用不能な建物としておきながら、建物解体費用を建て付け減価とし、8万8,700円の売買金額としてありますが、2年以内に上記の用途に供さなければならない。先ほどの件と一緒にあります。整合性が成り立ちません。論理に矛盾がないことの説明を求めます。こちら固定資産評価があつたら示してください。それと、地域の皆さんへの説明も建物を壊すということの説明は確認をしております。

第7条、3つ目でございます。平成20年8月11日から2年ですと、平成22年8月10日まで

ということになります。第7条は履行されましたか伺います。履行されていないのであれば第10条、契約解除の項目に該当しますし、先ほどと同じですが、現在どのようになっていますか伺います。

次、4つ目です。地方自治法第96条の関係で質問いたします。この件は、土地1件5,000平米、かつ2,000万円以上を超えた場合には議決が必要とされておりますけれども、議決事件は上記内容になっていますが、行政当局はどのような見解をお持ちか伺います。

大きい4つ目でございます。伊豆市小学校再編計画についてでございます。

私は、第2回伊豆市議会定例会でも質問しています。教育長は、6月の議会の答弁では、天城地区、修善寺地区については、ほとんど手をつけていない状況で、今後市民の方々に意見を聞きながら進めていきたいとの答弁です。伺います。教育委員会として市民の声、地域の声、また小学校・幼稚園・保育園の保護者の意見とか要望などアンケート調査の結果などありましたら、報告を聞かせていただきたい。

2つ目でございます。天城地区学校再編説明会が、平成22年10月28日、11月4日、5日、8日、11日と6回、各会場で行われました。説明の中で、校地はいまだ決まっていないとのことでした。3小学校おのおの候補地ですとの説明です。3小学校の建設年度は、湯ヶ島小学校が昭和45年3月、築41年でございます。月ヶ瀬小学校が昭和59年3月、築27年でございます。狩野小学校は昭和43年2月で、築43年です。この小学校の建築の耐用年数は47年でございます、長期の使用に耐える年数ということでございます。

質問します。3小学校の建設費の起債の返済はどのようになっていますか。

2つ目です。湯ヶ島小学校、狩野小学校は、あと四、五年で耐用年数が来ます。月ヶ瀬小学校は教室の数が足りません。子供たちのこと、将来を考えたとき、新校舎を建設するとしたら、どのような建設資金の調達方法がありますか、起債、県・国の補助金等ありましたら、説明を求めます。

また、ここも再編計画の中にうたってございます。建物が非常に古い、これも原因の一つということになってございます。

3つ目でございます。子供たちの安全・安心を担保するとしたら、通学距離が短いのがベストです。湯ヶ島小と狩野小、2校存続したら、7割の子供たちは徒歩で通えます。通学に伴う安全面の確保、学校の施設整備など、まだまだ十分協議が必要です。また財源のこともあります。平成24年4月が湯ヶ島地区です。25年4月が修善寺地区です。めどに再編成するとありますが、天城地区、修善寺地区の地域保護者の方が承知していただけるよう、24年、25年にこだわらず、教育委員の方も、教育委員会も進めていくべきだと思いますが、教育長のお考えを伺います。

以上です。

○議長（杉山羌央君） ただいまの鈴木議員の質問に対し、答弁を求めます。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、旧船原ホテル寮跡地に関する件でございますが、最初にお断り申し上げますが、本件に関しては、既に裁判所において係争中でございますので、訴訟上争われている事実関係や法律関係につきましては、回答いたしかねますのでその点御理解を願いたいと思います。

まず1点目、契約前の公募はしておりません。

2点目、かかわっている弁護士は4人でございます。費用については、平成22年12月現在、報酬、費用弁償等の合計で約239万円となっております。

3つ目、損害賠償が確定した場合、市が敗訴した場合においては、被告である伊豆市長が大城元市長及び私、菊地豊個人に損害賠償の請求をすることになります。

次、東海部品工業との契約についてでございますが、1点目は、既に伊豆市広報の号外にて概要をお示ししておりますが、現在これは係争中でございますので、お答えは差し控えさせていただきます。

建物については、広報でもお示ししたとおり、価値なしと判断をしたものでございます。

2点目の契約2年を経過した時点ということですが、契約を変更し、2年以内を3年以内として、契約の解除はしておりません。

次に、有限会社ウエダとの契約については、1つ目は同様に、これは係争中でございますので、すみません、1つ目は7条が重複していることですが、これはみっともない話であります。明らかに事務処理上の誤りでございますので、契約の効力には影響がないものと考えております。また、起案から最終決裁までは5人の目を経ております。

2つ目の建てつけ減価等の算定根拠につきましては、これは先ほどの件と同様に、現在係争中の案件でございますので、答弁は控えさせていただきます。

3つ目の契約2年を経過したということでございますが、これは同様に契約を変更し、第7条の規定を3年以内と変えてございます。

4つ目の地方自治法の関係ですが、これは議決案件としてはこの基準どおり、議員の御指摘のとおりでございます。議会に議決案件として付さないものについては、それぞれの案件の内容により、全員協議会等で説明のみさせていただきますこととしております。

以上です。

○議長（杉山 晃央君） 次に、教育長。

〔教育長 遠藤浩三郎君登壇〕

○教育長（遠藤浩三郎君） 小学校再編成計画についてお答えをいたします。

最初のアンケートの有無については、教育委員会としてはまだ実施はしておりませんが、21年度のPTA会長さん達を中心となって会をつくった、天城地区学校再編検討会なるものがあります。そこで実質的に区長さんを通じて区民の方々の意見を聞いたり、小学校や幼稚園・保育園の保護者へのアンケートを実施し、意見をまとめたいただいたものがあります。

教育委員会としては、7月に2回、10月、11月にわたって6回の説明会を実施しております。

次に、時期の問題の質問でありますけれども、御承知のように教育委員会としては、24年4月をめどに3校を1校に再編するというので、今まで進めてまいりました。今後準備委員会を設置して、地域あるいは保護者の方の意見を聞きながら進めていく計画であります。

複式学級の解消を含め、子供の教育環境をよりよくするために、早期に再編成をすることが必要であると考えて、進めてまいりたいと思っています。地元の御意見、要望等を取り入れ、よりよい方法を検討してまいります。内容によっては24年4月がずれ込むことも考えられます。ただこのことは、今までの土肥地区の場合も中伊豆地区の場合も同じように考えてきたものであります。

準備会の具体的な状況が未定な現段階では、24年4月をめどに再編成を考えていきたいと考えているところです。

○議長（杉山羌央君） 市長から答弁の追加を求められておりますので、許します。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 学校関係で、市長答弁部分をちょっと飛ばしてしまいました。

まず、起債の返済状況について、湯ヶ島小学校体育館耐震補強事業で、償還期限は平成29年3月、月ヶ瀬小学校プール建設事業で、償還期限は平成25年3月、この2校の施設が該当します。

次に、新校舎建設財源としては、国費、地方債、一般財源が考えられます。それぞれの財源算出の概要ですが、国費は国庫補助対象事業の負担金対象事業で、国庫補助対象経費の2分の1が国庫負担金になります。地方債においては、国庫補助対象事業の国庫負担金裏の地方負担額の充当率90%が借り入れ可能となります。また単独事業における地方債の借入額は、対象事業費の充当率75%が借り入れ可能となります。財源については以上です。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） 申しわけございません。順番を伊豆市小学校再編計画からやらせていただきたいと思っております。お願いします。

まず1つ目に、前回の教育長の議事録がございます。「伊豆市はどの小・中学校も大変古くなっているところであり、この際新しい学校を1つつくって、そういう環境の中で子供たちの学習活動ができれば、こんなにありがたいことはないと思っております」というのがございます。また、私が市民の声か地域の声を吸い上げたり意見を聞いたりということ、これからやるつもりがありますかということは、「そのことは今後市民の方々に意見を聞きながら進めていきたい」ということを言っておきながら、今回伊豆市小学校再編計画については1回もやっていない。それで、なおかつ、ただ6回だけの集まりをやって、それをもって

準備委員会とするなんていうのは、私はとんでもないと思っています。というのは、これで、これからやる修善寺にしたら、25年のときに、何を何回やられました。何にもやっていなくていきなり、湯ヶ島学区が終わったから修善寺だよと。10回回って、それをもって再編ということで、皆様が納得するとはとても思っておらないのですけれども、その辺はどう考えますか、まず1点です。

それと、今ちょっと許可を、動いている皆さんの中に、ちょっとこういうものがあります。嘆願を出そうという動きでございます。伊豆市は平成24年4月に、湯ヶ島小学校、月ヶ瀬小、狩野小の3校を1校に再編する計画です。再編について今までいろいろな憶測があり、市民は非常に心配と不安でいっぱいでした。伊豆市は天城湯ヶ島地区住民にアンケート調査や要望など聞かず、なおかつ再編後の候補地も未定のまま、児童の安全・安心を担保したスクールバス等を組む通学手段など、いまだ何も決まっていない状況で、24年4月に1校というのは、余りにも住民軽視である。なおかつ、伊豆市は十分な調査や要望等考慮し、24年4月にとられることなく、地域住民、保護者が納得できる再編をしていただくよう、今署名をやっているという最中のようなお話でございました。

なぜかといいますと、湯ヶ島の人たち、みんなそうなんですけれども、優しいですよ、ともかく優しくかった。やってしまえば、それがもう行政のやることだと思って、それを受けとめていたんですよ、私も聞くと。ですけれども、今回のやり方については、幼稚園、保護者、だれ1人として、次の幼稚園どこに入れようかな、保育園どこにしようかなって、何にも不安のままなんですよね、決まっていないから。それで意見を聞いてくれたっていうのは、前回、先ほど教育長のお話でございましたけれども、前のPTAの方たちが私的にやってくれたものの、私も見ましたけれども、その要望でしかないわけでございますよ。それで皆さん、地域の方々はいつ、ちゃんとした形の中で、説明があるのかなというようなこれを、非常に待っていた。それだけで、6回で終わりにされて、次準備会、とんでもないという形の中で、ついに起きたかな市民パワーという感じで、私は見ております。その辺についてと、あと、先ほど私ちょっとお聞きしましたけれども、47年で、耐用年数が過ぎちゃっているという形の中で、起債もそんなにないわけですから、新しく、先ほど教育長も自分の中で言っていますけれども、再編は老朽化もあるのだということは、前回でも発言しているわけでございますよ。その辺をしっかりと決めた中で進めていくのが、私は本筋じゃないかと思うのですけれども、その耐用年数との関係ももう一度、その辺についてのお考えをお示しいたきたいと思います。

それと、修善寺から出ております、皆さんのところにも嘆願書。これは1回も説明会をやらぬままに、皆さんがどうなっているのだという不安をただただ単純に、教育委員会のほうが与えているというふうに私は認識しますんですけれども、その辺の嘆願書についての御意見があったら、伺わせていただきたいと思います。3つでございます。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（遠藤浩三郎君） 市民の声を十分に聞いてからというのはそのとおりだと思いますし、これからも、これで終わりというわけではありませんで、今後準備会等の中でもう一度とか、こういう方向でとかいうものがあつた場合には、それを実施することもあるかもしれませんし、方法は今、特に決めてあるわけではありませんが、十分そしゃくをして進めてまいりたいというぐあいに思います。

我々もいろいろなところを見たり、御意見を聞きながら思っているのは、土肥地区あるいは中伊豆地区に比べて、かなり土地も上から下まで長いですし、御指摘のあつたスクールバスとか、通学方法のことも、今までと違ってちょっと複雑だなという思いも持っていますし、そういうことも含めて、今後の会合で詰めていきたいというように思っております。

それから老朽化の問題は、これも物理的にそのとおりですので、十分考えていきたいと思えます。

修善寺の問題については、前回もそうですが、まだそこまで頭が回っていないというのが現状であります。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） 私は、まず1つ目に、準備委員会の中で議論をしていくということは、準備委員会というのは、前からそうなんですけれども、始まって、したら何年にやることを目的の中の準備委員会なんですよね。これは木村議員も同じ考えとか、質問をされましたけれども、準備委員会というのはすべてのことが終わったから準備をするのであって、まだ今校地も決まっていなければ、通学方法も決まっていない。来年の、先ほどと同じことなんですけれども、幼稚園生をどこに入れたらいいかという不安の父兄がたくさんいると。その中でいきなり準備委員会に持って行って、じゃ24年ですよって、じゃ子供の教育環境どうしますか。それと、その中でなおかつ、今やられているのは、学童保育のあるのは湯ヶ島しかないじゃないですか。その方針だつてどういう形にやっていくのかというものを何にも示されないまま、準備委員会のメンバー、じゃ2つ目、準備委員会のメンバーはどのような人にされますか。それは、まだ全然僕らにしたら、議論をしていて、我々にだつて、こういう形で進みたいから協力してくれというんじゃないじゃないですか。準備委員会の中で相談するつて、それは教育委員会の中で案がきっちり出たものがあつて、なおかつその準備委員会の人たちに任せるならこれは百もわかりますよ。何にもなくて、今の中で何にも決めていないんですよ、まだ。その中で、いきなり準備委員会の人たちに、どれだけの準備委員会の人たちに責任を持たせませう、これ3つ目ですけども。準備委員会が今、教育長がすべてみたいな話をしているんですけども、その辺は、僕はまだ時期尚早、つくるべきではないと思えますけれども、その辺の4点について、再度質問いたします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（遠藤浩三郎君） 4点ですか、4つ目は何でしたか。

不安・心配の問題、これは月ヶ瀬幼稚園の問題等も含めて、今までと違って、随分御心配をかけている点については、おわびをしたいというぐあいに思っています。

それから学童保育のことは、今度の再編計画の原則の6つの中にも入れてありますし、現に土肥地区については、なかったものを合わせて、人数も実は少なく、どうかなというぐあいに思いましたが、あえてつくりました。天城地区の場合は、今湯ヶ島に1校しかありませんので、統一してできてくるであろう学校の、できるだけ近くにつくっていかうというように、それは思っているところです。場合によっては、湯ヶ島存続ということもあり得るかもしれませんが、これは希望する人数にもよりますので、今一概には決められないなというようには思っています。

準備会についてですけれども、おっしゃるとおり土肥の場合、あるいは中伊豆の場合は議員おっしゃるとおり、もうできた途端に、その方向で一直線という感じは、今考えてみるとあったかなとは思いますが、最初申し上げたように、天城地区の場合はもう客観情勢が違うわけですね。土肥の場合は土肥小が中心にありましたし、大見小が大きかったり、中心地区にあたりすると。今度の場合は、上申書もいただいた中に、湯ヶ島も、月ヶ瀬も、狩野もと、並列で書いてきてあるというようなことを考えると、今まで以上に困難さはあるんだろうなというふうには思っております。したがって、準備委員会そのものの性格も少し変わっていくのかなという思いはしております。

準備委員会のメンバーについては、今考えているのは、この前の検討委員会をつくっていただいた方、全員そのままではとは思いませんが、そこの方々を中心に、選ばせていただければと思っております。

〔発言する人あり〕

○教育長（遠藤浩三郎君） それは先ほど申し上げたつもりでいましたが、少し性格が、今までとは違った格好になるだろうという想像も含めて、早くはないと。今つくっていききたいというふうに思っています。

○議長（杉山羌央君） 鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） 多分そういう話になるんだろうなということで、検討委員会の人たちをということなものですから、検討委員会の人たちに、準備委員会のメンバーをやれるかということを知ったら、絶対受けられないと、これは。なぜかといったら、あの内容を見ますと、湯ヶ島の人たちは湯ヶ島に来るならいい、狩野の人たちは狩野でなかったら修善寺へ行くよという意見が、それでおおむね賛成なんですよ。それをまとめた中に、検討委員会の人たちがまとめる中に、距離、洞、全然状況が違うんだという文言等ございまして聞いたら、あんた達、もしそういうことの中の話になったらできるか、受けますかと言ったら、ほとんど、まあ数名でしたけれども、絶対受けられないと、それだけの責任を負うことはできないと

いうことが。それはなぜかといったら、教育委員会自体が、教育委員もそうなんですけれども、教育委員会自体の中で、やっぱり何らかの道筋を立てて、我々も応援できるような体制をとっていかない限りは、そういうところに押しつけるというのははるかに難しいと私は思っているんですけれども、そういう意見もあるということ踏まえ、もう一度教育長、答弁をお願いします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（遠藤浩三郎君） 特に、土肥は違っていましたけれども、要するに同じような格好で進めてきてはいますけれども、中身については、土肥の場合と中伊豆の場合と、準備委員会の期間もそうでしたけれども、かなり中身は違うんですね。おっしゃるとおり、民間の方の準備委員の方に最後まで押しつけていくと、責任を負わせるということではできないだろうと思いますし、現に中伊豆地区も最終的に、現大見小学校、名前、中伊豆小学校となりましたけれども、最終的には我々が提案をして、議論を数回重ねた中で雰囲気なり、個々に何人かのお話を伺った上で、我々のほうで、教育委員会のほうとして提案をして、オーケーをいただいたと。したがって、責任が我々にあるのは当たり前でありますし、そのことは準備会の中でも十分お伝えをしていきたいというようには思っております。

○議長（杉山羌央君） 鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） 最後です、5回目ですから。ただ、先ほど言ったように、いろいろな地域に、正直言って、いろいろな意見があるということは、何でもイノシシ武者じゃないですけれども、やったらできるということはもう少し考えていただいて、いろいろな人たちの、やっぱり意見を再度聞いて、安心・安全ということをやっていただくのが、教育長言うじゃないですか、子供は子供のことを一番に考えてやるのだと、僕はそのとおりだと思っているので、反対しているわけじゃなくて、もう少しそういうことを考えながら、ぜひやっていていただきたいと思っておりますけれども、最後に。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（遠藤浩三郎君） 僕らが今度、土肥から始まったこういう学校再編成を早期に、少し無理がありながらもやろうと思ったのは、今の状況よりも学校が2学級規模に、少なくとも複式学級解消をしながら、一定の大きさにすることが子供たちのためになるだろうと、なるというように我々は考えているわけですので、そのためのデメリットというか、マイナス面等はそれはあるでしょう。それでもやろうというのが我々の立場、考え方でありますので、今、議員おっしゃるとおりのことは十分考慮しながら進めていきたいと、こう思っています。

○議長（杉山羌央君） 鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） では、次に移ります。

次に、最初のホテル及び跡地は事実関係で聞きましたから、公募はしていないということ

なんです、まず1つ目ですね、旧船原ホテル。実はこれもそうなんで、先ほどから何回もやっている不動産鑑定士をきちっと入れた中で、最低価格を決めて公募というあり方があれば、こんなに大きく問題にならなかったのではないかなと思いました。感想でございますけれども、その辺について1点、どう考えておるかお願いします。船原ホテルの2件の関係です、公募の。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これは私が市長になる前のことなんで答弁しにくいんですが、教訓とし、改善すべきことはあるだろうと考えております。

○議長（杉山羌央君） 鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） それでは続きまして、2つ目の東海部品と大城前市長の間になされた契約行為について聞きます。これは、先ほど2年で終わっておれば、私の感です。2年で終わっておれば、すべて終わるわけですね。大城前市長がされている裁判も終わる、それに今やられている契約行為も全部なくなると、2年のことで。裁判費用、今4人にかかっている、これから先の裁判が何にもかからないですべてが終わるから、それが私は一番いいのではないかなというところで質問をしたわけでございますけれども、その辺についてはどう思うかというのと、次に、先ほど3年以内という中で、変更確認書というのがあるということなものですから、変更確認書、請求して取りました。変更確認の中に、今度契約されているのは、菊地豊、現市長でございます。4月、2年以内を3年以内に、1年延長するという文言になってございますけれども、一番初めにある事件は、大城前市長が請求をされているものでございまして、この変更したのは菊地現市長であります。これは大城、私もちょっと、自分のところにも弁護士いるものですから確認をしましたところ、大城前市長に、1年延びたことを確認してあるかと、これが大きな点でございます。なぜかという、2年で終わっている事件ですけれども、1年オーバーしたというのは当然承諾をしなければいけないことですので、これは裁判とは関係ないので、ここはちょっと答弁をしていただきたいと思います。その2点伺います。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 2年を3年に変えたのは私でございますが、その3年にするのに、大城前市長に通知がなされたかどうか私は承知しておりません、手続は事務方がやっておりますので。総務部長に確認したところちょっと今、大城前市長には通知をしていないようでございます。

〔「それ、大事なところなわけですよ」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） 総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） 私も今、ちょっとそこまで詳細に確認はしておりません。市長が

答弁したとおりでございます。

○6番（西島信也君） 暫時休憩していただきたいと思います。

○議長（杉山晃央君） 今、西島議員のほうから休憩動議の発言がございましたけれど、この動議を取り上げてよろしい方は挙手願います。

〔「鈴木議員が一般質問の最中ですよ。それだけに鈴木議員の考え方がある程度優先されないとならないんでないですか」と言う人あり〕

○議長（杉山晃央君） 口頭動議が入っていますので、皆さんにお聞きをしたわけですがけれども……

休憩をすることに賛成の方挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（杉山晃央君） 賛成多数で、ここで暫時休憩といたします。

その間に確認をお願いいたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時05分

○議長（杉山晃央君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） ただいまの件ですが、契約を変更するとき、大城元市長には連絡はしておりません。

○議長（杉山晃央君） 鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） これ、非常に大きい、私は問題かなというのはつくづく思っています、当然同意を得てやるべきことでございます。なぜかといえば、九千何がしの賠償請求を、先ほど負けてしまった場合には、大城市長が孫代まで払わなければならないという形の中の案件が、今現状契約当事者でない菊地市長が、ただ1年間伸ばしたよということについては、私は非常な、私も聞いたとき問題があると思いますけれども、これまたちょっと大変気の毒な話なんですけれども、副市長はその辺は県におられて詳しいかと思えますけれども、わかりましたら、僕は聞いてございますけれども、非常に問題になるんじゃないかなというところが心配なので、よければ答弁をいただきたいと思います。

○議長（杉山晃央君） 副市長。

○副市長（佐藤典生君） 私もその辺はちょっと、はっきりわかりませんが、議員の御指摘は、大城被告は2年が3年になって、延びたことによって不利益をこうむっているのじゃないかということだと思いますけれども、私もちょっと不確かなんですけれども、どうしてもこれ、2年で契約不履行という形で解除されたときに、もともとの裁判ですね、大城被告が起こさ

れている裁判そのものが消滅するのかなのか、ちょっとその辺が私もはっきりわかりませんので、ちょっとここでは明確なお答えはできません。申しわけございません。

○議長（杉山羌央君） 鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） 消滅するという確認を、私もこういう案件のときということで、弁護士には確認しましたが、なくなるということのようでもございました。ということであれば、今終わっておれば、大城市長も菊地市長も、そういうことはないのではないかと僕は思うんですけども、取り下げてなくなっちゃうわけですから、契約行為自体が。その辺はそういう、もしそれが2年で終わった場合については、契約行為がすべて終わって、裁判費用も終わり、森良雄氏がやっている裁判も終わるということで、伊豆市にとっては1番きれいな形じゃないかと私は思ったものですから、その辺を確認いたしました。ただこの変更の関係については、再度事務方というのですか、行政のほうは確かめていただきたいということはどうですか、答弁ください。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 私はこの問題が発生したときに、私のほうの弁護士と契約の解除についても検討いたしました。これは契約を解除した場合に、自動的に訴訟が終わるわけではないということなんです。場外乱闘、法律用語じゃありません。うちの弁護士がこう言ったので、場外乱闘で持っていく、つまり物件がないわけですから。しかしそれを取り下げるかどうかについては、それは原告の判断であって、自動的に裁判が終わるわけではないということです。もう一つの事実は、約1億円というのは原告の提示している額であって、裁判所が1億円を確定する、うちが敗訴した場合には、裁判所が確定した金額の損害賠償でございますので、2つの事実関係ですね、契約を解除すれば自動的に裁判が終わるわけではないということと、1億円がそのまま確定した金額ではないということでございます。

○議長（杉山羌央君） 鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） それとその案件に対して大城氏に、あれをとったほうがいいんじゃないかと、承諾をとるといふのがあはずだから。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） これはなかなか、首長というのはつらいところで、住民訴訟は全国市長会でも非常に問題になっておまして、国務大臣あるいは株主代表訴訟と違って、非常に首長に不利益な法律になっているのですね。その中でリスクを負っているわけでございます。今回は大城前市長も私も同じですが、これは現行制度における首長のリスクでございます、大城前市長に許可を得なければいけないということは、現市長でないものが、今の行政を、判断をする裁量を得るということでございますので、これは本人には気の毒とは思いますが、あえて前市長の許可を得る性格のものではないというように考えております。

○議長（杉山羌央君） 鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） 次に移ります。

ウエダとの契約の書類についてでございます。先ほどよく、そのままの、皆さんにお分けした契約書が生きているのか生きていないのかというのは、余りよく聞き取れなくて、どういうふう処理をされるかという、もう一度正確な、書式のところの問題でございます。その辺の説明を、再度しっかりしていただきたいのですけれども。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） これは、書式上は、確かに市長申し上げましたとおり、不備な点がございましたが、効力といたしましては何ら変わるものではございませんので、そのままの状況になります。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） 議長にお願いがございます。今回この書式等について、私は検証をすべきではないかということについて、質問しているわけですが、検証、これからどうするかという答弁がないんですが、きのうの東京ラスクとの契約行為について、こちらに契約書がないという、同じでございます、契約行為でございますから。その契約書の写しがあるんであるならば、この議会に提出を求めたいのですけれども、よろしくこの辺取り扱いをしていただきたいです。

契約書、書式ですから、僕がうたっているのはこういうことで、東京ラスクの契約行為をしているんだけど、その契約書がこちらにないという事実があるというから、写しはあるだろうから、あったら出してもらいたいと。

[発言する人あり]

○1番（鈴木初司君） だから、だめならだめでいいですけども、僕はそのこういう……

[「それは違うんだよ」と言う人あり]

○1番（鈴木初司君） だから同じ契約行為であるからという、私はこの範囲内でお願いしたいと、判断をしていただきたい。

○議長（杉山羌央君） ちょっと東京ラスクの件とこれとを一緒にされても、ちょっと判断に苦しみますけれども。契約が、よく事務方と相談をして、答えを出させていただきます。

鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） 実はなぜかということでございますけれども、ここに検証してくれということは、私が見て、これ2年前から知っておったんですけども、どういうふうにしておかれるのかなということであった。ずっとそのままだったのですよ、契約書、7条が2つあって。1番こういうことというのは、読み書きして、5人の職員が一緒に携わったにもかかわらず、こういうことが起きた。きのうの話で、同じ土地の契約でございますよ、賃貸借の。その契約をしたにもかかわらず、こちらに何にもないなんて、だれも認めないですよ。だったら私が言っているのは、コピーでもあるんだったら、それを提示していただければそ

れでいいと、そんな難しい話じゃないんです。それとこの、こういう、先ほど申しわけなかったの一言だけだったんですけれども、こういう契約のあり方っていうのは、もう一回聞きます、副市長、あるんですか。実際、県でもこういうことっていうのは。

○議長（杉山羌央君） 副市長。

○副市長（佐藤典生君） 先ほど、市長がすみませんということで申し上げましたけれども、これは本当に事務的な、単純なミスでございます。今、総務部長からお話ししましたとおり、効力には問題がないということでそのままにしております。ただし、今後こういうような事務的なミス、適正な処理がされないということがないように、職員にはよく注意をして、改善をしていきたいと思っております。

○議長（杉山羌央君） 鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） これから、たくさんの企業誘致等に携わるというようなお話がございまして、いろいろ契約については、いろいろ減額貸し付けがあったり、賃貸の普通の貸し付けがあったり、売買があったりと、非常に真剣さを要するということが、いろいろな所管の課でやると思っておりますけれども、さらにそうですね、こちらに警鐘を鳴らすとともに、しっかりとやっていただきたいと思っておりますけれども、最後に市長ありましたら、それについて御意見いただければと思います。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これは、先ほど副市長から述べたとおり、単純な事務上のミスなんですけど、非常にみっともない状況でございますので、契約行為に限らず、行政事務手続きを正確に遂行するように、改めて職員には指導をしましてまいり、また決裁権者である私も、みずからの教訓としたいと考えております。

○議長（杉山羌央君） これで、鈴木議員の質問を終了いたします。

◇ 稲葉紀男君

○議長（杉山羌央君） 次に、3番、稲葉紀男議員。

〔3番 稲葉紀男君登壇〕

○3番（稲葉紀男君） 3番、稲葉紀男です。

発言通告書に従いまして、市長に2件の質問をいたします。

1点目です。ごみ焼却炉建設の進捗状況についてでございます。

1、最近の建設候補地住民との話し合いの進捗状況について伺います。

2番目、平成21年3月の第1回定例議会にて、私は一般質問で焼却炉建設に関し、焼却炉の形式、事業形態、焼却炉建設と地域の活性化等について質問したところ、当時の市民環境部長は「そういうことを本来ならば、もう少し場所だとかそういうことが決まってからの事業を予定していたわけでございますけれども、それを早めて、そういうこともできる事業で

ありますので、今議員のおっしゃるとおりでございますので、検討していく事業が平成21年度でございます。よろしく願いいたします」との発言をされています。また同じ日に、市長も「平成21年度につきましては、候補地が決定できなくても前もって進められる業務などを手がけまして、少しでも全体スケジュールに影響が及ばないよう工夫してまいりたいと考えております」と発言されました。

以下の質問は、若干細かくかつ専門的なことも含むかもわかりませんが、具体的に計画を進行する上で、進捗する上で、重要なことだと考えますので、御容赦いただきたいと思えます。

あれから既に1年9カ月過ぎた現在、この件に関し何らの情報も公開されておられません。公開することが建設促進に何ら支障を来すものでもなく、むしろ機種選定における安全性や建設費の比較、発注作業の公明性、公平性、より効率的な事業運営、また地域の活性化等を市民全体で考え、住民理解を得るためにも必要なことと考えます。上記の検討はどのような組織で、どのような頻度でなされましたか。

3番目です。平成、これ19年でした。19年に策定した基本構想、これは既に120ページに及ぶ膨大な基本構想があります。そこで、焼却施設プラス灰溶融施設、またはガス溶融施設の2案が挙げられています。さらに焼却炉については、ストーカ炉が有力で、灰の処分については灰溶融施設（スラグ化）まで建設するか、灰でとめるかも21年度の中で研究すると答弁しております。結論は出ましたか。

また、最近の他の市町村の動向、どのような焼却炉が建設されているかを含めまして伺います。焼却炉プラス自前での溶融施設に変わり、焼却プラスこの灰を民間の特別会社、特別目的会社、SPCと申しますが、そこへの委託によって灰の資源化方式が最近の方向になっておりますけれども、そういうことを検討されましたか。また機種選定に当たりましては、経済性以外にどのような項目が評価項目として上げられていますか。

4番目です。発注方式について伺います。

当時市長は、答弁の中で「設計発注、これは仕様発注のことだと思えますが、設計発注か性能発注にするかは決まっていない」と答弁されていますが、決まりましたか。私はごみ焼却施設のこの特殊性、専門性等の理由で、発注者の詳細な設計書による仕様発注より発注者が求めるサービスを明らかにして、事業者が満たすべき水準の詳細を規定する性能発注が適していると考えますがいかがですか。

5番目です。事業形態についても、民間事業者が資金面だけでなく、その事業を公共事業に提供するPFIの活用の可能性とそのため条件整備、事業の採算とVFMの評価を含めて、総合評価にすると、行うということも発言されています。その結果は出ましたか。また、現在のところどのような事業形態がよいと考えていますか。

私は、採算性は重要ですが、事業の性格上、安全、安心、安定を最重視し、万一の場合の責任の所在が明確にできる事業形態にすべきと考えておりますがいかがですか。

件名の2です。伊豆市財産の民間企業への減額貸し付けについてです。

具体的には、東京ラスクのことで、この件に関しましては、きょうのいろいろな一般質問の中にありまして、多分に重複するところがございますが、あえてもう一度させていただきます。

旧4町の合併に伴い、既にその役割の終了した伊豆市の財産を、地域住民へのサービス向上や市経済の活性化、雇用促進のために、企業誘致に有効活用することは積極的に進めなければならない課題だと思います。普通財産の民間への減額貸し付けについては、そこにはおのずからそのことが真に伊豆市住民のためになるか、結果的に一企業の営利目的が優先されてしまうおそれはないのか。2、決定に至る手法やプロセスに公明性や透明性があり、規則に従ったものであるか、あるいは議会にて十分質疑、討論され、議決されたものであるかが重要と考えます。

そこで、今回の旧天城湯ヶ島支所跡地一部グランバー株式会社への減額貸し付け、これは資産の3分の1、月額にして20万円程度ということです。に関連して、以下の質問をいたします。

1、行政財産であった庁舎を普通財産にした根拠と経過はいかに。市民の福祉、サービス等の利用や公用・公共用に、行政財産としての目的外使用の必要性や可能性は検討されましたか。

2番目、伊豆市公有財産管理規則には、減額貸し付けについての規則はありません。そこで、今回は地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の権限である議決事件として、議会にゆだねられました。したがって、議会の役割はきわめて重く、議会が正しく責任を果たすためには、事前に十分な調査、検討は必須と考えます。ところが今回の議案は、その内容は議決の当日初めて提出されました。私も詳しい内容については、初めて知った次第でございます。今後は全議員に対し、事前の詳しい内容説明と十分な検討のための資料の提出、時間的余裕は透明性において、行政の義務と考えますがいかがでしょう。

3番目、伊豆市公有財産管理規則の見直しについて。伊豆市に市有財産の交換、譲渡、無償貸し付け、減額貸し付け等に関する項目がないことは透明性に関しての疑問を招きます。伊豆市には今後多くの遊休市有財産の有効活用が必要となります。透明性、公明性を保つためには、ケース・バイ・ケースの行政提案、議会の議決によるだけでなく、ある一定の規則は必要と考えます。例えば企業誘致に関する基本方針、あるいは企業立地の優遇制度、さらには基本的には公有財産に関する規則、制度の制定、すなわち財産経営推進基本方針のようなものが必要と考えますがいかがですか。これは多くの自治体で制定されている事項でございます。特に浜松市のように、合併に伴って、我々以上にこういう問題を抱えているところは、その財産の経営推進基本計画というものがございまして、それに従ってやっているというのが主流のようでございます。

4番目、プロポーザル方式について。今回の企業誘致については、プロポーザル方式を採

用したとの説明がありました。プロポーザル方式とはどんな方式ですか。市は事前にどのような目的、有効使用、場所、期間等を前提にしましたか。また、グランバーは伊豆市に対してどの程度のメリット、経済的効果等を提案してきましたか。プロポーザルですから、当然本来ならば他の業者のプロポーズとの比較、これにのっとなって決めるというプロセスがあってしかるべきですが、他の業者とのプロポーザルはございましたか。またこのプロポーズが事前の市のもくろみ、あるいは試算との整合性のようなものは得られましたか。

最後に賃貸契約について伺います。一連のきょうの質疑、質問の中で、契約がなされたのかなされていないのかはっきりしません。契約はいつなされましたか。また、契約の内容についても、例えば賃貸料の変更、値上げ等の項目は含まれているのでしょうか。あるいは工場設備に対しての補助金等はないということをおっしゃっていますが、これに相違ございませんか。

工場の設備、工場移転といたしますと、私も工場をやっていた関係で、特に製造会社ではユーティリティー、電気のキャパとか、受電設備とか、あるいは用水・排水処理等々も、これ重要な設備になります。こういうことに対しての料金等もないということの確認をお願いいたします。

最後です。同じ敷地に行政財産として使う部分もございます。その中で旧支所内での行政財産とのすみわけ、例えば道路とか、駐車場等はいかにしますか。工場の観光客、あるいは業者の車も入ってくるということも、当然想定内のことですので、そういう車や人との間で支障や問題は考えられませんか。

以上でございます。

○議長（杉山 晃央君） ただいまの稲葉議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず1つ目の、ごみ焼却施設の建設についてでございますが、進捗状況は、既にお答え申し上げますとおり、事実上は、6月議会で飯田正志議員の御質問にお答えした段階から進んではおりません。ただ、これも繰り返しになりますが、伊豆の国市長は場所を変えずに、地元の理解に邁進するということでございますので、着実に進めたいと思います。

2点目ですが、平成21年3月議会での部長答弁に基づく検討内容ですが、先行事例の調査や民間事業者への意向調査を実施し、その結果を広域一般廃棄物処理施設整備手法検討調査業務として取りまとめをいたしました。

焼却炉の形式等の検討状況についてでございますが、これは既に申し上げたとおり、基本計画を策定する中で検討してまいります。ただ、どのような設備、施設にするかについては、スポーツワールドの周辺の地元住民の御要望もそれぞれあるようで、そのようなことも現在御理解をいただく話し合いの中で、少し議論になっているとも聞いております。

3点目から5点目の機種、発注方式、事業形態等については、先ほど申し上げました調査結果をもとに、今後有識者などの御意見も伺いながら、最善の策をとりたいと考えております。まだ具体的には、この段階には入っておりません。

いずれにせよ、経済性を優先して、安全、安心、安定に不安なものをつくらない。当然安全、安心、安定な施設というのは最優先でございますので、そこはしっかりやらせていただきたいと思っております。

次、市有財産についてですが、まず1点目、旧天城湯ヶ島支所を普通財産とすることにした経緯は、隣接する保健センター、山村改善センター、天城温泉会館など、利用施設がほかに十分存在しておりますので、行政財産として維持するよりも貸し付けにより有効活用することのほうが雇用の確保や観光振興など、地域の活性化に貢献するとの判断をさせていただきました。また、今後も庁舎として使用する予定はございませんので、市長決裁により行政財産を普通財産としたものでございます。

次の、議会に十分な資料をとすることは、これは議員御指摘のとおりでございます、今後もしこのようなことがありましたら、事前の詳しい内容説明と資料の提出はもとより、十分な調査、検討の時間が確保いただけるよう努めてまいりたいと思っております。

3つ目の管理規則の見直しにつきましては、これは先ほども三須議員との議論の中でございましたが、やはり企業誘致は経済活動の中に、地方公共団体が身を挺するわけでございますので、すべてに適用されるルールというものを先行的に決めることは難しいだろうと思っております。ただ、共通に適用するであろうと予測される補助制度については、定めたほうが、安定性が保たれると考えておまして、できれば次の3月議会までには準備ができればと思っております。そのときに当然また、議会に御提示申し上げますが、そのときにぜひ、問題の所在を議員の皆さんにも御理解いただきたいのですが、企業誘致ですから外の企業を伊豆市内に誘致する場合に優遇策、先ほど公平性の問題がありました、優遇策ですから不公平なんです、ある意味。特定の優遇策を設ける。では、きのうも企業留置という言葉が新聞に載っておりました。留め置くほうの誘致ではなく留置。伊豆市内の企業さんが、他に出る場合には向こう側に企業優遇策が、誘致優遇策が、伊豆市内の企業さんが外に出ずに伊豆市内に留まれる場合にはないわけですね。これはどういう支援策をすべきなのか、移転する場合はどうなのか、拡張する場合はどうなのか、それは工業施設なのか、商業施設なのか、観光施設も当てはめるべきなのか、非常に複雑な問題がございます。ぜひそこを、非常に時間がかかって複雑な課題がございますので、なるべく3月までに取りまとめたいと思っておりますが、そのような、なかなか簡単にはいかない問題があるということ、ぜひ理解をいただき、可能であればそのときにはまた、それまでの間に、もし議員さんの中にも御意見がございましたら伺いたいと思っております。私は、基本的には市内の企業が拡張する場合、あるいは更新する場合にも、補助制度があってもよいのではないかと考えておりますが、制度設計が必ずしも簡単ではないのではないかと考えております。

次、プロポーザル方式についてですが、今回は、プロポーザルはもともと企画・提案能力のある事業者さんを選ぶという方式ですが、今回は事業主体、事業計画、施設計画、地域への貢献の4項目による審査を実施いたしました。地元雇用が30名、当初1年目は20名、2年目に25名、3年目以降に30名の雇用を確保できるというようなことがあったと報告を得ております。

また、地元法人の設立、これはほかにある法人の工場がここにあるというだけではなくて、伊豆の事業所は伊豆の事業所で法人として設立するというようなことで、将来利益が膨らめば法人税の納税が期待できるということでございます。

また、アプローチはたくさんございましたが、結果的に応募が1社であったため、比較はしておりません。

賃貸契約につきましては、きのうも申し上げましたとおり、大変申しわけない状況ですが、12月1日付で、の日付で契約を締結するように、まだ作業中でございます。これは11月の間に、こちらと事業主の間で、細部の詰めに手間取ったようでございます。これは市長として監督不行き届きであったということで、その行政事務手続についておわびを申し上げたいと思います。

なお、賃貸料の見直し規定は含めております。工場設備に対する補助金はございません。また工場設備にはユーティリティー設備は含まれております。工場設備にユーティリティー設備が入っております。したがって、ユーティリティーも向こうの事業者さんで手当てをするということでございます。

天城湯ヶ島支所敷地への出入り口は2カ所、御存じとおり2カ所ありまして、北側の入り口は事業者駐車場と共用部分が区画線で明確になるようにし、南側入り口は支所及び保健センター、温泉プール、図書館専用で使用ができます。また、事業者は夜間の操業はしないため、保健センター会議室の使用等で夜間に使用される場合には、事業者さんの駐車場を開放する用意があると聞いております。なお、うまくいって夜間の操業とかいうことがあれば、それはそのときにまた、地元の皆さんと事業者を含めて協議をさせていただきたいと考えております。

○議長（杉山羌央君） 再質問はありますか。

稲葉議員。

○3番（稲葉紀男君） いろいろあるんですけども、今の基本計画、基本方針というのは、何か話を聞くとこれからつくるようなふう感じたんですけども、実はもう120ページにもわたるこういうものがつくられていて、そして何かいかに議論の中で方向性としては、まず機種は、これ市長の答弁でも何回か繰り返しています。灰の焼却設備プラス溶融設備、あるいはガス溶融炉と、この2つについてはまだ決まっていないというようなことを伺っております。しかしながら、この背景に大きな変化が実は起きているわけですね。これは、実は灰溶融設備の建設に関したら、両市の基本方針では灰溶融設備は必要と、必須と言われてい

ます。これは平成9年、国はごみ焼却施設の新設に当たっては、溶融化設備を設置することが、国の補助金を受けるための必要条件としました。その後、平成15年に、この条件緩和ができて、焼却灰をセメントや木材材料として、再生利用する等々、あるいは最終処分場の残存容量がおおむね15年以上あれば、必ずしも溶融設備の設置が補助金の対象にはならないというような法改正もございました。さらに平成17年に至りましては、この補助金制度が交付金制度、循環型社会形成推進交付金という制度に分割されました。また、実は本年3月に、通産省の通知では、焼却炉設備の著しい進歩によって、問題でありましたダイオキシンの削減効果、こういうものが非常に高まったと。あるいは3R、リデュース、リサイクル、リユースですね、削減、再使用、再生、この推進によって、最終処分場の残余年数が増加したと。あるいは溶融設備は灰を1,700度とか、非常に高温で溶かすわけですけども、このことが多量の燃料を使用するということは、一方では、今問題になっております地球温暖化、CO₂の問題よりも問題あるということから、通常の耐用年数以内で焼却炉を使えば、この自前の焼却設備の建設は必ずしも必要でないと、国庫補助の対象要件ではありませんという法改正がございました。そういう大きい流れの中で、最近の各市町村の焼却炉の建設状況等を調べてみますと、補助金制度があったときには、溶融炉とストーカ炉に比べまして、約倍くらい溶融炉だったのです。これがだんだん緩和されて、平成17年になりますと、大体もうストーカ炉が大幅にふえてきた、45対55になると。最近、この平成では、見る分、データでは、焼却炉設備が非常に多くなっていると。しかも焼却炉設備で、灰溶融設備を自前でしないで、一方ではこの灰溶融でできた焼却灰を外の専門会社に持って行って、そこで灰溶融までしないで、灰焼成といいますけれども、全部どろどろに溶かすんでなくて、表面だけ溶かして、そしてそれをセメントの材料とかに使うというこういう用途が、今急速に進歩しています。そういうことで、各自治体もこういう検討をしているという流れでございますので、ぜひ我々の焼却炉設備についても、今までの溶融設備を自前でという考えをもう一回見直しして、今言ったようなことを検討されたらいかがですかということです。

もう1点ですが、同じことですが、一方灰溶融でつくった、できたスラグといいますけれども、これは、実は使い道があまりないんですね。ほとんど今はもう50%切っています。特に平成17年になりまして、これが、規格が、J I Sの規格ができちゃったんです。そうしますと、各自前の市町村の溶融炉でもって、J I S規格に合うような品質管理をするということが、非常にお金も手間もかかると、大変なことなんです。ですのでそういう専門会社に持っていきましょうという動きがございます。それからさらにはですね、コストという点を考えますと、その灰溶融をした場合と、外に出した場合ではどのくらいコストが違いますかということですけれども、実は秦野市、伊勢原市が、つい最近200トンスケールでつくりました。試算をしております。自前で焼却炉と溶融設備をつくると、年間に約2億2,500万かかります。これは建設費の約ですね、6億9,000万外してですよ。外に頼むというと、これが1億5,000万くらいで賄えるということです。しかしながら、これはなかなか外に頼って、

じゃもしその業者が危うくなったらどうなるのという多少のリスクもあるわけですけども、こういう危険分散等々も考えながらやらないといけないと思います。

そこで質問とします。今、伊豆市の中で、灰の最終処分場のキャパ、これは両市合わせて、柿木の最終処分場、あるいは韮山ですか、あと何年ぐらいもつでしょうかとこの質問です。

これに、実はもうちょっと考慮願いたいのは、今人口が急激に減っておりますね、人口構成が。そうすると平成17年に比べて25年には、当初の基本計画の中では、人口の減少等々が見込みが、今急に減っている人口に比べて、今幸いといいましょうか、不幸にといいましょうか、人口急激に減っています。恐らく、先は焼却のキャパが31万トンあるんですけども、恐らく25万トンくらいになるんでないかという予測をしております。そうしますと、設備のキャパ、あるいは残土の容量なんかも、かなり余裕が出てくると思いますので、そのことも含めて、将来の計画等々を、どんなもんかを伺いたいと思います。

ちょっと長くなりましたが。

○議長（杉山 晃央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 御質問は最終処分場があと何年かということでございますので、これは市民環境部長からさせます。

○議長（杉山 晃央君） 市民環境部長。

○市民環境部長（山本 潔君） 伊豆市におきましては、柿木の最終処分場が、今のペースで、伊豆市分だけのものを持ち込んだ場合に、平成28年11月ぐらいまでだということの調査結果が出ております。伊豆の国市につきましては、申しわけありませんが私のほうで資料を持っておりません。もっと長い期間だというふうには伺っております。ただ今後は、2市になった場合に、そこを使わせてもらえるかどうかという問題は全く別な問題なものですから、改めてこれ、基本計画を策定する中で、灰の処分につきまして、先ほど稲葉議員おっしゃったように、熔融施設についても、基本構想、平成18年度につくりました段階では熔融ということを書いてありますけれども、その後の情勢がやはり大きく変わってきておりますので、基本計画、施設計画を立てる段階で、もう一度それを再検討する必要があるだろうと。それから施設能力につきましても、ごみ質等につきましても、基本計画の中で、再度最終の状況を見て、今後の予測を立てるということになっておりますので、その点についても、改めて見直しをするという予定になっております。

以上です。

○議長（杉山 晃央君） 再質問ありますか。

稲葉議員。

○3番（稲葉 紀男君） それでは、情報公開ということについて伺います。

これも市長さんの答弁の中で、機種選定に関しては、これからになると思うんですけども、市長は「もう少し鮮明に具体例を出しながら、AかBかCかということの選択肢になる

かもしれませんが、行政が一方的に決めるのではなく、市民に情報を提供し、選択肢を残して皆さんと一緒に決めていく」と答弁されていますが、この点に関する情報、見直しということですから、今後新しい情報という形になろうかと思いますが、こういうものを市民に、タイムリーに知らせてほしいと思います。

最近、焼却炉を建設した多くの自治体はインターネット等を通じて、その選定の経過を逐次市民に知らせています。そういうことはやっぱり、あるいは秦野市、伊勢原市等々は、具体的にメーカーの名前を、具体的にはもう公表されていますから、タクマ、日立造船、JFTエンジニアリング、この3社の名前を具体的に挙げて、いろいろな選定項目、15項目の中で、評価点を総合評価して、このことを市民に公表しております。伊豆市においても、このような選定作業における透明性、公平性を市民に示すことが、市民合意を得るために必要ではないかと思います。また、決定するのは私は市民ではないと、行政の責任において行うべきと考えます。我々市民が、例えが悪いかもしれませんが、車やテレビを選ぶようなわけにはいきません。市民に対しては行政が選定に至るまでの経過を正確に、かつ迅速に情報を公開することが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杉山晃央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 情報公開していないのではなくて、そこまで至らないんですね。それで伊豆市の柏久保の周辺の皆さん方もそうですし、伊豆長岡の該当する地域の皆さんも、私は直接タッチしておりませんので、聞いている範囲内ですが、どういうものをどのようにということではなくて、過去のことに相当議論が集中されているようです。そう言うけれども、昔こうだったじゃないかと、こういう約束だったけれどもそうっていないではないかということで、私はちょっと場所、お隣のことで承知していませんが、あるところのヘドロをきれいにしたり、あるいは現有施設、使っていないものを撤去したり、どちらかという過去を整理を、今伊豆の国市さんでもされているようです。ですから、それをある程度整理した後に、将来のことが議論の対象となり、そのときにしっかり説明をさせていただきながらこの事業は進んでいくのだらうと、そして実際にその様式とか、私もガス化溶融炉というのは、なかなか採用の有力案にはならないのではないかと思っているのですが、そのような段階に至りましたら、その議論の内容というのはしっかり情報公開をさせていただきたいと、このように考えております。

それから今、議員御指摘のとおり、なかなか灰の処理が難しく、東部市長会でもテーマになったのですが、灰溶融炉のつくりたい市長さん、だれもいらっしやらないんですね。ですから、どっかに大きなものができれば、本当にありがたいなということが大半であったように承知しておりますし、溶融スラグについても、これは両市で、2市で調査をしましたところ、専門の会社に調査を行いました。回答を得た事業者が2社で、ともに溶融スラグを引き取る可能性はないというようなことであったようです。また、灰をセメント材料

として利用する事例についても、本当にそういった事業会社さんがあるのか、非常にこれは心配されるということで、灰の扱いについては、最新事例を見ながら慎重にこれからも検討してまいりたいと考えております。

○議長（杉山羌央君） 稲葉議員。

○3番（稲葉紀男君） ぜひ前向きに、今後ともより前向きに、積極的に進んでいただきたいと思えます。

時間がございませんもんで、グランバー株式会社への減額貸し付けについて、1点だけ伺います。釜石市の工場を参考にしたといいますか、議員さんの中でも視察に行ったということをお伺いしましたが、1点目はグランバーに対してどのような優遇措置をされましたかという質問です。伊豆市と同じように工場の土地は減額貸し付けですか。私がちょっと調べたところによりますと、この件に関して釜石市は6,000万から8,000万の補助をしたと聞いています。これはどのような形での助成なのか伺います。

それから、この誘致により、どのような形で釜石市では実益効果を上げているのでしょうか。釜石市の企業誘致の制度を調べてみたんですけども、釜石市は昭和61年から平成18年までに13社誘致してしまっていて、延べ雇用人数は2,000人に上ります。一番大きいところは1,142人にも上ります。現在では、釜石市地域産業振興奨励要綱、あるいは釜石市企業立地奨励措置要綱に基づく優遇制度があるということでございまして、具体的にはやはり雇用数、人数、あるいは工場のキャパ等々によって、これを開発推進補助金、設備投資推進補助金、土地取得助成金、工場等取得助成金等々、従業員の数と投下資本によって、ある制度の中で、規約の中でつくっているというのが現状だと思います。今回、伊豆市は伊豆市のやり方というのですか、制度の中での運用ということをお聞きしますが、質問は、伊豆市は企業誘致の最終目的は、やっぱり地元には何かの経済効果を及ぼすということが大前提でございまして、雇用の、何ですか、2人の正規雇用と、あとは臨時雇用ということと、費用対効果というようなことについて、どんなふうに認識されているのか伺いたいと思えます。

○議長（杉山羌央君） 答弁を願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど昼御飯を食べに行っただけですが、そこでその方が、30代半ばの方が、伊豆市が大好きで住みたいんだけど、今のところ転職してもいいと。しかし伊豆市内には仕事がないので、まだ踏み切っていない、まさに雇用なんですね。伊豆は住みやすいところですから、私は雇用を確保するというのが、本当に将来のまちづくりの焦点だろうと思っております。したがって、いろいろな優遇策というのは、雇用の確保につながるかどうかということであって、法人税の規模とか、売上げの規模、それはちょっと、もちろん参考にはいたしますけれども、まずは雇用が確保できるかということが焦点だろうと思っております。

そこで、先ほども申し上げましたけれども、共通の業種とか、土地、立地条件にかかわら

ず、共通の補助制度というものは必要だと思っておりますので、それは3月議会で御説明できるように準備をしたいと思っておりますが、これも繰り返になりますけれども、市内は、じゃいいのか、市内の、じゃどういう業種に対して支援するのか、市外からの企業誘致はどのようなものを対象とするのかというところで今、事務方の作業がちょっと壁に当たっているというところでございます。

○議長（杉山羌央君） 稲葉議員。

○3番（稲葉紀男君） そういう制度を3月までにというお話を伺って、ある意味では安心いたしました。やはり公の、基準になるようなものを、基本的には最優先すると思っておりますので、ぜひそういう方向で進めていただきたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（杉山羌央君） これで、稲葉議員の質問を終了いたします。

これで、一般質問を終了いたします。

◎散会宣告

○議長（杉山羌央君） 以上で、本日の議事はすべて終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は明日8日、午前9時30分より再開いたします。よって、この席より告知いたします。

本日は御苦労さまでした。

散会 午後 2時57分

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（杉山羌央君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成22年第4回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（杉山羌央君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第86号の質疑、委員会付託

○議長（杉山羌央君） 日程第1、議案第86号 平成22年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。

なお、第1回目の質疑については、議員及び答弁者はいずれも登壇することとし、再質疑については、いずれも自席にて起立の上、お願いすることといたします。

初めに、1番、鈴木初司議員。

〔1番 鈴木初司君登壇〕

○1番（鈴木初司君） 1番、鈴木初司でございます。

発言通告書の質疑のほうで、当局に説明を求めます。

議案第86号 平成22年度一般会計補正予算（第3回）、33ページから35ページ。

4款2項3目し尿処理費の4し尿処理施設建設事業1,465万2,000円のうち、13-40新し尿処理施設建設委託料1,450万円について説明を求めます。

まず、1つ目でございます。

候補地、この間説明がありまして3地区、下船原、大平、田代の地区についての進捗状況、どのようになっているかお尋ねいたします。

2つ目でございます。

前、全協の説明のときは、まず地権者に測量をお願いするとのことでしたが、その辺はどのようになっていますか。説明を求めます。

3つ目でございます。

補正予算資料では、ボーリング調査委託料の増、3地区、1,450万円となっておりますが、おのおの幾らずつを予定していますか。説明を求めます。

4つ目でございます。

我々にはまだ説明がないんですが、その中で1,450万を議論すると非常に難しいものですから、お聞きいたします。し尿処理施設の事業総額の予算はどのようになっていますか。必要な敷地面積はどのくらいでしょうか。また、その場所については自己所有地にするのか、借地でも可能か。また、建設をやる、ボーリング調査ということですので、地耐力はどの程度になりますか。質問します。

5つ目でございます。

し尿処理施設の基本計画、生活環境影響調査はどのようになっていますか。

以上5点について説明を求めるものでございます。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

市民環境部長から説明をさせます。

○議長（杉山羌央君） 市民環境部長。

〔市民環境部長 山本 潔君登壇〕

○市民環境部長（山本 潔君） それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

第1点目の候補地の進捗状況でございますけれども、これにつきましては、10月12日に候補地選定報告書が横田会長から市長に提出されました。これを受けまして翌13日に3つの候補地の区長さんを訪ねまして、その旨報告をさせていただき、選定の経緯等について、区長さんを初め区の役員さん方へと説明をする機会をつくっていただくようお願いをいたしました。

大平区につきましては、先月、11月に区役員会が開かれた折にお時間をいただきまして、選定の経緯等について説明をさせていただきました。それから田代区につきましては、これも11月ですけれども、全世帯の方に声をかけていただいておりますので、その場所での説明をさせていただきました。それから、下船原地区につきましては、説明の機会はいただいております。先週、下船原地区の区長さんから市長あてに申立書ということで、区の班長常会で建設反対の決議をしたと、候補地から除外してもらいたいという内容の申立書が提出されて今日に至っております。

それから、2番目の地権者への測量のお願いということですが、これにつきましては、まだお願いをしてある段階ではございません。地域の方々、地区の方、それから地権者の方々に説明をさせていただいて、基本的に測量していいよということがいただけた段階で調査に入らせていただきたいと思います。その現地測量の結果、施設の位置ですとか形といったものが出てくるとお思いますので、それをまた地域の方に説明をさせていただきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、地権者の方だけでなく、地区の区の方にもその辺の御理解を

いただいくということが必要かと思っておりますので、並行して両方のほうに調査を、あるいは測量をさせていただくことをお願いをしましろうというふうに考えております。

それから、3点目のボーリング調査委託料のおおの幾らずつ予定しているのかというようなことですが、これにつきましては3地区分全部を計上させていただいたというわけではありませんが、1カ所ですが、一番お金が最大で幾らかというようなところを計上をさせていただきました。

一応内訳としては、ボーリングを5カ所、それから電気探査3カ所、それから現地測量、約12ヘクタール分を見込んでおります。これにつきましては、3候補地の中に、田代地区については断層が一部あるということなものですから、田代地区をやる場合には電気探査というのが必要かなど。ほかの地区では特にそういったことは必要ないのかなと考えておりますけれども、その分も一応見ております。

それから、4点目の事業総額の予算が必要な敷地面積、自己所有云々ということですが、これにつきましては、昨年の12月ですか、委員会のほうで報告しております基本計画の中で、単独の処理方式ですと13億5,000万円ぐらいということで基本計画の中でうたっておりますので、このような報告をさせていただきます。これには一応し尿の施設と助燃材とする施設ですね、それについての金額でございます。これ以外にまだ当然、計画を策定するための費用ですとか、それから、場所にもよりますけれども、農業振興地域の除外だとか、都市計画のほうの手続きですとか、地域、地域によって違ってきますけれども、そういった経費がかかります。また井戸を掘る経費ですとか、田代地区の場合には取りつけ道路も一部拡幅する必要があるのかなということで、これらのふうになった場合には、そういった用地費ですとか道路の改良費というものもかかってくるというふうに考えておりますので、全体として見ると、場所が決まって測量してみないとわかりませんが、15億弱ぐらいにはなる可能性があるというふうに考えております。

それから、必要な敷地面積ですが、これも施設をどういうふうにするのかということによって変わってくると思いますが、2,500平米程度が必要になるだろうと考えております。

それから、自己所有かどうかということにつきましては、今、市有地か、あるいは民有地であれば、これは買収をさせていただくということを基本的に考えております。借地ということではなくて考えております。

それから、地耐力につきましては標準貫入試験というんですか、これで50ニュートンという数字でございまして、かなり恒久的なものを建てるということで、少し厳しい基準ということで考えております。

それから、5番目の基本計画、それから生活環境影響調査ですが、基本計画につきましては既に策定済み、昨年の10月に策定が終わって、福祉環境委員会に12月の委員会で報告をさせていただいております。それから、生活環境影響調査につきましては、今後、候補

地が決まり次第、その段階で調査をさせていただくというふうに考えております。

以上です。

○議長（杉山晃央君） 再質疑はありますか。

鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） 何点かお答えをされていないものですから、再度お聞きをいたします。

まず3番目、1つずつですけれども、3番目の、おのおの12月定例会の補正予算資料というものを見終えて、説明を私のところはいただいている、その中では、皆さん衛生費のところを見ていただければわかるんですけれども、新し尿処理施設建設候補地地質ボーリング調査委託料の増、これ3地区ということの中で1,450万ということを書いています。議長、これでございます。

今の説明ですと、我々は当然、行政からの説明書類によって判断をしていくわけでございまして、何ら1地区で1,450万今のだと使うよということになるんで、我々に対しての説明は、じゃ、いかがなものかと。議会に対して違う説明をしていて、本当はこっちでやるんだよというようなことをやるというのは、じゃ、全部これが、説明書類がうそになってしまう。そんな議会軽視のことをやられては、全然我々審査していけないと。今の説明でいけば。普通であるならば、3地区ですから500万ずつかかると。例えば下船原に500、田代に500、向こうにもう一つだと、残りの450ですか、そういう割り振りなら話はわかるんですけれども、何らないままに、この説明書と全く違う説明をされていると。私自体は納得がいかないし、審査できないというのがありまして、もう一度その違い、なぜそういうことが起こるか、これは行政当局にも市長にも説明は求めます。

2つ目でございます。

2つ目の大きい説明の地権者に説明はどうかというところ来たら、今もって説明はしていないと、現地測量も何か所やるかオーケーされていないと。オーケーされていないままの予算をここに出して、どうしてやるのか。

まず、この間の全協のときには、もう測量から入って、測量をやる部分の建物の下をボーリング調査をやるという説明であったのに、地権者にもオーケーをされていなくて、何か所やるか、3カ所の測量をかけるって、今のでいうと、測量だって1カ所やって決めるんだよと。それで、測量の場所も地権者もオーケーされていなくて予算が上がって、どうにもなるのもわからないと。きょう、今はもう議案が上がってきているわけですよ、これで、部長。何にも決まっていなくて、我々にこの書類も違くて、何で審査をしろというわけ、1,450万の。その辺の説明を再度求めます。なぜまだ現地のオーケーもとれていないのに、こういう議案書が出るのか。これそもそも論でございます。

それから3つ目の、あとボーリング5カ所、電気探査2カ所ということで、電気探査3カ所やりたいということの中で、金額は1,450万がアップーだって。私ね、とんでもないこと言わないでもらいたいですよ。私もプロです。1本掘るのに、皆さんに申し上げますけれど

も、1メートル、ボーリング調査をやるのは5万円です、高くても。N値が50ニュートンまでいくということがあれば、その辺は全部資料がありまして、20メートルまでいけば50ニュートンに当たります。20メートル掛ける5万ですから、1本100万円、掘っても。それが3本ですから、300万円。ということであるから、私は1カ所500万ならわかったと。それがトータルで1,500万の見積もりってどこから出ているか、再度そこも聞きます。

それとあと、一番上の報告会どうなっているかと。今、大平地区11月、田代地区11月で、あと何日にやったかという細かい日にちもないものですから、その辺と、あと下船原地区に12月1日に反対の申立書というのが出ていると。どういうことで反対をされてしまったかという、その辺の内容をお聞かせください。

でも、今の部長の説明では、1,450万円に対するものと、衛生費でここに書かれている書類上で審査をしようがない。ちゃんとした答弁をください。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） まず、私のほうから、決まっていなのに予算をつけるのかということですが、既に決まっていることが幾つかあるわけですね。これはもう最初の伊豆市の総合計画でし尿処理施設については新しくつくることが決まっているわけです。基本計画も決まっているわけです。もう一つ決まったことが、候補地は3つだということまで決まったわけです。もう一つは市長が決めるという段階に来ているわけですね。

今3つ案をいただいていますので、その中のどれかをやらなければいけない立場に既に市長はあるわけです。ですから、その中のどれをとった場合でも、必ず必要な事業費を予算として、事業費ではありません、予算として認めていただきたいということですので、それは堀切地区でごみ焼却場の予定地を1つ行政が決めて、地元の皆さんからどういうことだと非常に強い批判をいただいた、その教訓を得て、複数の候補地を市民の皆さんに御提示して、そして、その中の1個への選定の過程をお見せしているわけですから、それは新たな伊豆市のやり方としてぜひ御理解をいただきたいと思います。

その他の部分については市民環境部長から説明をさせます。

○議長（杉山羌央君） 市民環境部長。

○市民環境部長（山本 潔君） それでは、ちょっと順番は御質問とずれるかもしれませんがけれども、説明会につきましては、大平地区は11月18日、田代地区につきましては11月12日でございます。

それから費用のほうですけれども、ボーリングにつきましては一応5カ所で680万円を考えております。一応25メートルということですが。ただ、当然、一定の先ほど申しましたような地耐力のある地盤が出てきた段階で、これは停止をいたします。一応1本25メートルを考えて、最大値といいたしめようか、考えておりますので、25メートルを5本で680万円ということで見込んでおります。電気探査につきましては3カ所で440万円、測量については330万

円を一応予定をしております。

それから、この資料のほうが、補正予算の資料の中で（3地区）という書き方がございまして、その点が大変、候補地3地区ということで、その3地区をそのままここに記載してしまったということにつきましては大変誤解を招いてしまったということで、私ども大変申しわけなく思っております。これは訂正をさせていただきたいと思えます。

それから、下船原地区の反対なんですけれども、もともとこの前の段階でお話を、実は候補の候補になっているということのお話を8月にさせていただいた段階で、もう地区の方の中では、役員さんの中ではもう既に反対だということで、もう反対をするんだということで決まっていると。それなのにもかかわらず候補地になったということは大変けしからんということで、いずれにいたしましても、反対の理由というのは特に書かれておりませんけれども、いずれにせよ、地区としてはもう既に反対ということを決めているんだというような内容だと思います。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 再質疑ありますか。

○1番（鈴木初司君） 現地測量のことが、まだ決まってないんだと。

○議長（杉山羌央君） 市民環境部長。

○市民環境部長（山本 潔君） 確かに測量も現時点でまだ御了解いただいておりません。ただ、これは全体の建設に至る日程の関係で、できれば早い時期に、合併特例債が間に合うかどうかわかりませんが、一般的には6年程度かかると言われておりますので、既に合併特例債の時期が大分厳しくなっております。現時点では測量をさせていただくお話まではいっておりませんが、少なくとも新年度まで待つということではなくて、御了解が得られ次第、現在も地区の方と話し合いを区長さんとさせていただいておりますので、次の段階に行けるような状況になりましたら、できるだけ早く測量に入りたいというふうに考えておまして、今回補正予算として計上させていただきました。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） 私、反対をしているとかという話では全くなくて、これは基本計画が決まっておって、ここにありますが、し尿処理施設の生活環境調査というのはやるんだよという書類も持っておりますけれども、ただ私が言っているのは、予算として上げるのであるならば、そういうことが、今回の3カ所というのが今は1カ所になり、その今金額についても、初めて個々に出てきたわけでございますけれども、そういうものがあって今、大沢の話が市長からちょっと出ましたんで、しっかり教訓につて。

私、やり方としては、逆にきちんと地域の中で3候補地が決まって、これだけの予算上げるからと言え、臨時議会でもやっていただければ、初めて丸になったよということであるならば、ここに決まっていることでオーケーをしてあるならば、私はそういう形の中でやって

いただいたほうが承知をするし、今の状況で、いや、わからない中で、再度聞きますけれども、今これからの地域の説明会でオーケーをとっていくというやり方の中で、どこまでが可能なのか。今で言うと、まだ予定は未定と。予定が未定の中で予算としてこれだけ上げられるということは、市民の皆さんの税金を我々負託されてやっておるわけですから、全然反対とかじゃなく、順序をきちんとやっていただきたいと。

先ほどから言っているように私は、基本計画が出たと、あと、し尿処理施設の生活環境調査に入れば終わり。ただ、あと、やった中で敷地調査に入らなければ、先ほどから言っているとおりに、ボーリングの位置確定しないじゃないですか。それが確定、敷地がオーケー、ここでいただきましたと初めて臨時議会でもかけられたほうが、普通のきちんとしたやり方ではないかと私は思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。だって、まず初めに敷地に入らせてもらわない限りできないと思うんですよ、ボーリングが。その辺を再度御説明ください。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議員の御指摘は理解はできますが、ただ、今回のやり方としては、既に3候補地の中から、どこかが反対があったから、ほかを探すということではなくて、この中から1つ市長が決めなさいという答申をいただいているわけですね。したがって、今回議会にお願いしているのは、その候補地の中のどれをとっても最大限これだけがかかりますという予算の枠をお願いをしたいと。3月までには決めなければいけないわけですから、それまでに決まった順に調査も入りたいものですから、測量も入りたい。したがって、この時点で議会の皆様に予算枠としてお許しいただきたいということでございます。

[発言する人あり]

○議長（杉山羌央君） 市民環境部長。

○市民環境部長（山本 潔君） 今、市長が申し上げましたとおりで、いずれにいたしましても、測量をしないと、その先に進めないというのは事実でございます。現在、この手順ですけども、地区の方に御説明をさせていただいて、もう一つ、これは地権者に御了解は当然いただくんですけども、地権者がいいといっても地域の方々が反対だよということであれば、これは調査すべきかどうかということになるかと思えます。それは難しいと思えますので、基本的に地域の方も少なくとも測量することについての御了解が得られた段階で、これ、どちらが先という先ほども問題ありましたが、地権者の方をお願いをして、まず測量から調査をさせていただきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（杉山羌央君） これで鈴木議員の質疑を終わります。

次に、12番、森良雄議員。

[12番 森 良雄君登壇]

○12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

議案第86号 平成22年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）について質問をさせていただきます。

2款1項6目天城湯ヶ島支所費110万円、修繕料100万円と廃棄物処理手数料10万円になっておりますが、どこをどのように修繕をするのでしょうか、詳しい説明をいただきたい。どこからどのような廃棄物が発生したのでしょうか、御説明をいただきたい。

続いて、2款1項8目その他事務事業4,000万円、電波遮へい対策事業等補助金についてお伺いします。補助の内容、基準等、詳細な説明をお願いします。今後、難視聴地区が発覚した場合は、補助の有無もお伺いしたい。それから、再質問をするつもりでございましたけれども、あわせて御説明いただければお願いしたい。現在既に工事にかかっている地区もあると思います。そのような地区もこの補助の対象になるかどうかもお伺いしたい。

続いて、3款2項4目こども園一般事務事業、土地購入費1,800万円についてお伺いします。場所、土地の面積、単価、購入理由等の説明をお願いいたします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） それぞれ担当する部長から説明をさせます。

○議長（杉山羌央君） 初めに、総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

○総務部長（鈴木伸二君） それでは、私のほうから、まず19ページ2款1項6目の11の2天城湯ヶ島支所費の中の修繕料、廃棄物手数料につきまして、御説明をさせていただきます。

まず、修繕料でございますが、今回貸し付けを行うことに伴いまして電話交換機等の入りかえを行う必要が生じてまいりました。あわせて、現在使っている電話機を取りかえをいたします。その部分が40万円でございます。それから、宿直室が現在、旧支所のほうにございますが、そちらのほう、日直等やったときに、事務室の中に入りという形になりますので、そちらのほうも改善をしたいということで、宿日直をするための部分を手直しする修理、それが40万円でございます。そのほか、農村改善センターのほうの火災報知機、こちらのほうの切りかえも必要になってまいりまして、そちらのほうは20万円、あわせて100万円を予定しております。

それから、廃棄物、どのような廃棄物かということでございましたが、倉庫等片づけをいたしておりましたら、旧天城湯ヶ島町時代からのイベント等で使った、かなり古くなった品物、用品等が出てまいりました。また、いす等で、もう使用できないというようなものも出てまいりましたので、そういったものを処分する必要があったということで、一応1コンテナ5万円を予定しておりまして、2台分を予定したものでございます。

それから、2款1項8目でございますが、その他事務事業の電波遮へい対策事業、これは

地デジの難視聴対策ということでございまして、共同アンテナを設置して、地域でテレビ組合というような形をつくって視聴する場合に、自宅までの引き込みですね、アンテナを立てるところから引き込みまでの距離、相当ございますが、それらの部分について補助をするものでございます。国のほうが3分の2、それから、それにさらにNHKのほうでも補助を予定していますが、今回ここに計上してありますのは、国の補助分に相当する額ということで計上をさせていただいております。

最新の地デジ対策の補助というのが、また国のほうが若干変わってまいりましたようでございます。現在のところ、1キロを超える幹線といいますか、アンテナから、受信点から幹線の距離が1キロを超える分については10分の10を補助すると、それ以外の部分について3分の2というような取り扱いになってきているということでございます。

それから、どうしてもそういうもので対応できないという部分も出てまいります。その地区のことをホワイトリストというようなことを呼んでおりますが、現在伊豆市におきましても、その地区が既に登録をされております。最大で201世帯というようなことで現在登録がされております地区につきましては、大字名でこれは多分言っていると思うんですが、筏場、小土肥、城、冷川、湯ヶ島というような大字単位で言っておりますが、その中でも地区が特に限定をされているということで、201世帯という形で言っております。今後こういった映らないというような地域が想定されますので、さらにホワイトリストといって衛星受信ですね、そちらのほうで暫定的に対応するという部分が出てまいりますので、これについては、その都度申請をしていくということで考えております。

一応20地区を予定をしておりますが、今回20地区で4,000万円という補正をさせていただいたんですが、これまでの実績で最大のところだと、大東地区ですか、こちらのほうが84世帯で3,000万円ちょっとというような金額になっております。これ総工事費ですが、そのうち国の補助が2,000万円というふうなことがございます。それから、土肥は既に終わっているわけですが、622世帯で4,600万円というような事業費で、国の補助が1,600万円と。これはちょっと範囲が広がったり大きなものですから、それ以外だと、大体平均200万円前後でいっているということで、今回20地区の200万円ということで4,000万円を予定をさせていただいたという金額になっています。

それから、その基準でございますが、一応2世帯以上というのが国のほうで補助する対象になっているということでございます。

今回、12月の最初の申請に間に合うように予算をとらせていただいたんですが、既にこの中でも、あわせてホワイトリスト、同時にいかない間に合わないだろうという地区も出てまいりますので、それらについては逐次、最終的に1月になりますが、申請をしていくということで予定をしております。

現在、工事が終わったところがございます。8地区ほど終わっております。現在、申請中のところが9施設ございます。それから、これから4次申請の本申請に移る部分が何地区が

ございます。すべてそういったものも、同じ国の補助の対象としてやってきております。

今後、5次申請というのが12月にあるわけですが、そこで予定をした部分が20件ということで、現在、実際に放送が中継局からされているわけですが、それに基づいて若干件数が今年度どうしても無理だというところが出てまいりましたので、それについてはホワイトリストに載せると同時に、来年度の分の申請が2月から始まりますので、そちらのほうで申請をし直すという形になりますので、そちらはまた新年度予算という形になってまいります。

最終的には衛星からどうしても受信しなければいけないという部分につきましては、国のほうからの補助で衛星からのチューナーについては1件につき1台だけ、ですから、2台、3台必要であれば、それは個人負担というような形になっておるようではございますが、1件につき1台だけは国のほうの補助の制度に乗っかるという説明を受けております。

電波遮へい対策についての御説明は以上でございます。

○議長（杉山羌央君） 次に、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 鈴木俊博君登壇〕

○健康福祉部長（鈴木俊博君） 御質問のページが29ページでございます。

3款2項4目こども園費のこども園一般事務事業の中の土地購入費1,800万円についての御質問でございます。

まず1点目の購入予定地の場所でございますが、現在の土肥こども園の南側に位置し、園庭と市道金山橋線に挟まれた位置でございます。字は土肥の上砂田というところでございます。

2点目の面積でございますが、1,054平米、約319.4坪でございます。現況は雑種地、今、園の駐車場として使っております。

そして、3点目の購入価格でございますが、市の固定資産税評価がえの際に、標準宅地の不動産鑑定評価を行っていただいております大橋不動産鑑定士の鑑定評価、これが2,108万円、平米にしますと2万円、坪にしますと6万6,000円、これに基づきまして地主と事前に協議を行った結果、1,800万円、約平米当たり1万7,078円、坪にしますと5万6,356円ということで、この買い取りの予定をしております。

なお、この予定地でございますが、平成20年4月に御承知のとおり土肥ふじみ幼稚園を土肥幼稚園に参入するに当たりまして、この年の1月からお借りをしておりまして、現在も土肥認定こども園の園児の送迎にかかる保護者、それから職員の駐車場として利用しております。また隣接する土肥中学校がございまして、この行事の際にも、この駐車場を保護者が利用しているという状況がございまして。

そして最後でございますが、購入に係る理由、それと経過でございますが、ことし8月に地主から市にこの土地の買い取りの依頼がありました。また、その依頼の中には、市が買い取りできぬ場合にはほかへ転売したいと、こういう申し出もございました。したがって、市といたしましては、将来的にもこの土地を園の駐車場として利用する必要があるというこ

との中でこの申し出に応じ、買い取りを予定したところでございます。

以上でございます。

○議長（杉山羌央君） 再質疑ありますか。

森議員。

○12番（森 良雄君） 再質問させていただきます。

まず、天城湯ヶ島支所の件なのですが、場所としては、今度貸し付けるところとは違うというふうに理解してよろしいでしょうか、いわゆる修繕するところですね。廃棄物手数料については御説明のあれで一応理解したいと思えますけれども、修繕場所についてももう一度確認します。これはあくまでも東京ラスクとのところとは違うのかどうか。

それともう一つ、天城湯ヶ島支所の修繕等について、昨日の一般質問ではユーティリティー部門については伊豆市は関与しないというようなお話があったと思いますので、今後貸し付ける部分についてのこのような補修等の費用は発生しないと見てよろしいかどうか伺いたい。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） 修繕する場所につきましては、現在保健センターになっておりますが、その事務所にございます。そちらのほうの修繕になります。

それから、ユーティリティー等を貸したことに伴って必要なものというのは、事業者、借り手の負担ということで現在考えております。

それから建物、これも一般的には借地借家というようなことの中でいきますと、自然劣化に伴う雨漏りとかは発生する場合がございますが、そういったものは家主といたしますか、貸し主の責任というようなことに一般的にはなっておりますので、雨漏り等、そういったものが発生した場合には対象になろうかと思っております。それ以外ですと、大規模な災害とかなんかが発生した場合とか、貸せる建物の基本的な部分ですね、それは一般的には家主の責任という部分がございますので、それらは発生すると思っております。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 再質疑ありますか。

森議員。

○12番（森 良雄君） それでは、次に移らせていただきます。

詳しい御説明いただきましたので、ほぼ理解できましたけれども、電波遮へい対策事業等補助金については、ちょっと確認させていただきたいんですけれども、各地区とは十分もう話し合いが行われているんだろうと思うんですけれども、万が一、今後発生した場合でも対応が可能なのかなのか、その辺。多分先ほどの説明では可能なのかなというふうに理解しましたけれども、その点もう一度御説明いただきたい。

それと、私、一番心配しているのは、地区が先行して事業にかかっちゃって、市との協議

が進んでいないというようなことはあり得ないというふうに理解してよろしいですか。市の補助金なんかですと、往々にして設計段階から市へ届け出ないと対応できないというようなケースも結構あるようなもので、その辺ちょっと確認したいと思います。

もう一点、土地購入費についてお伺いします。

こちらも説明十分行われていたと思いますので、確認なんですけれども、これは今までも使われていたということで理解してよろしいですね。新規に利用したいもんでここ購入したんじゃないと、購入したいというんじゃないというふうですね。

それと、ちょっと余分になると思いますけれども、結構広いふうと思いますので、十分余裕があるんだろうと思うんですけれども、子供たちの送迎はこの場所を使って行っているというふうに理解してよろしいですか。それだけちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（杉山晃央君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） まず、電波遮へい対策のほうでございますが、来年になります、7月までの放送になっておりますが、アナログが切れるまでは対象となってくるものと取り扱いをしております。現在リストとして私ども各地区回らせていただいて御説明をさせていただいておりますが、同時にNHKさん、またデジタルサポートさん、そちらのほうでも随時相談会等行われておりますので、漏れはないと思っております。全部の世帯に確認はしてございませんが、そういう形でフォローはさせていただいております。

○議長（杉山晃央君） 次に、健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木俊博君） この土地でございますが、20年1月からお借りして、今に至っています。そこを求めたいということです。

それからもう一つが、この場所でございますが、当然ながら園児の送迎ということで、保護者の駐車場として使用してございます。

○議長（杉山晃央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） 現地を見ていないもので申しわけないですけれども、舗装等はもうなされておるのでしょうか。

○議長（杉山晃央君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木俊博君） 舗装はされてございませんで、碎石を敷いて支障のないようにしてございます。ただ、一部碎石も敷いていない部分がございますが、これは今後整備をして、より使いやすくということで考えております。

○議長（杉山晃央君） これで森議員の質疑を終わります。

次に、6番、西島信也議員。

〔6番 西島信也君登壇〕

○6番（西島信也君） 6番、西島信也です。

議案第86号につきまして質疑を行います。

1カ所、1点だけなんですけれども、31ページでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、50その他事務事業でございますけれども、19-46市内公的病院等補助金、これが9,700万あるわけでございます。かなり大きな金額ですけれども、これは前年、平成21年にも伊豆日赤病院へ6,500万円補助金を出しているわけなんですけれども、こちらの左側の財源内訳見ますと、財源が一般財源と、こうなっているわけなんですけれども、今後、交付税等で算入されて戻ってくるとかそういう収入はあるのか、ないのか、お伺いします。それが1点。

それから、ちょっと確認ですけれども、この補助する病院名と、それぞれの補助金額をお示し願いたいと思います。

それから3点目、補助の内容ということで、どういうことに対して補助をするのか。

この3点につきましてお伺いいたします。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 健康福祉部長に説明をさせます。

○議長（杉山羌央君） 健康福祉部長。

〔健康福祉部長 鈴木俊博君登壇〕

○健康福祉部長（鈴木俊博君） 御質問いただきました31ページの4款1項1目保健衛生総務費の50その他事務事業の19-46、市内公的病院等補助金9,700万円の件でございます。

まず、この補助金でございますが、平成20年度に日本赤十字社や厚生連等が運営する公的病院等に対し市が助成した場合、国の特別交付税の財政措置が拡充されたことに伴いまして、平成21年度に市で伊豆市公的病院等に対する補助金交付要綱をつくりまして、これに基づいて、市内の医療体制の確保、充実を図る目的にて交付をするものでございます。

補助の対象事業は運営費の補助と医療機器等の整備に対する補助があります。昨年度は、議員おっしゃったとおり、伊豆赤十字病院に対し6,500万円の運営費に対する補助を行っております。

今回の補正予算でございますが、この補助金交付要綱に基づきまして、伊豆赤十字病院の運営費に対し7,700万円、それから中伊豆温泉病院の医療機器等の整備に対し2,000万円の補助をするものでございます。

補助の内容でございますが、伊豆赤十字病院には、市の乳がん・子宮がん検診時に非常勤の産婦人科医師を確保しての検診、また腹腔鏡手術による胆のう摘出や胃・大腸切除術により、地域住民に質の高い医療の提供と患者の入院日数の短縮等による負担軽減を図るとしております。また、夜間・休日における救急医療体制の充実として、救急車の受け入れを可能な限りふやし、時間外患者数、救急車搬送患者数をふやすことや、小児科の夜間診療を毎日

夜7時まで延長するなどにより、地域住民への医療サービスの向上と収入の増加を図り、病院経営の健全化に取り組もうとすることに対し交付しようとするものでございます。

また、中伊豆温泉病院に対する補助でございますが、胃・胸部併用の検診車の購入費負担に対し交付を予定しております。中伊豆温泉病院では、現在使用している検診車、これが平成8年に取得したということで随分老朽化が進んでいるということから、この検診車の整備によりまして疾病のより早期発見、早期治療、また、これまで以上に市内の受診者数をふやすなどして、地域住民に質の高い医療サービス等の提供に取り組もうということで話がございました。

以上でございます。

○議長（杉山羌央君） 再質疑ありますか。

西島議員。

○6番（西島信也君） 詳細な御説明をいただきましてありがとうございました。

確認ですけれども、財源ですけれども、交付税の枠が拡充されたというお話ですけれども、これは要するに全額9,700万円ですね、来年度なら来年度、交付税で算入されてくるのかどうなのか、お伺いいたします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木俊博君） 交付税の交付要件がございまして、その基準の範囲内に入っておりますので、当方としましては全額が来る予定をしております。

○議長（杉山羌央君） これで西島議員の質疑を終わります。

次に、20番、木村建一議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

○20番（木村建一君） 20番、木村建一です。

議案第86号 一般会計補正予算について、3点にわたって質疑をいたします。

1つ目です。

19ページ、中伊豆温泉スタンドの水中ポンプ入替工事1,450万円についてお尋ねいたします。

書き順が逆になりましたけれども、そもそもポンプが落下した原因が何なのかということをお答え願いたいと思います。

それから2つ目は、温泉スタンドを再び使いましょうという提案なんですけれども、温泉使用料金が増加する見込みがあると考えているのかどうか、さらには、仮に温泉が使用できないという状況にしたとき、いわゆる入れかえ工事をしないということを想定したときに、市民への影響というのはどのようにお考えだったのかお尋ねします。

2つ目です。

39ページ、地域観光情報発信事業についてです。39万1,000円ありますけれども、いろい

ると他の自治体との連携ということはわかったんですけども、その必要性和、伊豆市に限らないんでしょうけれども、提案されているの見まして、観光産業への影響をどのように見ているのかお尋ねします。

3点目、最後です。

41ページに自然公園の管理事業、その中で支障木の業務委託というのが70万円、それから圃場耕運業務委託というのが80万円ありますけれども、この2つ提案されておりますけれども、市と振興公社の間で当然さまざま直すときの事業内容というのは区分けしているのかなと思っているんですけども、今回提案されている根拠についてお尋ねします。

以上でございます。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） それぞれ担当する部長から説明をさせます。

○議長（杉山羌央君） 初めに、建設部長。

〔建設部長 小川正實君登壇〕

○建設部長（小川正實君） それでは、19ページ、中伊豆温泉スタンドのポンプ入替工事1,450万円でございます。

水中ポンプが落下した原因でございますけれども、原因としては定かではございませんけれども、今我々が予想できる原因としましては、腐食による劣化と考えております。

それから、使用料金の問題なんですけれども、これにつきましては全体での使用料金は1.5倍以上ふえております。しかしながら、使用料金のほとんど80%以上が3事業所によって賄われておりまして、その20%弱になりますけれども、これにつきましては付近の市民の方々のコインの販売によって賄われております。この3事業所につきましては、平成22年にスピチュラルホテルが閉鎖されましたので、このスピチュラルホテルだけで全体の使用料金の、330万円ぐらいあるんですけども、そのうちの半分、これがスピチュラルホテルでございまして、これが今閉鎖されました。あとは春風会、それから特養老人ホームでございます。これにつきましては多少、今後とも必要となっております。

そこで、問題はコインの枚数でございますけれども、コインによる販売なんでございますけれども、これにつきましては、平成16年に1万8,000枚、平成21年につきましては2万8,300枚程度の売り上げがございます。単価が100リットル当たり21円ということで非常に安いんでございますけれども、使用者は急増しているということが言えると思います。ただし、使用料金につきましては20%弱というような状況で非常に低いものでございますけれども、これ地域の方々への福利厚生というふうにご我々は見ております。

そういうことで、仮に使用できなかった場合の市民への影響ということでございますけれども、1つには、この2つの事業所でございます。特養とふれあいプラザでございますけれ

ども、特養につきましても、今度施設を増設いたしまして、温泉による施設というふれ込みで特養老人ホームを充実していこうということでございます。

もう一つは、ふれあいプラザのほうで使用されているんですけども、こちらにつきましては市との関連がございまして、既に施設の改良等の検討に入ったということでございましたけれども、今度再開するというので、そのあたりが変わってきてございます。

コインスタンドのほうなんですけれども、20名をちょっと超えるんですけども、こういう方たちの問い合わせがございました。いつ再開するのかということで、当面、我々としては見通しが立っていないというようなお話をしてございましたけれども、非常に期待される方もいるやに聞いております。

ただし、八幡地区におきましては民間の温泉事業が普及されておまして、割と問い合わせされる方、それから使用される方は、八幡からちょっと離れたあたりの方だと思いますけれども、問い合わせの方々の所在、どういう方々かということの調査はしてございません。それから我々が、余りにも工事費がかかるものですから廃止の方向で始めたんですけども、付近の皆様の意向、それから、あやめ会のほうからも、先ほど申し上げましたとおり、施設の充実ということも絡んでおりましたので、何とか再開してほしいということで、今回補正予算を計上することとさせていただきます。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 次に、観光経済部長。

〔観光経済部長 鈴木誠之助君登壇〕

○観光経済部長（鈴木誠之助君） それでは、39ページ、観光振興事業、地域観光情報発信事業の委託料390万1,000円について御説明申し上げます。

伊豆市の観光情報の発信は、数々のプロモーションやイベントに参加し、実施されてきました。5月のサイクルフェスティバル、夏のサマーフェスティバル、シャクナゲ、ショウブ、紅葉まつり、それからハイキング、サイクリングなど、三島市、それから沼津市と県内の参加者が多くこのごろ見受けられます。また、本年は虹の郷におきまして東部地域の市町の割引デーというのを設けたところ、多くの来場者がありました。本事業は県内をエリアとするFM放送局ですK-MIXの番組枠を活用して、若年層を中心にリスナーの多い時間帯、1時から1時半という、週1回30分の枠を、伊豆市情報番組と企画し、発信し、誘客を図るものでございます。四季折々の見どころとか各種のイベント、開催の情報、参加の案内など、ラジオのパーソナリティーの取材によりまして最新の情報をお届け、発信できるものと考えております。また、宿泊施設や温泉、現地からのレポートなども組み込むというような計画でございます。観光誘客に結びつくものと考えております。

なお、沼津市、伊豆の国市、函南町の狩野川流域市町村が事業を共同で参画いたします。24年3月まで、事業は14カ月を実施します。費用につきましては、国の緊急雇用対策事業重点事業を活用するものでございます。

以上でございます。

それから、41ページ、修善寺自然公園管理事業でございます。

支障木枝打ちの業務委託は、匠の村の家屋に係るクヌギ、コナラ、サクラ枝の10本の、少し大きいものでございますが、それが匠の屋根にかかっているものですから、少し明かりを取りたいということで、大型クレーンが必要になりますので費用がかかるわけでございます。それから、もみじ園の支障木というのは、もみじ園から富士山が少し見えますので、富士山がよく見えるように支障木を枝打ちするものでございます。

市と公社との管理区分でございますが、修善寺自然公園の管理に関する基本協定を締結してございまして、その中で指定管理者の業務仕様書というものの業務内容を規定しております。それ以外のものということで、大型支障木につきまして市で負担して事業を実行いたします。大まかには、お客様に使用していただいてお金をいただくという施設の管理については公社のほうに、自然公園内、また、もみじ園内にある既存の施設の管理については市のほうでというような大まかな規定でございます。

それから、圃場耕運事業でございますが、これはアヤメというふうの説明をしましたが、ショウブでございまして、ショウブの育成圃場でございます。市で借り上げをしておりますが、ショウブの育成をやっておりましたが、御存じのとおり、虹の郷の園内にショウブ園をつくりまして、ここで今管理、それから育成をしておりますので、不要になったということでございまして、農地5筆、約3反分ありますが、それを所有者に返還するというので、農地に戻すという復旧工事でございます。1筆だけ、畦畔が少し崩壊しておりますので、大型ユンボ、機械を使って復旧するものでございます。

以上でございます。

[発言する人あり]

○議長（杉山羌央君） 観光経済部長。

○観光経済部長（鈴木誠之助君） すみません、ちょっとショウブとアヤメとあれしたりして、ショウブでございます。すみません。

それから、前に総務部長がお話ししたのはシャクナゲ、シャクナゲと申しましたが、ショウブ園でございます。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 再質疑ありますか。

木村議員。

○20番（木村建一君） 温泉スタンドについてお尋ねします。

1つ目、原因は定かじゃないが腐食であろうという。詳細ちょっと過去記憶にないものでお尋ねします。温泉の質によって腐食すると言われても、当然変わってくると思うんですけども、1つ考えられるのは、ちゃんと設置していたのかなというようなことが素朴な疑問として浮くんですね。その点は引き上げないとわからないということでしょうか、その原因。

業者にちゃんと何年前にお願いしたんだけど、その耐用年数というか、当然期間がありますから、温泉というのは。それをないか、さらに超えてこういう状況が起きたのかお尋ね、ちょっとお願いしたい。

それから、ここで廃止した場合にはさまざま影響が出てくるだろうということについては、お話の中でわかりましたけれども、それは省きます。1点だけ。

それから、地域観光情報発信事業についてですけれども、今部長お話しなされましたように、例えばこれがない場合でも、今までもいろんな発信事業というのを行っていますよね。さまざまところでやっています。したがって、今回お尋ねしたいのは、当然どのくらいに影響力あるのかわからないものですから、FMを乗っけることによって、どういう影響力があるからこれに乗っかりましょうということがあると思うんです。一緒になって、他の自治体と事業をやりたい。その点をもう少し詳しくお願いしたい。情報発信すること自体は当然いろんな形でやる必要があると思うんですけれども、プラスアルファやりたいよというところが、当然期限があるんですけれども、そのいわゆる何というか、目標というか。

それから、この辺はあれですかね。当初じゃなくて、ちょっと前出てきたのかわからないですけれども、当初はこういう考えがなかったのかどうか。いわゆる当年度の立てようとしたときに、いつごろこういう、ああ大事だねと、ほかの自治体と一緒にこういうFM局で発信していこうというところが大事だねと思った時期はいつだったのかをお願いします。

それから、いわゆる修善寺自然公園の管理事業についてお尋ねしますけれども、ちょっと区分けがわからないものでお尋ねしますけれども、いわゆる大きなものは市でやるのかな、ちょっとわからないんですけれども、虹の郷事業の報告書、さっと読んでみたんですけれども、例えばシャクナゲ、ハナショウブの剪定とか花つみとか、いろんなことを土地を改良やっている。なんだけれども、今回のこれ、いわゆる市がやりますよといった、その基本になっているのが、今部長がお話をなさりました修善寺自然公園の管理に関する基本協定書の中にありますよということなんですけれども、それから何かもう一つ、これを基本にしながら、もう一個何か取り交わした文書があるように今聞いて承ったんですけれども、ひょっとしたらもう既に配られて、私の調査不足でそうなったのかもしれないけれども、今お話しした基本協定書の中には、もう少し事細かなことがないんですよ。

したがって、どちらがやるのかというようところで、あれ、普通だったら、これ公社のほうで直すのかなと。例えば第1点目に出た匠の屋根にかかっている、当然お金かかるんだけど、これはあくまでも振興公社のお客さんを呼ぶためのやっぱり障害になっているから、それ外しましょうとか、それから、モミジの少し景観よくするためにという、取りましようというのは、それもやっぱり自然公園の自分たちの営業にかかわる問題なのかなと、そうすると公社なのかなということがあるものでね。

最後のショウブ園育成等どうのこうのということは、もう不要になったから返しましょう

ということについては、本体自体がもう使えないから、それは振興公社にやりなさいといったら、ちょっとそれはどうかなと思うんで、その辺は市が直すのが本来かなと私は思ったんですけれども、その前の件についてもう少し詳しくお尋ねいたします。

以上です。

○議長（杉山晃央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 1点目と3点目はそれぞれ部長から答弁をさせます。

2点目の地域観光情報発信事業ですが、もともと私は、伊豆市はケーブルテレビがなく、非常に地域の独自の発信力が弱いというのが前提でありました。それで、光ファイバーの設置を相当検討したんですが、昨年度、一昨年度の交付金でできないことはなかったんですが、将来の維持管理が非常に巨額になるということでギブアップして、今、伊豆の国市と2市のコミュニティFMを検討しているところでございます。

そのようなことを問題認識として持っていたところに、K-MIXから時間外というものがあるけれども、どうだというようなところを、あるところからオファーをいただいた。そのタイミングのころに、10月に横浜のパシフィコ横浜で神奈川スポーツサミットというのがございまして、そこで横浜ベイスターズの社長、横浜マリノスの社長、そして私という不思議な3人で、パネルディスカッションをさせていただきました。そのときにマリノスの社長が、集客力、平成21年度は横浜マリノスは20%プラスしたんですね。その話を伺ったときに、横浜市、横須賀市の410万全域ではなくて、地域に集中をしたと。マリノスの場合にはスタジアム周辺に集中したんですが、何といても地元からPRすることが集客アップにはまずつながるといような話を伺って、改めて県東部とか県内とか、あるいは神奈川県ぐらまでのエリアの中で、より情報発信をしていくということが必要だなという、ちょうどその2つのタイミングが、この9月から10月ごろに重なったわけです。

それで、K-MIXは非常に幅広い年齢層が聞いていますので、私はこれ報告を受けたときに、これはぜひやってみよう。数値目標として上げられるような性格のものではないんですが、そのような必要性を感じたところにこの事業がまいりましたので、ぜひやらせていただきたいというように考えておりまして、結果は、また成果は、実施した後、確認をしてみたいと思っております。

○議長（杉山晃央君） 建設部長。

○建設部長（小川正實君） 平成22年度の当初予算でポンプ入れかえだけを計画いたしまして、御予算をいただき、事業を発注しました。そして、業者のほうで工事にかかり始めて、揚湯管を引き上げようとしたところ非常に軽いということで、ポンプがついていない。ポンプは大体250キロからあるんだそうです。だから、そこでついていないということがわかったんですけれども、揚湯管が400メートルぐらいあるんだそうです。これを引き上げてしまえば、はっきりした原因はわかるんですけれども、その後の落下したポンプの引き上げ予算がござ

いませので、揚湯管を引き上げて外へ出してしまうことなく、そのままおさめました。ですから、詳しい原因はまだはっきりわかりませんが、我々が今予想するのは、私がさっき揚湯管の腐食と申しあげましたけれども、もう一つは、ポンプをつけてあるねじの劣化が、これも予想されるということです。

ですから、大変申しわけないんですけども、揚湯管を400メートル引き上げて原因を把握して、また揚湯管を入れるということになりますと、非常に事業費がかかりますので、とりあえず落下したポンプを引き上げる御予算をつけていただいた時点で引き上げて、原因をはっきりさせたいと思います。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 次に、観光経済部長。

○観光経済部長（鈴木誠之助君） 議員のおっしゃるとおり、基本協定では細かにわからないものですから、業務仕様書というものを締結してございます。その中には、お客様をお迎える花壇の草取りは公社ですと、それから花壇をつくる場合は市ですと。大きな花壇ですね。

それから、本件で支障木がありますが、これは匠の村の屋根にかぶっている支障木でございまして、カヤぶき屋根だったものですから、それをきれいにして、日当たりをよくして、今工事をやっています屋根を保護したいという事業でございまして。

また、施設管理に関する事で仕様書がありますが、例えばバスの運行は公社がやります。しかし、バスが壊れて買い替えですよという場合は市がやるといったような区分で管理をしているといった状況でございまして。

以上です。

○議長（杉山羌央君） これで木村議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第86号については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

ここで休憩いたします。

再開を11時といたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

○議長（杉山羌央君） ここで休憩を閉じて会議を再開いたします。

◎議案第87号～議案第91号の質疑、委員会付託

○議長（杉山羌央君） 日程第2、議案第87号 平成22年度伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算（第1回）から日程第6、議案第91号 平成22年度伊豆市上水道事業会計補正予算（第2回）までの5議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第87号から議案第91号までの5議案については、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

◎議案第92号～議案第96号の質疑、委員会付託

○議長（杉山羌央君） 日程第7、議案第92号 伊豆市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてから日程第11、議案第96号 伊豆市簡易水道等条例の一部改正についてまでの5議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第92号について、20番、木村建一議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

○20番（木村建一君） 議案第92号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例について、3点にわたって質疑を行います。

まず第1に、専門的な分野ということで今回条例提案されておりますけれども、現在でも業務委託などによって、ある意味では専門的な分野の知識を外部に求めているという場合もありますので、今回提案している条例とそのあたり、今までのとの違いについてお尋ねします。

2つ目です。

条例案を見ますと、高度の専門的な知識というのがありますが、それはどういうことでしょうか。それから、専門的な知識とはどういう分野なのか。また、両者の違いというのはどういうことでしょうか。

3点目です。

任期付採用職員の業務に当たっては、公務、いわゆる公の仕事ですから、公務の公平性、それから中立性、それから継続性という公務運営の基本原則というのが当然大事だと思うんですけども、それが確保される保障は、今回の条例が実際にやられたときに、その保障はどこにあるのかお尋ねいたします。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 総務部長に説明をさせます。

○議長（杉山羌央君） 総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

○総務部長（鈴木伸二君） それでは、議案第92号の御質問につきまして御説明をさせていただきます。

まず、専門的な分野、現在でも業務委託を採用しているがというようなことで、違いはということでございますが、一般的に、確かに業務委託につきましては設計とかいろいろなもので行っております。職員以外でも同様の業務、効果が得られる場合というようなことが業務委託に当たろうかなと思っております。

また、任期付採用は、公務員によるサービスが必要な場合、あるいは資格のある人を必要とする場合ということで、例えば社会福祉士を包括支援センターには置きなさいというようなことがございますので、そういった社会福祉士の資格のある人、あるいは、保育業務であれば保育士、そういった人が必要な場合、そういうような切り分けをいたしております。

それから、2番目の高度の専門的な知識とはということ、また専門的な知識とはどういう分野なのかということでございますが、特に高度といいますと、提案説明の中でもさせていただきましても、相当な実績・業績等を持った経験、そういった方というような考え方をしております。また、専門的な知識ということになりますと、一般的な専門職、保育士であるとか保健師であるとか、そういった職員としても既に採用している職種、そういった職員の中で、また不足等が発生した場合というようなことを想定しておるものでございます。

また、任期付職員の業務の公平性、中立性という問題でございますが、この職員につきましては当然地方公務員法が適用されますので、職員と同じ取り扱いでございます。守秘義務等は当然あるものでございます。また、継続性ということでございますが、任期を限ってという採用ということがございますので、任期の間は継続されますが、その期間を過ぎれば当然継続はされないというようなことになっています。ただ、任期付短時間というような場合に、例えば臨時の非常勤の現在保育士等がありますが、そういった方を単純勤務ということで採用する場合は、これは保育業務という観点からすれば、継続性は当然ございます。

以上でございます。

○議長（杉山羌央君） 再質疑ありますか。

木村議員。

○20番（木村建一君） 1つ目、お尋ねした質疑というか、深めたいものでお尋ねします。

今でも業務委託やっているんじゃないですかと、それでカバーできませんかというお話で、もう少し詳しくお尋ねして、この必要性についてちょっと確認をしながら質疑したいなと思っておりますけれども、今回提案されている条例がない場合でも、例えばちょっと前振り返ると、6月議会では産業経済アドバイザーが常勤の特別職ということで、条例に基づいて、規定に基づいてやっていますよね。それから、9月議会では市民窓口関係業務委託料と、提案理由の中に入る説明のあった、市民課にいる職員がほかのところに行ったもので、穴があ

いたもんで、そこをカバーしていくために、ただ単の臨時じゃなくて、それこそ入力業務というか、いろんなことができるような人たちを、会社かどこかわからなかったんですけども、個人じゃなくて、そういうところから本当の専門的に、市の職員じゃとても対応できないような、そういう能力のある人を入れていきましょうということでの業務委託をやられたという経過から見ると、今回条例をやらないと何か不都合があるのかなというような気がしているもんで、お尋ねしたいんです。

それから、2つ目の高度な、何が高度か、何が専門的なのかということで、結構古い法律が、平成14年ごろでしたか、大分前のだったもんで、私もちょっと探すのに、何が高度なかなって自分なりにやっぱり調べてきたんですけども、法律が提案されるときに、政府のほうからいろんな、こういう場合は、いわゆる専門的な知識を有する者というのは、こうこうこういうケースなんだよということではいろんな事例が載っているのがやっと見つかったんですけども、ちょっと読む限りでは、国の政策ですから余り詳しく言いませんけれども、例えばちょっと該当しづらいのかなと思ったのが、この参考例にしても。例えば専門的な知識を有する者ということで、原子力関係企業の職員を原子力安全政策に従事させる場合、これを想定していると、こうあるんですけども、ほとんどが国が法律に基づいてやるようなものしか、なかなか見当たらなかったんですよ。

したがって、もう少し具体的にお尋ねしたいなと思うのは、当然伊豆市の実際の重要施策など今後どんどん出て当然やるでしょうけれども、企画立案などを今度は一般職、行政職員、公務員が担う業務へどんどん広げていきましょうと、外から入れていきましょうというふうに私は判断したんですよ。そうすると、やっぱり伊豆市にとって何が高度の専門的な知識を有する者と見るのか、それから、専門的な知識を有すると見るのかというところは、やっぱり必要なのかなと私は思ったもんで、ちょっと質疑しているんです。

それで例えば、例えが余りよくないかもしれませんが、労働者派遣法の中にやっぱり、派遣される人の身分保障と同時に、そこを受け入れる正社員の身分をきちんとやっぱり守っていくという意味で、26業務で分けけてますよね、法律の中では。イコールじゃないんですけども、今回も例えばどんどんそういう能力のある人を採用しようとしたときに、1つどうかなと思うのでお尋ねしたいのは、当然市長も、今いる職員の方々をやっぱりもっともっと、専門的な分野でも、全般的な伊豆市民へのサービスを充実させていくために、専門的な職員をやっぱり養成しようということでの動きというのは当然やられると思うんです。その辺との兼ね合いがちょっとわからないもので、お願いしたいんです。

それから、ちょっともとに戻って、専門的な部分だけじゃなくて、例えば短期の採用のことも今回の提案になされているんですけども、今もこれやられているんですね。平成23年度の、ここは臨時非常勤職員の公募についてということで、インターネット上で流されています。これは今回提案されている短期の必要な専門職等と、いわゆる専門職で短期の、この中では図書館司書の方とか、それから特別支援員とか、いろいろと今回もまた募集やられて

いるんですけれども、この条例がなくても今やられているわけですよ。その点のお考えをお尋ねしたい。

ちょっと1番目にまた戻って、追加してお尋ねしました。最後の、任期付採用職員の中に地方公務員法が当然適用されるんでしょうけれども、私がお尋ねしているのは、とりわけいろんな事例を、国の方針を、この法律が通ったとき見てみますと、いろんな企業のさまざまな分野で頑張っているというか、働いて立案能力がたくさんある人を企業からも、とりあえずちょっとお借りしてって変ですけども、伊豆市にお借りしようというときに、その方は当然今度何年間かやると、いわゆる普通の、公務外という地方公務員が適用されない方に戻ってくるわけですよ。そうしたときに、当然その中でいろんな地方公務員として守らなくてはならないところ、とりわけ守秘義務の問題というのはたくさんある。自分がわずかの中でも知識を得て、一般の人に戻るわけですね。地方公務員じゃない。そういったときに、いわゆる公平性とか中立性の問題がどうなのかなという、その点の担保というのは、ちゃんとそうしないような、公平性、中立性を損なうような危険性をきちんとやっぱり排除する仕組みというのがあるのかなというふうに思ったんです。

それから、最後ですけども、継続性の問題というのは当然、市政というのはずっと、人が変わったって住民サービスへの継続性というのは何も変わらないですよ、事業についても。そういったときに、5年単位でということで、その人の知識が当然次に受け継がれる可能性はあるでしょうけれども、人としてぷつつんぷつつんしたら、オーバーだけでも、切れちゃうんですよ。そうすると、その継続性はどうやって保障するのかなというところが、この条例を生かそうとすると、そういう専門職がどんどん入ってきたときに、そういう人を育成していくところと、それから、その人が任期で終わっちゃう、新たに人を入れちゃうといったときに課題があるかなという気がしているものですから、お願いしたいんです。よろしくお願いします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） まず、実際に業務委託等アドバイザーであるとか窓口というふうな派遣というふうなものもございます。常にこの条例に基づいて職員を任期で採用するということに限るわけではございません。やはり効率とかいろんなものがございまして、これも一つの方法ということで御提案をさせていただくというお考えをいただきたいと思います。必ずこれだけで採用していくというものではございません。

この条例を制定しなかったらどうかということでございますが、必要な職員、採用ができないわけでございますので、そうすると、業務委託とか非常勤の特別職とか当然そうなるでありますし、そういったことに限らず必要な場合も想定されるものですから、今回条例を提案させていただいたということで御理解をいただきたいと思っております。

それから、この法律、実は法律のほうは、地方公務員のほうにつきましては平成14年に制

定をされておるわけですが、伊豆市にとっての専門的な業務、掲出的に先ほども言われましたものは国のほうでございまして、現実的には、地方公務員のほうでいきますと、私どもの自治体についてはそういったものもございませんので、具体的には保育士であるとか、図書館の司書も当然専門的な業務ということになってまいりますので、そういった職員を想定しているということでございます。

それから、当然、現在短期の採用ということで非常勤職員という形で採用をしているわけですが、現在この条例ございませんので、募集期間、相当必要でございますので、来年度の採用については、今ある非常勤という形での募集をしているということでございます。非常勤職員、これは任期というのは1年契約でございまして、本当に身分的には保障されていないものでございます。そういったことから、今回この条例を制定させていただいて、現在いる非常勤につきましても身分保障といいますか、処遇の改善もさせていただければというふうなことで、短期の部分については御提案をさせていただいたというところでございます。

それから、公務外になるという、任期が過ぎれば当然そうなるわけですが、現在でも、これは非常勤、臨時職員、私ども職員も定年で終われば同じことになるわけですので、それらについては同様に、職務上知り得た秘密というようなことはずっとついて回るわけでございますので、それらは公務員法のほうで担保されるというふうに解釈をしております。

それから、継続性の問題でございますけれども、これは条例の条文ごとにお考えいただきたいと思うんですが、まず2条で「特に高度な」というような部分でございます。これは本当に、ある程度の限られた特定の課題というお考えをいただいたほうがよろしいかと思えます。その課題に基づいて処理するために、期間を限って処理していくということでございますので、その点については継続性というところからはちょっと外れるかなと思っております。

以上でございます。

○議長（杉山羌央君） 木村議員。

○20番（木村建一君） 1つだけ最後にお尋ねします。

市長にちょっとお尋ねするんですけれども、この条例に基づいて当然運用面というのがどんどん、いい意味で広がっていけばいいんですけれども、それで、具体的にちょっと懸念すること、2回目のところでちょっと言いましたけれども、いわゆる人材育成という立場から考えたときに、ここでも高度な専門的知識・経験を入れてくれば、いろんなところ職員というのは学んでくる可能性は当然あると思うんです。

なんですけれども、基本は、いわゆる職員の中で、例えばよくやりますよね、県庁に行っでちょっと学んできなさいとかといって人材育成を図るのが、すごく私はある意味では大事なのかなと。これを余り、悪い意味で乱用し過ぎますと、いわゆる無原則にやっちゃうと、任期付の採用に依拠をしちゃって、職員はある意味で何も育たない。何も育たないと言うとオーバーになっちゃうけれども、余り思いどおりいかないと。もう5年、10年たっち

やうと、常に外ばかりしか頼らないということ、じゃなくて、第一に考えなくてはならないのは、やっぱり人材育成が基本なのかなと、これをやるに当たって。私思ったんですけども、その点の考えをちょっとお尋ねします、条例を提案するに当たって。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 御懸念はよく理解できます。

それから、伊豆市の場合に、例えばこのようなものがどんなケースが想定されるかという、なかなか難しいんですね。本当は欲しいんですけども。例えば来年から、将来の総合計画、今度できますので、そのアクションプランをつくるのに、いろんなまちづくりのプロが本当は欲しいわけです。あるいは、月ヶ瀬インター周辺のまちづくり、あるいは、本当の意味でのベッドタウンの構想の具体化、こういうのは我々行政マンではわかりませんので、プロを入れて3年とか5年でやりたいということはあるんですが、職員として3年とか5年、伊豆市に住んで、あるいは伊豆市の方で、その期限区切って公務員になってやろうという方がいるか、いないか、わからない。だけれども、これができれば、探すことはできるわけですね。そして、そういったことができた場合、実は今、経済アドバイザーの尾崎さんをお願いしているんですが、なるべく職員に見せてくださいと、仕事の仕方を。それから、どこか行くとき、交渉するときも、職員と一緒にやってくださいと。それによって、我々は銀行マンを育成するわけじゃないけれども、かつて銀行の支店長だった方がどのようにビジネスマッチングとか産業政策やっていくのかということ、一緒にやっていただくことによって、外からのノウハウを使いながら人材育成をしていくというようなことで期待をしており、今はそのような姿勢でやっていただいておりますので、この条例が可決され、そのような人材が得られたときにおいても、人材育成にも寄与するような形で運用をさせていただきたいと思っています。

○議長（杉山羌央君） これで木村議員の質疑を終わります。

次に、議案第94号について、初めに、1番、鈴木初司議員。

〔1番 鈴木初司君登壇〕

○1番（鈴木初司君） 1番、鈴木初司です。

議案第94号 伊豆市天城温泉会館条例の一部を改正する条例の廃止について、説明を求めます。119ページになりますか。

初めに1年、後、また半年、指定管理者を公募したと。適当な企業が見つからず、条例を廃止する条例ですが、廃止された後、天城温泉会館をどのように利用、活用していくのか、その辺の説明を求めます。よろしくをお願いします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

指定管理を目指した時点で、直接にはございませんが、幾つか関心のある企業さんがおられるということで、指定管理の公募に踏み切ってみました。その結果、幾つか御提案もありましたけれども、これならというものが残念ながらございませんでした。

そこで、当時、私が地元の皆さんにお約束したとおり、このまま廃墟にすることはありません。再度市の直営に戻して、部分的に委託をするのか、市が直営するのか、全体を再度検討してみたいと思っております。

ただ、ここで気になりますのが、地元の方々が残してくれ、維持してくれという御要望はあるのですが、どのように自分たちで使いたいということがなかなかなかったんですね。ほかの地域ですと、例えば修善寺のノスタルジックロマンとか、萬城の滝の共同の会とか、菜の花舞台とか、地元の方々が汗をかいて地元の財産を活用しておられる例がある中で、天城温泉会館については、残念ながらそういった姿勢が足りなかった。ただ、ここに来て、内々にではございますが、観光協会の天城支部の中でも一部分使いたいというような声もあるようでございます、詳細は承知しておりませんが。

したがって、私は地元の皆さんのみずから使うという志も確認をさせていただいた上で、市と協力をして、全体の形態としては市の直営という枠組みで活用することを検討してみたいと考えております。

○議長（杉山 晃央君） 再質疑ありますか。

鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） 何点かお聞きしたいと思います、今の発言をいただきましたので。

市の直営でやられていくと。前回、半年するときにも、議員の中には指定管理難しいんじゃないかといって反対された方もおるんで、それが実際事実になってしまったのはちょっと残念ですけども、温泉に対してはもう1年半前にとめたという形の中で、温泉をまたさらに市で供給していくという考え方は1つあるのかと。温泉を使っていかれると、温泉施設あるわけですけども、その辺はどう考えられていくかというのが、まず1点。

それと、2つ目に、実際問題、半年前にやめられたときに、あそこに勤められていたパートにしる、方々は一回それを甘んじて受けてやめられちゃって、今、早い話、就職がなくて相当困っておられる方も実際あるわけですよ。その辺はもうやめる前に説明されて、移すのか、やめられるのか、どうするのかという形の中で、市も英断をされたというふうは思っているんですが、これから先、例えば市の直営になるときに募集をかけると、人を。店をやるのか、どういう形で運営されるのかというのはまだわからないんですけども、その辺の人たちの採用、一回やめていただいてという形になっていますんで、その辺をどう考えられているのか。

あと、さっき言った市長地域力と。地域の方々がうまい形でやっていければと、私もそうは思いますけれども、どこまで。

ただ、時間的に、市の中でこれを廃止して、あと半年後、今年度ですけれども、来年の3月末ぐらいを予定しているのか、さらにもう少し研究をされて、夏とかになるのか、その辺はどうなのかなど。

私もあそこを美術のところとか地域が活性してくれるようなものをという提案をさせていただきました、一般質問で。いろいろな考えの中でどのように、一番利用されたらいいのかという、ちょっと若干細かいところに踏み込めるのか、温泉が一番ですけれども、その辺ちょっとお願いしたいと思いますけど。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） まず1つ目の、温泉事業を再開する気はありません。

それから、元パートの方々の再雇用ですが、これは機会均等の原則から、そのほかにも職を探しておられる市民の皆様いらっしゃいますので、そこは公平性を維持をしたいと考えております。

3つ目の時期ですが、可能な限り3月議会までには方向性はお示しをしたい、お示しできるように検討してまいりたいと考えております。

○議長（杉山羌央君） 再質疑ありますか。

○1番（鈴木初司君） 了解です。

○議長（杉山羌央君） これで鈴木議員の質疑を終わります。

次に、6番、西島信也議員。

〔6番 西島信也君登壇〕

○6番（西島信也君） 6番、西島信也です。

伊豆市天城温泉会館条例の一部を改正する条例の廃止について、質疑を行います。

まず最初に、この条例は21年、昨年6月に成立したわけですけれども、これは民間活力の導入ということで指定管理者制度への移行を目指したものでありました。しかしながら、それがうまくいかなかったということですね。その原因はどういうところにあるのか、なぜ民間活力が導入できなかったのか、まずそれを1点お伺いいたします。

次に、2番目。現在どういう利用状況になっているのか、どんな利用がされているのか、それとも、されていないのか。それから、職員体制は現在どうなっているのか。これについて2点目をお伺いします。

3点目ですけれども、今後どうするつもりかということで、先ほどの鈴木議員の答弁にもありましたが、市の直営にしたいと、するというお話だったんですけれども、これは民間にできることは民間にという、民間のほうがいいんだということで、結局できなかったと。で、市でやるといっても、またうまくいかないということは当然予想されるわけですね。

そこで、この施設を、幾ら地元の人たちが要望しているといいましても、現実的にお金がかかっているわけでなんです。本年度の22年度の予算では、4,660万円予算が組まれており

ます。駐車場を返すための工事費等が約2,800万、差し引き1,860万円使われることになっていると、22年度はですね。

そこで、これは、要するに費用対効果の話ですけども、休止する、あるいは、前にもお話ありました売却するとか、そういうことは考えているのか、いないのか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（杉山晃央君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、1つ目のなぜだめだったかということですが、これも端的に言って、天城温泉会館、現状で競争力がないということに尽きようかと思えます。

2つ目の現状については、後ほど観光経済部長に答弁をさせます。

3つ目のうまくいかないことが当然予想されるという話ですが、私はそこが問題と思うんですね。うまくいかないことが当然予想されるんじゃないかと、うまくいくように我々が頑張るわけです。我々が市民です。我々の財産ですから。

1つの参考が、この9月に行われた知恵組フェスタという若い活動グループの、もう本当に、400人でしょうか、相当の数が集まって、次は千葉県ということで、千葉県の部長さん初めいろんなメンバーも来られておりました。やはり若者たちの行動力、企画力というのは非常に目覚ましいものがございます。これは毎日使うわけではありませんが、年に数回そういった活動ができるような場所貸しですね、そういったことができるような条件を考えながら、想定しながら、活用策を考えていきたいと思っております。

御承知のとおり、修善寺の総合会館あるいは生きいきプラザを含めて、この種の施設は費用対効果ではプラスにはなりません。したがって、総体として予算づけ、つまり市民の負担も耐えながら、その地域の活性化にどのようにつなげていくのかということをしっかり見据えて、検討してまいりたいと思っております。

したがって、現時点で売却は考えておりません。恐らく公売しても、借地がかなりございますので、購入される方もないのではないかと考えております。

○議長（杉山晃央君） 観光経済部長。

〔観光経済部長 鈴木誠之助君登壇〕

○観光経済部長（鈴木誠之助君） 利用の状況でございますが、22年度については中間もちよっと手元に資料ございませんので、また後で提示したいと思えます。21年度については1万1,900人と、夕鶴記念会館が202人というような実績でございます。

22年度の状況については、天城連峰太鼓の練習場として、週一、二回になります。使っております。それから、地区の集会、総会、山葵組合等の総会、それから行政コンベンショ

ンについて数回利用しております。

それから、職員体制でございますが、今、観光経済部に臨時職員が、施設の管理をしている者が3人ほどおられます。1人女性がおるわけですが、それが、かぎのあけ閉め、それからトイレの掃除をやっております。実は使用されていないところは、今まで閉めていたわけですが、夕鶴会館にトイレを借りに来る団体のお客様がいっぱい来られるということで、それ用に臨時職員にかぎをあけさせ、トイレを使用させているといった状況でございます。

以上でございます。

○議長（杉山羌央君） 再質疑ありますか。

西島議員。

○6番（西島信也君） 2点ほどお伺いします。

まず、臨時職員3人でやっているということですが、正規職員のほうはいるのか、いないのか、これについてお願いします。

それから、先ほど市長が、私が市がやっても当然うまくいかないというふうな話があったんですけれども、私は当然なんて言っていませんからね。市がやっても、うまくいかないことがあるかもしれない、そういう意味で言ったわけですから。

それで、今までもずっとやってきまして、市が幾ら市長さん直営でやるだやるだといっても、やってもいいんですけれども、お金がかかるから費用対効果のことを私は言っているわけですし、本年度につきましても、さっき言いましたが、駐車場の移行、駐車場を返すと、あれを差し引いて1,800万円お金がかかっているわけですが、これは予算書には臨時職員が入っているかわかりませんが、正規職員が入っているだったら、そういう人件費も当然かかっているということのわけですね。

それで、先ほど売却は考えていないというお話があったわけですが、私、さっき休止はどうかということ聞いたんですけれども、休止、要するにとりあえずやめて、お金をかけるのはやめるということはお考えがあるのかどうか、伺います。

2点お願いします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 1点目は部長から答弁をさせます。

2つ目についてですが、私は湯ヶ島地区の疲弊というのは、去年が底だったろうと思いますし、去年を底にしなければいけないと思っております。一番やはり厳しかったのは、民有地であるいのしし村が閉鎖し、天城温泉会館、私が事業を凍結し、そして天城支所ががらんどろになってしまった、まさに去年からことしにかけて。その中でいのしし村の再利用が現在計画をされている。そして、議員には反対されましたけれども、天城支所は東京ラスクに使っていただいているという。

そして、大変心配していたんですけれども、その1つ、川側の道路に天城支所から右折を

して西平の、何というんでしょうか、あそこは新畑というんですか、低い土地の横に天城温泉ホテルという廃墟がございました。これをある方がお買い上げになって、既に更地にされているそうです。後で見に行きますけれども、そこから駐車場、テニスコートにかけて、所有権は地元の方ですが、再開発をしたいというようなことをきのう直接伺いました。つまり、今、湯ヶ島は上に向かってよくなりつつあるわけです。

そこで、今、大きなもので問題として残っているのが天城温泉会館。そこで、先ほど申し上げましたように、今度は観光協会の天城支部、つまり当事者も自分たちで何かをしようという意欲が出始めているところですね。私はここはやはり大切にしたいと思えますし、湯ヶ島地区の地域力に期待をし、そして、行政と一緒に新たな使い方というものを模索してまいりたいというように考えております。

○議長（杉山羌央君） 観光経済部長。

○観光経済部長（鈴木誠之助君） 臨時職員3名のほか、職員は市営施設管理スタッフで担当しております。

以上です。

〔「何人」と言う人あり〕

○観光経済部長（鈴木誠之助君） 市営施設管理スタッフは3名でございます。

○議長（杉山羌央君） 再質疑ありますか。

西島議員。

○6番（西島信也君） 今、市長から答弁あったわけですがけれども、市営で直営でやるというお話ですがけれども、私が言っているのは費用対効果の問題を言っているわけですし、今度新年度予算が、23年度予算が組まれるわけですがけれども、そこでどういう予算書が出てくるか、あるいは、どういうことをやるのか、期待をしております。

以上です。

○議長（杉山羌央君） これで西島議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第92号から議案第96号までの5議案については、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

◎議案第97号、議案第98号の質疑、委員会付託

○議長（杉山羌央君） 日程第12、議案第97号 伊豆市沼津市衛生施設組合理約の一部変更について及び日程第13、議案第98号 伊豆市沼津市衛生施設組合理約の一部変更に伴う財産処分についての2議案を、一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第97号、議案第98号の2議案については、議案付託表

のとおり、福祉環境委員会に付託いたします。

◎議案第99号の質疑、委員会付託

- 議長（杉山羌央君） 日程第14、議案第99号 市有財産の譲与についてを議題といたします。
これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。
3番、稲葉紀男議員。

〔3番 稲葉紀男君登壇〕

- 3番（稲葉紀男君） 3番、稲葉紀男です。
議案第99号 市有財産の戸倉野区への譲与について質疑いたします。
5点ございます。

1、これらの土地は、いつから、どのようないきさつで市の財産になりましたか。以前の持ち主はどなたですか。また、以前の持ち主との間での覚書等がありますか。どのような内容ですか。特に今回の譲与に関する事項について、個別に説明願います。

2番目、現在の台帳価格は幾らですか。また、譲与した場合、固定資産税はどのくらいになりますか。

3番目、戸倉野区が譲与を求めた理由と使用目的は何ですか。確認してありますか。

4番目、戸倉野区の財産となった場合、将来この土地を認可地縁団体としての共同活動以外の目的、例えば売却等に使用することはありますか。このことを禁止する確認覚書のようものは作成しますか。あるいは、戸倉野区が売却等をして問題はありませんか。

5番目、現時点で相手の金銭上の利益となるような行為が予想される上で、譲渡することにより伊豆市が不利になるようなことは考えられませんか。利益相反行為になるようなおそれはございませんか。

以上でございます。

- 議長（杉山羌央君） 答弁を願います。
市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

- 市長（菊地 豊君） 総務部長に説明をさせます。

- 議長（杉山羌央君） 総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

- 総務部長（鈴木伸二君） それでは、議案第99号の御質問につきまして御説明をさせていただきます。

まず1点目、これらの土地の経過でございます。

経過につきましては、現在多目的広場として使用されております166の1というものがございしますが、こちらにつきましては、昭和60年、61年に、旧中伊豆町で行われました県営圃場整備事業、こちらの事業によって、その地域の方が御相談をされて、広場としての用地が

が、これはもう認可地縁団体として市のほうが認可するときの条件というのがございまして、住民相互の連絡、資産の管理、あるいは災害等、良好な地域社会の維持形成に資することを目的とした団体ということで、その目的に沿った所有をするということになっております。

現在そういったこととございますので、名義を変えることについての覚書、確認書、そういったようなものは想定はしてございません。

また、売却というようにお話でございますが、これは公共的な目的、そういったことで、例えば集会所等の建てかえを予定をするような場合があるかと思いますが、そういった場合についても、区の総会、これが必ず必要になってまいります。総会で決議をされて処分をされるというようなことは想定はされますが、通常利益を得て、それを配分するというようなことは禁止をされております。

認可地縁団体につきましては、地方自治法の規定に基づきましていろんな制約がございます。まず、配分を目的としたような土地の処分というのが行われた場合には、市のほうは認可地縁団体の許可を取り消す処分をいたします。取り消しますと、そこに所在していた財産等については、規約で特別の定めをしていない場合、また市が処分をしていいですよという承認を与えた場合、こういった場合以外は市のものに帰属するという定めが、地方自治法のほうの260条の31というところに、自治法のほうで定められているということとございます。

こういったようなことから、覚書、確認書等は現在予定をしていないというところでございます。

また、金銭上の利益というようにございまして、今申し上げましたような制約がございますので、そのあたりは制約がされているということで御理解いただければと思います。

ただ、売却が許されるという場合については、先ほど言いましたように、本当に地区として公共の用にする必要のあるというような場合を総会で決議して、市が承認したような場合というようなことで御理解をいただければと思っております。

以上でございます。

○議長（杉山羌央君） 再質疑ありますか。

稲葉議員。

○3番（稲葉紀男君） もともと区の財産であったものを、もう使用目的を終えて、そして、あったものを市に譲与して、そして、その土地の使用目的を終えたので、もとの地主に、区に返しませうということは、これはあり得るし、いいと思うんです。

今回その使用目的ということに限っていえば、今までと同じように公共広場あるいは避難地として使うという、この目的は一緒なんですよね。一緒なんです。使用目的が変わったからというお話じゃないわけです。そして、区の財産になれば、固定資産税のほうは免除手続等々はあって、新たな費用は発生しないということも考えられますけれども、恐らく管理費用というのはどのようになるのでしょうか。新たに区が発生するとすれば、これはかえって区のほうの負担がふえるんじゃないかというような気がしますが、その負担がふえるのに、

あえて区のほうに移管してくれという、その意味がよくわからないんですが、そこらはどう確認していらっしゃるのでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） まず、この広場につきましても、戸倉野区がコミュニティーの補助金を利用いたしまして、地域の方が出役等に出て整備をいたしております。現在も地元で実際に管理費等は負担をしております。新たな負担ということではなくて、今までどおりの費用の負担は当然区のほうでしていただくということで、区のほうもそれは承知しておるということでございます。

また、消防のポンプ小屋につきましても、旧中伊豆町時代に統廃合が終わりまして、既に実際に区のほうで管理をして倉庫として御使用いただいている物件ということで、それはもう中伊豆町当時に区のほうに渡されておる物件でございますので、そういったことに伴う費用の負担、当然これは戸倉野区のほうで負担をしているということでございます。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 再質疑ありますか。

稲葉議員。

○3番（稲葉紀男君） 将来これが区の公共に使うという目的で、区の総会でもって合意すれば、売却ということの可能性もあり得るといふふうに理解したんですが、それでよろしいんですね。そのとき、やっぱり市の、さっき承認というふうな、確認いたします。そういう総会の決まり事に関して、市は何かチェックなりするような仕組みになっているのでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） これは所有権移転等が実際に行われるという形にもなりますし、毎年規約と、総会の議事録、これは提出をすることになっておりますので、そちらのほうで確認はいたしております。

以上です。

○議長（杉山羌央君） これで稲葉議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第99号については、議案付託表のとおり、総務教育委員会に付託いたします。

◎議案第100号の質疑、討論、採決

○議長（杉山羌央君） 日程第15、議案第100号 工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。

これより質疑に入りますが、質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第100号 工事請負契約の変更契約の締結については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより議案第100号について討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「委員会付託されると思って審議に上げてるのに、これで採決されちゃったら、質問するところなくなっちゃうよ。これは経済建設だから質問しないけど。それとも事前に付託することになっていたの」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） 皆さんに聞いて、今、皆さんの異議なしというお声を聞いて、付託を省略いたしました。

討論ございましたら、お願いいたします。

12番、森議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

○12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

今聞いたように、何も知らないまま採決を皆さんするんですか。内容、御存じなんですか。私は何も知らないまま採決に参加するわけにはいかない。

よって、反対する。

○議長（杉山羌央君） 次に、賛成討論の方いらっしゃいますか。

〔発言する人なし〕

○議長（杉山羌央君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第100号について採決いたします。

原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山羌央君） 起立者多数。

よって、議案第100号は原案のとおり可決いたしました。

◎散会宣告

○議長（杉山羌央君） 以上で本日の議事はすべて終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、12月17日午前9時半より再開いたします。よって、この席より告知いたし

ます。

本日は御苦労さまでした。

散会 午後 0時00分

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（杉山羌央君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成22年第4回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（杉山羌央君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第86号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（杉山羌央君） 日程第1、議案第86号 平成22年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）を議題といたします。

本案については、今定例会初日の2日に上程され、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、総務教育委員会委員長、内田勝行議員。

〔総務教育委員長 内田勝行君登壇〕

○総務教育委員長（内田勝行君） おはようございます。

総務教育委員会、報告いたします。8番、内田勝行です。

ただいま議長から報告を求められました議案第86号 平成22年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）総務教育委員会の所管科目について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

詳細につきましては、委員会室にて概要書が閲覧できますので、質疑の主なものを御報告いたします。

初めに、教育委員会の関係ですが、当局からの補足説明に続き、質疑を行いました。

まず、委員より、47ページ、修善寺小学校維持補修工事について、財源内訳を見ると地方債のようだが、どのようになっているか、また、障害児用のリフト設置は2階までか、また、トイレはどうかとの質疑に対し、今は一般財源になっていますが、国の補助金を申請中です。財源内訳の一般財源がマイナスになっているのは、修善寺南小学校体育館建設に関する地方債の増額補正に関係するものです。リフトは、上級生になって3階の教室や特別教室を使用することを踏まえて、1階から3階までレールを設置する予定です。これは移動ができ、中学校への移設も可能なものです。また、トイレの改修は2階のみですとの説明がありました。

続きまして総務部の関係ですが、当局からの補足説明に続き、質疑を行いました。

委員より、17ページ、総合事務組合退職手当特別負担金について、勸奨退職の対象年齢は

何歳か、この負担金は定年まで勤めてもらえば必要がなく、役所の都合で早く退職してもらっているのが無駄だと思うが、いかがかとの質疑に対し、勸奨退職は59歳ですが、早期退職の優遇制度により退職する者も勸奨退職の扱いとしています。今年度退職者24人のうち20人が対象となります。現在、主幹級以上に職員が多く、人事にひずみが生じていることもあり、決して適切な制度とは思っていませんが、後進に道を譲ってもらい、組織のスリム化に貢献してもらっているものですとの説明がありました。

続きまして、委員より、19ページ、天城湯ヶ島支所費修繕料と、45ページ、同報無線リモコン設置工事について、これは旧天城湯ヶ島支所を企業に賃貸することになったために生じたものかとの質疑に対し、企業を誘致し活用していきたいということで、天城湯ヶ島支所を移動し、建物をあけることは、年度当初から指示をしていたことですが、今回貸し付けを行うことに伴って、電話交換機等の入れかえと宿日直をするための事務室の手直し、改善センターの火災報知機切りかえが必要となりました。リモコン設置工事は、本庁から天城湯ヶ島地区の同報無線をリモコンで操作できるようにするもので、来年度、中伊豆と土肥を予定しております。また、職員による休日の日直体制の見直しも前提にしたものですとの説明がありました。

以上の審査経過を得まして討論、採決を行った結果、付託されました議案第86号につきましては、反対と賛成討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、総務教育委員会委員長報告を終わります。

○議長（杉山羌央君） 次に、福祉環境委員会委員長、古見梅子議員。

〔福祉環境委員長 古見梅子君登壇〕

○福祉環境委員長（古見梅子君） 13番、古見です。

ただいま議長から報告を求められました議案第86号 平成22年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）に係る福祉環境委員会の所管科目について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当議案の主な質疑として、委員より、議案書23ページの障害者自立支援事業費の障害者福祉サービス費及び療養介護医療費、地域生活支援事業の障害者日常生活用具給付費の増額について詳しく説明を求めたのに対し、障害者福祉サービス費では、平成19年度12月時点で2,300万円、20年度2,500万円、21年度2,700万円と増加し、ことしは4月から低所得者の無料化に伴う公費負担がふえ、22年度上半期で3,000万円となっています。また、療養介護医療費は、人工呼吸器などをつける重度の方がふえたことによります。障害者日常生活用具給付費は、地デジ対策により聴覚障害で受信機以外に取り付ける機器が高額になるため増額となりますとの答弁がありました。

議案書29ページの特別保育事業費補助金について詳しく説明を求めたのに対し、国の事業仕分けにより、今まで次世代育成交付金として2分の1の交付でしたが、国の補助制度に切

りかわり490万円の4分の3が補助となります。修善寺保育園とかしわくぼ保育園の私立2園に対する補助金となりますとの答弁がありました。

議案書31ページの市内公的病院等補助金について、補助の趣旨について説明を求めたのに対し、医療機器等整備事業として中伊豆温泉病院へは、胃胸部検診車の購入補助を、運営費補助事業として伊豆赤十字病院へは医療体制の充実を図るための補助です。伊豆市から日赤をなくさないための引きとめ策として補助金であり、赤字補てんをするだけでなく、市民のためになる取り組みとして医療サービスの充実をお願いするものですとの答弁がありました。

また、前回の6,500万円の補助について検証できる報告を求めないのかという質疑に対し、3月議会には報告できるよう日赤に報告を求めます。また、市としても国と県と連携しながら、田方医師会の伊豆市内の医師と医療体制の充実について意見交換の場をもっていきますとの答弁がありました。

議案書35ページの新し尿処理場建設委託料について詳しく説明を求めたのに対し、候補地1カ所に対するボーリング調査5カ所、深さ最長25メートル、断層ラインの電気探査3カ所を予定しているとの答弁がありました。

以上、審査した後、賛成討論として減額措置の人件費相当分については評価できないが、幾つかの重要な市民サービスにかかわる補正が主な内容であるという意見がありました。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（杉山羌央君） 次に、経済建設委員会委員長、塩谷尚司議員。

〔経済建設委員長 塩谷尚司君登壇〕

○経済建設委員長（塩谷尚司君） ただいま議長から報告を求められました議案第86号 平成22年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）経済建設委員会所管科目について、主な審査の経過と結果を御報告申し上げます。

なお、詳細につきましては委員会室にて閲覧できますので、ごらんいただきたいと思ます。

審査の経過であります。初めに観光経済部、続いて建設部の関係について審査を行いました。

初めに、観光経済部からは、地域観光情報発信事業委託料について、NPO法人狩野川倶楽部、K-MIX静岡エフエム放送からの提案資料による補足説明を受け、後に質疑を行いました。

質疑の主なものでありますが、5ページ、債務負担行為の補正にある伊豆市地域観光情報発信事業2,396万5,000円との関連はどうかとの質疑に対し、5ページ、債務負担行為2,396万5,000円は14カ月間の継続事業で、平成23年2月から23年3月の2カ月間はK-MIXで研修を行い、その後、平成23年4月から平成24年3月までの12カ月間が本番の放送期間になります。補正は390万1,000円をお願いいたしました。そして、総事業費は2,786万6,000

円となりますので、平成23年度は2,396万5,000円を債務負担行為としてお願いするものととの答弁がありました。

次に、K-MIXの受信エリアはどこか、局の位置はどこか、周波数はどの質疑に対し、エリアは静岡県内から愛知県の一部それから浜松がメインスタジオですから、中京圏までの範囲です。FM波は10キロワットで、周波数は伊豆市で86.8メガヘルツ、少し外れますとたしか79.2メガヘルツだとかいろいろ変わってきますので、その地域に住んでいる方々がわかると思います。それから、アンテナは城山に1本ありますとの答弁がありました。

次に、NPO法人狩野川倶楽部とはどのような団体かとの質疑に対し、NPO法人狩野川倶楽部につきましては、伊豆新世紀創造祭を機に、天城の森を守ろうということで発足し、植樹を中心に行ってきた団体です。その方々がもう10年以上地道にやっていますが、企業等と連帯し、年に何回か間伐ですとか植林をしてくれております。そういう団体が発祥です。それで、現在の狩野川倶楽部は、年2回やっております100キロメートルサイクリングの企画などを行っていますとの答弁がありました。

次に、100%国の補助金かとの質疑に対し、財源的には100%国庫補助で、伊豆の国市、函南町、沼津市と共同で行う事業ですとの答弁がありました。さらに、伊豆市への泊り客は首都圏方面が一番いいターゲットと思うが、その辺のPRが重要ではないかと思うがどうかとの質疑に対し、まず地域、地元でしっかりとPRして、まず地域の人たちに理解していただき、使っていただくことが大切だと思う。したがって、K-MIXがカバーしている比較的PRの弱い西部地域それから中京圏と非常に効果的だと思います。首都圏へのPRはこれによって低下するわけではありませんので、比較的薄かったところを強くするという面では非常に期待しています。それと、他市町との共同による施設でありますので、効果はやってみないとわかりませんが、非常に高いものであるというように考えておりますとの答弁がありました。

続いて、雇い入れに関しては、伊豆市はノータッチで、K-MIXの方にお任せということで、ここでこの予算が通れば、伊豆市はこれからは事業を始めていけば、またいろいろな形でかかわっていくのはもちろんですが、立ち上げまではこれで特段伊豆市がどうのこうのということはないわけですか、後は立ち上げてから伊豆市の宣伝というか、そういうものができるということですかとの質疑に対し、K-MIXにお任せではなく、K-MIXは研修と放送施設を貸していただく側です。狩野川倶楽部の方のメンバーはこの4市町のメンバーで構成されていますので、会長さんは伊豆市の方ですけれども、伊豆市の方が狩野川倶楽部として人選してくれます。伊豆市在住者を、その3名がK-MIXの力をかりて研修してもらおうということになりますとの答弁がありました。

次に、会長はどなたかとの質疑に対し、会長は中伊豆の高橋様ですとの答弁がありました。

今回の予算執行では市と狩野川倶楽部の契約かとの質疑に対し、人件費は市がNPO法人狩野川倶楽部に委託し、そこが3人を雇用し、K-MIXへ派遣する形となりますとの答弁

がありました。

さらに、狩野川倶楽部と市の契約金は、今回の補正のお金でおさまるわけですね。そこから先が、市と狩野川倶楽部との間に契約が済めば、後はもう狩野川倶楽部がどういうふうな形でK-MIXでやろうと、それから先は市は関係ない、口出しすることはないんだろう、それともう一つは、いや、そうじゃないんだと。このK-MIXと狩野川倶楽部との契約も、すべて市がちゃんと了解して事を進めていくんですよ、そこまで市がかかわっていくかどうかということをお伺いしますとの質疑に対し、そのことにつきましては先ほど少しお話させていただきましたけれども、市が狩野川倶楽部に委託し、それっきりになると、全然それから先の1年間は何をしたんだということになってしまいますので、人選の時点からかかわっていきます。そして、番組の制作にもかかわっていきます。行政がどれだけ中心になれるかわかりませんが、アイデア自体は狩野川倶楽部、フィルムコミッションもやっていますし、いろいろとあると思いますので、行政は側方支援になると思いますけれども、この14カ月間は行政は常に報告を上げていただく、また、意見を言わせていただくような仕組みをつくっていきますと答弁がありました。

次に、19-45農業生産強化施設事業ですが、わさび田のモノレールです。初めに、新設のみ適用されるのか、整備完了時期があるか、また普及率はわかりますかとの質疑に対し、時期的には今年度中ということで、来年の3月までには完了していただくこととなります。補助対象は、最近ですと2戸以上でもかまわないというようになってきました。詳しい率は把握しておりませんが、かなり高い率で達成していると思います。ただ一人のところは補助対象になりませんので、それは個人的にやっていただくか、あるいは歩いて行って作業しているケースが多いようですと答弁がありました。

次に、300万円で何メートルぐらい整備ができるのか、財源はどんなのかの質疑に対し、3カ所で243メートル、長いところで129メートルと、あと75メートルが2カ所です。財源は県の中山間総合整備事業の補助金が2分の1で、市経由での補助で市の上乗せはありませんとの答弁がありました。

次に、41ページ、19-95、一番上の静岡県太鼓祭りについて、規模と幾らぐらいかけて行う予定かとの質疑に対し、来年の2月13日に月ヶ瀬の梅林内で実施します。県下20チームが参加します。全体事業費には210万円ほどの予算で、チラシの発行や野外ステージの制作、音響などの支出を計画していただいておりますとの答弁がありました。

続きまして、37ページ、2目林業振興費の13-40松くい虫防除委託料50万円について、場所、被害状況と散布方法を説明していただきたいとの質疑に対し、場所的には修善寺自然公園内、きのこセンターの裏と土肥松原公園、天城湯ヶ島のふるさと公園ゴルフのショートコース周辺の3カ所です。土肥の松原公園では、たまに比較的小さな木が枯れる程度ですが、修善寺自然公園内は全体的に被害範囲が広い状況です。土肥と天城は地上散布ですが、自然公園内はスプリンクラーで周辺家屋へ影響が出ないように、それぞれ夜間実施しております。

なお、今回の補正には修善寺公園内の枯れ松の伐木とその薬剤散布処理費用ですとの答弁がありました。

続いて、建設部の審査です。中伊豆温泉スタンド水中ポンプ入れかえ工事に伴うポンプ落下原因について、調査の結果、揚湯管とめねじの劣化が原因ということと、災害復旧費の工事箇所概要図及び土壌調査委託料の関係で調査箇所概要図を配付され、補足説明を受けた後に質疑を行いました。

質疑の主なものは、初めに19ページ、2款1項5目財産管理費、温泉管理事業、15-41中伊豆温泉スタンド水中ポンプ入替工事について、温泉はいつ詰まったのかお伺いしたいとの質疑に対し、8月16日の朝、温泉が出ないということでもわかりましたとの答弁がありました。

業者はどこか、なぜ業者は入っているのか、この1,450万円の関係はどの質疑に対し、業者は二和工業というところがございます。なぜ入っているかということでもあります。8月10日に二和工業とこの温泉ポンプの入れかえ工事の契約をしてございます。それで、とにかく原因を見てくれということでも原因を探させたので現在に至っておりますとの答弁がありました。

次に、水中ポンプ引き揚げ費用は1,450万円に含まれていますかとの質疑に対し、ポンプの引き揚げ費用と揚湯管が相当古いのではないかとということで、その材料費も入っておりますとの答弁がありました。

続いて、腐食か金属疲労によるものか、どちらかとの質疑に対し、揚湯管にねじを切って、そしてそのまま直接ポンプにつないでいる工法だそうです。それから、多分FRP管の劣化で脱落した、そのように考えていますとの答弁がありました。

また、この予防、点検方法はどのようになっていますか、相当深いところと思われませんが、そうするとFRPの管があって、それにポンプを途中でねじ込みでつなげてそのままだとかそういうことが起こり得るかもしれないときに、途中で管だけつなげるのではなく、ポンプそのものをステイか何かでとって、万が一ボルトが腐食して折れたときには下に落ちないように工夫が将来的には必要だと思うが、今回の工事に関してそういう配慮がされているかどうか伺いたいとの質疑に対し、予防というか点検は一応してもらっております。普通こういうポンプについてはとにかくFRP、揚湯管でもたせるのが普通であると。今回もつるということは、工法としては検討に入っておりません。今心配しているのは、落ちたときに下まで落ちないように上から何かで支えていけばいいんじゃないかということなんですけれどもこの質疑に対し、私もその辺の詳しいことはわからないものですから、私の素人考えにもそのようなことを思ったものですから、何かつるような方法はないかということで確認しましたが、専門業者のほうではそのようなものでつっている事例もないし、また、つるような方法を考えられないという話がありました。今ポンプを設置しているところ、約400メートルのところでもありますので、長いのでワイヤーでつるようなことはしていないのかと感じておりますとの答弁がありました。

次に、利用戸数について、コインで販売しているから正確にというのは難しいかもしれませんが、どのくらいかとの質疑に対し、戸数は先日も答えられなかったんですが、今コインは支所のほうで販売していますが戸数までは把握しておりませんので、コインの枚数でしか申し上げられません。枚数は、平成16年度に1万8,381枚、それから毎年徐々に増加していきまして、平成21年度におきましては2万8,285枚と、コインの枚数だけで言いますと約1.5倍程度に増加しておりますとの答弁がありました。

続いて、この温泉スタンドが開設されてから、この水中ポンプの入れかえ工事は初めてかとの質疑に対し、400メートルという深いところにあるものですから、圧力が強いものをとということと、それから温度も70度から80度ぐらいあるということ、部品の劣化が早いということ、3年に一度ずつ定期的に交換をしておりますとの答弁がありました。

さらに当初予算と補正予算の内訳を詳細に説明していただきたいとの質疑に対し、当初の1,250万円の内訳ですが、これは水中ポンプの制御盤の取りかえそれから450万円は水中ポンプを引き揚げてオーバーホールし、それからもとの位置に戻すという工事でございます。それから、今回の補正1,450万円はそのときに揚湯管が入っていませんでしたので、揚湯管のお金と脱落したポンプの引き揚げのお金でございますとの答弁がありました。

続きまして、43ページ、8款2項2目国・県道関連事業の13-40土壌調査委託料の関係で有害物質とはどのようなものかとの質疑に対し、1、2、3種とかの分類試験をするものがありますが、余り詳しくないので予算取りのほうは国・県道路関係事業として建設課のほうでとらせていただきましたが、やはり調査のほうは専門的である環境衛生課のほうにお願いして調査を行うことになりましてとの答弁がありました。

また、調査の必要性はどうかとの質疑に対し、中伊豆地区のタウンミーティングのときに、天城北道路のトンネル残土を置くという話に関連し、当初トンネルの土を置こうとしたところは、早霧湖のヘドロが山ほど積み上がっている。それそのものが危険であるというような強い御指摘をいただき、そのときにトンネルの土を置くか置かないかは別に、そのようなことであれば市民の安全に直結しているので、しっかりと調査をしなければいけないということで約束をしたものです。その経緯として、早霧湖の農薬とかほとんど入っている可能性がないところの土を置いたと。早霧湖の真ん中の少し左側に、船着場のようなところ、水の出口付近の土は別に、当時しっかりと産廃処理をしているようです。したがって安全なんです、市民の皆さんが非常に強い不安を持っておられるので、しっかりと調査をさせていただきたいということで、今回補正をさせていただくことになりましたとの答弁がありました。

さらに、ゴルフ場の農薬が入っているという可能性があるというのか、農薬が出たらどうするのかとの質疑に対し、過去の経緯からないとは思いますが、市民の皆さんは周りにゴルフ場があることから農薬が流れ込んでいるだろう、農薬が蓄積された土壌を置いたのではないかという心配を持たれているようです。万一出た場合には何らかの対策をとらせていただきますとの答弁がありました。

以上、質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第86号は挙手多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

大変のどが調子が悪くて申しわけございません。聞きづらくてすみません。

○議長（杉山羌央君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時06分

○議長（杉山羌央君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第86号 平成22年度一般会計補正予算（第3回）について、質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。

6番、西島議員。

〔6番 西島信也君登壇〕

○6番（西島信也君） 6番、西島信也です。

経済建設委員長にお伺いいたします。

議案書の19ページ、中伊豆温泉スタンド水中ポンプ入替工事ですけれども、先ほど委員長さんから詳細な説明があったわけですが、報告があったわけですが、この追加の補正予算1,450万円ですけれども、これにつきまして、これ当初予算が450万円、水中ポンプ入替工事ということでありまして、ポンプが落下したと。何らかの要因で落下して、その引き揚げ等に1,450万円かかるというものですけれども、この1,450万円の事業内訳はどのようなになっているのか、お伺いいたします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

経済建設委員長。

〔経済建設委員長 塩谷尚司君登壇〕

○経済建設委員長（塩谷尚司君） 委員会的时候に、三須議員のほうから詳細な見積額を教えてくださいというような要請がございまして、本日、委員会の皆さんには見積もり、補正予算の見積書が配られておりますが、ほかの皆さんには配られておらないようですので、ここでちょっと読み上げさせていただきます。

脱落ポンプの引き揚げ費として、仮設工が106万円、水中ポンプ引き揚げ改修工が213万円、機械機具損料が153万8,000円、仮設解体撤去片づけ工が86万円、小計で558万8,000円、材料費として揚湯管が8.9メートル掛ける45、382万5,000円、配管接続用継ぎ手10万円、ポンプケーブル415メートル掛ける2本、97万円、低水位電極つきケーブル19万6,000円、小計509

万1,000円、直接工事費、計が1,067万9,000円です。それから、共通仮設費35万9,000円、現場管理費が147万9,000円、一般管理費が130万円、工事価格が1,381万7,000円で、消費税が69万円、合計で1,450万7,850円ということになっているようでございます。

○議長（杉山羌央君） 再質疑ありますか。

西島議員。

○6番（西島信也君） それでは、再質疑をさせていただきます。

ただいま内訳の説明があったわけですが、そのことはわかったんですけどもともと当初予算のポンプ入れかえ工事ということで450万円あったわけですね。入れかえ工事ですから新しくするという事だと思わなければならないんですけども、何百メートルだか水中ポンプが落っこっちゃったと。落っこちちゃうのを引き上げるのに1,450万円かかるわけですが、もともと入れかえるやつが落っこちちゃったんだから、それをそのまま放置して新しくつけかえるとか、新しく当初の予定どおり450万円につけかえれば、どうせ落っこちちゃったポンプは使わないわけですから、それによって1,450万円は不要になると思わなければならないんですけども、そこら辺の審査はいたしたかどうか、お伺いいたします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

経済建設委員長。

○経済建設委員長（塩谷尚司君） 西島議員も傍聴に来ておられてよく御承知のとおり、そういった質問はありませんでしたが、いろいろの説明を聞きますと、やはり引き揚げなければならないというような私は感じを持っております。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 質疑ありますか。

西島議員。

○6番（西島信也君） 私、確かに傍聴に行ったわけですが、ただ単に傍聴に行ったわけですから、審査に参加しているわけではありませんからあれなんですけれども、普通素人考えでは要らなくなったものが落っこちちゃったからそれをそのままに放置するという事は、これは素人考えでは一番普通のことだと思わなければならないんですけど、何で使いもしないものを引き上げて、また、どうせそれは、必要なものだったら、引き上げてまた使うというんだったらそれは引き上げるんでしょうけれども、引き上げて使わないというものを何で引き上げるのに1,450万円かかるのか疑問に思うわけですが、委員長に対する質疑ですから、この質疑はだめかもしれませんが、ここは皆さんもそう思っている人は多いと思わなければならない。ここは委員長さんの権限で、執行部のほうにどういうこと、どういう理由で、ただいま委員長は引き揚げなきゃだめなんじゃないかなというふうに言ったんですけども、そこら辺がはっきりしないから、それは引き上げる理由があればそれはそれで私でも納得すると思わなければならないんですけども、そこら辺、議長さんの権限で執行部に説明を求めていただきたいと思わなければならないんですけども、どうでしょう。

○議長（杉山羌央君） ただいまの西島議員の質疑でありますけれども、執行部に対する質疑でありますので、委員長報告の経過と結果についての中では対処できませんので、これは後日、議員のほうから直接執行部にお伺いしていただきたいと思っております。

これで、西島議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

先に、反対討論から行います。

反対討論、6番、西島議員。

〔6番 西島信也君登壇〕

○6番（西島信也君） 先ほど委員長に対する質疑があったわけですがけれども、疑問の点がある場合はやはり議会の中で明らかにしなきゃならないと思うんですね。ですから、これはぜひまたそういうわからないところは議長が積極的に明らかにするようにはしていただきたいと思うんですけれども、それでは、私は今補正予算案に対しまして反対の立場で討論を行います。

まず最初に、総合事務組合退職手当特別負担金9,516万2,000円。これは勸奨退職というそういう旧来からの制度により、定年前のまだまだ十分働ける有意義な人材、本年度は20人だそうなんですけれども、その人たちを退職に追いやっているというものであります。それらの職員の利益に決してならない、また、市民の利益にもならない、この勸奨退職制度は、速やかにとりやめなければならないものだと私は思います。本来、支出しなくてもよいこの9,500万円、巨額なお金ですけれども、まるでどぶに捨てるようなものであります。昔はそれなりの意味があったこの勸奨退職制度も、今は全くその存在意義を失っております。現に、今では静岡県内のほかの市町は、ほとんどこの勸奨退職制度を取り入れておりません。なぜ伊豆市だけが、このいわば悪習と言える勸奨退職制度を後生大事に温存しているのか、執行部の神経を私は疑問とするものであります。

2点目の反対理由、天城湯ヶ島支所の電話及び火災報知機の移設事業100万円、そして同報無線の撤去費用等の394万円、これらは明らかに天城湯ヶ島支所を民間企業に減額貸付するためのものであります。大体公共施設を民間企業へ時価より低い価格で貸し付けるすなわち減額貸付することは、これは市の条例違反でもあり、国の指導を全く無視するものであります。

さらに、本定例会での私の一般質問の答弁の中で、家主は伊豆市だから、施設の修繕例えば屋根等の修繕は伊豆市が持つとの説明がありました。この電話等の撤去もその一環でしょうか。どうして伊豆市と企業とが折半して、これらの費用を折半するのかという、そういう発想がないのでしょうか。これではどんどん費用がかさんで、伊豆市の負担が大きくなるだけなんです。何で相手の言うなりにしかできないんですか。これでは伊豆市民の財産を食い

散らされるだけではないでしょうか。企業誘致の名のもとに伊豆市の財産そして伊豆市民をないがしろにする本予算案は、断じて認めるわけにはいきません。

以上で、私の反対討論といたします。

○議長（杉山羌央君） 次に、賛成討論を行います。

20番、木村議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

○20番（木村建一君） 木村建一です。

議案第86号 一般会計補正予算案に対して賛成討論を行います。

私は、いつもそうですけれども、提案されたことについては、私たちが、市長が提案することに対して市民にとって正しいのかどうかという提案をされているのかどうかということについては、提案された後質疑を行います。総括質疑を行います。そして、委員会で審議します。自分の常任委員会の担当以外のことについては、そこで他の委員会に傍聴して、審査はできませんが質疑をやります。そういう経過を経ながら、私たち議員活動を行っているわけですけれども、もう一つ、私は、今回の件もそうですけれども、それでも不十分な場合は市当局に出向いていくとか、また、電話でわからない点があったり、そして本当に市民のためになる提案なのかどうか、自分が気になるところについて問いただしていきます。そして判断材料を得るわけですけれども、そういった中で今回もいろんなことを考えた上での賛成討論だということでもあります。

さて、11月29日の臨時会で可決された職員給与及び期末手当の引き下げの条例に対して、私は、民間と公務員の給与の引き下げ競争をしても、国民、市民が望んでいる経済をもっともっと活性化してほしい、景気回復をしてほしいというその願いにつながらないとして、反対の意思表示をいたしました。その反対をしたものが、今回の補正予算にあります。職員給与及び期末手当の引き下げの態度は、今でも私は正しい判断だと確信しておりますけれども、今回提案されている補正予算の内容及びその金額、全体を見たときに、賛成をすべきものと判断をいたしました。賛成意見を述べますけれども、ただ、幾つかの事業については、基本的には賛成するものの改善を求め、さらには痛烈な批判を意見として述べます。

まず第1は、伊豆赤十字病院への運営費補助7,700万円、中伊豆温泉病院への胃と胸の検診車購入への補助2,000万円は、全額が特別交付税として財源措置されます。両病院への補助は、地域住民の医療体制を維持し、充実に結びつくものであります。

2つ目は、地上デジタル化に伴う難視聴地域解消のための補助金4,000万円です。国の政策としてこれを行う事業です。したがって、すべての国民に等しく知る権利を、テレビを見る権利を保障する対策のために、国が財政投資をすることは当然のことでもあります。

3点目に、中伊豆温泉スタンド水中ポンプ入替工事1,450万円は、やむを得ないことだと判断をしております。この件についても詳細について委員会で傍聴していてもわからなかったものですから、後ほど担当部のほうへ出向きました。揚湯管は、下へ行けば行くほど細く

なっているという状況です。そうしますと、ポンプがだめなんじゃなくて、ポンプを引き揚げて使えるかどうかを検査しなくちゃならないし、温泉を引き上げるんだって、異物があるという状況になるのかなど、私は判断をいたしました。やむを得ないことだったと。後ほどなぜやむを得ないことだと判断したのかは最後に述べますけれども、この中伊豆温泉のスタンドがもう一度動くことによって、特別養護老人ホームやデイケアセンターを湯沸かしぶろではなくて温泉のふろとして継続して使えるようにしていくということにつながります。高齢者への温かい配慮であります。また、市民が温泉を利用する割合が、ここ5年間で5割ほどふえていることも配慮すべきことであります。

やむを得ないという理由は、温泉の点検が電気系統だけだというのはいかがかなと思ってからです。モーターの管理は定期的に行っておりますが、水中ポンプが落下した原因に、温泉を地上まで引き上げる管の劣化があるとの当局の説明でしたけれども、その管の取り替え時期を含めた管理体制が可能かどうか、今後の課題として検討していただきたいというように思います。

4つ目は、地域観光情報発信事業委託料390万1,000円です。これはさらには来年度まで2,396万5,000円の予算を先取りしたいということで提案しているこの事業は、エフエム放送を通じて伊豆市をどう宣伝していくのかということですが、基本的にはより多くの人に情報を伝えていく手段として必要であろうと考えております。予算は市が出し、委託先はNPO法人狩野川倶楽部、さらにその先にK-MIX静岡エフエム放送が、委員長報告にもありましたけれども、放送施設と人材育成を受け持つということでもあります。伊豆市内の地域の情報を制作する人2人と、アナウンサー1人、合計3名をNPOが雇用する。そこで選ばれた人は、K-MIX静岡に派遣されるということになります。公のお金で雇用するのですから、雇用するには公募が私は原則だと考えますし、来年度にまたがる事業ですから、伊豆市とNPOとの委託の内容及びNPOとK-MIX静岡との間で結んだ契約、結んだ時点で、議会及び市民に公開するよう求めるものであります。

NPO狩野川倶楽部の目的は、事務所を伊豆の国市に置くなど書いた定款も担当部からいただきました。来年度予算を含めて約2,800万円の事業を成功させるかぎは、私は人材だと思います。それには伊豆市の観光戦略を把握でき、さらには伊豆市内に出向いていって地域のよさを掘り起こしていくのだという意気込みを持った人が求められていると思います。ただし、そういう人材が見つけれられたとしても、今回のこの国から来るお金は必要者に限るという限定つきであります。市の組織には、観光戦略の企画、観光資源の調査及び企画を業務とする観光企画室がありますが、今回の事業を行うにはまだまだ成長していない、機は熟し切れていないという思いなんではないでしょうか。せめて今お話ししたその観光企画室の仕事内容を考えるならば、せめて人材の発掘は行政が持っている組織力で可能とするぐらいまで高めていくよう求めます。

5点目に、議会が予算案を承認しなくても勝手に予算を執行するという事件が、6月議会

に引き続いて今議会でも起きました。詳細のことについては、私はこの橘保育園、福祉環境委員会の常任委員の中に入っていますので、このときにも意見を述べましたが、橘保育園の給食調理室のエアコンの温度調整ができないために、37万5,000円の予算で新たに設置したいという予算案であるにもかかわらずもう既に設置していた。

議会の議決権は、専門的になります。款及び項の項目欄いわゆる大きな予算のことですけれども、節さらに小分類した節に該当する今回の件については、執行権に該当するから問題ないというのがもし市当局全体の見解であるならば、大きな問題であります。地方自治法220条では、自治体の長すなわち伊豆市では、市長が政令に従って予算執行を行う手続を定めております。手続の一つとして、地方自治法施行令第150条の第3項には、歳入歳出予算の確保を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従って歳入歳出予算を執行することとあります。すなわち議決権、我々議会には議決権がない詳細の項目についても、市長は今申し述べた施行令にのっとってやりましょうという約束事は、全国共通であります。議会に対して、市当局はどういう手続を踏むべきなのか。

小さな子供たちの食べるもの、それを調理しているというその調理室のエアコンが壊れたということですから、命の、健康にかかわるこの重要な調理室で、重要な設備が壊れて緊急に整備しなければならないことも含めて、議会と執行部は予算を執行するに当たってどういう関係にあるべきなのかということに対して、市当局の猛省を私は求めていきます。

最後に、それ以外に保育園に関する増額予算3,468万円や障害者への福祉サービスの利用者の増加に伴う予算4,582万円など、必要な予算措置が行われておるということを判断して賛成討論といたします。終わります。

○議長（杉山弐央君） 次に、反対討論を行います。

12番、森議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

○12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

議案第86号 平成22年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）について反対討論をさせていただきます。

この予算は、歳入歳出6億3,910万円を増額し、総額155億120万円の予算とするものです。今、賛成・反対それぞれの討論がございましたが、これほどずさんな予算案はありません。

まず、エフエム放送を始めるというお話がありましたけれども、その効果は全くわかっていない。皆さん聞いててそうでしょう。まず、観光宣伝をするんですか、伊豆市の観光戦略はどこにあるんですか、宿泊客をふやさなきゃいかんでしょう。ところが観光のためだと言いながら、エリアは静岡県内だ、これでよろしいんですか。この予算案は本年度390万円ですが、債務負担行為が2,396万円あるんですよ。市民の皆さんは、これから14カ月で2,700万円近い予算をこれから執行しなきゃならんのです。その効果はわからない。こんなずさんな予算案でよろしいんですか。

狩野川倶楽部というところに委託するということですが、今聞いたとおり狩野川倶楽部がやっているのは、植林とか山林対策ですよ。それに対して今度は広報活動をさせるんだと。やることは何ですか、人材派遣じゃないですか。このようなずさんなままでの予算執行は、私は到底認めるわけにはいきません。もっとしっかり検討していただきたい。効果がどのぐらい求められるのかです。

同じようなものが今までの話の中にもあります。中伊豆の温泉スタンド。利用者がふえている、ふえている。これ安いからふえているんですね。大勢の傍聴者の皆さんがいらしておられるけれども、修善寺の老人憩の家入るよりも安いですよ、お湯持ってったほうがね。そういう実態なんです。それはそれとして、この事故がなぜ起こったのか、どうやって復旧させるのか、何ら検討されておられません。調べるといような、当局の先ほどのあれはありましたけれども、ポンプが落ちちゃったっていうんですよ。揚湯管っていうのはこういうのです。要は塩ビ管です。それに電線が附属している。電線が切れてショートしちゃった。原因対策何ら究明しないまま1,450万円の予算を執行しようとしているんです。民間企業だったら、まず、原因を調べるでしょう。それから対策を立てるんです。また起きますよ、これ、今のままでやったら。単に圧着してとめているだけなんですよ、これ。私はこの資料を得るのに、私は今までの経験から、物が破損したら、私は、破断面を見ればなぜ破断したか原因がわかるということを行っているんです。私にはそういう特技があります。議会でも再三言っております。ぜひ原因を究明して、なぜ事故が起きたのか、それから対策を立てて予算を請求するのはありませんか。

残念ながらね、市長、私は常々あなたに申している。伊豆市の政策は行き当たりばつりの思いつきだ。これではお金幾らかけても伊豆市よくなりませんよ。まず、観光戦略がなっていないじゃないですか。どこからどういう客を集めたいんですか。そこへ資金を投入しなければ、伊豆市の観光はいつまでたっても衰退するだけです。人口減少についても同じです。ぜひ狩野川流域のエフエム放送についてもしっかりと効果が上がるように、決算のときに市長がここで胸を張って、観光客が1割アップしたんだと、あなたそうおっしゃっているんだから、ぜひ決算のときにこのぐらい効果が上がったんだということを言えるような政策を実施してくださいよ。2,700万円、伊豆市のお金ではないと言いながらも、我々の払った税金がここで使われるんです。来年は所得税のアップも考えられているんですよ。

天城湯ヶ島支所の修繕費が、100万円そこそこですが計上されております。天城湯ヶ島支所は、その半分近くを株式会社グランバーというところに貸す、1カ月わずか20万円の家賃。それでは、市長、聞きますよ。あなた12月1日に契約すると言いましたけれども、契約はいつ行われるんですか。先ほども少し出ておりましたけれども、業者にやりたい放題やらされているんじゃないんですか。しっかりね、12月1日に契約したというんだったら、相手の業者のサインをもらってきてください。

同じような反対討論になりますけれども、はっきり言わせてもらって人員整理です。24人

の方が今度おやめになると。この中には55歳の方もいらっしゃるんですね。伊豆市の職員の5%近い人たちじゃないんですか、おやめになるのは。今、伊豆市の中には何が起きているのか。55歳の方が今やめたら、再就職など考えられないでしょう。そういう人たちが、60歳前の方が20人もやめざるを得ないと。なぜこういう状況に今伊豆市は陥っているんだ、議会は真剣に考えないと、伊豆市の衰退はますます起きますよ。

中伊豆の水中ポンプについては言いましたけれども、もっとしっかり原因を究明し、対策を立ててください。このままでいけば、また起きますよ。資料を持ち込むといかんというようなことになってますけれども、FRP管というのは上と下にあるんですね。恐らくこれはジョイントだと思います。ずるずると抜けちゃいますよ、また。業者をかえるくらいの、このような事故を起こしておいて、今回の予算は1,450万円ですけれども、先ほどの話にもありましたようにそれだけじゃないんですね。当初予算にもちゃんと予算がついているんです。このようなずさんな工事を続けるようでは、業者にますますなめられます。1,450万円もの事故を起こしたならば、業者をかえるくらいの気持ちでぜひ対策を立てていただきたい。反対討論を終わります。

○議長（杉山羌央君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第86号 平成22年度一般会計補正予算（第3回）について採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山羌央君） 起立者多数。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。ただいま43分ですので、10時55分といたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時55分

○議長（杉山羌央君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第87号～議案第91号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（杉山羌央君） 次に、日程第2、議案第87号 平成22年度伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算（第1回）から日程第6、議案第91号 平成22年度伊豆市上水道事業会計補正予算（第2回）についてまでの5議案を一括して議題といたします。

本案についても所管の常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、議案第87号について、総務教育委員会委員長、内田勝行議員。

〔総務教育委員長 内田勝行君登壇〕

○総務教育委員長（内田勝行君） 8番、内田勝行です。

ただいま議長から報告を求められました議案第87号 平成22年度伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算（第1回）について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当局からの補足説明はなく、質疑を行いました。

質疑の主なものですが、まず、委員より、65ページ、土地購入費について、元NTTの跡地は、湯川橋架けかえのための代替地とのことだが、道路の拡幅にも使用するのかとの質疑に対し、道路拡幅の使用のほか、川側にある用水路と遊歩道の終点部分を管理道路として利用する以外が代替地となる予定ですとの説明がありました。

以上の審査経過を得まして、討論、採決を行った結果、付託されました議案第87号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、総務教育委員会委員長報告を終わります。

○議長（杉山羌央君） 次に、議案第88号について、福祉環境委員会委員長、古見梅子議員。

〔福祉環境委員長 古見梅子君登壇〕

○福祉環境委員長（古見梅子君） 13番、古見です。

ただいま議長から報告を求められました議案第88号 平成22年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑等の主なものとしまして、高額療養費の増額について、その理由と分析について詳しく説明を求めたのに対し、現時点では全体的には国保の被保険者数は減っていますが、医療費そのものはふえています。例えば人工透析など医療の高度化、長期化により、1人当たり的高額医療費も一般、退職合わせてもふえている状況ですとの答弁がありました。

また、今回の補正は高額療養費だけだが、医療費は大丈夫かとの質疑に対し、医療費も恐らく不足となります。3月分から9月分までの7カ月分の実績で、請求額の比較で平均8.7%、21年度よりも上昇しています。このペースですと、退職と一般被保険者分を合わせて1億8,000万円前後の不足となります。国保連合会からの請求は2カ月おくれのため、3月前の状況で増額補正させていただくことになるとの答弁がありました。

以上、審査した後、賛成討論として、高額療養費の問題に焦点を絞って補正をやっている。当然、支払いが滞ってしまうので賛成です。ただ、結果をしっかりと分析して、もう一度立ち返って、保険事業を一般論だけにしないようにレセプト点検などの分析を国保連合会にもお願いしてやってほしいという意見がありました。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（杉山羌央君） 次に、議案第89号から議案第91号までの3議案について、経済建設委

員会委員長、塩谷尚司議員。

〔経済建設委員長 塩谷尚司君登壇〕

○**経済建設委員長（塩谷尚司君）** ただいま議長から報告を求められました議案第89号、議案第90号及び議案第91号の3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第89号 平成22年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第2回）について、上下水道課長から、繰上償還による利息影響額資料により、借りかえ利息は3%以内をめどに計算したもので、減額となる影響利息額は合計で1億689万5,070円が見込まれるとの説明を受けた後、質疑を行いました。

質疑の主なものとして、委員より、資料について、シミュレーションですから、これからもっと交渉するということがあるかと思いますが、利息3%というのは今の状況だと随分高いなと思うわけですが、2%を切った契約が一般的になっているが、その辺はこの3%よりもっと交渉をして下がる見込みというものはあるかとの質疑に対し、おっしゃるとおりでございます。これはまだあくまでも利率がはっきりわからないものですから、とりあえず3%ということでシミュレーションしてございます。ですから、これよりもっと抑えられれば抑えていきたいと思っておりますとの答弁がありました。

続いて、85ページ、22-40工事請負費1,500万円の減額の理由は何かとの質疑に対し、下水道工事の全区間におきまして、上下水道管に係るよという見積もりをさせていただきました。しかし、そこには水道管が入っていないということがありますし、その分についてはよいということがありましたので、無理をして今回やらなくてもいいということでございまして、減額させてもらいましたとの答弁がありました。

以上、質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第89号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第90号 平成22年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3回）につきましては、補足説明なく、質疑を行いました。

質疑の主なものとして、委員より、97ページ、11-10修繕料について、修繕の場所と内容を教えてくださいとの質疑に対し、修繕料につきましては実際97%程度修繕を執行しておりますので、これからまだ3か月ございますので足りないよということでございます。今、大きなもので差し迫っておりますのは、湯ヶ島のマンホールポンプの修繕が一番大きなものであると聞いております。他につきましては、ちょこちょこいろいろな修繕がございますので、そういう修繕に備えるためのものがございますとの答弁がありました。

以上、質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第90号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第91号 平成22年度伊豆市上水道事業会計補正予算（第2回）についてでございますが、補足説明はなく、質疑を行いました。

質疑の主なものとして、99ページ、議会の議決を得なければ流用することはできないとは、

なぜ議会の議決を得なければならないのかとの質疑に対し、職員給与費については地方自治法あるいは公営企業法でそのようになっておりますので、このようにさせていただいておりますとの答弁がありました。

次に、この繰上償還によって利ざやというか、その辺の見込みはどのくらいになりますか、また、建設改良費1,320万3,000円を減額しているわけですが、伊豆市はまだまだ建設改良の必要なところがたくさんあるのではないかと思うんですけれども、そういうところになぜ建設改良費の浮いた分を回さないのかとの質疑に対し、初めの質問の利息はどうかということでございますが、今、私の手元にあるのは返すものは1本でございますけれども、304万1,557円の見込みです。

それから余った建設改良費はなぜほかのところに使わないかという質問でございますが、年度当初に決めたものがございまして、緊急の場合にやらなければというところがあれば、そちらに回させていただきますが、もう既に本年度も残り3カ月でありまして、3月31日までにやらなければならないとなりますと、繰り越し等を考えなければなりませんので、とりあえずはそれがあればそのまま当然その分のお金というのは次年度に使えますので、そういうことで今回はやめるということではなく、そのままにしておきました。

また、上水道管に下水道が影響しなかった分、それが1,500万円ぐらい減額となりましたが、同時に発生しました消防南署の付近の工事に200万円発生いたしましたので、差し引き1,300万円ほどの減額をさせていただいたということですのでとの答弁がありました。

以上、質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第91号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第89号、第90号及び議案第91号の3議案についての委員長報告を終わります。

○議長（杉山羌央君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時09分

○議長（杉山羌央君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第87号から議案第91号までの5議案について、質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終了いたします。

これより本5議案に対する討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより順次採決を行います。

初めに、議案第87号 平成22年度伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算（第1回）について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山羌央君） 起立者全員。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号 平成22年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山羌央君） 起立者全員。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号 平成22年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第2回）について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山羌央君） 起立者全員。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号 平成22年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3回）について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山羌央君） 起立者全員。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号 平成22年度伊豆市上水道事業会計補正予算（第2回）について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山羌央君） 起立者全員。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

◎議案第92号～議案第96号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（杉山羌央君） 日程第7、議案第92号 伊豆市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてから日程第11、議案第96号 伊豆市簡易水道等条例の一部改正についてまでの5議案を一括して議題といたします。

本案についてもそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

初めに、議案第92号、93号の2議案について、総務教育委員会委員長、内田勝行議員。

〔総務教育委員長 内田勝行君登壇〕

○総務教育委員長（内田勝行君） 8番、内田勝行です。

ただいま議長から報告を求められました議案第92号 伊豆市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてと、議案第93号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される伊豆市職員の処遇等に関する条例の一部改正について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第92号、議案第93号両議案とも、当局からの補足説明はなく、質疑、討論もありませんでした。

採決の結果、付託されました議案第92号、議案第93号につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、委員長報告を終わります。

○議長（杉山羌央君） 次に、議案第94号、95号、96号の3議案について、経済建設委員会委員長、塩谷尚司議員。

〔経済建設委員長 塩谷尚司君登壇〕

○経済建設委員長（塩谷尚司君） ただいま議長から報告を求められました議案第94号、議案第95号及び議案第96号の3議案について、審査の経過と結果を申し上げます。

初めに、議案第94号 伊豆市天城温泉会館条例の一部を改正する条例の廃止についてであります。当局からの補足説明はなく、質疑を行いました。

議案に対する質疑はなく、天城温泉会館の駐車場復旧の関係や今後の利用方法等についての意見交換がありました。その内容につきましては委員会室に閲覧用の概要書がございますので、御承知を願いたいと思います。

つづいて、討論では反対討論があり、採決の結果、議案第94号は挙手多数にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第95号 伊豆市水道事業条例の一部改正についてですが、当局からの補足説明はなく、質疑を行いました。

質疑の主なものとして、給水区域を統合したものというふうに見ているのですが、給水区域ということで、自分の地元のほうで水源を持っているんですけれども、以前の話ですが、

水道管を統合し、水を修善寺のほうまで流すという計画がされているようですが、そうなる
と上流の方の水源の水が不足するというようなそうした心配の声、意見が聞こえましたが、
そういう水道管が接続するところまで含まれているのですかとの質疑に対し、そうではなく、
あくまで事業を一本にするというものですから、今回につきましては水道管につなぐという
ような計画はございませんとの答弁がありました。

次に、一日最大給水量とありますけれども、これはその水源の能力と見てよろしいでしょ
うかとの質疑に対し、はい、そのとおりでございますとの答弁がありました。

以上、質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第95号は全会一致で原案のとおり可決す
べきものと決しました。

次に、議案第96号 伊豆市簡易水道条例の一部改正についてであります。当局からの補
足説明はなく、質疑を行いました。

質疑の主なものとして、上船原簡易水道について、給水人口1,360人は妥当かとの質疑に
対し、上船原簡易水道については、当初の条例と変えてございません。当初の条例と変えた
ところは、上船原地区の一部ということで、そうした文言の一部を変えてございます。

今回の主なものは、上にあります八木沢小下田簡易水道、これは別々だったものを一つの
簡易水道にしたということで、今回の条例に上げさせてもらいました。ほかのところの数字
につきましては、以前の条例のままでございます。上船原地区そして他のところの数字が妥
当かという検討はまだいたしておりませんので、前の認可の数字をそのまま上げてございま
す。また、認可の必要がありましたら、その時点で認可の検討をさせていただきたいと思いま
す。

これでは人口が多いのではという話でございますけれども、とりあえず量的には227立方
で確保できるようなことを考えておりますので、そのままにしておいていただきたいと思います
との答弁がありました。

以上、質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第96号は全会一致で原案のとおり可決す
べきものと決しました。

以上、議案第94号、95号、96号についての委員長報告を終わります。

○議長（杉山羌央君） 以上で委員長報告が終わりました。

これより暫時休憩いたします。この休憩中に、ただいまの委員長報告に対し、質疑、討論
のある議員は通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時24分

○議長（杉山羌央君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第92号 伊豆市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定につい

てから、日程第11、議案第96号 伊豆市簡易水道等条例の一部改正についてまでの5議案について、質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終了いたします。

これより本5議案に対する討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

議案第92号、20番、木村議員。賛成の討論を行います。

〔20番 木村建一君登壇〕

○20番（木村建一君） 議案第92号について、賛成討論を行います。

いわゆる高度な専門的な知識を持った方それから専門的な知識及びいわゆる短時間勤務ですから、臨時職員の方をどういうふう採用していくのかという条例の提案、基本的には1日目の議案説明のときにありましたが、私は基本的には6年前のいわゆる上位法、法律に基づいての具体的に実施するには条例で定めなくてはならないというところで、それを根拠にしていると思うんですけども、これを実行するに当たってのどういう立場で臨んでいくのかということで、基本的には賛成ですけども、意見を述べさせていただきたいというように思います。

1つは、高度な専門的な知識それから専門知識を持った方々に、いわゆる市職員ではなくて民間等々外部にその能力を求めていくということなんですけれども、ある場合はそういう場合もあり得るでしょうけれども、もう一つ重要な柱というのは、職員の方々が、一番市民にとって身近にいる職員の方々が、市民サービスに本当に必要な人材、専門的知識を職員の中で高めていくというところに、ぜひとももう一つの重要な軸足を置いていただいて、どうしてもそれができない場合については、この条例に基づいて高度な専門的な知識及び専門知識を持った方々を採用していくというスタンスをぜひ持っていただきたいと思います。そうしませんでした、いわゆる安易にこれを使いますと、職員の能力というか、市民サービスへの度合いってというのはやっぱり落ちるのかなと思いますので、ぜひ要求しておきます。

それからもう1点は、高度な専門的な知識経験またはすぐれた識見を持っている方、これを採用しますと、いろいろと給料月額が条例の中に出てます。最高が1カ月62万円ということですから、伊豆市の部長職よりも高い報酬をいただくということです。したがって、私は本当にこの方々が伊豆市の職員の中ではできないということが明らかになったときには当然市長から提案されてくるでしょうけれども、ぜひともこの高度なところの知識経験を持っている方々については、議会に諮って承認を得るという手続をする、今回の条例にないんですけども、ぜひこの点は求めていきたいというふうに思っています。

あと、短時間勤務の職員についてもそうですが、つなぎつなぎのいわゆる年を区切って次から次へと採用していく。いけば人件費は浮くでしょうけれども、やはり市の業務というのはどこにおいても継続性が必要であります。ぜひとも乱用を戒めるということは当然だと思うんですけども、その点も、短時間勤務職員についても乱用を戒めるという立場で、ぜひ

ともこの条例を実施していただきたいということでもあります。

以上で賛成討論を終わります。

- 議長（杉山羌央君） 次に、議案第94号の賛成討論を行います。
20番、木村議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

- 20番（木村建一君） 議案第94号 天城温泉会館の一部を改正する条例の廃止について、賛成討論を行います。

いわゆる提案されているのは指定管理者の条例を廃止したいんだと。したがって、天城温泉会館も市が直接経営するというか、管理するんだという提案であります。指定管理者制度の導入を目指して、民間等を初めとして外部にこの天城温泉会館の管理運営をやったんですけども、経過を聞きますと、問い合わせがあったんですけども、結果として応募する、採用するというまでに至らなかったということですから、次の対策に移るのは、私は当然の判断だと思います。

この天城温泉会館というのは、平成8年につくられてもう長いですがけれども、振り返れば、私がちょうど天城湯ヶ島の町の議員になったときにはもうほぼ完成してしまっていて執行されてきたわけですがけれども、非常に今は伊豆市にとって大変なお荷物になっております。では廃止すればいいかと、何もつくらなければいいかということ、私はそう思わないんですね。たまたまでしょうか、機会が恵まれたのかよくわかりませんが、きょう議員の机の上に天城温泉会館の活用についてということで、伊豆市の区長会長を初め観光協会天城支部長、商工会等々の5名の方からの天城温泉会館の活用についての陳情書が来ました。天城温泉会館をどういうふうに活用していくのかということ、一步踏み出すためにも、この指定管理者に関する条例を廃止する提案に対して賛成するとともに、きょう陳情書を出されましたけれども、これをどういうふうに扱うのか、また、検討することは当然あるでしょうけれども、注目をし、見つめていきたいというように思っています。

以上で賛成討論を終わります。

- 議長（杉山羌央君） 以上で討論を終結いたします。

これより順次採決を行います。

まず、議案第92号 伊豆市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（杉山羌央君） 起立者多数。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される伊豆市職員の処遇等に関する

る条例の一部改正について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山羌央君） 起立者多数。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号 伊豆市天城温泉会館条例の一部を改正する条例の廃止について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山羌央君） 起立者多数。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号 伊豆市水道事業条例の一部改正について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山羌央君） 起立者全員。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号 伊豆市簡易水道等条例の一部改正について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山羌央君） 起立者全員。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

◎議案第97号、議案第98号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（杉山羌央君） 日程第12、議案第97号 伊豆市沼津市衛生施設組合規約の一部変更について及び日程第13、議案第98号 伊豆市沼津市衛生施設組合規約の一部変更に伴う財産処分についての2議案を一括して議題といたします。

本案についても福祉環境委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

福祉環境委員会委員長、古見梅子議員。

〔福祉環境委員長 古見梅子君登壇〕

○福祉環境委員長（古見梅子君） 13番、古見です。

ただいま議長から報告を求められました議案第97号及び議案第98号について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、議案第97号 伊豆市沼津市衛生施設組合格約の一部変更についてですが、補足説明があり、質疑、討論はありませんでした。採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第98号 伊豆市沼津市衛生施設組合格約の一部変更に伴う財産処分についてですが、補足説明の後の質疑では、伊豆市の土地となる部分の使用について説明を求めたのに対し、火葬場を運営する沼津市へ5年間は無償貸与し、火葬場への進入路として使われますとの答弁でした。

以上、審査した後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（杉山羌央君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。この休憩中に、ただいまの委員長報告に対し、質疑、討論のある議員は通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時39分

○議長（杉山羌央君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから、議案第97号 伊豆市沼津市衛生施設組合格約の一部変更について及び議案第98号 伊豆市沼津市衛生施設組合格約の一部変更に伴う財産処分について、質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終了いたします。

これより本2議案に対する討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより順次採決を行います。

まず、議案第97号 伊豆市沼津市衛生施設組合格約の一部変更について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山羌央君） 起立者多数。

よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号 伊豆市沼津市衛生施設組合格約の一部変更に伴う財産処分について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山羌央君） 起立者全員。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

◎議案第99号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（杉山羌央君） 日程第14、議案第99号 市有財産の譲与についてを議題といたします。

本案については、総務教育委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

総務教育委員会委員長、内田勝行議員。

〔総務教育委員長 内田勝行君登壇〕

○総務教育委員長（内田勝行君） 8番、内田勝行です。

ただいま議長から報告を求められました議案第99号 市有財産の譲与について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当局からの補足説明はなく、質疑を行いました。

質疑の主なものですが、まず、委員より、登記に関する費用は戸倉野区が負担するとのことだが、市の固定資産税はどうなるのか。そのほか国の登録免許税や県の不動産取得税はどうなっているのかとの質疑に対し、固定資産税は通常の場合課税となりますが、認可地縁団体である戸倉野区が公共の広場として使用している減免の申請を出していただければ免除することになります。登録免許税などが発生した場合も、認可地縁団体が支払うこととなりますとの説明がありました。

次に、委員より、今後、この土地を駐車場など利益が発生するような行為に使用することも考えられるが、その場合、市はそれを認めるのか。あくまでも利益行為はしてはいけないとするのかとの質疑に対して、規約が収益事業をやるとなっていなければならないので、区の総会により変更手続を行っていただくこととなります。認可地縁団体の趣旨、目的に合った公共的な利用という形であれば、認めざるを得ないと思います。仮に収益事業を行った場合には、法人市民税が課税されますとの説明がありました。

以上の審査経過を得まして、討論、採決を行った結果、付託されました議案第99号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、委員長報告を終わります。

○議長（杉山羌央君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 11時45分

再開 午前 11時45分

○議長（杉山羌央君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第99号 市有財産の譲与について、質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終了いたします。

これより本案について討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第99号 市有財産の譲与について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山羌央君） 起立者多数。

よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（杉山羌央君） 日程第15、請願第1号 修善寺老人憩の家に関する請願を議題といたします。

本件については、福祉環境委員会に付託しておりますので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

福祉環境委員会委員長、古見梅子議員。

〔福祉環境委員長 古見梅子君登壇〕

○福祉環境委員長（古見梅子君） ただいま議長から報告を求められました請願第1号 修善寺老人憩の家に関する請願について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当請願の紹介議員、西島議員に出席を求め、請願の内容と理由について説明があり、その後、質疑と討論を行いました。

審査の過程における質疑した主な内容としまして、今回の請願は、修善寺老人憩の家に限っているが、中伊豆の温泉施設もあわせて請願しないのはなぜかという質疑に対し、中伊豆の温泉施設は老人だけでなく一般市民が利用できる施設であるが、熊坂の老人憩の家は老人の福祉増進、健康増進を目的とした施設であり、利用者が老人に限定される施設で設置目的が異なりますとの答弁でした。

また、半年の利用者数のデータで検討するのはいかがかという質疑に対し、高齢者の利用を考慮すると緊急を要し、7カ月のデータで十分と判断したとの答弁でした。

請願項目1では100円に値下げ、項目2では不公平の是正ということで、そのほかの団体

の無料を請願することとなり、矛盾する部分があるがいかがかという質疑に対し、個人だろうが団体だろうが老人の利用には変わりはないが、個人の場合は常習的利用を考慮する部分もあり、団体については行事やイベントのときだけという点が異なります。老人クラブとそのほかの団体で区別することがおかしいということですとの答弁でした。

以上、質疑した後、討論では、老人クラブが修善寺老人憩の家に対してどれぐらいの貢献度があるのか。無料にするだけの貢献をしているのかどうか検討する必要があるという意見。また、老人憩の家は設置目的が他の温泉施設と異なる。老人憩の家の温泉以外の施設は無料であり、ふろに入る人だけに負担をいただくのはいかがか。それを考慮すると負担の公平から見て200円を100円は妥当ではないかという意見。また、少なくとも1年以上のデータをとってから判断すべきで、今の時点で判断するのはいかかなものかという意見。また、市内の温泉施設として、受益者負担、市民への費用の公平化を考えると採択できないなどの意見が出されました。また、請願書を見ますと、いろいろ伊豆市としても取り組む必要がある問題もあり、巡回バスの問題など意見が出されました。

採決の結果、不採択すべきものが多数であり、原案は不採択すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（杉山羌央君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前11時51分

再開 午前11時55分

○議長（杉山羌央君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから請願第1号についての質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。

1番、鈴木初司議員。

〔1番 鈴木初司君登壇〕

○1番（鈴木初司君） 1番、鈴木初司です。

委員長報告に対して質疑をいたします。

当日、委員長報告の中には、利用者数が減った等の話が一切されてなかったと。これは木村議員が一般質問でもされている中に、市長は明らかに値段が上がったから利用者数が減ったんだという発言がありましたが、委員長、私そこにいたら委員長はそうではないと。それは違うんではないかというような発言がありましたけれども、きょうその辺の報告が一切ございません。その辺の報告、内容をよろしくお願いたします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

古見委員長。

〔福祉環境委員長 古見梅子君登壇〕

○福祉環境委員長（古見梅子君） 13番、古見。

ただいまの鈴木議員の質問にお答えいたします。

利用者が減ったということは、西島議員から、利用者が減ったから100円に値下げをしてくれという請願の理由のつけ加えがありました。そこで、利用者が減ったのはなぜか、その原因は有料にしたためであると市長が申しましたけれども、委員会の席で、それは検証してみないとわからない。確かに値上げをすると減ることはもちろんである。安くすれば入るのはもちろんでありますけれども、そういうことだけではないかもしれないから、だからあるいはほかの温泉へ行っている方もあるかもしれない。そういうことを私は考えたわけですね。申し上げました、委員会で。だからそれは検証する必要がある。短い時間でありますので、もう少し検証して、本当にそうであるかどうかということを検証すべき、そういうことで申し上げました。

利用者が減った数字については、申し上げるんでしょうか。よろしいですか。

利用者の合計は、10月までに……何ですか。

〔「質問してありません」と言う人あり〕

○福祉環境委員長（古見梅子君） 質問してありませんか、失礼しました。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 再質疑ありますか。

鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） 一つ、委員長の説明ではわかりにくいところがあるんですが、金額を上げたのは確かに減った理由だということは市長答弁されて、今、委員長だと検証しなければわからないという、その検証という、どういうことを検証したらその事実がわかるかという、検証、検証という言葉が出てきたんですけれども、その辺を詳しくお教えいただきたいんですが。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

古見委員長。

○福祉環境委員長（古見梅子君） ただいまの鈴木議員の質疑の内容でありますけれども、減ったことに対する審査、質疑は、ただ1点、有料になり、200円になったからという説明者の答弁でありました。あとは、私が状況の中にこういうことがありはしないかと言ったまでであります。福祉環境委員会の審査においては、そのような質疑はありませんでした。

以上です。

○議長（杉山羌央君） よろしいですか。

鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） 委員長は、そこで私の質問に、私は違うと、そればかりじゃなくて

いろいろな要因があったんだろうということの中で、今その席で言われて、その中にはいろいろ検証しなければ、その実態、検証がどういうふうに検証をするのか。周りを見て。だからその検証という言葉、何をもって検証するのか。例えば周りの人に聞いて歩くのが検証なのかと、その辺が全く説明されていないから説明をしてくださいということなんです。よろしくをお願いします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

委員長。

○福祉環境委員長（古見梅子君） 自分なりに、委員長としてお尋ねをして歩きました。しかし、きょうの委員長報告は、委員会の中での審査または調査した事件を、その経過と結果を報告するという事に決まっておりますので、私の意見を申し上げることはできないことになっております。よって、委員会審査の過程において質疑がなかったものは、委員長としてお答えすることはできません。

以上です。

○議長（杉山羌央君） これで鈴木議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

時間が12時になりましたですけれども、ただいま7名の方からの討論の通告がございます。続行してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） 討論の通告がありますので、発言を許します。

まず、反対討論から行います。

4番、森島吉文議員。

〔4番 森島吉文君登壇〕

○4番（森島吉文君） 4番、森島吉文です。

今回の修善寺老人憩の家に関する請願について、反対の立場から討論させていただきます。これは平成21年9月議会で、議案第88号 条例の一部改正との案件で上程され、審議の結果、採択となりました。

その内容については、2つ、第9条、温泉利用料を無料から有料にする、200円をいただくと。そして第10条、市長は特別な理由がある場合は、減免または無料とすると、この2点の改正でした。市側の有料化のその理由として、年間1万5,500人の温泉利用数を見込み、1人当たり200円、年間収入は310万円となる。それにより券売機の購入、施設等の補修に充てる。年間680万円ほどかかっているその維持管理費に充当したいとのことでした。

なお、熊坂区長の了解もいただき、アンケート調査の結果も、大方は経費の面を考えると仕方がないと理解してくれたとの説明でした。これは市側の有料化の理由でした。

今回の請願出ているわけですけれども、請願に対し反対の理由として、1つ目、温泉利用者数については、平成21年9月議会で議案説明で、市は1万5,500人との説明でした。請

願にある別表では、今年度の4月から10月までを合計すると9,035人。年間に換算すると1万5,500人となり、当時の市の説明と全く同数であり、市の計画の想定範囲内であること。

2つ目です。経費について、20年度の説明時の維持管理費は年間680万円ほどであったが、21年度は決算では合計で1,200万円の出費となっていること。

内訳ですけれども、給湯関係で合計400万円。その中には温泉引湯料100万円、温泉加熱燃料代100万円、上下水道料、ガス代、200万円と、合計400万円となっています。そして維持管理費関係ですけれども、管理業務200万円、これは市内のシルバー人材センターに所属している高齢者をお願いしていると、管理業務200万円。そして夜間警備、その他の消耗品等で200万円、維持管理関係で合計400万円となっています。それに今回は屋根の修繕、機器購入、湯沸かし器ですか、購入ということで400万円ほどかかっています。全部を合計すると、21年度の決算は1,200万円の出費となっていると。年間1,200万円の出費となっている。今後、建物、設備等の老朽化が進み、なお経費もかさむと予想されます。

3つ目です。議会で慎重審議し可決された条例を、数カ月でまた改正することであります。決定したばかりの第9条の改正をするのではなくて、第10条の応用をととも考えます。自分自身も請願の内容を見させていただき、チラシも拝読させていただきました。高齢者の皆さんに対し心中察するところもありますが、以上申し上げた3つの理由により、今回の請願に対し反対とさせていただきます。

○議長（杉山晃央君） 次に、賛成討論を行います。

1番、鈴木初司議員。

〔1番 鈴木初司君登壇〕

○1番（鈴木初司君） 1番、鈴木初司でございます。

修善寺老人憩の家に関する請願書に対して、賛成の立場で討論をさせていただきます。

私も当初、有料化には賛成した一人であります。今回の請願の理由は、菊地市政にあっては、施設、その他の無料はいかかなものかという考え方であると、私は理解しております。請願者は、その考え方を尊重し、無料に戻してくださいではなくて、200円を100円にし、なおかつ利用者をふやし、行政と一体となって頑張っていきたいという請願であると、私はとらえました。また、老人福祉施設である老人憩の家の目的にあっては、地域において老人、ここでは60歳以上になられております——対し、教養の向上やレクリエーション等のための場を与え、もって老人の心身の健康の増進を図ることを目的とするとなつてございます。また、温泉は、高齢者介護予防に十分寄与するとも言われております。これは来年度から新しく始まる伊豆市の改革にも記載されていることでございます。

次に、温泉の利用者数であります。平成21年度4月から10月で、温泉のほうの利用者数で1万7,300名が21年度、22年度は7,387名で、7カ月間で約、利用者数が驚きであります。1万人減りました。このままでいきますと、3月末をもって1万7,500ぐらいの数字になります。これは驚きでございます。伊豆市の人口の約半分に当たるわけでございます。3万

5,000数余、それはゼロ歳から100歳までのお年寄り、ここは60歳以上の使われている場所でございます。また、利用者の皆様は60歳以上で、伊豆市在住で、選挙権があり、有権者の方々でございます。有権者の方々が私たちに下したことは、入浴料の有料化はノーでございました。市民の負託を受けている議員の一人として深く反省し、現実を真摯に受けとめようと思っております。

また、近隣であります伊豆の国の老人福祉施設の内容も調査研究してまいりました。温泉入浴施設でございます。伊豆の国市民であり、60歳以上の方は、大仁地区にある水晶苑、長岡地区にあるやすらぎの家、23年度4月から葦山めもと湯の館、すべて無料であります。伊豆市は1カ所ですけれども、伊豆の国市は3カ所となる予定でございます。また、月曜から金曜日には無料送迎バスも運行されているとのお話でした。

先ほど財源についていろいろなお話がございましたけれども、私なりに研究したところによりますと、多くの高齢者の方が再び入浴していただくことにより、介護予防による金額だけじゃない費用対効果、また、料金を100円にすることにより入浴利用者の増加は見込めると私は分析しました。入浴利用者の増加で十分補え、費用対効果、介護予防にも十分つながると思っております。

最後に、私は皆さんが厳しい時代を生きてこられた先輩諸氏、またこのたび請願書を提出いただいた皆様方に対し、この請願項目3項については調査をした結果、誠意を持ってこたえるべきと判断し、賛成といたします。

以上であります。

○議長（杉山羌央君） 次に、反対討論を行います。

9番、関邦夫議員。

〔9番 関 邦夫君登壇〕

○9番（関 邦夫君） 9番、関邦夫。反対討論を行います。

修善寺老人憩の家は、伊豆市になる前の修善寺町のときからの施設です。合併後、いろいろの施設の見直しということで、その結果、200円にというような話になり、議会に諮られ議決されました。湯ヶ島の温泉会館のように、地元の存続の要望を長年受け入れたため、毎年何千万円もつぎ込む施設の今までできなかった見直しも、遅まきですが現市長は勇気を持って行われました。

伊豆市は、御案内のように財政に余裕がありません。財政が楽なら、何もこのような細かい嫌われるようなことは言い出さないでしょう。議会も賛成しないでしょう。諸施設の運営には最善の対応を余儀なくされています。そのようなことで4月から200円になり、多くの方が利用できなくなり、利用者が少なくなったという風評が早くから出ています。同じ施設を無料から有料にして利用者が減少することは、市でも十分わかってやったことでしょう。伊豆市のほんの一部の偏見か、正論かはわかりませんが、市政のほんの一部の細かいことを、まして時間経過もない中の検証は、正しい判断ができません。4月から実施し、今

は12月でまだ時間が経過していないし、何か言われてぐらぐらするのでは、朝令暮改で議会の存在意義がわからなくなります。慎重に審議して決めたことです。私は、請願をもう少し冷静に考え、100円がよいか、200円はだめなのか、その辺はいろいろのことを深く考えたほうがよいと思います。市でもでたらめに200円という数字を出したわけではないと思います。

そんなことはないと思いますが、何か申し合わせで値下げのため皆でだだをこねているのではと疑いたくなります。もしそういう話でしたら、冷静に考えたときに、使用料により、より充実された施設の存続ができ、利用者はより満足できるようになるのではないかと。もう少し様子を見れば、お客さんがより充実した施設に戻ってにぎやかになるのではないかと。200円では高過ぎ、半分になればもとに戻るなんてことは、ちょっと普通の考えでは考えられませんし、それでは嫌がらせです。

それと、この施設は遠いところに住む、例えば土肥に住む人は、幾ら安くても、ただでも、この施設は利用できません。土肥で区の温泉施設があるところの人は、200円の銭湯代を払って、文句も言わずに入浴を楽しんでいます。温泉施設はどこにでもあるわけではありませんし、恵まれているのです。200円払い、施設を維持することは、まともな考えだと思います。もめているのかもめさせているのかわかりませんが、こんなことが話題になっているのはこの地区だけです。伊豆市は老人憩の家だけが優遇されて、これを200円いただくとして問題になっています。長岡の共同浴場は皆300円、韮山温泉館は250円のようなものです。伊豆の国市の水晶苑、やすらぎの家が無料で、めおと湯の館も今後無料になるということです。これらは介護予防の施設ですので、おのずから目的が違います。無料循環バスもあるそうです。料金を支払うなら違う施設を利用するというので、他の近隣の施設を有料で利用するようになった方も多くいると聞いています。議決したことを時間の経過もない中変えるのは、議会運営に支障を起こします。もう少し時間をかけ検討する必要があるのではないかと思い、今回の請願の採択に反対いたします。

以上です。

○議長（杉山弐央君） 次に、賛成討論を行います。

3番、稲葉紀男議員。

〔3番 稲葉紀男君登壇〕

○3番（稲葉紀男君） 3番、稲葉紀男です。

老人憩の家に関する請願に対して賛成討論を行います。

本年4月より同施設の一般温泉入浴料金が200円に有料化されて以来、利用者が10月までの9カ月間、昨年同時期に比べて半数以下に激減してしまった、これは事実でありまして、この事実を我々は真摯に受けとめなければなりません。今のままでは、この減少傾向はさらに加速化されることが十分考えられます。時を経て様子を見れば利用者数が回復されるような性質やデータではありません。何らかの施策を講じないまま単なる時間稼ぎは、事態を悪くするだけだと考えます。

そもそもこの施設は、老人の交流や仲間づくり、さらに温泉という伊豆市の利点を生かした老人の無料の入浴を目的とした老人福祉施設として、昭和49年に設立されて以来35年以上もの長きにわたり伊豆市の老人福祉のいわばシンボルとして、その役割を果たし続けてきた施設でございます。有料化により利用者が激減してしまうのであれば、福祉の名において元も子もございません。老人福祉とは基本的に元来金銭にかえがたいものがあり、その上に立って成り立つものと考えております。

さて、合併以来2015年までの伊豆市の第1次総合10カ年計画、3つのキャッチフレーズがございます。「人あったか まちいきいき 自然つやつや」でございます。人あったかは、一番最初にうたわれている、市政が重点点に目指すべき方向と考えます。現在この総合計画のちょうど半ば、5年目でございます。来年2011年から2015年までの向こう5年間の後期基本計画を作成している最中でございます。まだ案ではございますが、この計画の中でも、まず、第1章のだれもが安心して暮らせるまちの中で、高齢者は住みなれた地域で安心して過ごすことができるよう高齢者福祉サービスの供給体制を整えることが、現在、検討、計画されています。有料化は、結果としてこのことと矛盾してしまいました。一刻も早く是正すべきと考えます。

本年4月1日現在の伊豆市の高齢化率は30.4%、県の平均23%に比べて高く、今後もこの傾向は続き、何と25年後には60%にもなると予想されています。したがって、高齢者福祉のあり方はますます重要な課題となります。

さて、注目すべき市民アンケートの結果がございます。それは、伊豆市後期総合計画作成のため、市民に対して、伊豆市は住みやすいか住みにくいか、伊豆市に対する愛着はどうかを、平成16年との比較で行った直近の経過を調査したものです。「住みよさ」については48%が39%に、愛着度も「感じる」が69%から60%へ、いずれも10%近く低下しています。これは近隣の市町に比べ極端に悪く、例えば三島市は、「住みよい」は近年ふえ続け、伊豆市の2倍以上の84%、愛着度も82%と高い数字を示しています。なぜ伊豆市は悪いのでしょうか。私には、最近の市政の方向が、市民に直結した身近なことが、ともすれば開発等の後回しにされている傾向が原因の一つのように感じられてなりません。今回の老人憩の家に対するような市政の積み重ねが、アンケートの結果としてあらわれているのではないのでしょうか。

我々議員の市民に対する責任は極めて重く、上記の理由によりまして、あたためるにちゅうちよすべきではない。私も過去値上げに賛成した議員の一人としての反省も踏まえて、請願第1号の賛成討論といたします。

○議長（杉山羌央君） 次の賛成討論を行います。

12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

○12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

請願第1号 修善寺老人憩の家に関する請願に、賛成の討論をさせていただきます。

いろいろ賛成・反対、御意見がございました。反対の方は、この施設が介護予防施設であるということはどうも認識していない。市長、あなたもそうですよ。あなた、介護予防施設に幾らお金を投入しておりますか。投入するどころか料金をとろうとか、お隣伊豆の国市は合併と同時に水晶苑の建てかえを行っているんですよ。残念ながら我がまちは、合併して6年、老人憩の家の有料化を進めている。先ほども私は言いました。市長、あなた思いつき行政なんだ。それでは市民として困るんですよ。その結果が、今、稲葉議員がおっしゃった伊豆市の魅力の減退につながっているんじゃないでしょうか。あなたがどんなに努力して、人口減少をとめる、観光客をふやすと言っても、あなたの心が今のままでは、人口減少は続くでしょう。観光客はますます来なくなりますよ。観光って何なのですか。私が愛だって言ったら笑った議員もいましたけれども、愛そのものなんですよ。人をいたわる心がなければ、観光客は来ません。

私は、遠慮して、皆さん遠慮してね、この請願、減額してくれという請願ですが、本来だったらお隣伊豆の国と同じ無料化すべきなんです。私の家の目の前では、お隣伊豆の国が無料でやっているんです。この熊坂老人憩の家のたった1キロ先で、お隣伊豆の国は無料でやっているんです。いいですか、一般健常者のお年寄りを老人介護いわゆる介護予防のために伊豆市が投資しておる施設は、ここだけじゃないんですか。22年度予算を見ると、高齢者施設事業としていろいろ投資してありますが、運動機能が低下した特定高齢者だと、使える人はですね。元気はつらつ事業というのもありますけれども、軽度の認知症の方は使える施設なんです。高齢者筋力向上トレーニング事業というのがありますが、運動機能が低下した人が使える施設なんです。元気はつらつ事業、ほかでもやっていますね。これは軽度の認知症の方なんです。この熊坂の老人憩の家は、お年寄りはだれでも入れるんですね。そして、いわゆる介護の必要な方も、必死になって毎日つえをついてここへ歩いて行く人もいらっしゃるんですよ。2キロも3キロも歩いて、毎日通っている人もいます。この方たちは当然主目的である介護予防のために行っているんですね。自分が自分の体を必死になっていわゆるリハビリしている人たちが通っているんです。残念ながら我がまちは、こういう人からお金をとって来てくれと言っているんです。

御夫婦で遠くから車に乗って来ていらっしゃる方もいらっしゃいます。御夫婦で200円といたら400円。今まで1週間に1度だったのが月に1度ぐらいになってしまう。市長、我がまちな介護予防行政というのは、今そういうことをやっているんですよ。ぜひ議員の皆さん、介護予防って何なんだと理解してほしい。皆さん、介護保険幾ら払っているんですか。たしか24億円でしたか、介護保険事業は。そのほんの一部なんですよ。1億円も使っていないですね。4,000万円からそこらしか、介護予防には我がまちは使ってません。

先ほど話しましたけれども、中伊豆の温泉施設の水中ポンプの取りかえだけでも1,450万円ほどかかっているんです。総額では1,700万円を超えているんですよ。これは安いから

でしょう。コイン1枚幾らですか、50円。1回お風呂へ入るのに100円ぐらいで入れるわけですよ。それでも皆さん一生懸命お湯を運んだりなんかしている。ぜひ、この介護予防施設、伊豆市の充実をお願いして、私の賛成討論を終わりにします。

○議長（杉山羌央君） 次の賛成討論を行います。

19番、三須重治議員。

〔19番 三須重治君登壇〕

○19番（三須重治君） 19番、三須重治です。

請願について、賛成の立場で討論をいたします。

私は、有料化のときにも有料化に反対をいたしました。その主たる理由は、やはり温泉を売りにしているまちで住んでいるお年寄りが、無料で温泉のサービスを受けるということは決してぜいたくではなく、やはり現役世代の皆さん方も敬老心として、当然そのサービスには了解をしてくれるだろうと。また、そのときに憩の家を利用する方だけがサービスを、無料サービスを受けるのは不公平だという意見も出たわけですが、私はやはり全市にお住まいの老人の皆さん方が公共の湯に入るには、それぞれ憩の家と同等のサービスを受けれるというそういう方法をとったらいかがかと、そのようなことを申しました。やはりしかし財政が厳しいとか、そういったような理由で有料化というものになったわけですが、では本当に財政が厳しいか、お年寄りにそれだけのサービスができないのかということを検証したときに、私の目から見ますと、やはり今回も公共施設を減額貸付をして民間にお貸しをすると、また、駅前を整備事業におきまして、食肉センターにおきまして、私からすれば過剰な投資だなど、もう少し財政を考えるんだったら方法もあるんじゃないかなというようなところもあり、やはりこの老人に対する無料サービスをできないというほど、こういった施策を見たときには逼迫はしていないのではないかと、そんな認識に、私も今認識を持っているところです。

また、半年間の調査では短いのではないかという意見もございましたが、やはりサンプル調査的に見ても、半年間調査するというのは、この種のものでは十分ではないかと。そのときにやはり2分の1以下に減ったという、それであと半年間様子を見たらいかがかという意見もありましたが、ではそこで不便を来すお年寄りが半年間我慢しなきゃならないというそういう不都合さも出ますので、私はこの半年間のサンプル調査でやはり十分だなど。そこでまた、請願者も本来はぜひもとの形にしていだきたいというのが本来のお気持ちだと思いますが、やはり市の財政いろいろなことを考えるときに、そこまで言えないなど、100円で我慢しておこうというようなそのような気持ちを思いますと、やはり100円の要求にはこたえていくべきだと思いますので、賛成といたします。

○議長（杉山羌央君） 次の賛成討論を行います。

20番、木村建一議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

○20番（木村建一君） 木村でございます。

修善寺老人憩の家に関する請願は、採択すべき内容として賛成討論を行います。

請願が出されたきっかけは、去年6月に市長がふろの有料化を提案して議会が承認したことによりますけれども、当局の老人福祉に対する姿勢を問うことが、請願を採択すべきかどうかの議論の中心ではないということをもってお話ししておきたいと思います。論点の大前提は、請願者から出されている3項目の要求が、老人にとって適切なかどうか、願いに沿った請願かどうかを議会が決めることであります。

さて、老人憩の家の目的は何でしょうか。昭和40年の厚生省通知に、「老人憩の家は、市町村の地域において老人に対し教養の向上、レクリエーション等のための場を与え、もって老人の心身の健康の増進を図ることを目的とする」とあります。伊豆市の伊豆市立修善寺老人憩の家の設置条例にも、同じ趣旨のことが第1条にあります。その目的を維持すること、さらに充実発展させていくために、請願者の3つの願いを受けとめてくれますかどうかということは、一人一人の議員に問いかけられております。

1つ目の請願内容、入浴料を100円に下げてくださいはどうでしょうか。現在の200円を100円にという願いであります。ここで考えなければならない一つは、他の施設との公平感を言っているのかということでもあります。伊豆市には、温泉入浴施設として万天の湯、湯の国会館などがありますが、これらの施設は地域住民の福祉の向上、増進を目的としています。老人憩の家の設置の目的も、広い意味では他の入浴施設と同じように住民福祉のための施設です。しかし、大きな違いがあります。老人のための生きがい、福祉施設であります。だれでも利用していいという施設ではありません。原則60歳以上の方のみが利用できる。目的が違い、年齢制限があるのに、他の温泉施設と比べていいのか。60歳以上の方それから諸団体が、カラオケや話し合いの場として他の施設を利用すると使用料を払わなくてはなりません。この老人憩の家集会施設だけは、いまだに無料なんです。だからこそ、だからこそほかと比べて何も意味がないということ強く訴えたいと思うのであります。

さらに大事なことは、今回の請願者の願いは、温泉利用を無料に戻してほしいとは言っておりません。100円に引き下げてほしいという願いであります。施設の維持管理のため、受益の公平を図ることを理由の一つとして、温泉施設を利用する方は有料にということでした。だから請願者は無料じゃなくて負担をしましよと歩み寄っているわけですから、何ら問題はないでしょう。利用者が減ったのは、温泉の有料化が原因ということは市長も認めています。有料化になった、その前は無料だった。事実が大きく違ってきたから減っている。それ以外、何をもってほかのことを探そうというのか、私にはわかりません。

請願者が市から入手した資料を見ると、約半年間が経過して利用者は4割に減っております。先ほど反対討論の方が、市が予想している1万5,500人にほぼ匹敵するということですが、正確を期すために計算しましたが、4月から10月までの、ことしの4月から10月までのデータしかありませんが、これ合計しますと7,387人です。これを1年間に換

算すると1万2,660人。市が予想している1万5,500人を2割も下回っているということが、客観的な事実であります。明らかに老人憩の家の目的を維持するどころか、後退している状況になっているわけですから、少しでも利用する方がふえるような対策を講じることは、今当たり前ではありませんか。1カ月、2カ月ならわかりますが、7カ月経過している。ふえる傾向にあるんだったら私も黙って見守りますが、そういう状況じゃない。

2つ目の請願内容。老人クラブ主催の行事のみ無料とする不公平さを是正してくださいということはどうでしょうか。老人憩の家は、老人クラブの活動の支援を目的とした施設ではないことは明らかであります。今、ほとんどの地域でいきいきクラブという組織がお年寄りの交流の場を広げ、活発に活動しております。参加者は老人会と重なることもありますが、厳密に言えば別組織です。そのほかカラオケやハイキングなど、趣味や特技を目的としたさまざまな高齢者の組織が市内で活動しております。生きがいをと、生きがいと健康づくり、地域の団体や住民と一緒に地域を豊かにする活動に取り組んでいる団体であります。これは、高齢者の自主的な組織である老人クラブの目的と一致しております。ですから、老人クラブだけを無料にして他の団体は有料というのは、明らかに不公平と言わなければなりません。

さらにつけ加えれば、伊豆市の老人会の加入率は3割台と、状況からしてこの組織だけを無料にしてもいいという理由は成り立ちません。老人福祉法第13条の第2項を調べました。何と書いてあるか。「地方公共団体は、老人の福祉を推進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブ——ここからが大事です。老人クラブ、その他当該事業を行うものに対して、適当な援助をするように努めなければならない」と位置づけられております。行政の援助は、老人クラブだけを特別扱いとしてはいけないということでもあります。他の団体にも無料団体を広げてほしいという請願者の願いは当然の願い、当たり前の願いであります。

最後に、3つ目の請願内容、老人憩の家の利用者をふやすための諸施策を実施していただきたいはどうでしょうか。巡回バスを出すことや利用時間の変更など、老人憩の家を老人の方がもっとふえて利用しやすくしてほしいという願いは、これまた当たり前の願いであります。循環バスを導入するかどうかは一定の時間を要するでしょうが、その方向に向かって検討することは必要と考えます。ここでもすべての市民が利用するわけではないからと、受益負担の公平が頭をもちてきますが、市内のどの施設でも、市民すべてにサービスを提供できる施設は一つもありません。利用しやすい施設を利用するのが当たり前です。自分の身近なところに利用していく、これが市民の当たり前の願いではないでしょうか。そういう意味では、一部の市民がそういう意味では利用するのです。一部の利用にこだわってどうしても気になるようならば、一部の人が利用しないように市当局と議会が知恵を絞るようにするのが政治の力ではないでしょうか。

まだ、入浴料金を200円にしたから、期間が短いから、さらに検討を言っていますが、何

を検討すべきなのではないでしょうか。利用者が減っている事実を見たとき、このままでいいのだという議員は一人もいないでしょう。請願者の思いは、長年社会に貢献してきた私たち老人を、市は温かく見守り支援してほしい。だからこそ7カ月経過して利用者をふやす対策をとるべき時期に来ているのではないですかと、議員に呼びかけているのではないのでしょうか。ぜひ議員の皆さんのこの請願採択に賛同いただきますよう心から訴えまして、賛成討論を終わります。

○議長（杉山羌央君） 以上で討論を終結いたします。

これより請願第1号について採決をいたします。

本請願に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって、原案について採決いたします。

請願第1号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（杉山羌央君） 起立者少数。

よって、請願第1号は不採択することに決定いたしました。

では、ここで昼の休憩にいたします。再開は13時45分といたします。

休憩 午後 0時49分

再開 午後 1時45分

○議長（杉山羌央君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎閉会中の所管事務調査の申し出について

○議長（杉山羌央君） 日程第16、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会報編集特別委員会委員長より、会議規則第104条の規定に基づき、所管事務の調査事項について別紙のとおり申し出がありました。お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、それぞれの所管事件につき、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（杉山羌央君） お諮りいたします。

お配りしてあります追加日程表のとおり、この4件を日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） 異議なしと認め、4件を日程に追加することに決定いたしました。

◎報告第16号の上程、説明、質疑

○議長（杉山羌央君） 追加日程第1、報告第16号 専決処分の報告について（施設管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 報告第16号について提案理由を申し上げます。

今回報告するものは、昭和の森グリーンガーデンで発生しました事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について報告するものでございます。

詳細につきましては、観光経済部長に説明をさせます。

○議長（杉山羌央君） 本件の報告について、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

観光経済部長。

〔観光経済部長 鈴木誠之助君登壇〕

○観光経済部長（鈴木誠之助君） それでは、施設管理事故に伴う和解及び損害賠償の詳細説明を申し上げます。

専決処分書がついてございますので、そちらのほうをごらんください。

平成22年12月9日に和解が成立いたしました。申しわけございませんが、議会の初日に提案すべきものでございましたが、和解が9日に成立したということで、本日追加申し上げる次第でございます。

損害賠償額の額でございますが、8万3,971円。内訳でございますが、石が飛びましてフロントガラスに傷がついてしまったということで、フロントガラスでございますので、全部の取りかえ、車両修理代が7万9,246円、それに伴いますレンタカーでございますが、4,725円、合計8万3,971円という補償額でございます。

本件の保険会社については、天城グリーンガーデン内の損害賠償責任保険でございますので、昭和の森会館のほうで支出するものでございます。

それから、和解の賠償方の相手方でございます。三重県の男性の方でございます。事故発生でございます。平成22年10月19日午前9時45分ごろ、次のページにあります天城グリーンガーデン横、国道の横になります天城ガーデン地内で草刈り作業中に、草刈り機で刈っていた石が、国道を走行していた車のフロントガラスに当たってしまったといった事故でござい

ます。

以上でございます。

○議長（杉山羌央君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、西島議員。

○6番（西島信也君） まず、質疑の前にちょっとお伺いしたいのは、いつも専決処分するときには質疑やるんですけども、質疑の先に出さなくていいんですね、質疑通告書を。

○議長（杉山羌央君） はい、これについてはいいです。追加日程ですから。

○6番（西島信也君） 専決処分のときはいいの。まあ、いいです。後で検討していただくとして。

この天城グリーンガーデンの草刈り中っていうのですけれども、これはだれが草を刈ったんですか。職員ですか、だれですか、シルバーですか、どういう人ですか、お伺いします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（鈴木誠之助君） 観光経済部の作業員でございます。

○議長（杉山羌央君） ほかに質疑は。

ほかにございませんか。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（杉山羌央君） なければ質疑を終了いたします。

これで報告を終わります。

◎発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山羌央君） 追加日程第2、発議第8号 住民の安心・安全を支える行政サービスの充実を求める意見書についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

内田勝行議員。

〔8番 内田勝行君登壇〕

○8番（内田勝行君） それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

住民の安心・安全を支える行政サービスの充実を求める意見書。

この意見書の趣旨と要望内容について読み上げます。

雇用問題、医療・年金・貧困など様々な社会不安が増大している今、国・地方行政の役割が重要となっております。国民・地域住民の安心・安全を守るために、行政サービスを拡充することが求められており、公務の果たす役割は増すばかりです。

こうした中、一律的な公務員の定員削減を行うべきではなく、セーフティーネットを再構築するため、公務職場に必要な人員を確保することが必要であります。

また、「地域主権改革」の名のもとに、国が直接責任を持って行う行政サービスを放棄し、地方出先機関廃止を行おうとしております。このことは、地方自治体に国の責任を押しつけるだけでなく、「地域住民が自らの判断と責任において、地域の諸課題に取り組む」として地域住民に自己責任を強要するものです。さらに、ひも付き補助金の一括交付金化は、地方自治体による用途の自由度が拡大されるとしてはいますが、国家財政難の中で、社会保障・教育の予算が削られる可能性は否定できません。ナショナルミニマムに対する国の責任放棄は許されません。

私たちは、「三位一体の構造改革」、「平成の大合併」と合わせて、今回の「地域主権改革」が地方自治体の財政や組織体制の状況によって社会資本整備、社会保障に地域間の格差を生じさせ、地方切り捨てに拍車をかけることや、国民・地域住民の生命と財産が守られないのではないかと強い危惧を抱いております。

地域住民が安全・安心して暮らせる生活実現のために、防災・生活関連事業予算の拡充は必須であります。これまで地方出先機関は、地域住民を災害から守るため、財産を守るため、最低限の生活保障をするために国責を担って迅速に対応してきました。またこれらの事業を遂行していく上で組織、人員の確保など業務執行体制の拡充が必要です。

つきましては、下記の事項の実現を要望いたします。

- 1 「地域主権改革」の名の下に、国の責任放棄によって行政サービスの低下を招くことのないように住民自治、国と地方の適切な役割分担、財源とその配分、用途など国民的議論をふまえ慎重に結論を出すこと。
- 2 国の出先機関改革にあたっては、廃止、地方移管を前提としないこと。
- 3 住民の安心・安全を支える行政の充実をはかるため必要な組織を存続すること。
- 4 独立行政法人の組織および事業の廃止、民営化等を行わないこと。
- 5 防災、生活関連予算の確保・充実を図ること。
- 6 直轄で整備・維持管理している河川・道路行政や交通・運輸行政、港湾行政など国民の安全安心を支える行政は、引き続き国の責任で遂行し、地方整備局・事務所・運輸支局・出張所の廃止や地方移管は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成22年12月17日。

静岡県伊豆市議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、静岡県知事。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（杉山羌央君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

20番、木村議員。

○20番（木村建一君） すみません、1つだけお尋ねします。

具体的な要望項目は6点にわたって4番目、独立行政法人の組織及び事業の廃止、民営化等を行わないこと、今いろいろと民主党政権で独立行政法人の事業仕分けが盛んにやられておりますけれども、これは何ですか。今やっているのだけれども、ちゃんと全部、全部かどうか分からない、この求めているのは独立行政法人そのものの組織を今までどおり存続してほしいという要求ですか。

○議長（杉山晃央君） はい、答弁願います。

内田議員。

○8番（内田勝行君） ただいまの質問にお答えをいたします。

今述べたように、ここに記載されている内容がすべてであります。ですから、この意見書については、私の主観あるいは余談を挟んで答弁することは適当ではないとこのように考えるので、この内容をよく読んでいただいて判断をしていただきたい、そのようにお答え申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（杉山晃央君） 再質疑ありますか。

はい、木村議員。

○20番（木村建一君） どっかの組織が来たというのは私わかるんですけども、提出するには提出者それから賛同者いらっしゃいます。それを受けて、これで意見書を述べた議会として伊豆市議会が上げることによって、やっぱり市民のこととか、行政のサービスの問題、財政も含めて低下しないようにということで国に要求じゃないですか。これは何か今聞いていますと、余り意見述べないで、質疑だから、何か他人がやったことを私はわからないけれども受けとめたよというふうに私はとったんで、そういうふうにとっていいんですか。

○議長（杉山晃央君） 答弁願います。

内田議員。

○8番（内田勝行君） そうではなくて、私はこの書いてある文章から自分なりに理解をして提出をさせていただきました。

以上です。

○議長（杉山晃央君） 木村議員。

○20番（木村建一君） 自分なりに理解できないからお尋ねしているんです。独立行政法人、もう一回聞きます。組織っていうのはいろいろありますけれども、これは廃止するなという意味は、意味合いがわからない。無駄な、すべて僕だめだと思わないんですけども、独立行政法人に残すべきものと残さないべきものが国民にとってはあるのかなというふうに私は考えているもので、ではここで言っている、提出者が言っている独立行政法人というのを具体的に廃止するなということは、何を求めて廃止するなと言っているのかがわからないもの

で、質問しているんです。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

内田議員。

○8番（内田勝行君） ですから、これに書いてあるのを読みますと、防災あるいは生活関連予算を守るために、地域住民を災害から守るため、こういう趣旨だと私は思います。

以上です。

○議長（杉山羌央君） ほかに質疑はありませんか。

19番、三須議員。

○19番（三須重治君） 19番、三須重治です。

今、やりとり聞いていると質問しづらくなったような気がしているんですが、今の4番目の部分も、私も非常に木村さんと同じような感想を持って質問したいなと思っていたんですが、そこは今木村議員がやっていただいたので、もう一つ、一律的な公務員の定員削減を行うべきではないというところがありますが、やはり公務員の削減であるとか独法の見直し、そういったやはり行政改革というのは、これからも中央・地方やはりともに無駄を省くという意味で、また省いてできた財源を住民サービスであるとか、未来の子孫に借金をなるだけ残さないでやると、そういうようなことへとつながっていくということで、やはり公務員の必要以上の削減は、それはとんでもないやはり悪政だと思いますが、見直して必要な定員管理をしていくということは非常に大事なことだと思うわけです。独法についても、やはりそのように行革の中から無駄を省いてということになっていくと思いますが、ここに一律的公務員の定員削減を行うべきではないというところは、何を今、現状どういうところを指してここでうたわれているのか、もし説明ができればお願いします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

内田議員。

○8番（内田勝行君） その下に、公務職場に必要な人員を確保すると、私はこれで理解できます。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 再質疑ありますか。

三須議員。

○19番（三須重治君） ちょっと疑問が残ると思う。一律的な公務員の定員の削減という、その一律的な公務員の削減が顕著に見られているよと。だからそうすべきじゃないよという、私はそういうふうはこの文から見ると感じているわけです。だからその一律的な公務員の定員削減というのは何を指しているかというのを質問したわけですが、答弁はしていただければしていただきたいですけど、できないというのならそれで結構です。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

内田議員。

○8番（内田勝行君） 何回も繰り返しになりますが、この文章から理解をしていただきたい。よろしくをお願いします。

○議長（杉山晃央君） ほかに質疑ありますか。
9番、関邦夫議員。

○9番（関 邦夫君） よくこのような意見書がいつも出されるんですけども、衆議院の議長とかこういう名前を挙げて。これを出したところで、実際はこの人に読んでもらっているのでしょうか。これはただ出すだけのことで、何も意味がないんじゃないかと私はいつも思っているんですが、どうでしょうか。

○議長（杉山晃央君） 答弁求めますか。

○9番（関 邦夫君） はい。

○議長（杉山晃央君） 答弁願います。
内田議員。

○8番（内田勝行君） いや、意味がないかどうかというのは、私どもの判断ではなくて、これは意見書ですので、意見書を提出すると。それに向こうがどう対応するかということであって、そう思います、私は。
以上です。

○議長（杉山晃央君） 再質疑ありますか。
ほかに、6番、西島議員。

○6番（西島信也君） 西島です。

基本的なことを聞いてちょっと申しわけないんですけども、この意見書は、提出者が内田勝行さんで、賛成者の方が5人いらっしゃいますけれども、私の思い違いかわかりませんが、意見書というのは提出者、賛成者、署名をするか、記名押印をするか、どちらかだと思っていたんですけども、これは署名でもなくて記名押印でもないけれども、これはこれでいいんですか。伺います。

○議長（杉山晃央君） 当議会にはその決めがないようなので、今回はこれでもって受け付けたということになります。
ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（杉山晃央君） ないようですので、以上で質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論はありませんか。
20番、木村議員。

〔「賛成ですが反対の人いたら、先にやってください」と言う人あり〕

○議長（杉山晃央君） 反対の討論の方いらっしゃいませんか。
反対ですか、はい、19番、三須議員。

[19番 三須重治君登壇]

○19番（三須重治君） 19番、三須重治です。

この意見書に対して反対の立場で討論いたします。

住民の安心・安全を支える行政サービスの充実、ここの部分に対しては、もう異議を挟むことなく、それはもうもちろん賛成です。ただ、先ほど質疑でもやらせていただきましたが、独立行政法人の組織及び事業の廃止、民営化等を行わないということ。これはもう私は民営化をできることは民営化をすべきだと、独法の無駄を省くと、そのように私は考えております。

また、一律的な公務員の削減を行うべきではないというところもありますが、やはり今公務員、伊豆市も積極的にといますか、非常に必要な定員に向けて削減が図られております。そこで、やはりある一定の効率のよい人数というのがいつか削減していつて実現するでしょうが、そうしたときに公務員一人一人がフルに動いていただいて、税金の有効活用をしてもらうという向きで、やはりまだ今の段階では伊豆市の規模また国のほう、詳しくわかりませんが、報道等をうかがってますと、まだまだ公務員は多いんだということも報道等であらうかかっています。したがって、ここで定員削減を行うべきというところがうたわれておりますが、私はそれが逆行していると思いますので、2つの2点を理由に反対をさせていただきます。

○議長（杉山晃央君） 次に、賛成討論を行います。

20番、木村議員。

[20番 木村建一君登壇]

○20番（木村建一君） 木村建一です。

住民の安心・安全を支える行政サービスの充実を求める意見書について、大枠では賛成するものであります。

最初に、今ちょっと質疑やりました独立行政法人の組織及び事業の廃止、私は注文をつけて賛成するんですけども、文章を見てからわかってくれというんだけど、わからないから質問してたんで、その点をまたよろしくお願ひしたいと思います。

すべてがだめだと私は思っています。いわゆる天下りを温存させるような独立行政法人は廃止せよということをやっぱりきちとうたうべきかなど。残念ながらこれ可決されるとこのまま行っちゃうもんで、相手がどうとるのかわからないんですけども、私はそういう趣旨で賛成するものです。

それからもう1点は、何か今民主党政権が、補助金がひも付けているかと、この上にも理由がこうありますけれども、一括交付金、補助金じゃなくて十把一絡げでぼんと渡そうということであらうかかっています。いかにも何か地方自治体が自由裁量権を持って、そのお金が使えるよということであらうかかっています。現実にはそうじゃなくて、いかに削減するかと。削減した中で地方自治体は自由に使えよという、本当に私は地方分権というかに逆行して

いるようなことだから、だからこそその具体的な例として、ちょっと抽象的、この記の中に、6項目の中には抽象的にならざるを得ないのかと思うんですけども、財源等のその配分、使途など国民的議論を踏まえて慎重に結論を出せということではないかなと私は判断しましたので、伊豆市の財政をきちっと守っていく、住民サービスを国がちゃんと保障しろという意味では、私は基本的には賛成するものであります。

以上。

○議長（杉山晃央君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（杉山晃央君） なければ、以上で討論を終結いたします。

これより発議第8号について採決を行います。

原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山晃央君） 起立者多数。

よって、発議第8号は原案のとおり提出することに決定いたしました。

◎発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山晃央君） 追加日程第3、発議第9号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉環境委員会委員長 古見梅子議員。

〔福祉環境委員長 古見梅子君登壇〕

○福祉環境委員長（古見梅子君） 13番、古見です。

発議第9号、福祉環境委員会から発議を報告いたします。

容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由です。

容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書。

容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）は、1995年に容器包装ごみをリサイクルするために制定されました。その後、法附則第3条に基づいて、2006年に一部改正されましたが、衆議院環境委員会で19項目、参議院環境委員会で11項目もの附帯決議が採択されたことに示されるなど、多くの課題を抱えたままの成立となっています。

このため、ごみ排出量は高止まりのまま、環境によりリユース容器が激減し、リサイクル

に適さない塩素系容器包装が未だに使われているのが実態です。

根本的な問題は、自治体が税金で容器包装を分別収集しているため、リサイクルに必要な費用が製品価格に内部化されていないことにあります。このため、容器包装を選択する事業者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブ（誘因）が働かず、ごみを減らそうと努力している市民には、負担のあり方についての不公平感が高まっています。

今日、地球温暖化防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことが求められています。レジ袋などは、先進国だけでなく、アジアの国々でも、無償配布禁止の法制化や課税など国レベルの対策が取られています。

よって、伊豆市議会は、我が国の一日も早い持続可能な社会への転換を図るため、政府及び国に対し、以下のとおり、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律を制定することを強く求めます。

- 1 容器包装リサイクル法の役割分担を見直し、分別収集・選別保管の費用を製品の価格に内部化する。
- 2 製品プラスチックのリサイクルを進める仕組みを新たに法制度化する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成22年12月17日。

静岡県伊豆市議会。

提出先、以下のとおりです。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（杉山羌央君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

19番、三須議員。

○19番（三須重治君） 19番、三須重治です。

分別収集・選別保管の費用を製品の価格に内部化するとうたわれておりますが、これは店頭における商品の値上げも、それによる値上げもやむなしというものが含まれているのか、お伺いします。

○議長（杉山羌央君） 答弁を願います。

○福祉環境委員長（古見梅子君） 今、この説明の絵のついたものがありますか。絵のついたこれを読むと理由がわかるわけですが、1番の分別収集・選別保管の費用は、製品の価格に内部化するという事は、確かに、消費者我々買い手が払うということです。内部化されて、商品でそれを払うということです。そして、事業者は、事業者というのは容器をつくる事業者と、容器を使って物を売る事業者は、消費者からもらったお金を自治体の運搬費やあるいは商品化するための費用に回すということで、消費者が表題にあります減らそうと

いう意識、繰り返し使おうという意識を深めていかなければリサイクルはうまくいかないんだというために、今回は2つのRを、リデュース、まず減らすということと繰り返し使うという法律をつくらうという、こういうことだと考えます。よろしいでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 再質疑ありますか。

三須議員。

○19番（三須重治君） では、確認でお伺いします。

その商品へ転嫁されて、それで消費者が少し割高で物を買うと。その部分で上がった利益というのは、企業がそこで上がった利益の一部を行政に拠出をしてという、今そういうふうに説明を理解したんですが、そういうことでいいわけですか。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

古見議員。

○福祉環境委員長（古見梅子君） そのところはここに書いてありませんけれども、やはり自治体が今リサイクルということで、自治体は、分別・選別保管というのは自治体の費用でやっているんですね。そうしますと、利用者というのはもっと買って来て、もっと買って来て、いろんなペットボトルを小さくしたりいろいろしているわけですが、環境のことを考えてポットでお茶を持っていくとか、いろいろしている人があるわけですね。だけど、ペットボトルにも値段を少し上乗せして、商品に上乗せをして、その分別・選別・運搬、そういう費用も一切それも賄っていくようにするとブレーキがかかるという、そういうことだと解釈して。そうしますと5番目にあるリユース瓶とか、こういう瓶のほうに移動していく。このままにしておくと大量生産・大量消費・大量リサイクルで何もごみが減らない。ここを何とかしようというための法律を国から変えてほしいという、この意見書であると思います。下の9番目にありますように、リサイクルよりもリデュース、まず減らす、リユース、繰り返し使うを優先する社会にしよう。そうすることが、この法律が変わると、メーカーは真剣にリデュース、リユースに努力します。消費者も環境によい容器を選ぼうという気持ちが強くなります。そして2Rが当たり前の社会を実現することを目的とした法律だということでもあります。よろしいでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 再質疑ありますか。

三須議員。

○19番（三須重治君） 今、委員長の説明を聞いているときに、同じ委員会の方から全然違うと言っているから、何が違うのかちょっと私どもは理解しかねますが、まあ結構ですが、その辺の隣から入ってくるのとちょっと違いますけれども、まあ結構です。

○議長（杉山羌央君） よろしいですか。

[発言する人あり]

○議長（杉山羌央君） ちょっと待ってください。

3番、稲葉議員。

○3番（稲葉紀男君） リデュースにしても、消費者の製品の値段が高ければリデュースすると、そういう短絡的なものでもないと思いますし、いろんな行政への値段が上がる分は、例えば普通は企業あるいはメーカーの合理化とかいろいろなコストダウンによって賄う分も多分にあると思うんですよ。あるいは利益を少し少なくするというこの中で、リデュースに必要な経費を賄うということは政策として多分に多様性があると思うんですけども、それを、確認です。そういうことを消費者の価格に全部転嫁しようという考えなんですか。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

古見議員。

○福祉環境委員長（古見梅子君） いえ、そういうことばかりじゃなくて、容器をつくる側も、より薄くして、より軽量なものにしていくとか、あるいは包装しないようにするとか、省資源の容器包装にするとか、あるいはリユース、再利用できる容器にするとか、そういうふうになっていくことを願う意見書だと思います。

○議長（杉山羌央君） 再質疑ありますか。

稲葉議員。

○3番（稲葉紀男君） 要するに、コストアップの部分をどこに転嫁するんですかという質問の中でそこが述べられていない。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

○福祉環境委員長（古見梅子君） それは消費者が、買う人が負担をしていく、あるいはそれは高くなるかもしれないけれども、そういうことをしないとごみは減らないということであろうと思います。この提出者の組合は、もうリユース瓶を使って、大変な、ここに小さく書いてありますけれども、自治体の収集費を1億円も節約していますというこのすごい、運搬、リサイクルをすると一番経費がかかるのは、分別収集して保管をするのに一番85%の費用がかかるんだそうであります。あと再資源化するのは15%の費用で済むと。自治体はリサイクルをすればするほど税金を使ってリサイクルをしているというのが今の現状だと。だから、この法律をつくって、みんなでリユース瓶を使おうとか、環境にいいものを使おう、そういうことであると思います。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 再質疑ありますか。

稲葉議員。

○3番（稲葉紀男君） よくわかりませんが、いいです。

○議長（杉山羌央君） ほかに質疑ありませんか。

1番、鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） 1番、鈴木です。

古見委員長にお伺いしたいんですけども、まず、国レベルのことなものであんまりよく

わからないので、その辺をちょっとお聞きしますけれども、これ2006年に衆議院環境委員会で19項目と、あと参議院環境委員会で11の附帯決議が採択されたって。附帯があって、いっぱいたくさんあるから、多分この法律をやればそれがなくなるんだろうなという解釈なんです。その附帯決議の内容というのが若干わかったら教えていただきたいのと、2つ目に、これを例えばやった場合に、市民、行政側に何のメリットがあるか全くわからないんですよ。さっき言ったら、市民は高いものを買わなくちゃならないし、じゃ、行政にどういうものが。あと一つ、3つ目ですけれども、これ廃棄物処理の今やっている燃やすこととの中の関連が非常に出てくるんですわ。ずっと24時間燃やすものが少なくなって、エネルギーがなくなるとかって、物にもよったりするし、その辺のちょっと説明をお願いしたいということでございます。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

古見議員。

○福祉環境委員長（古見梅子君） 3つ質問があったと思うんですね。1番目の衆議院の19項目とか参議院環境委員会の11項目というのは、ここに資料がございます。衆議院のほう、19項目の第1番目は、循環型社会形成推進基本法の基本原則にのっとり、発生抑制を最も優先すべきであることを、地方公共団体、事業者、消費者等に徹底するとともに、レジ袋の使用の合理化等に関する事業者の取り組み状況について十分に把握し、適切な指導を行うこと。また、発生抑制再使用の取り組みについて積極的に推進し、その取り組み状況について公表すること、これが19項目あります。

19項目読むんでしょうか。

それから参議院の環境委員会のところもありまして、これも11項目あります。その第1が、同じように容器包装廃棄物の減量化が進まない一方で、最終処分場の逼迫化が依然として続いていることを踏まえ、循環型社会形成推進基本法の3Rの基本原則にのっとり、リサイクルのみならず今後は発生抑制及び再使用についても、リターナブル瓶容器等の普及拡大など、減量効果の高い施策を積極的に推進していくことが第1に書かれております。

以下、11項目となっております。

2つ目の質問は、何でしたっけ。

○議長（杉山羌央君） 言ってください。

○1番（鈴木初司君） だから先ほど言ったように、それをやることにおいて伊豆市にとって、行政にとって、市民にとって、どういうふうになるの、マイナスになるの。先ほど、だって言うのは、転嫁されれば高くなるものを買わなきゃならないから、市民は安いほうを買ったほうがいいよねと思うんだけど、行政にとって、市民にとって、何がどういうふうになるの、プラスになったりマイナスになったり、何がいいか、その辺ちょっとわかったら簡単に教えてくれるかな。

○福祉環境委員長（古見梅子君） 私、この意見書をもらって初めて勉強したところでありま

す。それによりますと、日本はリサイクルはうんと進んだ。だけど、諸外国を見てみると、ドイツやフランスは、可燃ごみを燃すごみは有料であると。で、資源ごみを入れる袋は、フランスですね、黄色の袋へ入れて、それは事業者が運搬をして全部無料で持っていくんだと。こういうところのふうになっているということです。今、日本ではリサイクル法ということで、資源ごみになるプラスチック類も全部行政が運んでいるわけです。それがフランスの例では色が違って、そしてそこへ入れるものはすべて再生するマークがついていて、再生するマークがついているプラスチック類は、全部黄色の袋に入れていくとただで事業者が持っていく。こういうふうになっているために、事業者が負担をして運搬の費用は自治体がとらないという。あるいはドイツの場合は逆にその資源ごみも回収するけれども、資源ごみの費用はちゃんとその間に入っている会社が、その分の出方でちゃんと戻していくと。

それから、3点目の燃やすということですね。今ごみが多くなり過ぎて、ごみが多くなり過ぎているために、再資源のほうへ行かないで、それは熱量として、コークスのかわりとしたって燃焼に使うとか、それは会社は千葉のほうにあるんだそうですけれども、やはりそれも運搬をしていくという費用もかかるわけですね。そういうことで、今、再資源をするっていったって余りにも多くなったごみは、今、熱のほうへ、熱資源として利用しているという状態だそうであります。答えになったでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 再質疑ありますか。

鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） あんまりよくわからなかったですけれども、多分19項目と11項目は、これをやれば多分要らなくなるんだろうなという解釈は、よくわからない、その辺も。それで、先ほど市民のためにドイツとフランスの話をされてても、行政とか市民のために何になるかという、それもわからない、理解ができなくて、ただ、それで燃すのも運搬がどうのこのという、燃す熱量、今僕らがやっている廃棄物処理については、24時間炉を燃やしたほうがともかく経費がかからないからということがあって、ではこれ少なくなったら燃すものがなくなるのかなとかっていろいろな心配があるんですけれども、もう一回聞きますけれども、その辺トータルで簡潔に。だから先ほど言っている19項目、11項目なくなれば、これをやればなくなって、よりよい環境になるのかというのが1つと、単純に、我々庶民がこれをするに対して、例えばさっき10円上がるとか、物が上がるとかじゃなくて、どういうふうがいいのかという単純な、明確にわかることでいいです。わかる言葉で。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

古見議員。

○福祉環境委員長（古見梅子君） 今、これをやることによって自治体でもって処理するリサイクルは、全部消費者と事業者が分担するということになる社会だと思います。であるわけです。それで、今もうリサイクル法ができて一番負担がかかっているのは自治体であると。一生懸命消費者は分別をしてごみを出すわけですけれども、その出したごみは自治体の責任

で全部やっているわけですね。それが今度のこの法律によって、少しでもごみを減らしていく社会をつくっていけば、そしてこの1番の価格を内部化することで、あるいはそのお金を払うのは嫌だからリユースのほうをしようとか、そういうふうになっていくという社会を目指していると思います。そうしていかなければ、本当に地球温暖化の防止にもつながっていかないんじゃないか。非常に私たちの命を脅かすほど地球温暖化は進んでいる今、今ここで考えなきゃいけないごみ問題であると思って、この提案には私は賛成であったわけです。

わからなかったでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 再質疑ありますか。

○1番（鈴木初司君） わかんないからよくわからないでいい。

○議長（杉山羌央君） 6番、西島信也議員。

○6番（西島信也君） 西島です。今まで皆さんの委員長さんに対する質疑を聞いていたんですけれども、あんまりよくわからなかったんですけれども、まず一つに、今までリサイクルというのは当市でもやってきたわけなんですけれども、この絵のかいたやつを見ますと、リサイクルじゃなくてリユースにしよう、こういうことですよ。リサイクルはあんまりよろしくなくてリユースにしよう、こういうことを書いてあると思うんですけれども、リユースにするということは、要するにペットボトルとかそういう使い捨てとか、そういう瓶、そういうことじゃなくて、例えば瓶を持って行って、それでそれをまた瓶をお店屋さんを持っていけば10円くれるとか、そういうことを促進する法律なのかということが一つと、もう一つ、こちらに書いてあります分別収集・選別保管の費用を製品の価格に内部化すると書いてあるわけなんですけれども、例えば100円のペットボトルや何か、お茶があるとすれば、それを110円にして、その10円分を後からメーカーから自治体へ還元すると、そういうことなんですか。2つお伺いします。すみません。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

古見議員。

○福祉環境委員長（古見梅子君） 意見書の1で価格を内部化するという事は、今西島議員の言ったとおり値上がりをしていくことであろうと思います。

2番目の、プラスチックのリサイクルを今のままでいっては減らないということで、この2点だけの意見書であります。余り難しく考えなくてもいいんじゃないでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 西島議員。

○6番（西島信也君） 私が勘ぐるに、こういう要するにペットボトルとかそういう会社の人じゃなくて、大体これを出したところが、そういう瓶屋さんがそういうことを言い出したんですか。

〔「えっ」と言う人あり〕

○6番（西島信也君） 瓶屋。瓶、瓶をつくっているところとか、そういうペットボトルをつくっているところじゃなくて、瓶屋、そういうふうに勘ぐりたくなるわけですけど、こちら

を持ってきた人はどういう団体なのか、ちょっとお伺いします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

○福祉環境委員長（古見梅子君） この一番下に小さく書いてあるんですけども、実際にもうこの取り組みをして、2つのR、リデュースとリユースに取り組んでいる会社が生協、ここにありますね、生協。生協がネットワークして設立されたと。現在、北海道から九州まで組合員がいて、この取り組みをしているということでもあります。

いいでしょうか。

○議長（杉山羌央君） よろしいですか。

○6番（西島信也君） はい。

○議長（杉山羌央君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（杉山羌央君） なければこれで質疑を終わります。

以上で質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（杉山羌央君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより発議第9号について採決を行います。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山羌央君） 起立者多数。

よって、発議第9号は原案のとおり提出することに決定いたしました。

◎発議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山羌央君） 追加日程第4、発議第10号 伊豆スカイライン「冷川－天城高原区間及び冷川－沢口地区間」の一部無料化に関する決議についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

塩谷尚司議員。

〔14番 塩谷尚司君登壇〕

○14番（塩谷尚司君） 発議第10号 伊豆スカイライン「冷川－天城高原区間及び冷川－沢口地区間」の一部無料化に関する決議。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第1項の規定により提出をする。

では、提出文を読ませさせていただきます。

伊豆スカイライン「冷川－天城高原区間及び冷川－沢口地区間」の一部無料化に関する決

議。

伊豆スカイラインは、伊豆半島の尾根を縦走する重要な観光道路であることは御承知のとおりであります。伊豆市民の生活道路の一部として恒常的に利用されています。

つきましては、市民生活の利便性の向上を図るため、次の事項について要望します。

記

天城高原地区の伊豆市民及び伊東市民の方々は、公共施設や医療機関への利用を始め、日常の買い物等において県道中大見八幡野線又は伊豆スカイラインを利用することになります。県道中大見八幡野線は幅員が狭小かつカーブが非常に多く普通車の交互通行においても大変危険な状態にあるため、主に伊豆スカイラインを利用されている状況であります。

特に近年、高齢者ドライバーが増加する状況にあり、一層交通事故の発生が危惧されることから、多くの地元住民が伊豆スカイラインの冷川－天城高原の区間を利用し、往復400円の料金を負担しています。

また、同様に冷川－沢口地区間の沿線の市民の方々にとりましても重要な生活道路となっております。

つきましては、安全・安心して住み続けることができる地域社会を実現するため、伊豆スカイラインを生活道路として利用する市民に対し、ライフライン化した「冷川－天城高原区間及び冷川－沢口地区間」の利用について無料化を要望します。

以上のとおり決議する。

平成22年12月17日。

伊豆市議会。

静岡県知事 川勝平太殿。

以上です。

○議長（杉山羌央君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

12番、森良雄議員。

○12番（森 良雄君） 1つお聞きしたいんですけど、この伊豆スカイラインは将来無料化されるというようなあれはないんでしょうかね、その辺をお聞きしたい。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

塩谷議員。

○14番（塩谷尚司君） それは私も県知事じゃないからわからないですけども、今のところ聞いておりません。

○議長（杉山羌央君） 再質疑ありますか。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（杉山羌央君） なければこれで質疑を終わります。

以上で質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（杉山羌央君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより発議第10号について採決を行います。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（杉山羌央君） 起立者多数。

よって、発議第10号は原案のとおり決議することに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長（杉山羌央君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成22年第4回伊豆市議会定例会を閉会いたします。

皆様には長期間にわたり慎重審議いただき、まことにありがとうございました。

以上で本定例会を終了いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午後 2時41分